

# 目 次

( 令 和 3 年 )

## ○第3回臨時会

### 第1日目（8月16日）

|   |    |
|---|----|
| 会議録署名議員の指名  | 3  |
| 会期の決定   | 3  |
| 意見書第11号 重要土地等調査規制法の廃止を求める意見書                      | 3  |
| 意見書第13号 渡名喜島沖合における米軍ヘリコプターからのコンテナ落下事故に関する意見書      | 5  |
| 決議第4号 渡名喜島沖合における米軍ヘリコプターからのコンテナ落下事故に関する抗議決議       | 5  |
| 決議第5号 旧庁舎に設置された「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」の看板撤去及び設置に関する決議 | 10 |
| 意見書第12号 米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイによるパネル落下事故に関する意見書      | 13 |
| 決議第6号 米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイによるパネル落下事故に関する抗議決議       | 13 |

## ○第4回定例会

### 第1日目（9月6日）

|  |    |
|--|----|
| 会議録署名議員の指名                               | 21 |
| 会期の決定                                    | 21 |
| 諸般の報告                                    | 21 |
| 行政報告                                     | 22 |
| 陳情第11号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）          | 24 |
| 陳情第12号 県産品の優先使用について（要請）                  | 24 |
| 議案第22号 中城村課設置条例の一部を改正する条例                | 25 |
| 議案第23号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例 | 27 |
| 議案第24号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例              | 32 |
| 議案第25号 令和2年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について       | 36 |
| 議案第26号 令和3年度中城村一般会計補正予算（第3号）             | 37 |
| 議案第27号 令和3年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）       | 47 |
| 議案第28号 令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）      | 49 |

|        |                                       |    |
|--------|---------------------------------------|----|
| 議案第29号 | 令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）         | 51 |
| 議案第30号 | 令和3年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）          | 52 |
| 議案第31号 | 令和3年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）       | 55 |
| 議案第32号 | 令和3年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）               | 57 |
| 議案第33号 | ウフクビリ線災害防除工事（R3-1工区）請負契約について          | 58 |
| 承認第3号  | 専決処分承認について（令和3年度中城村一般会計補正予算（第2号））     | 60 |
| 同意第2号  | 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて    | 71 |
| 同意第3号  | 中城村監査委員の選任につき同意を求めることについて             | 72 |
| 報告第7号  | 令和2年度決算に係る健全化判断比率について                 | 73 |
| 報告第8号  | 令和2年度決算に係る資金不足比率について（中城村公共下水道事業特別会計）  | 74 |
| 報告第9号  | 令和2年度決算に係る資金不足比率について（中城村土地区画整理事業特別会計） | 75 |
| 報告第10号 | 令和2年度決算に係る資金不足比率について（中城村水道事業会計）       | 76 |
| 報告第11号 | 令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について        | 77 |

## 第2日目（9月7日）

### 一般質問

|             |     |
|-------------|-----|
| 9番 比嘉麻乃 議員  | 81  |
| 1番 安里清市 議員  | 91  |
| 4番 屋良照枝 議員  | 99  |
| 13番 石原昌雄 議員 | 104 |

## 第3日目（9月8日）

### 一般質問

|             |     |
|-------------|-----|
| 8番 大城常良 議員  | 115 |
| 12番 金城章 議員  | 126 |
| 14番 伊佐則勝 議員 | 133 |
| 3番 渡嘉敷眞整 議員 | 139 |

## 第4日目（9月9日）

### 一般質問

|              |     |
|--------------|-----|
| 10番 安里ヨシ子 議員 | 151 |
|--------------|-----|

|    |     |   |    |       |     |
|----|-----|---|----|-------|-----|
| 6番 | 玉那覇 | 登 | 議員 | ----- | 155 |
| 2番 | 新垣  | 修 | 議員 | ----- | 161 |
| 5番 | 桃原  | 清 | 議員 | ----- | 171 |

**第5日目（9月10日）**

一般質問

|         |   |    |    |       |     |
|---------|---|----|----|-------|-----|
| 7番      | 新垣  | 貞則 | 議員 | ----- | 181 |
| 11番     | 仲松  | 正敏 | 議員 | ----- | 192 |
| 15番     | 新垣  | 善功 | 議員 | ----- | 201 |
| 意見書第14号 | コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求め<br>る意見書 -----       |    |    |       | 211 |
| 意見書第15号 | 米海兵隊による有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）の汚水<br>排出に対する意見書 -----  |    |    |       | 213 |
| 決議第7号   | 米海兵隊による有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）の汚水排<br>出に対する抗議決議 ----- |    |    |       | 213 |

**第6日目（9月11日） 休 会（土）**

**第7日目（9月12日） 休 会（日）**

**第8日目（9月13日）**

|       |  |  |  |  |     |
|-------|--|--|--|--|-----|
| 認定第1号 | 令和2年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について -----               |  |  |  | 221 |
| 認定第2号 | 令和2年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ<br>いて -----     |  |  |  | 240 |
| 認定第3号 | 令和2年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ<br>いて -----    |  |  |  | 247 |
| 認定第4号 | 令和2年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ<br>いて -----    |  |  |  | 250 |
| 認定第5号 | 令和2年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定につ<br>いて -----   |  |  |  | 253 |
| 認定第6号 | 令和2年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定<br>について ----- |  |  |  | 257 |
| 認定第7号 | 令和2年度中城村水道事業会計決算認定について -----                 |  |  |  | 260 |
| 認定第8号 | 令和2年度中頭地方視聴覚協議会一般会計歳入歳出決算の認定につ<br>いて -----   |  |  |  | 270 |

**第9日目（9月14日） 委 員 会（火） 委員会審議**

|              |                                    |                        |     |
|--------------|------------------------------------|------------------------|-----|
| 第10日目（9月15日） | 委員会（水）                             | 委員会審議                  |     |
| 第11日目（9月16日） | 委員会（木）                             | 委員会審議                  |     |
| 第12日目（9月17日） | 委員会（金）                             | 委員会審議（陳情等審査及び委員長取りまとめ） |     |
| 第13日目（9月18日） | 休 会（土）                             |                        |     |
| 第14日目（9月19日） | 休 会（日）                             |                        |     |
| 第15日目（9月20日） | 休 会（月）                             | 敬老の日                   |     |
| 第16日目（9月21日） | 委員会（火）                             | 委員会審議（連合審査）            |     |
| 第17日目（9月22日） | 委員会（水）                             | 委員会審議（連合審査）            |     |
| 第18日目（9月23日） | 休 会（木）                             | 秋分の日                   |     |
| 第19日目（9月24日） | 休 会（金）                             | 委員会審議（連合審査）            |     |
| 第20日目（9月25日） | 休 会（土）                             |                        |     |
| 第21日目（9月26日） | 休 会（日）                             |                        |     |
| 第22日目（9月27日） |                                    |                        |     |
| 議案第34号       | 令和3年度中城村一般会計補正予算（第4号）              | -----                  | 275 |
| 認定第1号        | 令和2年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について           | -----                  | 283 |
| 認定第2号        | 令和2年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について     | -----                  | 285 |
| 認定第3号        | 令和2年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について    | -----                  | 287 |
| 認定第4号        | 令和2年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について    | -----                  | 288 |
| 認定第5号        | 令和2年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について   | -----                  | 289 |
| 認定第6号        | 令和2年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について | -----                  | 291 |
| 認定第7号        | 令和2年度中城村水道事業会計決算認定について             | -----                  | 292 |

|        |   |     |
|--------|---|-----|
| 議案第25号 | 令和2年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について .....                                     | 293 |
| 請願第2号  | 南上原地区交番設置を求める請願書 .....  | 294 |
| 陳情第9号  | 陳情書（国道329号線 泊交差点について、安全性・利便性確保のため信号機の設置等のお願い） .....                   | 297 |
| 陳情第14号 | コロナ禍のもとで子どもたちおよび女性の健康と学習権を守るため、学校等公的施設のトイレに生理用品を配備し、その予算化を求める要請 ..... | 298 |
| 陳情第15号 | 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情書 .....                                   | 299 |



# 第3回 臨時会





# 令和3年第3回中城村議会臨時会会期日程表

開 会 令和3年8月16日

会 期 1 日間

閉 会 令和3年8月16日

| 日 次   | 月 日   | 曜日 | 開 議 時 刻 | 会 議 名 | 事 項  |
|-------|-------|----|---------|-------|--|
| 第 1 日 | 8月16日 | 月  | 午後2時    | 本 会 議 | 会議録署名議員の指名、会期の決定<br>意見書第11, 12, 13号、決議第4, 5, 6号に<br>対する説明、質疑、討論、採決<br><br>閉会 |



## 令和3年第3回中城村議会臨時会（第1日目）

|                                |                 |                    |         |         |
|--------------------------------|-----------------|--------------------|---------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和3年8月16日（月）    |                    |         |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                    |         |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 会             | 令和3年8月16日（午後2時00分） |         |         |
|                                | 閉 会             | 令和3年8月16日（午後2時51分） |         |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                | 議 席 番 号 | 氏 名     |
|                                | 1 番             | 安 里 清 市            | 9 番     | 比 嘉 麻 乃 |
|                                | 2 番             | 新 垣 修              | 10 番    | 安 里 ヨシ子 |
|                                | 3 番             | 渡嘉敷 眞 整            | 11 番    | 仲 松 正 敏 |
|                                | 4 番             | 屋 良 照 枝            | 12 番    | 金 城 章   |
|                                | 5 番             | 桃 原 清              | 13 番    | 石 原 昌 雄 |
|                                | 6 番             | 玉那覇 登              | 14 番    | 伊 佐 則 勝 |
|                                | 7 番             | 新 垣 貞 則            | 15 番    | 新 垣 善 功 |
|                                | 8 番             | 大 城 常 良            | 16 番    | 新 垣 博 正 |
| 欠 席 議 員                        |                 |                    |         |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 3 番             | 渡嘉敷 眞 整            | 4 番     | 屋 良 照 枝 |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 比 嘉 保              | 議 事 係 長 | 欠 席     |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 |                 |                    |         |         |
|                                |                 |                    |         |         |
|                                |                 |                    |         |         |
|                                |                 |                    |         |         |
|                                |                 |                    |         |         |
|                                |                 |                    |         |         |
|                                |                 |                    |         |         |
|                                |                 |                    |         |         |

## 議 事 日 程 第 1 号

| 日 程    | 件 名   |
|--------|---|
| 第 1    | 会議録署名議員の指名  |
| 第 2    | 会期の決定   |
| 第 3    | 意見書第11号 重要土地等調査規制法の廃止を求める意見書                      |
| 第 4    | 意見書第13号 渡名喜島沖合における米軍ヘリコプターからのコンテナ落下事故に関する意見書      |
| 第 5    | 決議第4号 渡名喜島沖合における米軍ヘリコプターからのコンテナ落下事故に関する抗議決議       |
| 第 6    | 決議第5号 旧庁舎に設置された「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」の看板撤去及び設置に関する決議 |
| 追加日程第1 | 意見書第12号 米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイによるパネル落下事故に関する意見書      |
| 追加日程第2 | 決議第6号 米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイによるパネル落下事故に関する抗議決議       |

○議長 新垣博正 ただいまより令和3年第3回中城村議会臨時会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

(14時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番 渡嘉敷眞整議員及び4番 屋良照枝議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日8月16日のみにしたいと思います。御異議ありません

か。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日8月16日の1日間に決定いたしました。

日程第3 意見書第11号 重要土地等調査規制法の廃止を求める意見書を議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは読み上げて御提案を申し上げます。

意見書第11号

令和3年8月16日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

提出者

中城村議会議員 大城常良

賛成者

中城村議会議員 玉那覇 登

中城村議会議員 渡嘉敷 眞 整

重要土地等調査規制法の廃止を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由

本年6月16日未明、参議院本会議にて可決・成立した法案「重要土地等調査規制法」については、基地周辺住民及び沖縄県民全ての私権・財産権が脅かされるだけでなく、負担感が増し本来守られるべき国民は置き去りにされている状態であり、本法案の廃止を求めるため。

## 重要土地等調査規制法の廃止を求める意見書（案）

6月16日の参議院本会議で、米軍基地や自衛隊基地、原子力発電所の周辺、国境離島等の土地の利用を規制する重要土地等調査規制法案が調査内容、対象区域、罰則を伴う行為が不透明なまま強行採決され、賛成多数で可決・成立した。政府は、法律の成立を受け今後、規制の対象となる注視区域や土地取引が必要となる特別注視区域の選定を進める。

当初、外国資本による土地購入をされることによる安全保障上の懸念を理由に始まった議論だが、出来上がった法案は、外国人が土地を所有すること自体は規制せず、注視区域とされる基地周辺等で暮らす住民のみならず、その土地等の利用者也調査・監視できるような内容にすり替わっている。また、基地周辺の土地等で勧告・命令の対象となる機能阻害行為の定義もあいまいで、政府の中止命令等に従わない場合は刑事罰を科すこともできる一方で、事後的に検証できる制度もなく止める術をもたない。罪刑法定主義に反する疑いもあり、沖縄においては、辺野古新基地建設や離島での自衛隊基地建設等に反対する運動そのものが阻害行為とされかねない。沖縄全土が注視対象区域とも言われ、県内に住んでいるだけで個人情報が入手・保存され、ヘイトの助長や分断も懸念され、悪法とのそしりは免れない。

地方自治の本旨からも逆行し、知事や村長等の地方自治体の長は国の下請け機関とも言える位置に置かれ、国は行政命令として住民の個人情報の提供を求めることも可能となり、地域住民との分断を招きかねない。

これまで沖縄では、基地に関する事件や事故は後を絶たず、日米両政府に対して様々な抗議・要請を行ってきたが根本的な解決に至っていない。村民、県民の安心、安全な生活環境を求めても改善されない。この法案のように基地周辺住民、沖縄県民全ての私権・財産権すら脅かされ、負担感は増すばかりで本来守られるべき国民は置き去りにされている状態で本末転倒である。

立法事実が明らかではないばかりか、法案の核となる概念や定義があいまいで、法案策定に携わった方ですら熟議を促すほどで、この法案が積み残した課題は多岐にわたり、村民及び、国民誰もが影響を受ける可能性が大きいことから直ちに廃止することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年8月16日

沖縄県中城村議会

宛先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 防衛大臣 内閣官房長官

以上であります。

これから質疑を行います。質疑はありません

○議長 新垣博正 これで、提出者の趣旨説明  
を終わります。

か。  
（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第11号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第11号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 重要土地等調査規制法の廃止を求める意見書に賛成の立場で討論をいたします。

この法案は、政府が安全保障上、重要とする全国の米軍、自衛隊基地、海上保安庁の施設、原発などの周囲1キロと国境離島で暮らす住民を監視対象に土地建物の利用を注視させることを可能にするものです。基地周辺の住民は軍用機の墜落や部品落下、爆音、環境汚染、軍関係者による犯罪など、基地あるがゆえの被害に日常的に苦しめられています。とりわけ、沖縄の住民は米軍の占領下で、一方的に土地を奪われ、基地周辺に住むほかなかったわけです。国策により負担を強いて、住民を監視の対象にすることは住民を愚弄するものです。戦後、宜野湾の伊佐浜ではブルドーザーの前に座り込みをして、土地を守ろうと命をかけた土地闘争にもかかわらず土地を奪われ、仕方がなくその基地周辺に住まざるを得なかった、そういう事実があります。今度は、基地周辺1キロメートルは国境離島を注視区域に指定して、土地所有者らの氏名、住所、国籍などの調査や基地などの機能を阻害する行為とみなした場合に、利用中止の命令を可能にするものです。辺野古新基地建設に抗議の座り込みが今続いています。こうした活動に

も機能阻害行為が適用されるほか、処罰対象にされることは許されるものではありません。政府の狙いは反基地運動の弱体化と住んでいる住民の思想調査にまで及ぶ危険があります。善良な市民が不利益を被ることは絶対に許せません。

以上のことからこの法案に反対をし、廃案にすべきものだと考えています。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに討論はありませんか。(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第11号 重要土地等調査規制法の廃止を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第11号 重要土地等調査規制法の廃止を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第4 意見書第13号 渡名喜島沖合における米軍ヘリコプターからのコンテナ落下事故に関する意見書及び日程第5 決議第4号 渡名喜島沖合における米軍ヘリコプターからのコンテナ落下事故に関する抗議決議については、関連しますので一括議題にしたいと思えますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、日程第5及び日程第6については、一括議題といたします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 では意見書第13号、読み上げて説明いたします。

意見書第13号

令和3年8月16日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

提出者

中城村議会議員 桃原 清

賛成者

中城村議会議員 安里 清市

中城村議会議員 渡嘉敷 眞整

渡名喜島沖合における米軍ヘリコプターからのコンテナ落下事故に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由

これまでも米軍による事件・事故等に関し、その都度、関係機関に対し事故原因究明、再発防止策や迅速・正確な連絡通報の徹底等を強く要請してきたが、またしても今回の落下事故が発生したことは誠に遺憾であり、断じて容認できるものではなく、本村議会は村民及び県民の生命・財産を守る立場から、今回の落下事故に対し、厳重に抗議するため。

渡名喜島沖合における米軍ヘリコプターからのコンテナ落下事故に関する意見書（案）

令和3年7月13日午後0時30分頃、渡名喜島沖合の海上で在沖米海兵隊第1海兵航空団所属のCH53E大型輸送ヘリコプターが、つり下げ輸送中の鉄製コンテナを落下させる事故が発生した。

当該コンテナは縦約2メートル、横及び高さ約2.4メートル、空の状態です約1.2トンあるとの報道もあり、近隣の島民を始め沖縄県民に大きな衝撃と不安を与えている。また、沖縄防衛局への事故発生の第一報が米軍ではなく渡名喜村からであることや、沖縄県に連絡が入るまでに時間を要するなど通報体制の不備も指摘されている。

米軍ヘリコプターによるつり下げ輸送や訓練に関しては、読谷村のトリイ通信施設の沖合における平成18年12月の廃車の落下や令和2年2月の鉄製構造物の落下など、これまでも多数の事故が繰り返されており、つり下げ輸送等は一步間違えれば県民の生命や財産に関わる重大な事故につながりかねない極めて危険な行為である。

さらに、今回は射爆撃場のある入砂島から輸送中の事故であり、陸域だけでなく広大な訓練空



域・水域が存在する本県においては、県民は陸でも海でも空までも危険と隣り合わせの生活を強いられている。

本村議会は、これまでも米軍による事件・事故等に関し、その都度、米軍や関係機関に対して事故原因の究明、再発防止策や迅速・正確な連絡通報の徹底等を強く要請してきたにもかかわらず、またしても今回の落下事故が発生したことは誠に遺憾であり、断じて容認できるものではない。

よって、本村議会は村民及び県民の生命・財産を守る立場から、今回の落下事故に対し、厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

#### 記

- 1 事故の原因、経緯等を徹底的に究明し、その結果を速やかに県民に明らかにすること。
- 2 事故発生時の連絡体制を厳格に運用し、迅速かつ正確な情報提供を行うこと。
- 3 ヘリコプターによるつり下げ輸送や訓練を直ちに中止すること。
- 4 米軍所属軍用機の整備・保守点検体制を徹底的に見直し、その結果を公表し実効性のある安全管理と再発防止に努めること。
- 5 訓練空域・水域の見直しも含め、日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年8月16日

沖縄県中城村議会

宛先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣

以上です。続きまして決議第4号、これも全て読み上げて説明させていただきます。

決議第4号

令和3年8月16日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

提出者

中城村議会議員 桃原 清

賛成者

中城村議会議員 安 里 清 市

中城村議会議員 渡嘉敷 眞 整

渡名喜島沖合における米軍ヘリコプターからのコンテナ落下事故に関する抗議決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由

これまでも米軍による事件・事故等に関し、その都度、関係機関に対し事故原因究明、再発防止策や迅速・正確な連絡通報の徹底等を強く要請してきたが、またしても今回の落下事故が発生したことは誠に遺憾であり、断じて容認できるものではなく、本村議会は村民及び県民の生命・財産を守る立場から、今回の落下事故に対し、厳重に抗議するため。

渡名喜島沖合における米軍ヘリコプターからのコンテナ落下事故に関する抗議決議（案）

令和3年7月13日午後0時30分頃、渡名喜島沖合の海上において、在沖米海兵隊第1海兵航空団所属のCH53E大型輸送ヘリコプターが、つり下げ輸送中の鉄製コンテナを落下させる事故が発生した。

今回の事故で人的・物的な被害は確認されていないが、当該コンテナは縦約2メートル、横及び高さ約2.4メートル、空の状態では約1.2トンあるとの報道等もあり、近隣の島民をはじめ沖縄県民に大きな衝撃と不安を与えている。また、沖縄防衛局への事故発生の第一報が米軍ではなく渡名喜村からであることや、沖縄県に連絡が入るまでに時間を要するなど、通報体制の不備も指摘されている。

米軍ヘリコプターによるつり下げ輸送や訓練に関しては、読谷村のトリイ通信施設の沖合における平成18年12月の廃車の落下や令和2年2月の鉄製構造物の落下など、これまでも多数の事故が繰り返されており、つり下げ輸送等は一步間違えば県民の生命や財産に関わる重大な事故につながりかねない極めて危険な行為である。

さらに、今回は射爆撃場のある入砂島から輸送中の事故であり、陸域だけでなく広大な訓練空域・水域が存在する本県においては、県民は陸でも海でも危険と隣り合わせの生活を強いられている。

本議会は、これまでも米軍による事件・事故等に関し、その都度、米軍や関係機関に対して事故原因の究明、再発防止策や迅速・正確な連絡通報の徹底等を強く要請してきたにもかかわらず、またしても今回の落下事故が発生したことは誠に遺憾であり、断じて容認できるものではない。

よって、本村議会は、村民及び県民の生命・財産を守る立場から、今回の落下事故に対し厳重

に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

#### 記

- 1 事故の原因、経緯等を徹底的に究明し、その結果を速やかに県民に明らかにすること。
- 2 事故発生時の連絡体制を厳格に運用し、迅速かつ正確な情報提供を行うこと。
- 3 ヘリコプターによるつり下げ輸送や訓練を中止すること。
- 4 米軍所属軍用機の整備・保守点検体制を徹底的に見直して、その結果を公表し、実効性のある安全管理と再発防止に努めること。
- 5 訓練空域・水域の見直しも含め、日米地位協定を抜本的に改定すること。

上記のとおり決議する。

令和3年8月16日

沖縄県中城村議会

宛先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在日米軍沖縄地域調整官  
第3海兵遠征軍司令官 在沖米国総領事

以上、提案します。

○議長 新垣博正 これでは、提出者の趣旨説明を終わります。

これから意見書第13号及び決議第4号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第13号及び決議第4号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第13号及び決議第4号は委員会付託を省略します。

これから意見書第13号に対する討論を行います。討論はありませんか。

安里清市議員。

○1番 安里清市議員 それでは意見書第13号渡名喜島沖合における米軍ヘリコプターからのコンテナ落下事故に関する意見書に賛成の立場で討論をいたします。

今回、またしても米軍ヘリコプターからの物品落下事故が発生しました。発生したと言いますと自然発生的な出来事のように聞こえますが、この事件は米軍による人災であって、決してあってはならない事故であります。日夜、戦闘訓練に駆り出されている若い兵士たちは、もはや軍の規律を守るとか、安全規定を遵守するという意識が欠如していると思えます。過去においては、1965年にトレーラー落下事故による小学生死亡事故や2020年には普天間第二小学校への窓枠落下事件等も起こしております。本中城村議会は令和3年6月の定例会で津堅島への米軍ヘリコプターの不時着事故に対する意

見書と抗議決議を採択しました。今回の事故は過去の反省が全くなされておらず、村民・県民の声を全く無視したことによる発生であります。このことは米軍のみならず、日本政府として在日米軍基地の約7割の基地を沖縄に押しつけ、ヘリコプターも飛ばず、ましてやコンテナなど落下する危険のない安全なところに身を置き、自らの保身にきゅうきゅうとし、高みの見物を続けている日本政府の責任でもあります。ここに日米地位協定を抜本的に改定することにより、係る事故の発生につながる訓練を直ちに中止することを求め、意見書第13号 渡名喜島沖合における米軍ヘリコプターからのコンテナ落下事故に関する意見書に対する賛成討論とします。

○議長 新垣博正 ほかに討論はありませんか。  
(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第13号 渡名喜島沖合における米軍ヘリコプターからのコンテナ落下事故に関する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第13号 渡名喜島沖合にお

ける米軍ヘリコプターからのコンテナ落下事故に関する意見書は原案のとおり可決されました。

続きまして、決議第4号に対する討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから決議第4号 渡名喜島沖合における米軍ヘリコプターからのコンテナ落下事故に関する抗議決議を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、決議第4号 渡名喜島沖合における米軍ヘリコプターからのコンテナ落下事故に関する抗議決議は、原案のとおり可決されました。

日程第6 決議第5号 旧庁舎に設置された「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」の看板撤去及び設置に関する決議を議題とします。

本件について、提案者の趣旨説明を求めます。大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは読み上げて御提案を申し上げます。

決議第5号

令和3年8月16日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

提出者

中城村議会議員 大城常良

賛成者

中城村議会議員 新垣修

旧庁舎に設置された「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」の  
看板撤去及び設置に関する決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由

これまで改定実績のない「日米地位協定」の抜本的な改定を求めため、旧庁舎へ設置されている劣化した看板を撤去し、今後も日米地位協定を抜本的に見直すための看板設置を行い、村民及び県民ひいては、政府及び米軍関係者へ目に見える訴えを起こすため。

旧庁舎に設置された「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」の  
看板撤去及び設置に関する決議（案）

中城村役場旧庁舎に設置された「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」の看板は2010年1月に設置された。設置された経緯は、米軍関係の事件・事故が発生するたびに地位協定が大きな壁になって立ちはだかり、警察の事件・事故に対する調査、捜査は米軍の許可を得ない限り許されない。さらに北谷浄水場から本村に供給されている水道水に混入している有機フッ素化合物（PFAS）についても発生源の可能性が最も高い基地内の立ち入り検査の要請を求めても米軍は許可を与えない。

日米地位協定が1960年1月19日に締結されて以降一度も改定に至っていない現状は全国で米軍基地の70.3%が集中する沖縄にとっては紛れもない不条理である。

長年にわたり村民、県民の多くが日米地位協定の抜本的改定を求め、改定に対する機運はさらに高まっている現状で旧庁舎の解体に伴う看板の撤去は村当局が改定を諦めてしまったのか。さらに村当局と村民の強い絆が弱まってしまわないか等、村民に与える不安及び、影響は大きいものがある。

中城村と村議会、村民が一体となって未だ改定に至っていない日米地位協定の抜本的な改定を本村から内外に発信する意義は村民、県民の大きな力になる。

よって本村議会は、村民の思い、民意を守る立場から下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

記

- 1 旧庁舎に設置されている「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」の看板を旧庁舎の解体に伴い、歴史ある看板を撤去し、看板を公共施設又は、国道沿いに設置すること。

2 設置するにあたり、景観に懸念があれば設置場所を検討するとともに、議会と協議すること。

以上決議する。

令和3年8月16日

中城村議会

宛先

中城村長

以上です。

○議長 新垣博正 これにて提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております決議第5号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、決議第5号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 では本決議第5号に対し、賛成の立場で討論いたします。

旧庁舎に設置された「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」の看板は11年前に設置された、現村長が自ら設置した看板です。看板はペンキが多少色落ちしておりますが、文字が読めないという状況ではないと見受けました。設置したときの費用は10万円程度と聞いております。日米地位協定は今なお多くの米軍基地を抱える沖

縄県において、米軍関係の事件・事故が多く、その場合の裁判権が日本側にない状況で、被害はいつも沖縄県民、不平等の多い日米地位協定は見直しが必要であることは沖縄県民誰もが皆望んでいることです。村民の声を代弁する議員になった私は、その声を目に見える形で看板を設置して村民に示している村長、中城村を誇らしく思います。ぶれない村長の姿勢を中城村民の思い、民意を守るためにも、初志貫徹の精神で、村民の目に止まるところに設置することで、日米地位協定の根本的な改定を本村から内外に発信するためにも、看板の設置に賛成します。

○議長 新垣博正 ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから決議第5号 旧庁舎に設置された「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」の看板撤去及び設置に関する決議を採決いたします。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、決議第5号 旧庁舎に設置された「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」の看板撤去及び設置に関する決議は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩（14時38分）

~~~~~

再 開（14時41分）

○議長 新垣博正 再開します。

ただいま新垣 修議員より米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイによるパネル落下事故に関する意見書及び抗議決議が提出されました。この意見書は2名以上の賛成がありますので、成立いたしました。

新垣 修議員の意見書及び決議を日程に追加し、追加議日程第1及び追加日程第2として議題とすることについて、採決を行います。

この意見書及び決議を追加日程に追加してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、この意見書及び決議を日程に追加

し、追加日程第1号及び第2号として議題いたします。

追加日程第1 意見書第12号 米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイによるパネル落下事故に関する意見書及び追加日程第2 決議第6号 米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイによるパネル落下事故に関する抗議決議については、関連しますので一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、追加日程第1及び追加日程第2については、一括議題といたします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは読み上げて御提案、意見をしたいと思います。

意見書第12号

令和3年8月16日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

提出者

中城村議会議員 新垣 修

賛成者

中城村議会議員 大城 常良

中城村議会議員 屋良 照枝

米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイによるパネル落下事故に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由

これまで幾度となく、米軍機からの落下事故に対し、安全管理の徹底、再発防止策を強く要求してきたが一向に改善されることもなく、当たり前のように毎年落下事故が繰り返されてい

る。日本政府は飛行停止の要求もせず、飛行訓練を最優先させている。

村民、県民の生命・財産を守る立場から、今回の落下事故に対し、厳重に抗議・要請するため。

#### 米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイによるパネル落下事故に関する意見書（案）

米軍普天間飛行場第1海兵航空団所属のMV22オスプレイが12日夜、重さ約1.8キロのパネルを落下させる事故が発生した。場所についてはキャンプ・シュワブとキャンプ・ハンセンにまたがる中部訓練場から普天間飛行場に戻る途中に落下したとみられる。

一方、日本政府への通報は13日夕方で通報体制の不備が指摘されている。また、この日は2004年、沖縄国際大学の構内に大型輸送ヘリコプターが墜落・炎上した大事故から17年の節目の日だった。これまでも幾度となく、米軍機からの落下事故に対し、安全管理の徹底、再発防止策を強く要求してきたが一向に改善されることもなく、当たり前のように毎年落下事故が繰り返されている。7月13日には渡名喜島沖で鉄製コンテナを落下させ、回収も行われない。さらに津堅島や宮崎県に不時着する事故等、米軍機の安全管理はもはや破綻している。頻発する事故に対し日本政府は飛行停止の要求もせず、飛行訓練を最優先させていることに大きな不安と激しい怒りを禁じ得ない。

県民、国民の命を守るべき政府が命や人権をないがしろにする現状は断じて容認できるものではない。

よって、本村議会は村民、県民の生命・財産を守る立場から、今回の落下事故に対し、厳重に抗議するとともに下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

#### 記

- 1、普天間飛行場所属MV22オスプレイを飛行停止にすること。
- 2、普天間飛行場の即時閉鎖・撤去すること。
- 3、日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年8月16日

沖縄県 中城村議会

宛先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣

以上であります。



決議第6号

令和3年8月16日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

提出者

中城村議会議員 新垣 修

賛成者

中城村議会議員 大城 常良

中城村議会議員 屋良 照枝

### 米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイによるパネル落下事故に関する決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

#### 提案理由

これまで幾度となく、米軍機からの落下事故に対し、安全管理の徹底、再発防止策を強く要求してきたが一向に改善されることもなく、当たり前のように毎年落下事故が繰り返されている、日本政府は飛行停止の要求もせず、飛行訓練を最優先させている。

村民、県民の生命・財産を守る立場から、今回の落下事故に対し、厳重に抗議・要請するため。

### 米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイによるパネル落下事故に関する抗議決議（案）

米軍普天間飛行場第1海兵航空団所属のMV22オスプレイが12日夜、重さ約1.8キロのパネルを落下させる事故が発生した。場所についてはキャンプ・シュワブとキャンプ・ハンセンにまたがる中部訓練場から普天間飛行場に戻る途中に落下したとみられる。

一方、日本政府への通報は13日夕方で通報体制の不備が指摘されている。また、この日は2004年、沖縄国際大学の構内に大型輸送ヘリコプターが墜落・炎上した大事故から17年の節目の日だった。これまでも幾度となく、米軍機からの落下事故に対し、安全管理の徹底、再発防止策を強く要求してきたが一向に改善されることもなく、当たり前のように毎年落下事故が繰り返されている。7月13日には渡名喜島沖で鉄製コンテナを落下させ、回収も行われない。さらに津堅島や宮崎県に不時着する事故等、米軍機の安全管理はもはや破綻している。頻発する事故に対し日本政府は飛行停止の要求もせず、飛行訓練を最優先させていることに大きな不安と激しい怒りを禁じ得ない。

県民、国民の命を守るべき政府が命や人権をないがしろにする現状は断じて容認できるものではない。

よって、本村議会は村民、県民の生命・財産を守る立場から、今回の落下事故に対し、厳重に抗議するとともに下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

#### 記

- 1、普天間飛行場所属MV22オスプレイを飛行停止にすること。
- 2、普天間飛行場の即時閉鎖・撤去すること。
- 3、日米地位協定を抜本的に改定すること。

上記のとおり決議する。

令和3年8月16日

沖縄県中城村議会

宛先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在日米軍沖縄地域調整官  
第3海兵遠征軍司令官 在沖米国総領事

以上です。

○議長 新垣博正 これでは、提出者の趣旨説明を終わります。

これから意見書第12号及び決議第6号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第12号及び決議第6号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第12号及び決議第6号は委員会付託を省略いたします。

これから意見書第12号に対する討論を行います。討論はありますか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは意見書第12号、本意見書に対し、賛成の立場で討論をいたします。

またしても、米軍普天間飛行場所属の航空機MV22オスプレイから部品が落下しました。度重なる米軍の航空機、ヘリコプターからの落下事故に対し、再三にわたり安全管理の徹底、再発防止を求めてきましたが、全てにおいて改善が見られない。米軍や日本政府は軍事訓練を最優先に、低空飛行訓練やつり下げ訓練、さらにパラシュート訓練等、国民・県民の命と人権を顧みることなく、全ての訓練を容認する姿勢は主権国家としてまともな国家とは言い難い。県民は今まで幾度となく捨て石にされ、差別されてきたが、これ以上は我慢の限界である。

以上のことから本意見書に対し、賛成であります。

○議長 新垣博正 ほかに討論はありませんか。  
(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第12号 米軍普天間飛行場所  
属MV22オスプレイによるパネル落下事故に関  
する意見書を採決いたします。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定す  
ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、意見書第12号 米軍普天間飛行場  
所属MV22オスプレイによるパネル落下事故に  
関する意見書は原案のとおり可決されました。

続きまして、決議第6号に対する討論を行  
います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これ  
で討論を終わります。

これから決議第6号 米軍普天間飛行場所  
属MV22オスプレイによるパネル落下事故に関  
する抗議決議を採決いたします。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定す  
ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、決議第6号 米軍普天間飛行場所  
属MV22オスプレイによるパネル落下事故に関  
する抗議決議は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、  
本臨時会において議決の結果生じた条項、字句、  
数字、その他の整理を要するものについては、  
その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、条項、字句、数字、その他の整  
理を要するものについては、議長に一任す  
ることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。  
これで本臨時会を閉会いたします。御苦労さ  
までした。

閉 会 (14時51分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここ  
に署名する。

中城村議会議長 新 垣 博 正

中城村議会議員 渡嘉敷 眞 整

中城村議会議員 屋 良 照 枝



# 第4回 定例会



## 令和3年第4回中城村議会定例会会期日程表

開 会    令和3年9月6日

会 期 22 日間

閉 会    令和3年9月27日

| 日 次  | 月 日   | 曜日 | 開議時刻  | 会議名 | 事 項                                                                                                                                                                                                                   |
|------|-------|----|-------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1日  | 9月6日  | 月  | 午前10時 | 本会議 | 会議録署名議員の指名、会期の決定<br>諸般の報告、行政報告、陳情第11号、12号<br>議案第22号、23号、24号、25号、26号、27号、28号、<br>29号、30号、31号、32号、33号に対する説明、質<br>疑、討論、採決及び委員会付託<br>承認第3号に対する説明、質疑、討論、採決<br>同意第2号、3号に対する説明、質疑、討論、<br>採決<br>報告第7号、8号、9号、10号、11号に対する<br>報告 |
| 第2日  | 9月7日  | 火  | 午前10時 | 本会議 | 一般質問（4人）                                                                                                                                                                                                              |
| 第3日  | 9月8日  | 水  | 午前10時 | 本会議 | 一般質問（4人）                                                                                                                                                                                                              |
| 第4日  | 9月9日  | 木  | 午前10時 | 本会議 | 一般質問（4人）                                                                                                                                                                                                              |
| 第5日  | 9月10日 | 金  | 午前10時 | 本会議 | 一般質問（3人）                                                                                                                                                                                                              |
| 第6日  | 9月11日 | 土  | /     | 休 会 |                                                                                                                                                                                                                       |
| 第7日  | 9月12日 | 日  | /     | 休 会 |                                                                                                                                                                                                                       |
| 第8日  | 9月13日 | 月  | 午前10時 | 本会議 | 認定第1号、2号、3号、4号、5号、6号、<br>7号に対する説明、質疑、委員会付託<br>認定第8号に対する説明、質疑、討論、採決                                                                                                                                                    |
| 第9日  | 9月14日 | 火  | 午前10時 | 委員会 | 委員会審議                                                                                                                                                                                                                 |
| 第10日 | 9月15日 | 水  | 午前10時 | 委員会 | 委員会審議                                                                                                                                                                                                                 |
| 第11日 | 9月16日 | 木  | 午前10時 | 委員会 | 委員会審議                                                                                                                                                                                                                 |
| 第12日 | 9月17日 | 金  | 午前10時 | 委員会 | 委員会審議（陳情等審査及び委員長取りまと<br>め）                                                                                                                                                                                            |
| 第13日 | 9月18日 | 土  | /     | 休 会 |                                                                                                                                                                                                                       |
| 第14日 | 9月19日 | 日  | /     | 休 会 |                                                                                                                                                                                                                       |
| 第15日 | 9月20日 | 月  | /     | 休 会 | 敬老の日                                                                                                                                                                                                                  |
| 第16日 | 9月21日 | 火  | 午前10時 | 委員会 | 委員会審議（連合審査）                                                                                                                                                                                                           |
| 第17日 | 9月22日 | 水  | 午前10時 | 委員会 | 委員会審議（連合審査）                                                                                                                                                                                                           |
| 第18日 | 9月23日 | 木  | /     | 休 会 | 秋分の日                                                                                                                                                                                                                  |
| 第19日 | 9月24日 | 金  | 午前10時 | 委員会 | 委員会審議（連合審査）                                                                                                                                                                                                           |
| 第20日 | 9月25日 | 土  | /     | 休 会 |                                                                                                                                                                                                                       |
| 第21日 | 9月26日 | 日  | /     | 休 会 |                                                                                                                                                                                                                       |
| 第22日 | 9月27日 | 月  | 午前10時 | 本会議 | 委員長報告に対する質疑、討論、採決<br>議案第34号に対する説明、質疑、討論、採決<br>陳情第9号、14号、15号<br><span style="float: right;">閉会</span>                                                                                                                  |





## 令和3年第4回中城村議会定例会（第1日目）

|                                                 |                 |                    |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|--------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 令和3年9月6日（月）     |                    |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                    |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 会             | 令和3年9月6日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 令和3年9月6日（午後3時07分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）                           | 議 席 番 号         | 氏 名                | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 安 里 清 市            | 9 番                                | 比 嘉 麻 乃   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 修              | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 渡 嘉 敷 眞 整          | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                                 | 4 番             | 屋 良 照 枝            | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                                 | 5 番             | 桃 原 清              | 13 番                               | 石 原 昌 雄   |
|                                                 | 6 番             | 玉 那 覇 登            | 14 番                               | 伊 佐 則 勝   |
|                                                 | 7 番             | 新 垣 貞 則            | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 大 城 常 良            | 16 番                               | 新 垣 博 正   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                    |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 5 番             | 桃 原 清              | 6 番                                | 玉 那 覇 登   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 比 嘉 保              | 議 事 係 長                            | 根 間 忠     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介            | こ ども 課 長                           | 金 城 勉     |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典            | 企 画 課 長                            | 比 嘉 健 治   |
|                                                 | 教 育 長           | 比 嘉 良 治            | 都 市 建 設 課 長                        | 仲 村 盛 和   |
|                                                 | 総 務 課 長         | 與 儀 忍              | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 欠 席       |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 義 間 清              | 上 下 水 道 課 長                        | 知 名 勉     |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 荷 川 取 次 枝          | 教 育 総 務 課 長                        | 我 謝 慎 太 郎 |
|                                                 | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也            | 生 涯 学 習 課 長                        | 稻 嶺 盛 昌   |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳              | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 宮 城 政 光   |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 仲 松 範 三            |                                    |           |

## 議 事 日 程 第 1 号

| 日 程  | 件 名                                         |
|------|---------------------------------------------|
| 第 1  | 会議録署名議員の指名                                  |
| 第 2  | 会期の決定                                       |
| 第 3  | 諸般の報告                                       |
| 第 4  | 行政報告                                        |
| 第 5  | 陳情第11号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）             |
| 第 6  | 陳情第12号 県産品の優先使用について（要請）                     |
| 第 7  | 議案第22号 中城村課設置条例の一部を改正する条例                   |
| 第 8  | 議案第23号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例    |
| 第 9  | 議案第24号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例                 |
| 第 10 | 議案第25号 令和2年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について          |
| 第 11 | 議案第26号 令和3年度中城村一般会計補正予算（第3号）                |
| 第 12 | 議案第27号 令和3年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）          |
| 第 13 | 議案第28号 令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）         |
| 第 14 | 議案第29号 令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）        |
| 第 15 | 議案第30号 令和3年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）         |
| 第 16 | 議案第31号 令和3年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）      |
| 第 17 | 議案第32号 令和3年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）              |
| 第 18 | 議案第33号 ウフクビリ線災害防除工事（R3-1工区）請負契約について         |
| 第 19 | 承認第3号 専決処分の承認について（令和3年度中城村一般会計補正予算（第2号））    |
| 第 20 | 同意第2号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて    |
| 第 21 | 同意第3号 中城村監査委員の選任につき同意を求めることについて             |
| 第 22 | 報告第7号 令和2年度決算に係る健全化判断比率について                 |
| 第 23 | 報告第8号 令和2年度決算に係る資金不足比率について（中城村公共下水道事業特別会計）  |
| 第 24 | 報告第9号 令和2年度決算に係る資金不足比率について（中城村土地区画整理事業特別会計） |
| 第 25 | 報告第10号 令和2年度決算に係る資金不足比率について（中城村水道事業会計）      |
| 第 26 | 報告第11号 令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について       |

○議長 新垣博正 おはようございます。ただいまより令和3年第4回中城村議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番 桃原 清議員及び6番 玉那覇登議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月6日から9月27日の22日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、本定例会の会期は、本日9月6日から9月27日の22日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告について

令和3年6月11日より、令和3年9月5日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

#### 記

#### 1 例月現金出納検査の報告について

村監査委員より、令和3年6月、7月、8月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますのでご参照ください。

#### 2 一部事務組合議会及び南部広域行政組合議会・介護保険広域連合議会の報告について

それぞれの議会議員より、各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますのでご参照ください。

#### 3 各所管事務調査の報告について

○総務常任委員会

・7月6日(火) 防災体制・観光防災支援事業・自主防災組織・中北消防出張所進捗状

況等について総務課課長から調査しております。

・8月3日(火) 不法投棄対策・とよむ中城住みよい環境づくり条例について住民生活課課長から聞き取り調査しております。

○文教社会常任委員会

・8月16日(月) 議会委員会室において、こども課課長から、村内学童クラブの運営及び待機学童の現状、現在進められている認定こども園建設計画における進捗状況の調査を実施しております。

なお、提出された各報告書については事務局で閲覧してください。

#### 4 陳情、要請、意見書等の処理について

期間中に受理した陳情・要請・意見書等については8件受理し、9月2日の議会運営委員会で協議した結果、『国道329号 泊交差点について、安全性・利便性確保のため信号機の設置等のお願い』については、総務常任委員会へ、『コロナ禍のもとで子どもたちおよび女性の健康と学習権を守るため、学校等公的施設のトイレに生理用品を配備し、その予算化を求める要請』及び『公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情書』については、文教社会常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

『辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情』並びに『インボイス制度(適格請求書等保存方式)の導入中止を求める陳情書』、『「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の即時廃止と臨時的対応を求める陳情書』については、資料配付にとどめ、各議員へ配付しております。

また陳情第11号及び第12号の村産品及び県産

品の活用要請については、本日の審議日程に加えております。

5 沖縄県町村議会議長会並びに中部地区町村議会議長会関係について

○8月13日（金）中部地区町村議会議員研修及び8月18日（水）の沖縄県町村議長会正副議長・正副委員長研修が、読谷村文化センター及び自治会館で予定されておりましたがコロナ禍のため中止となっております。

両議長会においては、コロナ禍の影響で県外・県内研修をはじめとする計画及び9月までの事業日程が延期及び中止となっております。

6 中部振興拡大会議について

○7月1日（水）に新型コロナ感染拡大を予防する「新しい生活様式」として、web会議が行われ議長が参加しております。

会議における市町村要望事項等の資料については事務局で閲覧してください。

7 沖縄県町村交通災害共済組合議会及び沖縄県市町村総合事務組合議会定例会について

○8月19日（木）に開催されました。資料については事務局で閲覧してください。

8 その他

その他の日程等については別紙をご参照ください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは行政報告、まず1枚紙の主要事項というものから読み上げて、御報告申し上げます。

行政報告、令和3年5月から令和3年7月における行政報告でございます。まず5月16日には文化協会、村文化協会の総会に参加をして挨拶をしております。

17日、東海岸地域サンライズ推進協議会の総

会が与那原町役場で行われております。

6月に入りましては、県町村会関連の会議と決算審査がございました。

7月に入りますと、7月12日には沖縄振興会議がWeb会議ではございますが、一括交付金の継続等を求めていくという意志統一を図るための会議でございました。

7月21日には、ヒヤミカチ沖縄開催リリース、これはメディアリリースでございますが、浦添市役所において行っております。去年も世界遺産のグスクを中心とした箇所と同時に花火を上げようということで、今年もそれをやるためのメディアリリースでございます。

続いて、令和3年度主要施策の執行状況調書、これも読み上げて御報告申し上げます。

まず1ページのほうから、総務課でございます。事業名、契約年月日、契約方法、契約金額、契約の相手方の順に読み上げて御提案申し上げます。

総務課、12節中城村役場庁舎空調設備保守点検業務委託、令和3年6月24日、指名競争入札、93万5,000円、75.9%、有限会社涼熱空調。同じく12節中城村役場旧庁舎解体工事設計業務委託、令和3年7月1日、指名競争入札、1,064万8,000円、96.8%、有限会社エン設計。

続いて税務課、12節土地評価見直し事業（路線価付設業務）、令和3年6月15日、随意契約、365万6,180円、株式会社はまもと不動産鑑定と株式会社あい総合研究所の2者でございます。

福祉課、12節第2次中城村地域福祉推進計画策定業務、令和3年5月1日、随意契約、598万4,000円、株式会社ディー・プランニング沖縄。

産業振興課、12節経営支援相談窓口設置委託業務、令和3年6月16日、随意契約、177万7,600円、中城村商工会。同じく12節農地耕作改善事業中城第3地区農道舗装工事現場技術業務、令和3年7月21日、指名競争入札、478万

5,000円、96.1%、株式会社沖橋エンジニアリング。14節農地耕作改善事業中城第3地区農道舗装工事（R3-1）、令和3年6月16日、指名競争入札、3,014万5,500円、93.3%、拓南製作所株式会社。14節農地耕作改善事業中城第3地区農道舗装工事（R3-2）、令和3年6月30日、指名競争入札、2,580万6,000円、92.9%、有限会社北翔産業。14節農地耕作改善事業中城第3地区農道舗装工事（R3-2）、令和3年7月21日、指名競争入札、2,575万1,000円、93.0%、株式会社五城。18節（公財）沖縄中部勤労者福祉サービスセンター補助金、令和3年5月6日、補助金、84万5,000円。18節とよむ中城産業まつり実行委員会補助金、令和3年6月30日、補助金、700万円、とよむ中城産業まつり実行委員会。

都市建設課、12節令和3年度 中城村・北中城村共同まちづくり計画策定業務委託、令和3年6月2日、随意契約、1,650万円、株式会社中央建設コンサルタント。12節村道若南線修正設計業務委託、令和3年6月11日、随意契約、246万4,000円、90.7%、株式会社双葉測量設計。12節令和3年度中城村橋梁定期点検支援業務委託、令和3年6月8日、随意契約、420万2,000円、公益財団法人沖縄県建設技術センター。12節南伸1号線1号橋有害塗膜調査業務委託、令和3年7月16日、随意契約、48万4,000円、97.8%、株式会社ウイング総合設計。

上下水道課、12節令和3年度中城村公共下水道現場技術業務、令和3年6月1日、指名競争入札、520万円、97.4%、株式会社双葉測量設計。12節南上原配水池現場技術委託業務、令和3年7月15日、指名競争入札、599万5,000円、97.2%、有限会社インプラン。14節南上原地内公共下水道工事（R03-1）、令和3年6月1日、指名競争入札、1,776万5,000円、93.9%、有限会社津城電気工事。14節南上原地内公共下水道工事（R03-2）、令和3年7月9日、指

名競争入札、1,486万8,700円、94.0%、有限会社石原設備。

教育総務課、12節中城村立小中学校PFIアドバイザリー委託業務、令和3年6月4日、随意契約、4,341万7,000円、98.5%、株式会社建設技術研究所。17節令和3年度電子黒板等教育情報化備品購入業務、令和3年6月4日、指名競争入札、3,803万8,000円、98.8%、株式会社オキジム。

生涯学習課、12節令和3年度糸蒲遺跡調査自然科学分析業務委託、令和3年5月24日、指名競争入札、73万7,000円、96.6%、パリオサーヴェイ株式会社沖縄支店。12節令和3年度中城城跡工事・設計業務委託、令和3年5月31日、指名競争入札、134万2,000円、97.9%、株式会社真南風。12節吉の浦公園健康遊具整備工事設計委託業務、令和3年6月22日、指名競争入札、159万5,000円、97.9%、株式会社双葉測量設計。12節令和3年度中城城跡金属製品保存処理業務委託、令和3年7月1日、指名競争入札、60万5,000円、89.7%、株式会社文化財サービス中城営業所。12節令和3年度戦後引揚者上陸記念碑移設工事設計業務委託、令和3年7月2日、指名競争入札、163万9,000円、98.0%、株式会社双葉測量設計。12節令和3年度中城ハンタ道境界復元測量業務委託、令和3年7月21日、指名競争入札、121万円、85.3%、株式会社双葉測量設計。14節吉の浦会館照明設備機能強化整備工事、令和3年6月25日、指名競争入札、726万円、97.1%、有限会社津城電気工事。17節スポーツイベント促進事業 手押草刈機購入業務、令和3年7月15日、指名競争入札、73万5,900円、90.4%、株式会社屋我商会。17節スポーツイベント促進事業吉の浦公園備品購入業務、令和3年7月15日、指名競争入札、198万円、94.7%、合同会社中頭スポーツ。

以上でございます。

○議長 新垣博正 続いて、教育行政報告を行

います。

教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 皆さん、おはようございます。教育行政報告を令和3年の5月から7月までの報告を行います。

5月13日には評価システムの校長面談を行って、校長の学校経営方針等について伺っております。

18日、学校の計画訪問、教育委員も一緒に中城中学校。

そして20日の木曜日には、同じく学校計画訪問で中城小学校。

同じく26日には、津覇小学校に学校訪問を行っております。

6月1日にも中城南小学校の学校訪問を実施しております。

4日の金曜日、中頭の臨時の教育長会議がございまして、コロナ対策のための2週間の休校対応についての情報交換を行って、その後、その日、臨時の校長会を開いて6月8日から6月20日までの休校を決定しました。

29日、中頭地区の教育長会定例会がありまして、管理職試験の実施、夏休み期間における授業時数の確保等についての情報交換を行っております。

7月2日、臨時の教育委員会会議、これは教育委員会の事業の点検・評価の実施を行っております。

次のページをお願いします。16日の金曜日、ひめゆり平和祈念資料館館長が来庁しております。児童・生徒への入館のチケットを各学年に配布を行いました。

19日の木曜日には、学校給食共同調理場運営委員会を行っております。

20日、点検・評価に関する学識経験者の委員会会議を持って、教育委員会事業の学識経験者による点検評価を実施しております。

29日、第1回目の社会教育委員会会議を行っ

て、委嘱状の交付等を行いました。

以上です。

○議長 新垣博正 以上で行政報告を終わります。

日程第5 陳情第11号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）を議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第11号は、会議規則第95条の規定により同規則第92条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、陳情第11号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第11号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、陳情第11号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）は、原案のとおり採択されました。

続きまして日程第6 陳情第12号 県産品の優先使用について（要請）を議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第12号は、会議規則第95条の規定により同規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、陳情第12号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第12号 県産品の優先使用について(要請)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、陳情第12号 県産品の優先使用について(要請)は、原案のとおり採択されました。

日程第7 議案第22号 中城村課設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは議案第22号 中城村課設置条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

#### 議案第22号

#### 中城村課設置条例の一部を改正する条例

中城村課設置条例(平成17年中城村条例第5号)の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月6日 提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

機構改革に伴い、事務分掌の変更があるため、中城村課設置条例の一部を改正する必要がある。

#### 中城村課設置条例の一部を改正する条例

中城村課設置条例(平成17年中城村条例第5号)の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                       | 改正前                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| (課の分掌事務)<br>第2条 各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。<br>(1) 総務課<br>ア 職員の人事、給与及び福利厚生に関する | (課の分掌事務)<br>第2条 各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。<br>(1) 総務課<br>ア 職員の人事、給与及び福利厚生に関する |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>こと。</p> <p>イ 議会及び一般行政に関すること。</p> <p>ウ 文書及び法規に関すること。</p> <p>エ 庁舎等村有財産の統括管理に関すること。</p> <p>オ 防災に関すること。</p> <p><u>カ 広報及び秘書に関すること。</u></p> <p><u>キ 電算に関すること。</u></p> <p>ク 他課に属さない事項に関すること。</p> <p>(2) 企画課</p> <p>ア 総合的企画及び調整に関すること。</p> <p>イ 国、県及び他市町村との連絡調整に関すること。</p> <p>ウ 広域行政に関すること。</p> <p>エ <u>村政に関する広聴及び統計に関すること。</u></p> <p>オ 土地利用に関すること。</p> <p>カ その他特命に関すること。</p> <p>キ 村の財政に関すること。</p> <p>ク 予算及び財務に関すること。</p> <p>ケ 地域振興開発に関すること。</p> <p>(3)～(10) (略)</p> | <p>こと。</p> <p>イ 議会及び一般行政に関すること。</p> <p>ウ 文書及び法規に関すること。</p> <p>エ 庁舎等村有財産の統括管理に関すること。</p> <p>オ 防災に関すること。</p> <p>カ 他課に属さない事項に関すること。</p> <p>(2) 企画課</p> <p>ア 総合的企画及び調整に関すること。</p> <p>イ 国、県及び他市町村との連絡調整に関すること。</p> <p>ウ 広域行政に関すること。</p> <p>エ <u>広報、公聴</u> 及び統計に関すること。</p> <p>オ 土地利用に関すること。</p> <p>カ その他特命に関すること。</p> <p>キ 村の財政に関すること。</p> <p>ク 予算及び財務に関すること。</p> <p>ケ 地域振興開発に関すること。</p> <p>(3)～(10) (略)</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

下線の部分、挿入部分を御確認いただきたい  
と思います。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を  
終わります。

これから質疑を行います。質疑はありま  
せんか。

休憩します。

休 憩 (10時24分)

~~~~~

再 開 (10時27分)

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 改正後の第2条の  
(1)、カとキですね、カのほうが広報及び秘  
書に関すること。キが電算に関することとい  
うふうにあるんですけども、これは企画課  
から総務課に移しているということなんです  
けれども、その移すことによる何かメリッ  
トがあるのかどうかですね、それを1点聞  
かせてください。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。



○総務課長 與儀 忍 秘書業務と広報業務というのを一緒にやるというふうなケースが多々ございます。そのために総務課のほうに広報について移したというふうなことになります。この1点だけではなくて、行政組織規則の改正も行っております。それによりますと、企画課の中に新たにまちづくり係を設置しております。総務課のほうには、情報管財係を設置しております。情報管財は庁舎管理と情報管理を一括して行ったほうが良いというふうな考え方でございます。それからまちづくり係につきましても、今後、村で想定される様々な事業、例えば旧庁舎の跡地の利用計画であるとか、中学校の移転計画であるとか、そういうことを一括して行う係としてまちづくり係を設置しております。それとも関連をしまして、秘書と広報を一緒にしたとそういうことでございます。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 今、提案理由にあるとおり、業務分掌をしてしっかりと各課ができるところはやっていくと、その事業もしっかり分けてあるということで考えていいわけですね。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありますか。  
（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条第3項の規定

によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第22号は、委員会付託を省略します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第22号 中城村課設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第22号 中城村課設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第23号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第23号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

#### 議案第23号

#### 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例（平成20年中城村条例第22号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月6日 提出

中城村長 浜田 京介

提案理由

沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）及び、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）について改正され、令和3年3月31日公布、同年4月1日に施行されたため、中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する必要がある。

中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例（平成20年中城村条例第22号）の一部を次のように改正する。 【新旧対照表】

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| 第1条～第2条（略）<br>（観光地形成促進地域における課税免除）<br>第3条 村長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第5項の規定による観光地形成促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和4年3月31日までの間に、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）第1条第2項に規定する対象施設（以下この条において「特定民間観光関連施設」という。）を新設し、又は増設した青色申告者等について、沖振法第8条で定める特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後 | 第1条～第2条（略）<br>（観光地形成促進地域における課税免除）<br>第3条 村長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第5項の規定による観光地形成促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和3年3月31日までの間に、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）第1条第2項に規定する対象施設（以下この条において「特定民間観光関連施設」という。）を新設し、又は増設した青色申告者等について、沖振法第8条で定める特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後 |

5年度分について、課税を免除する。

(情報通信産業振興地域における課税免除)

第4条 村長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和4年3月31日までの間に、沖振法第3条第6項に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるもの(特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和2年法律第37号)第2条第1項に規定する特定高度情報通信技術活用システム(以下「特定高度情報通信技術活用システム」という。))にあつては租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条の5の5第1項、第42条の12の6第1項又は第68条の15の6の2第1項に規定する認定導入計画に記載された当該各項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備(以下「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。))に限る。))の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品(特定高度情報通信技術活用システムにあつては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。))で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等について、当該設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。))に対して課する固定

5年度分について、課税を免除する。

(情報通信産業振興地域における課税免除)

第4条 村長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和3年3月31日までの間に、沖振法第3条第6項に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一つの設備であって、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1項から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるもの\_\_\_\_\_、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等について、当該設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。))に対して課する固定

資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(産業高度化・事業革新促進地域における課税免除)

第5条 村長は、産業高度化・事業革新促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和4年3月31日までの間に、沖振法第35条の3第4項の規定による認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画に従って、製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備のうち、租税特別措置法\_\_\_\_\_第12条第1項の表の第1号若しくは第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備(特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)であって取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品(特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)で、これらの取得価額の合計額の100万円を超えるものを新設し、又は増設した沖振法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定を受けた青色申告者等について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である機械及び装置若しくは家屋又はその敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(促進区域における課税免除)

第6条 村長は、促進区域内において、地域未来投資促進法第4条第6項の規定による地域経済

資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(産業高度化・事業革新促進地域における課税免除)

第5条 村長は、産業高度化・事業革新促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和3年3月31日までの間に、沖振法第35条の3第4項の規定による認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画に従って、製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備のうち、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第2号若しくは第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_であって取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_で、これらの取得価額の合計額の100万円を超えるものを新設し、又は増設した沖振法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定を受けた青色申告者等について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である機械及び装置若しくは家屋又はその敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(促進区域における課税免除)

第6条 村長は、促進区域内において、地域未来投資促進法第4条第6項の規定による地域経済

|  |  |
|--|--|
| <p>牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（当該同意の日が令和5年3月31日以前であるものに限る。以下この条において「同意日」という。）から令和5年3月31日までに促進区域対象施設を設置した青色申告者等である承認地域経済牽引事業者（地域未来投資促進法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた者をいう。以下この条において「牽引事業者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地（牽引事業者が同意日以後において取得したものに限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地として、この条における家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以降3年度分について、課税を免除する。</p> <p>第7条～第10条（略）</p> | <p>牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（当該同意の日が令和3年3月31日以前であるものに限る。以下この条において「同意日」という。）から起算して5年内に促進区域対象施設を設置した青色申告者等である承認地域経済牽引事業者（地域未来投資促進法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた者をいう。以下この条において「牽引事業者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地（牽引事業者が同意日以後において取得したものに限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地として、この条における家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以降3年度分について、課税を免除する。</p> <p>第7条～第10条（略）</p> |
|--|--|

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条から第5条までの規定は、令和3年4月1日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、令和3年4月1日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。
- 3 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日が平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間にある場合における改正後の第6条の規定の適用については、なお従前の例による。

下線部分が改正後、改正前でありますので、御参照いただきたいと思います。

附則を読ませてください。附則、1（施行期日）この条例は、公布の日から施行し、改

正後の中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。2（経過措置）改正後の第3条から第5条までの規定は、令和3年4月1日以後に新

設され、又は増設される施設又は設備について適用し、令和3年4月1日前に新設され、又は増設された施設又は整備については、なお従前の例による。3 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日が平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間にある場合における改正後の第6条の規定の適用については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第23号は、委員会付託を省略します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第23号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第23号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第24号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第24号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

#### 議案第24号

#### 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例

中城村手数料徴収条例（平成12年中城村条例第17号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月6日 提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が公布

されたことに伴いマイナンバーカード発行主体が地方公共団体情報システム機構となった為、また、近隣市町村における手数料等との均衡を考慮して徴収すべき手数料額を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例

(中城村手数料徴収条例の一部改正)

第1条 中城村手数料徴収条例(平成12年中城村条例第17号)の一部を次のように改正する。

| 改正後       |                    |       |      | 改正前       |                    |       |      |
|-----------|--------------------|-------|------|-----------|--------------------|-------|------|
| 別表(第2条関係) |                    |       |      | 別表(第2条関係) |                    |       |      |
| 区分        | 手数料の名称             | 手数料の額 |      | 区分        | 手数料の名称             | 手数料の額 |      |
| 住民基本台帳    | 住民票及び戸籍附票の写しの交付手数料 | 1件につき | 200円 | 住民基本台帳    | 住民票及び戸籍附票の写しの交付手数料 | 1件につき | 200円 |
|           | 住民票の記載事項の証明手数料     | 1件につき | 200円 |           | 個人番号カードの再交付手数料     | 1件につき | 800円 |
|           | 住民基本台帳の閲覧手数料       | 1件につき | 200円 |           | 住民票の記載事項の証明手数料     | 1件につき | 200円 |
|           |                    |       |      |           | 住民基本台帳の閲覧手数料       | 1件につき | 200円 |

第2条 中城村手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| (徴収すべき事項及び金額)   | (徴収すべき事項及び金額)   |
| 第2条 (略)   | 第2条 (略)   |
| 2～5 (略)   | 2～5 (略)   |
| 6 証明、謄本及び抄本は、1枚につき1件とする。ただし、住民票の謄本については <u>1世帯で1件とする。</u> | 6 証明、謄本及び抄本は、1枚につき1件とする。ただし、住民票の謄本については <u>1枚(1枚とは、その世帯の5人までをいう。)を1件とし、2枚(6人から10人)を2件、3枚(11人以上)を3件とし、住民基本台帳法(昭和42</u> |

年法律第81号) 第12条の2第1項に規定する住民票の謄本については、1枚を1件とし、2枚を2件、3枚以上は3件とする。

7・8 (略)

7・8 (略)

別表 (第2条関係)

別表 (第2条関係)

| 区分     | 手数料の名称              | 手数料の額 |      |
|--------|---------------------|-------|------|
| 住民基本台帳 | 住民票及び戸籍附票の写しの交付手数料  | 1件につき | 300円 |
|        | 広域交付住民票の写しの交付手数料    | 1件につき | 300円 |
|        | 住民票の記載事項の証明手数料      | 1件につき | 300円 |
|        | 住民基本台帳の閲覧手数料        | 1件につき | 300円 |
| 印鑑     | 印鑑に関する証明書手数料        | 1件につき | 300円 |
|        | 印鑑登録証の交付手数料         | 1件につき | 400円 |
|        | 認可地縁団体印鑑登録に関する証明手数料 | 1件につき | 200円 |
| 身分     | 身分に関する証明手数料         | 1件につき | 300円 |
|        |                     |       |      |
|        |                     |       |      |
|        |                     |       |      |

| 区分   | 手数料の名称              | 手数料の額 |      |
|------|---------------------|-------|------|
| 住民基本 | 住民票及び戸籍附票の写しの交付手数料  | 1件につき | 200円 |
|      | 住民票の記載事項の証明手数料      | 1件につき | 200円 |
|      | 住民基本台帳の閲覧手数料        | 1件につき | 200円 |
| 印鑑   | 印鑑に関する証明書手数料        | 1件につき | 200円 |
|      | 印鑑登録証の交付手数料         | 1件につき | 200円 |
|      | 認可地縁団体印鑑登録に関する証明手数料 | 1件につき | 200円 |
| 身分   | 身分に関する証明手数料         | 1件につき | 200円 |
|      |                     |       |      |
|      |                     |       |      |
|      |                     |       |      |

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。



同じく新旧対照表、改正前、改正後がございますので、御参照いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 議案第24号について質疑をいたします。

これは3ページになりますね。改正前と改正後なんですけれども、第2条のほうにこれは附則として、第2条の規定で令和4年4月1日から施行するとあるんですけれども、これが半年後、副村長の説明ではその間にいろいろと広報をやって、村民に浸透させていくということで話があったんですけれども、やはり200円が300円になり、200円が400円になるということも含めてですね、現在のコロナ感染の状況や経済状況を勘案して、この施行日というのは変更が可能なかどうかです。例えば現在のようにまだまだ感染が収まらないという状況で、村民の経済的負担が相当大きいという段階になった場合でもこれはもう4月1日からすぐ施行するのか。あるいは勘案して延ばす場合もあり得るのかその点はいかがですか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは私のほうからお答えをいたします。

施行日については、令和4年4月1日からということでございますので、それに向けて6か月間の周知期間を丁寧に広報誌、ホームページとサイネージ等で住民の皆さんに御理解いただけるように求めたいと考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 言っているのは、変更するのは4月1日だということなんですけれども、それについてコロナ状況を勘案して、先延ばし

もあり得るんですかということを知っているんですけども、1日から施行するのも分かりますよ。それを延ばすこともできますかということです。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えをいたします。

先に延ばすことについては考えておりません。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 これはやはり手数料というのは村民に直接倍になって返ってくると。1.5倍なんですけれども、200円が300円になる場合は。そういうところも含めて村民負担がいかに少なくなるかと。今、経済状況も悪くて家庭の環境も大分疲弊してきているという中では、やはり少しは状況を見ながら延ばせるところはしっかり延ばして、しっかりと村民が払えるようになれば、そこからすぐまたやっていくところも考えながら、さっき言った勘案してひとつ進めていただきたい。それは強く要望します。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第24号は、委員会付託を省略します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第24号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第24号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第25号 令和2年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分についてを議題

とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。休憩します。

休憩(10時41分)

~~~~~

再開(10時42分)

○議長 新垣博正 再開します。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第25号 令和2年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について御提案申し上げます。

議案第25号

令和2年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について

令和2年度中城村水道事業未処分利益剰余金について、別紙のとおり処分したいので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月6日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

令和2年度中城村水道事業未処分利益剰余金の一部を建設改良積立金に積み立てたいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を必要とするため、提出するものである。

令和2年度 中城村水道事業剰余金処分計算書

(単位:円)

|              | 資本金           | 資本剰余金       | 未処分利益剰余金               |
|--------------|---------------|-------------|------------------------|
| 当年度末残高       | 1,112,137,983 | 156,338,807 | 78,502,855             |
| 議会の議決による処分数額 | 0             | 0           | △70,000,000            |
| 減債積立金の積立     | 0             | 0           | 0                      |
| 建設改良積立金の積立   | 0             | 0           | △70,000,000            |
| 処分後残高        | 1,112,137,983 | 156,338,807 | (繰越利益剰余金)<br>8,502,855 |

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号は、建設常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第25号 令和2年度中城村水

道事業未処分利益剰余金の処分については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

休憩します。

休憩(10時44分)

~~~~~

再開(10時44分)

○議長 新垣博正 再開します。

日程第11 議案第26号 令和3年度中城村一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第26号 令和3年度中城村一般会計補正予算(第3号)について御提案申し上げます。

#### 議案第26号

#### 令和3年度中城村一般会計補正予算(第3号)

令和3年度中城村一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ827,671千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,348,862千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年9月6日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款        | 項         | 補正前の額     | 補正額     | 計          |
|----------|-----------|-----------|---------|------------|
| 11 地方交付税 |           | 1,339,975 | 281,515 | 1,621,490  |
|          | 1 地方交付税   | 1,339,975 | 281,515 | 1,621,490  |
| 15 国庫支出金 |           | 2,094,655 | 48,152  | 2,142,807  |
|          | 2 国庫補助金   | 746,191   | 48,152  | 794,343    |
| 16 県支出金  |           | 1,231,387 | 21,018  | 1,252,405  |
|          | 2 県補助金    | 637,579   | 19,918  | 657,497    |
|          | 3 委託金     | 39,971    | 1,100   | 41,071     |
| 19 繰入金   |           | 299,184   | 43,093  | 342,277    |
|          | 1 特別会計繰入金 | 0         | 43,093  | 43,093     |
| 20 繰越金   |           | 30,000    | 320,868 | 350,868    |
|          | 1 繰越金     | 30,000    | 320,868 | 350,868    |
| 21 諸収入   |           | 135,074   | 48      | 135,122    |
|          | 4 雑入      | 131,034   | 48      | 131,082    |
| 22 村債    |           | 882,651   | 112,977 | 995,628    |
|          | 1 村債      | 882,651   | 112,977 | 995,628    |
| 歳入合計     |           | 9,521,191 | 827,671 | 10,348,862 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款     | 項           | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|-------|-------------|-----------|---------|-----------|
| 1 議会費 |             | 102,344   | 34      | 102,378   |
|       | 1 議会費       | 102,344   | 34      | 102,378   |
| 2 総務費 |             | 1,073,521 | 710,151 | 1,783,672 |
|       | 1 総務管理費     | 866,903   | 703,892 | 1,570,795 |
|       | 2 徴税費       | 121,042   | 844     | 121,886   |
|       | 3 戸籍住民基本台帳費 | 73,652    | 5,124   | 78,776    |
|       | 4 選挙費       | 9,608     | 291     | 9,899     |
| 3 民生費 |             | 3,759,721 | 58,746  | 3,818,467 |
|       | 1 社会福祉費     | 1,456,161 | 3,416   | 1,459,577 |
|       | 2 児童福祉費     | 2,303,560 | 55,330  | 2,358,890 |

| 款        | 項       | 補正前の額     | 補正額       | 計         |
|----------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 4 衛生費    |         | 1,098,060 | 33,335    | 1,131,395 |
|          | 1 保健衛生費 | 715,386   | 32,680    | 748,066   |
|          | 2 清掃費   | 382,674   | 655       | 383,329   |
| 6 農林水産業費 |         | 214,690   | 5,471     | 220,161   |
|          | 1 農業費   | 204,679   | 3,857     | 208,536   |
|          | 2 林業費   | 615       | 1,608     | 2,223     |
|          | 3 水産業費  | 9,396     | 6         | 9,402     |
| 7 商工費    |         | 91,617    | 1,684     | 93,301    |
|          | 1 商工費   | 91,617    | 1,684     | 93,301    |
| 8 土木費    |         | 405,364   | 8,805     | 414,169   |
|          | 2 道路橋梁費 | 175,742   | 820       | 176,562   |
|          | 5 下水道費  | 151,499   | 7,985     | 159,484   |
| 10 教育費   |         | 1,949,019 | 9,445     | 1,958,464 |
|          | 1 教育総務費 | 325,958   | 2,327     | 328,285   |
|          | 2 小学校費  | 203,808   | 3,446     | 207,254   |
|          | 3 中学校費  | 743,790   | 3,407     | 747,197   |
|          | 5 社会教育費 | 335,846   | △162      | 335,684   |
|          | 6 保健体育費 | 180,867   | 427       | 181,294   |
|          | 歳 出 合 計 |           | 9,521,191 | 827,671   |

第2表 地方債補正

( 変更 )

(単位：千円)

| 起債の目的   | 補 正 前         |                    |  |  | 補 正 後         |       |     |       |
|---------|---------------|--------------------|--|--|---------------|-------|-----|-------|
|         | 限度額           | 起債の方法              | 利率   | 償還の方法  | 限度額           | 起債の方法 | 利率  | 償還の方法 |
| 臨時財政対策債 | 千円<br>222,851 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 年5%以内<br>(ただし、利率<br>見直し方式で借<br>り入れる政府資<br>金及び公営企業<br>金融公庫につい<br>て、利率見直し<br>を行った後にお<br>いては、当該見<br>直し後の利率) | 特別の融資条<br>件のあるものを<br>除き償還期限<br>は、据置期間を<br>含め40年以内、<br>償還方法は元金<br>均等又は元利均<br>等による。<br>ただし、財政<br>の都合により据<br>置期間及び償還<br>期間を短縮し、<br>もしくは繰上げ<br>償還又は低利に<br>借換えすること<br>ができる。 | 千円<br>335,828 | 同 じ   | 同 じ | 同 じ   |

それでは読み上げて御提案申し上げます。歳入のほうから款、項、補正前の額、補正額、合計の順に数字のみを読み上げて御提案を申し上げます。

歳入の11款地方交付税、1項地方交付税、13億3,997万5,000円、2億8,151万5,000円、16億2,149万円。

15款国庫支出金、2項国庫補助金7億4,619万1,000円、4,815万2,000円、7億9,434万3,000円。

16款県支出金、2項県補助金6億3,757万9,000円、1,991万8,000円、6億5,749万7,000円。3項委託金、3,997万1,000円、110万円、4,107万1,000円。

19款繰入金、1項特別会計繰入金はゼロ、4,309万3,000円、4,309万3,000円。

20款繰越金、1項繰越金3,000万円、3億2,086万8,000円、3億5,086万8,000円。

21款諸収入、4項雑入1億3,103万4,000円、4万8,000円、1億3,108万2,000円。

22款村債、1項村債8億8,265万1,000円、1億1,297万7,000円、9億9,562万8,000円。

歳入合計、補正前の額95億2,119万1,000円、補正額8億2,767万1,000円、合計で103億4,886万2,000円。

続いて歳出でございます。歳出、1款議会費、1項議会費1億234万4,000円、3万4,000円、1億237万8,000円。

2款総務費、1項総務管理費8億6,690万3,000円、7億389万2,000円、15億7,079万5,000円。2項徴税費1億2,104万2,000円、84万4,000円、1億2,188万6,000円。3項戸籍住民基本台帳費7,365万2,000円、512万4,000円、7,877万6,000円。4項選挙費960万8,000円、29万1,000円、989万9,000円。

3款民生費、1項社会福祉費14億5,616万

1,000円、341万6,000円、14億5,957万7,000円。  
2項児童福祉費23億356万円、5,533万円、23億5,889万円。

4款衛生費、1項保健衛生費7億1,538万6,000円、3,268万円、7億4,806万6,000円。2項清掃費3億8,267万4,000円、65万5,000円、3億8,332万9,000円。

6款農林水産業費、1項農業費2億467万9,000円、385万7,000円、2億853万6,000円。2項林業費61万5,000円、160万8,000円、222万3,000円。3項水産業費939万6,000円、6,000円、940万2,000円。

7款商工費、1項商工費9,161万7,000円、168万4,000円、9,330万1,000円。

8款土木費、2項道路橋梁費1億7,574万2,000円、82万円、1億7,656万2,000円。5項下水道費1億5,149万9,000円、798万5,000円、1億5,948万4,000円。

10款教育費、1項教育総務費3億2,595万8,000円、232万7,000円、3億2,828万5,000円。2項小学校費2億380万8,000円、344万6,000円、2億725万4,000円。3項中学校費7億4,379万円、340万7,000円、7億4,719万7,000円。5項社会教育費3億3,584万6,000円、16万2,000円の減、3億3,568万4,000円。6項保健体育費1億8,086万7,000円、42万7,000円、1億8,129万4,000円。

歳出合計、補正前の額95億2,119万1,000円、補正額8億2,767万1,000円、合計で103億4,886万2,000円でございます。

続いて第2表地方債の補正。この起債の目的と改正前、改正後について読み上げて御提案申し上げます。起債の目的、臨時財政対策債、補正前の限度額が2億2,285万1,000円、補正後の限度額が3億3,582万8,000円。以下は補正前、補正後は同じでございます。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率が年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営

企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、特別の融資条件のあるものを除き償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは議案第26号令和3年度中城村一般会計補正予算（第3号）について質疑をいたします。

1点目に、14ページ、これの3目会計管理費の17節備品購入費なんですけれども、これは券売機購入費ということで2台ということで説明は受けております。これは後々農協の出張所といたしますか、撤退するというのでこれを購入してしっかりと村民にいろいろ出入金といたしますか、そういうものをしっかりとやりたいということなんですけれども、その中で特定財源ということで、国・県支出金ということで同額になっている財源があるんですけれども、これがどういうものなのか、説明を求めます。

2点目が22ページですね。これ4款の衛生費、2目の予防費、3節になるんですけれども、職員手当等で時間外勤務手当が100万円ということになっているんですけれども、恐らくワクチン対応の時間外勤務だろうというふうに思っているんですけれども、これは時間外勤務の内容ですね、1人当たりの残業時間というのを把握しているのであれば、ぜひお聞きしたいというふうに思っております。

3点目に、25ページ、これは6款農林水産業

費の3目農業振興費、その中の12節の委託料、それから17節の備品購入費、これは連携しますのでそのまま現地調査システム導入委託料ということで117万7,000円入っているんですけども、この現地調査システム導入の目的とこの内容。メリットはどういうものがあるのか、その3点お願いします。

○議長 新垣博正 会計管理者 荷川取次枝。

○会計管理者 荷川取次枝 大城議員の質問に答えたいと思います。

国庫支出金のほうなんですけれども、242万円のほうは新型コロナウイルス感染症対応地方創生の臨時交付金ということで、この中の収入に充てられております。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

22ページの4款1項2目の職員手当等につきましてですが、基本9月までにワクチン接種を終了するようというところで、当初予算を組んでおりましたけれども、ワクチンの供給が足りないというところから国の計画も11月まで変更するようというところでの全予算において2か月分を追加させていただいております。残業代につきましては、50万円掛ける2か月分というところで、実際の残業数ではなくて想定している月単位の掛ける2か月分を増やしたというところがございます。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 それでは6款の農業振興費の委託料と備品購入費について説明をいたします。

農地調査システム導入ということで農地地図のシステムを導入いたします。それでこれはGPSの機能がありますので、今、農地調査をしていくときにどこにいるのか。今どこにいるのかというのをGPSのほうで確認ができます。あとは確認をしてシステムを利用して荒廃農地利用の状況調査が可能となります。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それで1点目のほうはこれが地方創生の臨時交付金ということで、これはコロナ関係でその予算が計上されてももらえたということで理解してよろしいわけですね。

では2点目のほうですね。これは2か月分の50万円を取ってあったということなんですけれども、その時間外勤務というのは各個人個人が相当するような時間を残業したということではないということなのかですね、その辺をちょっとお願いします。

では3点目ですね。これのGPSの機能、居場所ということなんです、これは職員の居場所ということなのかですね。例えば調査をしている職員が今どこにいて、どういうふうな仕事をしているというようなGPSの機能なのか。それともまた違うのかどうかですね。あとは状況調査というのがあるんですけれども、これは畑の状況を調査して、それを調査した結果、どういうものに役立てようというふうに考えておられるのかどうか、その点をお願いします。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

そうですね、今の残業の状況よりは少し多めにとってあって、今は大分残業が減ったんですが、7名の残業が大体月7万円ぐらいを見込んで、月50万円だろうというところからの1か月50万円というところで計算させていただいておりますけれども、実際、現状はそこまでは今ってはいない状況です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時49分）

~~~~~

再 開（11時01分）

○議長 新垣博正 再開します。

副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えいたします。

このGPSを使って、職員が現地調査に行き



ます。現在、どこにいるのか。この土地の状況を確認することが可能になります。その土地の利用状況を進める上で、農地の一筆調査というのが年に1回、いろいろな一筆調査もあります。どういった利用状況が行われているのかというその部分のこれまでだったら農地台帳から、地面を取り出して、そういう現場に行くんですが、そういう事務が省かれる。このタブレットで現在の土地の状況が見えていますので、あとはこのタブレットで土地が耕作されているのか、されていないのかという色分けも可能になります。そういうことで新規就農とか、農地を求めている人たちに事務がスムーズに行われて、あっせん等もやりやすくなるという考え方があります。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 1点目のほうですね、時間外勤務のほうは30時間ぐらいということで、これはますますこれから一般接種が始まるという中で、今職員の方々が回って見たらやはり7名から10名ぐらいいらっしゃるの、相当まだまだ仕事が多くなるだろうというふうに思っているの、しっかりと残業も見ながら担当課長として無理のないようにひとつ実行をしていってください。ではタブレットのほうですね、そのほうもいろいろと利便性がしっかりと確保できるのであれば、これはいいものだろうというふうに一応は評価しますが、しっかりとそれに沿ってですね、この村内の遊休農地あるいは耕作放棄地が少しでも改善できるようにひとつ手当していってください。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。休憩します。

休憩（11時03分）

~~~~~

再開（11時06分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 15ページ、財政調整基金に2億9,000万円余り積み立てということですが、積み立てた後の財調の残高は幾らなのか。そして公共施設整備基金ということで2億9,900万円余りありますが、これは令和2年10月ですか、南上原の土地を売ったそれをこの公共施設整備資金基金に積み立てるとのことなのか。

それと17ページの時間外勤務手当、3節のこれはマイナンバーの申請を休日かな日曜日などにやるという内容は聞きましたけれども、もっと詳しい内容をちょっと説明願います。

それと19ページ、介護保険事業費の中の報酬、委員報酬ということで4万8,000円ですか、これは何名分なのかですね。

それと22ページ、2目の予防費の委託料、新型コロナウイルスワクチン接種事業委託料1,320万円計上されていますけれども、これは何箇所の病院なのか。恐らく病院だと思えるんですけども、何箇所の病院。病院名をお願いします。

そして28ページの観光費の需用費で修繕品としてござまる号の修繕ということでもありますけれども、これを購入して何年になるのか。このござまる号……。

それと29ページ、道路維持管理費、土木費の1目です。負担金補助及び交付金の中で82万円の草刈り機というんですけども、これは補助金になっていますね。補助先はどこなのか。これは歴史の道の草刈り機を買うということですが、これは南上原自治会に対する補助金なのかですね。

それと34ページの報償費、文化財保護費の評価委員謝礼ということでもありますけれども、3名の分といえますか、3名の氏名は誰々なのか、公表できないのかどうか。3名の氏名ですね、以上。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは15ページの財政調整基金の積立後の残高でございますが、7億6,641万5,000円となります。以上です。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 南上原の土地売却に係る積立については既に予算に計上しております。今回はそれ以外の決算剰余金等が生じたので、それを活用して積み立てるものでございます。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えをいたします。

歳入としましては。令和3年度に個人番号カード交付率向上向けの事務員補助金を活用して、17ページの時間外勤務手当の15万7,000円に充当したと考えております。具体的にはマイナンバーカードを交付取得向上に向け、毎月第4木曜日の夜間受付。新たに毎月第2日曜日の午前中の交付を新設し、10月より交付率向上を目指したと考えており、補正予算の計上をさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えいたします。

19ページ、5目の介護保険事業費のほうの委員報酬ですが、こちらは6人分の開催としては2回分の計算になります。併せてこれと関連しているのが3目の生涯福祉費のほうの協議会委員報酬も関連しております。こちらは8人分の2回分となっております。増の目的につきましては、印刷製本費の3目のほうの需用費のほうで計上していますが、こちらが第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の計画書作成とそための協議会のほうでの開催増ということで予算計上させてもらっております。以上です。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

22ページ、予防費の委託料につきましては、

各クリニックでやっている個別接種というのは委託ではなくてですね、1本当たり幾らということで接種料ということで請求されてきます。個別接種の病院への委託料ではございませんで、コールセンターの運営と集団接種運営の委託事業でございます。今JTBとその契約を結んで運営していただいておりますので、それが2か月延びるということで、現在契約している月数を2か月延ばした分の委託料として計上させていただきます。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時14分）

~~~~~

再 開（11時14分）

○議長 新垣博正 再開します。

副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 ごさまる号について説明いたします。

購入から5年以上はたっています。このラッピングが耐用年数による劣化があります。その中に劣化した部分に雨水が入っていく。そういうことで天井へのさび等が発生しています。そういうことで板金それからラッピングを施すということになっております。以上です。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

この補助金は南上原自治会へ歴史の道の管理用として購入してもらう草刈り機の利用になります。以上です。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それで御質問にお答えいたします。

こちらの評価委員の謝礼金につきましては、今回、琉球漆器を購入する予定でございまして、こちらの評価委員3名ということで、まだ委嘱はされていませんので、名前のほうはまだ決定ではありませんが、予定としましては県立芸大の漆工芸の専門の先生の方、あとは県立博物館

の美術工芸担当の方、あとは骨董や美術に知識のある方ということで、3名を現在予定しております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 では副村長、このごさまる号ですが、5年以上というだけけれども、実際何年になっているのか、150万円ですよ、処理が。なぜそうなっているかですね、5年でそんなに今の車、5年で150万円も修理費がかかるんですか。まさか事故なんか起こしてないでしょうね。これは皆さん方はこういう大事な財産ですからこういうのは車庫を造る前からいろいろ議員、議会からもありましたように、こういうマイクロバスについては車庫を造るように強く求められているはずですよ。車庫の中に入れるのとないたところでやるのは全然、車のもちが違はずだよ。財産ですので、これは実際、ごさまる号というのは500万円ぐらい、どのぐらいで新車を買ったんですか。いつ買ったのかその辺……。

それとこれは歴史の道の草刈り機補助金ということで南上原ですね、では今後そういう新垣とか、上地区の方々が歴史の道のこの清掃作業を委託していく場合はそれももうこういう用具もそろえて委託するという事になっていくと思うんですが、これは今後そのようにいく考えはあるかどうかですね。

この公共施設整備資金基金については土地代以外に南上原の土地を売った以外にまた2億9,000万円積み立てていく。そうすると残高は幾らぐらいになりますか。

それとマイナンバーカードのこの申請交付については十分住民にどのように周知するか。その周知方法を説明願います。以上。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えします。

購入年度については、今資料を持っておりませんので、後で報告をしていきたいと思ってお

ります。あとは車庫等についてですね、これまで旧庁舎においては、車庫等がありませんでしたので、今回、こういう状況が生まれます。あと高額になったというのはいろいろさび等、窓枠とかいろいろな部分でさびが発生しています。ドアを取り外し、そういう部分の板金等も全部行いながら進めていかなければならない状況が生まれています。今後は新庁舎の上屋がある車庫のほうに駐車をしていきます。以上です。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

南上原地区以外の自治会でもこういった協力が得られるのであれば、必要な備品は整備していきたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

今回、計上しております予算が可決され、積み立てを実行した場合の基金残高につきましては5億1,150万8,000円になる予定でございます。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えをいたします。

個人番号カードは令和4年度末にはほぼ全国民に行き渡ることを目指していく必要があるということで総務省から令和2年12月から令和3年3月までカード未取得者へのQRコード付きの交付申請書の送付を全国民に対して実施し周知をしております。以上です。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは議案第26号令和3年度中城村一般会計補正予算（第3号）にちょっと質問させていただきます。

14ページの財産管理費、以前ちょっと説明を受けたんですけども、詳細を伺います。11節の役務費の795万円、処分費ですけどもどういった処分費なのか、中身ですね。それと12節の委託料、これは5年見直しのと聞いていますけれども、これもちょっと細かな詳細、この2

点ですね、ぜひお願いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

旧庁舎にある備品等カウンター、そういうものの処分費でございます。事務用品の処理あるいは大型の金庫が住民生活課内に設置されておりましたので、その金庫の処理。それから搬出等を行いたいというふうに考えております。それから委託料についてですけれども、これにつきましては、公共施設等総合管理計画を見直したいというふうなことで考えております。これにつきましては、国のほうでインフラ長寿命化計画が新たに策定されたことと、それから本村においては策定から5年が経過いたしましたので、インフラ資産の整備やそれに伴う維持管理費等の増加。国による新たな指針が示されたことによる改定でございます。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 この旧庁舎の片づけ等ですね、これ790万円もかかるのかなと思って、疑問で質問をしたんですけど、備品というのは旧庁舎を見て、以前使っていた事務机とかいろいろな棚とかがあるのは分かるんですけども、これは片づけ処分料だけでこんなにかかるものなのか、ほとんど金属製のものですよ。処分費というのは、運搬費だけでこれだけかかってしまうのか、ちょっと疑問で質問したんですけど。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

現段階におきましては、見積書を徴収しまして、その結果、この金額を予算的に計上させていただいておりますが、実際、処分のときには入札あるいは見積書をさらに徴収をしまして、処分を厳選しまして決定をしていきたいというふうに考えております。現段階では見積書に基づいた金額でございます。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 お願いします。32ページ、小学校費の中に学校建設費、アスベスト調査委託料37万5,000円、これ説明では当初予算で375万円計上した。いうなれば消費税10%というふうに聞いております。今そのアスベストがある建物というのはどこの学校のどういう建物なのかというものをまず教えていただきたいなと思います。

そして2番目は、33ページにあります教育振興費の中に対外試合派遣費補助金186万9,000円ありますけれども、説明では卓球クラブというんでしょうか、卓球部の全国大会派遣費、バスケットボールの九州大会派遣費というふうに聞いております。本当にコロナ禍の大変厳しい時間の中で子供たちが練習し、沖縄1位になって県外派遣されるということは本当に苦労しながら練習して大変優秀な成績で派遣されるということですので、大変すばらしいことだと思っております。そういうところですけども、派遣されている状況ですね、すばらしいことなのでぜひどういうことかということをお教えいただきたいなと思います。以上、よろしくお願いします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 御質問にお答えします。

アスベスト調査委託については、今後、建設を予定しております中城小学校、津覇小学校、中城中学校、3校を調査する予定であります。建物が大分古い建物でありますので、現在、アスベストがあるということは確認できていないんですが、実際それがいいのか、今後調査する必要がありますので、今回調査の定義として年度予算で計上しております。

続きまして、33ページの派遣費の補助金については当初予算でも計上してはいたしましたが、当初予算ではバスケの八重山と陸上競技のほうの2人を派遣して、既に予算を活用させていただ

きました。今回、卓球の全国大会8名分及び九州のバスケット大会16名分の2件について、派遣が決定しましたので、その予算を計上しております。以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 アスベストについてはあるのかどうか3校ですか、4校ですか。3校ですね。改築にて調査をするということであれば了解です。どこの学校のどの建物がアスベストが入っているのかどうかちょっと疑問でしたので、私の記憶にないのでどういう状態で残っているのかというのがちょっと気になって……。

○議長 新垣博正 ちょっと休憩します。

休 憩（11時31分）

~~~~~

再 開（11時33分）

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第26号は、委員会付託を省略

します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第26号 令和3年度中城村一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第26号 令和3年度中城村一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩（11時34分）

~~~~~

再 開（11時45分）

○議長 新垣博正 休憩前に引き続き再開します。

日程第12 議案第27号 令和3年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第27号 令和3年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

## 議案第27号

### 令和3年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和3年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53,985千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそ

れぞれ2,378,583千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月6日 提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款      | 項        | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|--------|----------|-----------|--------|-----------|
| 4 県支出金 |          | 1,640,252 | 300    | 1,640,552 |
|        | 1 県補助金   | 1,640,251 | 300    | 1,640,551 |
| 6 繰入金  |          | 278,110   | 1,063  | 279,173   |
|        | 1 他会計繰入金 | 278,109   | 1,063  | 279,172   |
| 7 繰越金  |          | 1         | 52,622 | 52,623    |
|        | 1 繰越金    | 1         | 52,622 | 52,623    |
| 歳入合計   |          | 2,324,598 | 53,985 | 2,378,583 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款       | 項            | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|---------|--------------|-----------|--------|-----------|
| 1 総務費   |              | 48,830    | 516    | 49,346    |
|         | 2 徴税費        | 8,810     | 516    | 9,326     |
| 2 保険給付費 |              | 1,543,226 | 300    | 1,543,526 |
|         | 6 傷病手当金      | 100       | 300    | 400       |
| 5 保健事業費 |              | 43,000    | 547    | 43,547    |
|         | 2 保健事業費      | 21,436    | 547    | 21,983    |
| 8 諸支出金  |              | 3,415     | 52,622 | 56,037    |
|         | 1 償還金及び還付加算金 | 3,414     | 10,281 | 13,695    |
|         | 3 繰出金        | 0         | 42,341 | 42,341    |
| 歳出合計    |              | 2,324,598 | 53,985 | 2,378,583 |

同じく数字のみを読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、4款県支出金、1項県補助金16億4,025万1,000円、30万円、

16億4,055万1,000円。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金 2 億7,810万9,000円、106万3,000円、2 億7,917万2,000円。

7 款繰越金、1 項繰越金1,000円、5,262万2,000円、5,262万3,000円。

歳入合計、補正前の額23億2,459万8,000円、補正額5,398万5,000円、合計で23億7,858万3,000円。

続いて歳出、1 款総務費、2 項徴税費881万円、51万6,000円、932万6,000円。

2 款保険給付費、6 項傷病手当金10万円、30万円、40万円。

5 款保健事業費、2 項保健事業費2,143万6,000円、54万7,000円、2,198万3,000円。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金341万4,000円、1,028万1,000円、1,369万5,000円。3 項繰出金、ゼロ、4,234万1,000円、4,234万1,000円。

歳出合計、補正前の額23億2,459万8,000円、補正額5,398万5,000円、合計で23億7,858万3,000円。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております

議案第27号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第27号は、委員会付託を省略します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第27号 令和3年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第27号 令和3年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第28号 令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第28号 令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について御提案申し上げます。

## 議案第28号

### 令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,182千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ163,712千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月6日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款     | 項         | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|-------|-----------|---------|-------|---------|
| 3 繰入金 |           | 42,300  | 1,278 | 43,578  |
|       | 1 一般会計繰入金 | 42,300  | 1,278 | 43,578  |
| 4 繰越金 |           | 1       | 1,904 | 1,905   |
|       | 1 繰越金     | 1       | 1,904 | 1,905   |
| 歳入合計  |           | 160,530 | 3,182 | 163,712 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款                | 項                | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|------------------|------------------|---------|-------|---------|
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 |                  | 155,393 | 3,182 | 158,575 |
|                  | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 155,393 | 3,182 | 158,575 |
| 歳出合計             |                  | 160,530 | 3,182 | 163,712 |

同じく数字のみを読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、3款繰入金、1項一般会計繰入金4,230万円、127万8,000円、4,357万8,000円。

4款繰越金、1項繰越金1,000円、190万4,000円、190万5,000円。

歳入合計、補正前の額1億6,053万円、補正額318万2,000円、合計で1億6,371万2,000円。

歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金、

1項後期高齢者医療広域連合納付金1億5,539万3,000円、318万2,000円、1億5,857万5,000円。

歳出合計、補正前の額1億6,053万円、補正額318万2,000円、合計で1億6,371万2,000円でございます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありません。



んか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第28号は、委員会付託を省略します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第28号 令和3年度中城村後

期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第28号 令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第29号 令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第29号 令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)について御提案申し上げます。

#### 議案第29号

#### 令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ379千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ176,994千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月6日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款     | 項     | 補正前の額   | 補正額 | 計       |
|-------|-------|---------|-----|---------|
| 3 繰越金 |       | 1       | 379 | 380     |
|       | 1 繰越金 | 1       | 379 | 380     |
| 歳入合計  |       | 176,615 | 379 | 176,994 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款           | 項              | 補正前の額   | 補正額 | 計       |
|-------------|----------------|---------|-----|---------|
| 1 土地区画整理事業費 |                | 176,614 | 379 | 176,993 |
|             | 1 南上原土地区画整理事業費 | 176,614 | 379 | 176,993 |
| 歳出合計        |                | 176,615 | 379 | 176,994 |

同じく歳入から読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、3款繰越金、1項繰越金1,000円、37万9,000円、38万円。

歳入合計、補正前の額1億7,661万5,000円、補正額37万9,000円、合計で1億7,699万4,000円。

歳出、1款土地区画整理事業費、1項南上原土地区画整理事業費1億7,661万4,000円、37万9,000円、1億7,699万3,000円。

歳出合計、補正前の額1億7,661万5,000円、補正額37万9,000円、合計で1億7,699万4,000円でございます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第39条第3項の規定

によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第29号は、委員会付託を省略します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第29号 令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第29号 令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第30号 令和3年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議

題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第30号 令和3年度中  
城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
についてを御提案申し上げます。

議案第30号

令和3年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,437千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ291,250千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の変更）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年9月6日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款      | 項         | 補正前の額   | 補正額    | 計       |
|--------|-----------|---------|--------|---------|
| 2 県支出金 |           | 27,250  | 10,000 | 37,250  |
|        | 1 県補助金    | 27,250  | 10,000 | 37,250  |
| 3 繰入金  |           | 151,499 | 7,985  | 159,484 |
|        | 1 一般会計繰入金 | 151,499 | 7,985  | 159,484 |
| 4 繰越金  |           | 1       | 752    | 753     |
|        | 1 繰越金     | 1       | 752    | 753     |
| 6 村債   |           | 27,700  | 6,700  | 34,400  |
|        | 1 村債      | 27,700  | 6,700  | 34,400  |
| 歳入合計   |           | 265,813 | 25,437 | 291,250 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款        | 項        | 補正前の額   | 補正額    | 計       |
|----------|----------|---------|--------|---------|
| 1 公共下水道費 |          | 130,904 | 25,437 | 156,341 |
|          | 1 公共下水道費 | 130,904 | 25,437 | 156,341 |
| 歳出合計     |          | 265,813 | 25,437 | 291,250 |

## 第2表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

| 起債の目的   | 補正前          |                    |       |                                                                                                                 | 補正後          |       |    |       |
|---------|--------------|--------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------|----|-------|
|         | 限度額          | 起債の方法              | 利率    | 償還の方法                                                                                                           | 限度額          | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 下水道整備事業 | 千円<br>27,700 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 年5%以内 | 特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。<br>ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。 | 千円<br>34,400 | 同じ    | 同じ | 同じ    |

同じく読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、2款県支出金、1項県補助金2,750万円、1,000万円、3,725万円。

3款繰入金、1項一般会計繰入金1億5,149万9,000円、798万5,000円、1億5,948万4,000円。

4款繰越金、1項繰越金1,000円、75万2,000円、75万3,000円。

6款村債、1項村債2,770万円、670万円、3,440万円。

歳入合計、補正前の額2億6,581万3,000円、補正額2,543万7,000円、合計で2億9,125万円。

歳出、1款公共下水道費、1項公共下水道費1億3,090万4,000円、2,543万7,000円、1億5,634万1,000円。

歳出合計、補正前の額2億6,581万3,000円、補正額2,543万7,000円、合計で2億9,125万円。

続いて第2表地方債補正でございます。まずは起債の目的、下水道整備事業、補正前の限度額が2,770万円、補正後の限度額が3,440万円、以下同じでございます。起債の方法、証書借入

又は証券発行、利率が年5%以内。償還の方が特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は据置期間を含め40年以内、償還方法は元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第30号は、委員会付託を省略します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第30号 令和3年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第30号 令和3年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩 (12時01分)

~~~~~

再 開 (13時30分)

○議長 新垣博正 午前に引き続き再開します。日程第16 議案第31号 令和3年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第31号 令和3年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算(第1号)について御提案申し上げます。

## 議案第31号

### 令和3年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算(第1号)

令和3年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ908千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,735千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月6日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款     | 項     | 補正前の額 | 補正額 | 計     |
|-------|-------|-------|-----|-------|
| 4 繰越金 |       | 1     | 908 | 909   |
|       | 1 繰越金 | 1     | 908 | 909   |
| 歳入合計  |       | 2,827 | 908 | 3,735 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款           | 項           | 補正前の額 | 補正額 | 計     |
|-------------|-------------|-------|-----|-------|
| 1 污水处理施設管理費 |             | 2,514 | 908 | 3,422 |
|             | 1 污水处理施設管理費 | 2,514 | 908 | 3,422 |
| 歳出合計        |             | 2,827 | 908 | 3,735 |

同じく読み上げて御提案申し上げます。

歳入、4款繰越金、1項繰越金1,000円、90万8,000円、90万9,000円。

歳入合計、補正前の額282万7,000円、補正額90万8,000円、合計で373万5,000円。

歳出、1款污水处理施設管理費、1項污水处理施設管理費251万4,000円、90万8,000円、342万2,000円。

歳出合計、補正前の額282万7,000円、補正額90万8,000円、合計で373万5,000円。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第31号は、委員会付託を省略します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第31号 令和3年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第31号 令和3年度中城村汚  
水処理施設管理事業特別会計補正予算(第1号)  
は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第32号 令和3年度中城村水

道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第32号 令和3年度中  
城村水道事業会計補正予算(第1号)について  
御提案申し上げます。

議案第32号

令和3年度中城村水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 令和3年度中城村水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度中城村水道事業会計予算(以下、「予算」という。)第3条に定めた収益的支  
出の予定額を次のとおり補正する。

|     | (科目)   | (既決予定額)   | (補正予定額) | (計)       |
|-----|--------|-----------|---------|-----------|
| 支 出 |        |           |         |           |
| 第1款 | 水道事業費用 | 528,718千円 | 1,265千円 | 529,983千円 |
| 第1項 | 営業費用   | 520,122千円 | 1,265千円 | 521,387千円 |

第3条 予算第8条(1)職員給与費45,834千円を47,099千円に改める。

令和3年9月6日 提出

中城村長 浜 田 京 介

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終  
わります。

これから質疑を行います。質疑はありません  
か。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑  
を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております  
議案第32号は、会議規則第39条第3項の規定  
によって、委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第32号は、委員会付託を省略  
します。

これから、討論を行います。討論はありませ  
んか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これ  
で討論を終わります。

これから、議案第32号 令和3年度中城村水  
道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第32号 令和3年度中城村水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第33号 ウフクビリ線災害防

除工事(R3-1工区)請負契約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第33号 ウフクビリ線災害防除工事(R3-1工区)請負契約について御提案申し上げます。

#### 議案第33号

#### ウフクビリ線災害防除工事(R3-1工区)請負契約について

ウフクビリ線災害防除工事(R3-1工区)について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第5項の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- |                     |  |
|---------------------|--|
| 1. 契約の目的            | ウフクビリ線災害防除工事(R3-1工区)                       |
| 2. 契約の方法            | 指名競争入札                                     |
| 3. 契約金額             | 金 64,606,300円                              |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | 金 5,873,300円                               |
| 4. 契約の相手方           | 中城村字奥間827番地4<br>有限会社 渡久地建設<br>代表取締役 渡久地 政敏 |

令和3年9月6日 提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

ウフクビリ線災害防除工事(R3-1工区)の工事請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とする。

工事請負契約書の写し、入札調書、図面等がございますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。



これから質疑を行います。質疑はありませんか。

安里清市議員。

○1番 安里清市議員 それでは議案第33号について質疑をいたします。

本工事は多分、路肩が壊れてそこを修繕した後の路盤面の修復に係るものだと思うんですが、本体の工事と一括でできなかったのか。さらにそれが今回請負契約ということで出てきたわけですが、そこら辺の経緯について御説明をお願いしたいと思います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それではお答えいたします。

まずは一括で発注できなかったということに関しては、これも補助事業ですので内示額が我々が要求する額が満額認められなかったというのが、分割して発注するまず一つの大きな理由になっております。当初は概算要求では多めに施工範囲を長く要求しているのですが、ほかの市町村との配分の状況によりまして、この内示額が下がったというのが要因となっております。令和4年の完成を目指しております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは質疑を行いたいと思います。

位置図のほうであるんですけども、これはE・F区間、それからG区間、H・I区間と3か所が赤で、これが工事区間だろうというふうに思っているんですけども、これは災害復旧のものになるかなということであるんですけども、このカーブ地点とか、その他のところは別にやらなくてもいいという判断で、この3か所の予算しか下りなかったと。これは災害復旧の観点からですね。そういうことなのか。もう1点はこの区間が令和4年までに終了することなんですけれども、さらに追加で工事の

発注を行うのかどうか、その2点をお願いします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

この事業は、災害復旧ではなくて災害防除事業といいまして、今後、災害が起こる可能性があるということで採択された事業となっております。今回の工事につきましては、このE・F区間、G区間、H・I区間なんですけど、その分の内示額しか今いただいていませんので、その分散した工事になります。このE・F区間からさらに上のほうにまだ次年度以降の残工事が残っております。この配分される額によって、令和4年で完成できるか、また少し延びるのかというのは今後の予算の配分額によって変わってくるかと思えます。また、このコーナー部分につきましては、調査設計を入れた段階におきまして、そこは災害防除に当たらないということで、その事業採択の中からは省かれた箇所となっております。以上です。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 では議案第33号で質疑します。

今回、入札の最低制限額のパーセントが低くなっているんだと思いますけれども、このことについて、ちょっとどう考えているか。先ほどの主要施策でも工事費は大分パーセントが最低制限額が低いだろうと思います。この業者にとってこの最低制限額はいい工事をするためにはぜひもうちょっとアップしてもらわないと業者に対してそんなにいい工事とかですね、売上とかに係るものだと思いますので、最近の最低制限額はこれも一緒です。92.32%ですよ。そういう制限額の設定はどういう感じであってさせるのか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（13時43分）

~~~~~

再開（13時43分）

○議長 新垣博正 再開します。

副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えいたします。

最低制限価格なんです、規則にもあるとおりですね、75%から95%の範囲内で設定をするということになっておりますので、適正な設定だというふうに考えております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 何年前かちょっと結構村長が計らってですね、最低制限価格、いい工事をするために金額は必要だろうということで最低制限額は結構上のほうに設定したと思います。これが7%を切っているものだから、切っていますよね。この入札で落札しても業者の利益が少なく、経営の段階でもうまくいかなくなるだろうと。せっかくの公共工事を落札して、あまり利潤がなければ工事も雑になるだろうと、ぜひ最低制限額の見直しを考えていただきたいと、このパーセントを見てそう感じております。その件について一言だけ村長からもらいたい。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 落札率の92.32%、それは予定価格からの比率でありまして、最低制限価格からの要するに比率にはなっておりません。そういうことです。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第33号は、委員会付託を省略します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第33号 ウフクビリ線災害防除工事（R3-1工区）請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第33号 ウフクビリ線災害防除工事（R3-1工区）請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第19 承認第3号 専決処分の承認について（令和3年度中城村一般会計補正予算（第2号））を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 承認第3号 専決処分の承認について（令和3年度中城村一般会計補正予算（第2号））御提案申し上げます。

承認第3号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した

ので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和3年9月6日 提出

中城村長 浜田 京介

提案理由

新型コロナワクチン接種体制等について、緊急に補正予算が必要となったため、令和3年度中城村一般会計補正予算（第2号）を専決処分したので議会の承認を必要とする。

中城村専決第7号

専 決 処 分 書

令和3年度中城村一般会計補正予算（第2号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分する。

令和3年7月7日

中城村長 浜田 京介

令和3年度中城村一般会計補正予算（第2号）

令和3年度中城村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42,303千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,521,191千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年7月7日提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款        | 項       | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|----------|---------|-----------|--------|-----------|
| 15 国庫支出金 |         | 2,060,903 | 33,752 | 2,094,655 |
|          | 1 国庫負担金 | 1,330,229 | 12,080 | 1,342,309 |
|          | 2 国庫補助金 | 724,519   | 21,672 | 746,191   |
| 19 繰入金   |         | 290,633   | 8,551  | 299,184   |
|          | 2 基金繰入金 | 290,633   | 8,551  | 299,184   |
| 歳入合計     |         | 9,478,888 | 42,303 | 9,521,191 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款      | 項       | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|--------|---------|-----------|--------|-----------|
| 3 民生費  |         | 3,759,391 | 330    | 3,759,721 |
|        | 2 児童福祉費 | 2,303,230 | 330    | 2,303,560 |
| 4 衛生費  |         | 1,064,737 | 33,323 | 1,098,060 |
|        | 1 保健衛生費 | 682,063   | 33,323 | 715,386   |
| 10 教育費 |         | 1,940,369 | 8,650  | 1,949,019 |
|        | 1 教育総務費 | 324,958   | 1,000  | 325,958   |
|        | 2 小学校費  | 198,183   | 5,625  | 203,808   |
|        | 3 中学校費  | 742,194   | 1,596  | 743,790   |
|        | 6 保健体育費 | 180,438   | 429    | 180,867   |
| 歳出合計   |         | 9,478,888 | 42,303 | 9,521,191 |

第1表の予算補正につきましては、歳入歳出ともに御参照いただくようお願いをいたします。

○議長 新垣博正 これでは提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは承認第3号の専決処分の承認について質問いたします。

まずはこの専決処分の在り方について説明を受けたいんですけども、総額4,230万3,000円

の予算を専決処分の承認ということで規則の179条の1項にやってみております。提案理由の中にも新型コロナワクチン接種体制ということで緊急に補正予算が必要というふうな提案理由のほうも理解はしておりますが、予算の中にはまずは接種のほかにもいろいろと平和学習支援事業補助金並びに建物修繕費とさらにこの財政基金からの歳入に関しては取り崩しを行って歳入に持ってきているというような中身になっておりまして、この中で6月定例会で議員提案の予算もこの中に入っておりますが、この緊急性を要するものと、そうではないのではな

いかなとちょっとここはもうちょっと説明がちゃんと欲しかったなというふうな見方がありまして、臨時会を招集して説明を求めることができなかつたのかどうか。その専決処分しておりますけれども、この専決処分の1項の規定の中で、どのような判断をして専決処分として取り扱って行ったのか、その説明を求めたいと思います。

そして、2点目に10款教育費、先ほど言いました。これは前回6月定例会で議会提案の予算が100万円、10款教育費、18節親子補助金100万円を補助金として資料館に交付金というふうになっておりますけれども、私たちはこの内容を新聞等、あるいはデジタル新聞等で知り得ることがありました。その中には入場券2,000枚を贈ったというふうな記事になっておりまして、そして村は親子平和学習支援事業費として予算100万円を充てて、これから補助金として資料館に交付するというふうな内容になっているんですけれども、まずそこで知りたいのが、では100万円交付するので支援も多いんですけれども、2,000枚のチケットの総額は幾らになるのか。いや果たしてその分の差額が生まれると思うんですけれども、それが本当に支援として成り立っているのか、ちょっと疑問がありまして、その辺1点ですね、金額等の明細、詳細等を教えてください。そして、全体的にこの緊急事態という緊急を要するというふうに書いてありますけれども、ではこの中で衛生費の予防費に関しましては、コロナワクチン接種等の謝礼金等の総額3,332万3,000円、この分に関しましては緊急を要するというふうに理解しておりますけれども、ほかのもの、建物の修繕とか、それが緊急性に当たるのかどうか、その辺を詳細に教えてください。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。  
やはり議員おっしゃるように補正予算等を基

本的には行ってやるものだというふうに認識はしておりますが、今回の部分についてはコロナワクチン接種についても担当のほうから国からの指示により7月までに終えるようにということで加速化支援の見知からまた補助金申請まで期間がないということで、そういう理由があり行っております。そして、支援事業ですね、ひめゆり資料館の部分についても担当のほうから7月中の夏休みに入る前までに各子供たちにも配布をしたいということもありまして、今回、同様に専決処分ということで考えていました。建物修繕等についても学校等のクーラーがメインでありまして、その部分についても早めにやはり子供たちの熱中症なども考えますと今回の補正の専決処分の中に入れて実施していきたいというふうに考えて、最終的に決断をしております。以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（13時56分）

~~~~~

再 開（13時57分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 ひめゆり平和祈念資料館の事業に係る予算の経緯については、6月議会に麻乃議員から提案があり、非常にいい事業になるのではないかなということで、こちらも議会終了後、ひめゆり資料館の館長及び事務局長と事業の方向性を検討してきております。予算の額の補助についての支援額については、どの程度が適正なのかというのはいろいろ悩んだところではあるんですけれども、例えば公立学校の小中学生については約1,900名ほどおります。そのほかの琉大とかを100名と想定したときに2,000名ぐらいは必要ではないかなということで、それに相当する額500円を掛けて100万円という予算を支援額として決定しております。今回、このチケットを購入という

よりはこの分については一応資料館への支援の補助ということで扱いは行っております。それに対し資料館のほうからはチケットを平和学習に役立てていただきたいということで寄贈という形でいただいております。それを各小中学校に配布、その他の公立以外の小中学校については教育委員会で受け取りができますということで周知を行ってきているところであります。

あとは建物修繕費、小中学校のほうについての修繕費については、現在コロナ禍の上でどうしても換気の上、窓を開けて空気の入替えを行っている状況で、クーラーが大分老朽化しているのも加味しながら、クーラーの修繕箇所がとて多くなっております。どうしても早急に対応しないといけないということを考え、当初予備費のほうでできないかということで財政側には調整をお願いしておりました。ですが、今回、その計上のときに専決処分でコロナ関係の予算を計上していくということだったので、急遽予備費対応を補正対応にできるようにお願いして切り替えしております。以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時00分）

~~~~~

再 開（14時00分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 答弁漏れがあります、すみません。

1世帯当たり500円ということで、当初計算しておりました。実際には資料からいただいたチケットについては親子、両親ですね、大人券2人分と子供分ということで、約1,000円ぐらいの額を逆に提供いただいたことになっております。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時01分）

~~~~~

再 開（14時05分）

○議長 新垣博正 再開します。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 これは今言うように当初、我々も資料館への子供たちへの平和学習の一環ということで、これは本当に提案されたときにこれはいい提案だなというふうに賛同しました。そして、村長答弁でもやはりそういった支援をしていきたいというお話の中で、やはり中城村が率先してそういうのを支援していけるのであれば本当にいいものになるのかなというふうに理解していたんですけども、今言うように支援というのは逆にそこを助けるから支援というふうに理解をしているんですけども、今言うように私はネットで調べたんですけども、仮に今言うように親子2人、子供1人で行った場合、実際は2,000セットで210万円かかるわけですね、実際はですね。210万円かかるんですけども、我々村としたら100万円の予算を充てて、それも補助しましょう。実際は110万円向こうは赤字なんですよ、実施から言うと。ただ先ほど課長が言うように団体割引セットを中城村でお話をしたからということで少し安くなったというふうに理解をしたんですけども、では本当にこの2,000名の方がそこに行ったとしたときに、本当にこれは支援になっているのかなというのがありまして、やはりそういった支援策に関しても、専決処分というよりもだから私が言いたいのは、その専決処分でもなんでもかんでもやるのもどうなのかなと。そのためにも今回、議会提案の案件があったものですから、なぜそれを臨時会を招集してでも、我々議員らにも説明あるいはそういったのをその場を持って招集してもらえなかったのかなというのがありまして、村長に聞いたんですけども、今言うようにこっちの179条の1項の中に議会が成立しないときとか、あるいは、113条で定数に満たないという場合にこの専決処分

のほうは村長判断で、専決処分ができるとなっているんですけれども、今回、この中身を見たときに、どうも先ほど、企画課長から言うようにその修繕に関しても、全て夏休み前とか、理解はできるんですけれども、逆にそれって以前にちゃんと担当担当で施設の管理とかそういったのをやっておけば、必ずしもこの今回の専決処分を出してくるような案件でもないのではないかなど。6月定例会にもこういったものは出していたものではないのかなというふうに感じています。まず村長に1点聞きたいんですけども、今回、この臨時会を開いて、この平和学習資料館のこの事業に関してのこれを臨時会を招集したいというような思いはなかったのかどうか、1点確認します。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今議員本人もお話ししていたと思いますけれども、時間との勝負でしたから、専決処分になったときは、早いほうがいいよなということで、幾つかのワクチンの件も含めて、単純に早くやろう。今議員がおっしゃったもっと早く6月にまたがるクーラーの話とかでしたら、これはもう反省になると思います。そのときに分かっていたら、そのときの6月議会で提出しただろうし、ただ分かってなくて、今回こういうことになって、いち早くできるすべは専決処分だったと、単純な話でございます。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 単純というふうな言葉なんですけれども、やはり私たちもこの議会にも議決権というのがあると思います。やはり何でも専決処分がされて、これは否定しても結局は専決処分ちゃんと通るわけですので、やはり今回の特にこういったひめゆり資料館のいい案件を新聞報道で知って、先ほど言うように100万円予算を補助金として出す。だけど実際は今言うように総額で210万円のものを確かに平和

学習支援とかに役立てる。中身的にはいいように捉えるんですけども、それは最初に仕入れたのではなくて、二、三日前にいろいろと調べて麻乃議員から聞いたり、あるいは周りから聞いたりして、あれやはりちょっと支援策としては何というかなちょっと物足りない部分があるなど、そういったところもやはりもっとお互いに話し合いをしながら、もっと支援の策を伸ばせることができたのではないかという思いがあったものですから、できればそういったところでは臨時会を招集していただいて、そういう金額の執行に対しての説明をちゃんとしっかりとやっていただきたいなというふうに思いました。では私の質問は最後ですよ。

○議長 新垣博正 3回目です。

○2番 新垣 修議員 最後ですよ。答弁もらえるんですか。答弁もらえない。

○議長 新垣博正 もらえますよ。

○2番 新垣 修議員 回答もらえる。

○議長 新垣博正 はい。

○2番 新垣 修議員 では教育委員会のほうに聞きましょう。最後ですよ。100万円補助を出すということで、支援という形で今形的には成り立っているように思いますけれども、その中には今言うようにチケットを全子供たち、あるいは地域外は教育総務課のほうでネットで配布するようなことを見たんですけれども、仮にこれコロナが落ち着いた頃、あるいは1月、2月、3月いっぱいまでですので、これはそのチケットをあげた世帯あるいは子供には行ったかどうか確認をするのか。仮に車がない世帯なんかはどうするのか。せっかくもらったのに使えない。ようは捨てるようなチケットになったら、何の意味もない支援策になったりするものですから、その辺教育委員会として、ようは対策というか、では1月、2月頃、一応行った、行ってないを確認して。あるいはそれを足がない、バスがない、そういう場合にまたその分、サ

ポートする形で少人数でバスでそういったのをまたそういうサポート体制とかを考えているのか、最後にお問い合わせいたします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 答弁いたします。

この事業についてですね、修議員がおっしゃっているように、今後どういうふうに行っていくのか、確認というか、対応の報告を求めるとかということについては、基本的には平和資料館により、この支援事業だったか、支援金について基本的には支援金の補助が資料館の運営にどのように寄与したかについては、報告を求めていくことで決めております。ただし、この事業に対して、児童・生徒、実際に入館したのかとか、あとは感想文などを求めることなどは今、特に考えておりません。実際に入館してきた児童・生徒及び保護者においては平和の尊さ、戦争の悲惨さについて感じる事ができれば、この事業については成功だと考えております。また、コロナ感染が心配で行くことができなかったとしても、平和について考えることが少しでも頭に浮かんでいるのであればそれはそれでいいのかなと思っています。今後、コロナが落ち着いた段階で、この事業をどういうふうにしていくかというのは、この入場者数については資料館のほうから提供いただくことが約束できておりますので、その状況に応じて、この学校での取り組みに切り替えることができるのか、その件は今後ちょっと状況を見ながら検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長 新垣博正 質疑はありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは承認第3号専決処分の承認について質疑いたします。

今話があったんですけども、内容のほうですね、では歳出4款ですね、これはコロナワクチンの対策ということで、その点については緊急性を要するというところで私も専決処分も致

し方ないというふうに思っているんですけども、やはり3款及び10款の予算については今担当から話を聞いても、はっきりいって臨時会を開いてできるようなやり方であって、ただコロナワクチンの専決があるから、それに便乗して提出するというようなものでは全くないというふうに思っております。さっき言ったように時間が相当逼迫しているというところもあったんですけども、担当課としては予備費を使って対応したいというところもあったんですけども、これが順当なやり方であって、専決処分にこの予算案も全部くっつけてやってしまうというのは乱暴なやり方であって、全然私としても納得できない。しっかりと臨時議会を招集して提案すべきであり、専決処分の趣旨を逸脱しているという思いがあるんですけども、これは当局としてどう考えているのか、お聞きしたいと思っております。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えいたします。

修繕費とか、チケットのことについての専決処分についてなんですが、修繕費についてもやはり緊急性といいますか、本来だったら議会を開いて皆さんの了解を得てやるべきではあるんですが、校舎のクーラー、今こんなに暑期中、クーラーが壊れているという状況を踏まえると、やはり専決すべきだったのかなというのがあります。あっとその辺を含めてですね、今後どういうふうにするのか。今回、こういう便乗という形ではないんですが、その辺は御理解をいただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 私としては、しっかりとこの専決処分の内容を、どうしたら専決処分のできるのか、そういうところも含めて、これは書かれているんですよ。専決処分が可能となる場合を緊急性を要する場合に限定して、明確



化するために招集する暇がないときを新たに議会を招集する時間的に余裕がないことが明らかであると認められるとき、これは行政から出たやつを行政がしっかりと議決するそういうものをできるだけなくすようにという判断で変えられて、改められているわけです。なぜかという、これは議会の権限をさきの長がですね、意思決定を行うものであり、議会としてはより慎重な運用を図られているのか、それをしっかりと真剣に、これは重要な問題ですので、しっかりと見守られなければならないというふうになっているものですから、専決処分は7月7日にこれは行われているわけですから、それについて本当に臨時会を開く招集できる時間がなかったのか、もう1回これを伺います。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 議会を開く暇がなかったという理由になります。御了解をお願いいたします。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 副村長これね、やはり我々は議会の権限を皆さんが使っているわけですから、そのときの長が。だから議会でもっとも重要な議決権を主観的に時間的に余裕がなかったというものを専決処分をしたということがあるのであれば、これは議会をこれは本当にないがしろにしているとしかいいようがない。専決処分というのはそれだけ重い処分ですので、そういうところも含めて我々議会としては本当に毅然とした態度で、これは否決する。あるいは承認、不承認するというようなところまで我々は考えないといけないと思っております。ただ単にワクチン対応でこれがあるからそれにちょっとくっつけてやっていこうと、どうせ議会をやるんだからと、そういう安易な考え方で専決処分をされたら議会としてはもう到底納得できない。その辺は重々にこれから先、やるのであればしっかりとその一問だけは出してくる

とか、本当にこの時間的に余裕がないことが認められるものだというのをはつきりとやっていかないと我々は到底、この専決処分というのは掌握されないのですので、ぜひひとつお考えいただきたいというふうに思っています。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 承認第3号 専決処分について質疑いたします。

村長、自治法179条に目を通したことはありますか。それには特に緊急を要する議会を要するためですね、議会を招集する時間的に余裕が明らかであることが認められるときということですが、今回、これ予算書を見た場合ですね、私が見た場合は緊急性というのは見当たらないんですよ。今言ったクーラーの修繕もこれは緊急性があるんですか。こういうのは緊急性というんですか。クーラーが壊れているから早く直したい。当然、早く直したいです。皆さん方は専決処分というのはどういうものか、まだ理解していないのではないかと。これは議会を招集する時間的に余裕がないことが明らかであると認められるかは村長、あなたの裁量によるんですよ。しかし、それは村長の認定には客観的でなければならないとなっているんですよ。今副村長が言うように答弁を聞いていますと、皆さん方は客観的ではなくて主観的にやっているんでしょう。自分たちが急いでいるからということではないですか。私はそう受け止めていませんけれども。それとこのコロナワクチンの予防費、保健衛生費の中を見た場合に、どれが緊急性があるの。ワクチン謝礼金とか、時間外手当委託料とか、そういうのしかないんですよ。こういうのが緊急性があるというんですよ。緊急性というのは大規模な災害とかがある場合は緊急性を認めますけれども、それ以外はよっぽどこのことがないと認められないんですよ。これはこういう今二元代表制というのは皆さん方は分かっていますよね、議会はそれなりの権限があ

るんですよ。議決権は全て議会にあるんですよ。勝手に専決処分されたら議会は要らない。議会は何のためにあるの。村長、単純な話ではないんですよ。先ほどの答弁の中で単純な話という発言をしていますけれども、これは議会を本当に侮辱した発言ですよ。単純な話ではないんですよ、これは。我々議会にとっては大事な権限なんですよ。議決権は。それを単純な話だと。そんなことで答弁したら議会を本当に軽視した態度ですよ。それとこの先ほどからあるようにひめゆり資料館の入館券については、私はそれはいいことだと思うんだけど、これは専決処分ではなくて、ちゃんと議会に諮るべき問題じゃないと緊急性はないと思うんですよ。これはもうはっきりいって議会の権限に属するものを村長が勝手にやっているということは、先ほども申し述べたように本当に議会を軽視した態度ですよ。私はこの専決処分は非常にいかななものかと思えますよ。これは本来、本当に議会を開いても議員が集まらない。そして議決してくれといってもやらない。そういう場合はこれを適用してもいいんですよ。専決処分してもいいと思うんですけども、今回はこの予算書を見た場合には全くそれが見受けられない。緊急性があるのは、一つもないと思うんですよ、私は。そこで一つずつ質問していきますけれども、コロナワクチンを担当しているこども課の金城課長、その7ページの予防費の中でどういう緊急性があるか、それを答弁してください。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

今回のこの2号補正のメインは、新型コロナウイルスワクチン接種事業がメインでございます。専決処分にしたのもこの緊急性というのが6月末頃ですか、首相の一声で高齢者の接種を7月までに終わるといふ発言がございまして、その発言に基づいて、国から急にワクチン接種の加速化支援事業をなささいというところで、

高齢者は7月までに全て完了させるために、様々な施策を実施しなさいというところで休日とか時間外とか、集団接種の会場の確保とか、何でもいから加速化するために実施しなさいという国から通達がありまして、私どもも日々それまでも日々全力で利用を進めていたんですけども、さらなる加速化ということで7月の予算もつけて、補助金を申請もしないといけないというところで、項目的に見て緊急性がないではなくて、事業として実施する上で申請するための予算がないといけない。実施するための予算がないといけないというところで具体的な日にちまでは覚えていないんですが、どうしても早めに予算をつくっていただかないといけないというところで緊急性は非常にございます。というところは御理解いただきたいと思えます。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 緊急性というのは人の命に関わる問題。これを見た場合、本当に命に関わる問題ですか、これは。これは二、三日遅れても別に問題ないでしょう。もうコロナ禍で1年余りもこういう状態できているんですよ。コロナは緊急性があると皆さん方は考えているんですか。私は、コロナは緊急性はないと見ていますよ。対策が遅れているだけの話なんですよ。これはね村長、予算をつくる場合は行政の遅れや滞りを防ぐために例外的に認められたもんなんですよ。副村長が答弁しているように主観的な考えでは困るんですよ。村長もそうですよ。これは村長の主観でやっているんでしょう。さっき言ったように予備費から出すべきことを財調を取り崩してやっているでしょう。今後、そういうことがあってはならないと。村長、どうですか、これについてどう思いますか。179条の解釈、村長の考えを……。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

そもそも今回の専決処分のまず内容について、

そこまで我々が皆さんに採決を望まずにやるような案件ですか。そもそもこれは例えば我々が何かを隠したりだとか、何か都合の悪いことで専決処分したんじゃないかという指摘をされるのであればそれは話も分かりますけれども、内容についてはみんないい話だ、いい内容だ、そういう内容を知っていて、ただ我々が専決処分したというその事実だけに議員も含めて、今その話をされていますよね、そもそもここが大事なところだと思いますよ。我々がわざわざ時間を要して専決処分をして何かを隠すような、あるいは何か不都合なものではない。誰もが早ければ早いほどいいというものの案件ですよ。コロナにしろ議員はコロナでそんなに時間を要する必要なのかという話がありましたけれども、必要ですよ。早くやらないといけない。コロナもそして子供の学校の環境を整える。早くやらないといけない、当然ですよ。せっかくだいい話、ひめゆり資料館も早くやりたい、当然ですよ。そのためにその解釈にも今お話ししましたけれども、我々がわざわざ議事を軽視して、議会に何も言うこともなくやるような案件ではないですよ、これは。その辺はぜひ理解をしていただきたいと思います。我々が何度も言いますけれども、わざわざそこに持っていったのではないかというような案件で御指摘されるのであればそれはお答えすることも我々、大変なきちんとした答弁と言いますか、その件に関してのものであれば釈明の答弁になるかもしれませんけれども、これは違いますよ。これは先ほど単純な話もしましたけれども、単純に時間がないという話であって、言葉尻を取って単純なことをやっているというようなそういう言い方はやめていただきたい。単純に時間がないからこういう専決処分をしたんだということは、ぜひ御理解をしていただきたいなと思います。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 あの村長、世の中に

はルールというのがあるんですよ。議会と行政もルールがあるでしょう。ルールを無視するんですか、あなたは。無視していいというの今考えでしょう、皆さん方は。単純な話ではないんですよ、これは。時間的単純、では議事を開く招集する時間がなかったという客観的状況を説明できますか。ただコロナ、コロナ、最近みんなコロナのせいにして緊急性というんだけど、どこに緊急性があるの。それと緊急性があっても議事を招集する時間はなかったんですか。あなた方が考えを変えればできるんですよ。3日あれば議事は開けるんですよ。恐らくこれは1時間もかからないですよ、この審議は。さっきからあなたは自分の主観で物を考えている。ルールというのとはちゃんと守りましょうよ。議会もルールがあるでしょう。こんなルールを無視した村政運営は私はいかがなものかと思えますよ。ルールを守るべきではないか。ルール守っていますか。

これではいかんよ。ルールがあるさ。では客観的状況はどうなっているの。

○議長 新垣博正 静粛をお願いします。

○15番 新垣善功議員 とにかく自治法の第179条をしっかりと読んで、頭にたたき込んでくださいよ。副村長、あなたは何十年も公務員をしてきたんでしょう、自治法ぐらいは読んでいるんでしょう。皆さん方は。

○15番 新垣善功議員 村長になって10年になったらもう自治法は相当読みつくして、どこに何条に何があるということはちゃんと理解すべきではないの。単純な話ではないですよ、これは。言うけど、あなたは単純と言うんだけど、私は単純ではない。我々議事を軽視、無視したやり方ですよ。

以上、終わります。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑

を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、承認第3号は、委員会付託を省略します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 討論を行います。

地方自治法第179条第1項は長の専決処分が規定されているが、その規定では特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるときとなっているが、本議会に付議されている令和3年度中城村一般会計補正予算(第2号)については、内容からも見て緊急性はなく、また議会を招集する時間的余裕がないとは認められない。議会の議決権を無視、軽視した村政運営に厳重に抗議し、この専決処分に反対いたします。

○議長 新垣博正 次に賛成者の発言を許します。

安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 今、反対討論の中で聞いていてですね、中身はよく分かりません。私もこの179条というのは全然分からないんですけど、コロナは命に関わることで本当に緊急性があると。ほかのものはゆっくりできたかもしれませんが、このコロナのために議会を招集するとか、集まりを自粛しなさい、自粛しなさいの中で、しかもこのコロナは命に関わることで、1秒でも2秒でも早く解決すべきものと私は思っております。私もこの濃厚接触者でいろいろあったんですけど、PCR検査をするのに何百名も並んで、早めに

このなんといいですか、自分の体の調子とかそういうものを知りたい。コロナについて知りたい。そしてコロナにかかっていたら自分たちはどうしようとか、家族のこととか、いろいろ考えてやったと思います。PCR検査をするにも何人、何百人、何十人も並んで、早めにこうやると、県総合でPCR検査をやっていますけれども、1時からでしたか、だけど午前の10時から並んでもう1時半には200名の予定の人数をもう締め切ったということで、関心の高さもあるし、自分の家族を守るためとか、そういう命に関わることで、私はこれは緊急性があると思っております。それでこの承認第3号は賛成の立場であります。

○議長 新垣博正 次に本件に反対者の発言を許します。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 承認第3号について、専決処分の承認について討論をいたします。

まず質疑のときも言ったんですけど、この案件は私は言ったとおりコロナワクチンの対策に対しては、これは緊急性があるので賛成だということなんですけど、そのほかの案件については全く緊急性を要しなさいと、そして担当課からも予備費で対応できないかというような話もある中で、「いや、それはどうせ議会を開くんだからこれに足してやろう」というような安易な考え方でこれを専決処分に回したのであれば、私としては全くもってこれは判断が誤っているというような取り組みでしかないと思いますので、私はこの承認第3号については反対の立場であります。以上です。

○議長 新垣博正 次に本件に賛成者の発言を許します。

本件に反対者の発言を許します。

これで討論を終わります。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに承認することに賛成の方は、

御起立お願いいたします。

(賛成者起立)

○議長 新垣博正 起立多数です。

したがって、承認第3号 専決処分については承認することに決定しました。

休憩します。

休 憩 (14時41分)

~~~~~

再 開 (14時53分)

○議長 新垣博正 再開します。

日程第20 同意第2号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 同意第2号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて御提案申し上げます。

同意第2号

中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を中城村固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 中城村字  
氏 名 比 嘉 毅  
生年月日 昭和23年生

令和3年9月6日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

中城村固定資産評価審査委員会委員 比嘉 毅氏の任期が、令和3年9月30日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を選任するにあたり、議会の同意を求めるためである。

履歴書等がございますので、御参照ください。  
以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、同意第2号は、委員会付託を省略  
します。

これから、討論を行います。討論はありませ  
んか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これ  
で討論を終わります。

これから、同意第2号 中城村固定資産評価  
審査委員会委員の選任につき同意を求めること  
について採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、同意第2号 中城村固定資産評価  
審査委員会委員の選任につき同意を求めること  
については、同意することに決定しました。

日程第21 同意第3号 中城村監査委員の選  
任につき同意を求めることについてを議題とし  
ます。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 同意第3号 中城村監査委  
員の選任につき同意を求めることについて御提  
案申し上げます。

#### 同意第3号

#### 中城村監査委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を中城村監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

#### 記

住 所 中城村字  
氏 名 中 村 悟  
生年月日 昭和34年生

令和3年9月6日 提出

中城村長 浜 田 京 介

#### 提案理由

監査委員の與儀正明氏が、令和3年8月31日をもって退職したため、新たに監査委員を選任するにあたり、議会の同意を求めるためである。

履歴書がございますので、御参照いただき  
たいと思います。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提出者の説明を終わ  
ります。

これから質疑を行います。質疑はありませ

んか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは同意第3号について質疑を行いたいと思います。

まずこの方、與儀正明さんですね、それは別に全然問題ないと思うんですけども、この監査委員の選任のやり方についてですね、何か選考基準とか、そういうものがあるのか。また何名か候補がいて、その中から選考して選んだのかですね、その辺りの何か規定があるのかどうか、この辺どんなですかね。ちょっとお聞かせください。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

特に選考の方法はございません。今回は中村悟さんが一番適任だというふうなことで考えておりまして、そのほかの候補者もおりませんでした。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 当局が選んだということで構わないのかですね、やはり透明性を持ってやるのであれば、しっかり規定とかを設けてどういう方をどういうふうに選考してやったよというようなやり方が我々議会としても透明性を持って反対もできないし、そういうしっかりとした人を選んだというような判断に至るものですから、その辺り、規定を設けるというのはどんなですか、できますか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 地方税法の中にはですね、監査委員の選任として財務管理、事業の経営管理、それからその他行政運営に関し、優れた識見を有するものというふうなことでなっております。これが基準といえれば基準であるというふうなことで考えてもいいと思います。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 例えば優秀な人がまだまだ村に相当人いると思いますので、そのなか

らどういった方を選んでいくというようなのも一つのよりしっかりとした人。この方が悪いということではないですよ。しっかりしていると思うんですけども、やはり1人ではなくて2人、3人から選んでいって、その中で特に優れているというような選考の仕方もあるのではないかなと思いますので、この辺のところを検討してやっていってください。以上です。

○議長 新垣博正 質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、同意第3号は、委員会付託を省略します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、同意第3号 中城村監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、同意第3号 中城村監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

日程第22 報告第7号 令和2年度決算に係る健全化判断比率についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長 浜田京介。  
 ○村長 浜田京介 報告第7号 令和2年度決

算に係る健全化判断比率について御報告申し上げます。

報告第7号

令和2年度決算に係る健全化判断比率について

中城村一般会計の令和2年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の健全化判断比率について、同項の規定により、次のとおり報告する。

（単位：％）

|          | 令和元年度決算に係る健全化判断比率 | 令和2年度決算に係る健全化判断比率 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第7条の規定に基づき算定した早期健全化基準 |
|----------|-------------------|-------------------|---------------------------------------------|
| 実質赤字比率   | —                 | —                 | 15.00                                       |
| 連結実質赤字比率 | —                 | —                 | 20.00                                       |
| 実質公債費比率  | 7.8               | 6.8               | 25.0                                        |
| 将来負担比率   | 34.5              | 34.9              | 350.0                                       |

備考 実質赤字比率又は連結赤字比率がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と記載する。

令和3年9月6日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により議会に報告する必要がある。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで報告を終わります。  
 日程第23 報告第8号 令和2年度決算に係

る資金不足比率について（中城村公共下水道事業特別会計）を議題とします。  
 本件について報告を求めます。



村長 浜田京介。  
○村長 浜田京介 報告第8号 令和2年度決

算に係る資金不足比率について（中城村公共下水道事業特別会計）御報告申し上げます。

報告第8号

令和2年度決算に係る資金不足比率について

中城村公共下水道事業特別会計の令和2年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、次のとおり報告する。

（単位：％）

| 会計区分           | 平成元年度 | 令和2年度 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準 |
|----------------|-------|-------|---------------------------------------|
| 中城村公共下水道事業特別会計 | —     | —     | 20.00                                 |

備考 資金不足が発生していない場合は、「—」と記載する。

令和3年9月6日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により議会に報告する必要がある。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで報告を終わります。

日程第24 報告第9号 令和2年度決算に係る資金不足比率について（中城村土地区画整理事業特別会計）を議題とします。

本件について報告を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第9号 令和2年度決算に係る資金不足比率について（中城村土地区画整理事業特別会計）御報告申し上げます。

報告第9号

令和2年度決算に係る資金不足比率について

中城村土地区画整理事業特別会計の令和2年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、次のとおり報告する。

（単位：％）

| 会計区分            | 令和元年度 | 令和2年度 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準 |
|-----------------|-------|-------|---------------------------------------|
| 中城村土地区画整理事業特別会計 | —     | —     | 20.00                                 |

備考 資金不足が発生していない場合は、「—」と記載する。

令和3年9月6日 提出

中城村長 浜田 京 介

提案理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により議会に報告する必要がある。

以上でございます。

本件について報告を求めます。

○議長 新垣博正 これで報告を終わります。

村長 浜田京介。

日程第25 報告第10号 令和2年度決算に係る資金不足比率について（中城村水道事業会計）を議題とします。

○村長 浜田京介 報告第10号 令和2年度決算に係る資金不足比率について（中城村水道事業会計）御報告申し上げます。

報告第10号

令和2年度決算に係る資金不足比率について

中城村水道事業会計の令和2年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、次のとおり報告する。

(単位：%)

| 会計区分      | 平成元年度 | 令和2年度 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準 |
|-----------|-------|-------|---------------------------------------|
| 中城村水道事業会計 | —     | —     | 20.00                                 |

備考 資金不足が発生していない場合は、「—」と記載する。

令和3年9月6日 提出

中城村長 浜田 京介

提案理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により議会に報告する必要がある。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで報告を終わります。

休憩します。

休憩（15時04分）

~~~~~

再開（15時05分）

○議長 新垣博正 再開します。

日程第26 報告第11号 令和2年度沖縄県町

村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第11号 令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について御報告申し上げます。

報告第11号

令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業及び決算を別冊のとおり報告する。

令和3年9月6日 提出

中城村長 浜田 京介

別冊のほうをもちまして、報告に変えたいと思います。ちなみに中城村は借入等はございま

せんので、御報告いたします。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで報告を終わります。  
以上で、本日の日程は全て終了しました。  
本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。  
散 会（15時07分）





## 令和3年第4回中城村議会定例会（第2日目）

|   |                 |                    |                                    |           |
|---|-----------------|--------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 令和3年9月6日（月）     |                    |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                    |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 令和3年9月7日（午前10時00分） |                                    |           |
|   | 散 会             | 令和3年9月7日（午後4時04分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）                           | 議 席 番 号         | 氏 名                | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|   | 1 番             | 安 里 清 市            | 9 番                                | 比 嘉 麻 乃   |
|   | 2 番             | 新 垣 修              | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|   | 3 番             | 渡 嘉 敷 眞 整          | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|   | 4 番             | 屋 良 照 枝            | 12 番                               | 金 城 章     |
|   | 5 番             | 桃 原 清              | 13 番                               | 石 原 昌 雄   |
|   | 6 番             | 玉 那 覇 登            | 14 番                               | 伊 佐 則 勝   |
|   | 7 番             | 新 垣 貞 則            | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|   | 8 番             | 大 城 常 良            | 16 番                               | 新 垣 博 正   |
| 欠 席 議 員   |                 |                    |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 5 番             | 桃 原 清              | 6 番                                | 玉 那 覇 登   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 比 嘉 保              | 議 事 係 長                            | 根 間 忠     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介            | こ だ も 課 長                          | 金 城 勉     |
|   | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典            | 企 画 課 長                            | 比 嘉 健 治   |
|   | 教 育 長           | 比 嘉 良 治            | 都 市 建 設 課 長                        | 仲 村 盛 和   |
|   | 総 務 課 長         | 與 儀 忍              | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 欠 席       |
|   | 住 民 生 活 課 長     | 義 間 清              | 上 下 水 道 課 長                        | 知 名 勉     |
|   | 会 計 管 理 者       | 欠 席                | 教 育 総 務 課 長                        | 我 謝 慎 太 郎 |
|   | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也            | 生 涯 学 習 課 長                        | 稻 嶺 盛 昌   |
|   | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳              | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 宮 城 政 光   |
|   | 健 康 保 険 課 長     | 仲 松 範 三            |                                    |           |

議 事 日 程 第 2 号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |



○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に比嘉麻乃議員の一般質問を許します。

○9番 比嘉麻乃議員 それでは改めまして、おはようございます。早速一般質問に入ります。議席番号9番 比嘉麻乃です。大枠1.新型コロナウイルス対策について。ワクチン接種が進む中、新型コロナウイルスの第4波の収束も迎えないまま、第5波12に突入しました。新型コロナウイルスが確認されて1年9か月が過ぎ、その間、私たちは多くの事を経験し学びました。今後は、その経験と課題を活かし、問題解決に向け常にスピード感をもち対応しなければなりません。そこで以下の事を伺います。①本村のコロナウイルス感染者数を伺う。②本村のワクチン接種状況(65歳以上と全年代)接種率を伺う。③休校中の児童の居場所確保は。④休校中の学びの保障は。⑤高齢者の見守りの取り組みを伺う。⑥経済的な理由で生理用品を購入できない「生理の貧困」解消に向けての支援について伺う。

大枠2.学校給食について。学校給食は食の重要性や食事の喜びと楽しさを理解し、心身の成長や健康の保持増進を図る上で望ましい栄養や食事のとり方を学びます。また、生産者や調理員など、学校給食に関わる方々へ感謝する心を育てます。日頃から村内の児童生徒に愛情を込めて学校給食を提供している方々に感謝の気持ちと敬意を示しつつ、以下の事を伺います。①食物アレルギーを有する児童生徒が全国的に増加傾向にあるが、本村の学校給食アレルギー対応について伺う。②学校給食の地産地消(県産、村産)使用率を伺う。③有機栽培(オーガニック)食材の使用について伺う。答弁よろし

くお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは比嘉麻乃議員のご質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては健康保険課、教育委員会、こども課、福祉課のほうでお答えいたします。大枠2番につきましては教育委員会のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、お尋ねのコロナウイルス対策について、スピード感をもって対応しなければならないということは共有した認識だと思っております。このコロナウイルス対策につきましては、非常に大事な最大の急を要する案件だと思っております。今後も議員おっしゃるように、最大のスピード感をもって、さらにそのスピード感を持って最優先で取り組んでいきたいと思っておりますので、ぜひ議員各位の皆様のお協力もいただきたいと思っておりますので、詳細につきましてはまた担当課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 おはようございます。大枠2の学校給食についてですが、どの学校でも学校給食年間指導計画に沿って、児童生徒に望ましい食習慣を身につけさせるように計画的に指導しています。教育委員会としては校長会や給食運営委員会等で食物アレルギーの対応等を協議し、献立表等で保護者に周知をしているところです。

大枠1の④については主幹から、大枠2については教育総務課長のほうから答えさせます。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 比嘉麻乃議員のご質問にお答えします。

大枠1の①村内の感染者数は、今年の7月から先月までに439人確認されました。先月は1か月間で176人感染しています。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 大枠1の②の9月5日時点の県報告による本村のワクチンの接種率は、65歳以上1回目完了が89.05%、2回目が85.07%。全年代の1回目完了が50.61%、2回目完了が35.92%となっており、どちらにおいても県平均を上回っております。

③の学校が休校中の児童の居場所につきまして、学童を利用している児童については、学童を午前中から開所することにより居場所を確保しております。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 御質問にお答えしたいと思います。

大枠1の④についてです。本村におきましては今年度、6月8日から6月18日金曜日までの11日間の休校措置を行っております。その際の対応については、従来どおり紙による提示や家庭への電話連絡等に対応しております。以上です。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 では比嘉麻乃議員の大枠1⑤、⑥についてお答えします。

まず⑤についてです。高齢者の見守りに関する支援として、一人暮らし高齢者等への緊急通報システム整備事業、高齢者等保健飲料給付事業、配食サービス事業を実施しております。また、中城村地域包括支援センターや障害者相談支援事業にて把握されている方については、地域の協力者の方々と連携した見守り支援を実施しております。村社協においては、民生委員が把握されている支援を要する方への定期的な訪問・見守り等を行っております。なお、昨今の緊急事態宣言下における介護予防事業等は休止をしておりますが、期間中の健康対策の一環として、自宅で実施できる体操のチラシを全世帯へ配布しております。ちゃーがんじゅう教室の参加者については、担当職員による電話での健康状況の確認を実施しているところです。

⑥についてお答えします。現在、「生理の貧困」の解消に向けた取り組みは村全体としては実施しておりません。今後、「生理の貧困」解消に関する相談があれば、県内の市町村の取組も参考にして、検討していきたく考えております。以上です。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では大枠2の①についてお答えいたします。

学校給食の原材料の全てを詳細に表示した献立表を家庭に事前に配布し、それを基に保護者や児童生徒、及び担任で食べられない食品を判断し、学校給食から原因食品を排除しながら食べることで対応しております。

大枠2の②についてお答えいたします。令和2年度の使用率については、県産38.51%、村産が21.87%です。

大枠2の③についてお答えいたします。現在、オーガニック食材については、給食の食材としては使用しておりません。以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 答弁ありがとうございました。それでは順を追って再質問をいたします。

大枠1の①感染者数なのですが、これまでは439名で8月が176名ということで、感染者数は確認できたのですが、自宅療養者の把握はできているのでしょうか。また、その方々への支援を伺います。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 お答えします。

8月末時点の県内の自宅療養者が3,009名、村内は23名と県のほうからは情報を得ています。支援としましては、県のほうから個人情報として住所、そういうのは連絡がありませんので、現在のところは支援のほうは行っておりません。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 村内には23名の自宅療

養者がいらっしゃるということです。金武町のほうでは、新型コロナウイルス感染症に係る食事や買い物支援を行っているそうです。また今日の新聞にもありましたが、県内では現在17市町村が支援を行っているということでございました。今、課長から県からの情報がないので支援はできないということだったのですが、よかったですね。実は厚生労働省は新型コロナウイルスに感染した自宅療養者の生活支援に関し6日、昨日です。昨日該当する方の名前や住所などの個人情報をも道府県と市町村が共有し、連携して食事の提供などに当たるよう、全国に通知したと発表されております。通知は自宅療養者への食料品や生活用品の提供は、生命や身体保護で、緊急の必要があるとして、個人情報保護条例の例外規定の適用を検討するようにと求めているそうです。こうしたことから、今後は支援がしやすくなると思うのですが、私としては、この療養者の方々は本当に買い物にも行けない。感染させるのではないかと不安になって買い物にも行けない方が困っておりますので、その2週間分の食料ですとか、そういった日用品を2週間分ほど配達していただければ、本当に助かると思うのですが、これまでの私の話を聞いていかがでしょうか。支援について伺います。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 県の対策本部に確認しましたが、自宅療養者の中で連絡がつかない、健康管理ができない方はいらっしゃるかどうか確認しました。そういう方々がいれば、県の対策本部は中部保健所へ連絡し、中部保健所はまた市町村へ連絡して確認をお願いするということでありました。中城村内でこの23名の方で健康管理、連絡がつかない方がいるかどうか確認したところ、そういう連絡がつかない方はいないという報告でありました。また、麻乃議員の御質問の支援については、今後必要な方が

いれば、検討して実施していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 なかなかSOSを出せない方、本当に支援を家族とか、あと親戚などの支援ができないという方もいらっしゃると思いますので、しっかりとこれは調査をして調べて、SOSを待つのではなくて、皆さんのほうからのお声がけもまたよろしくお願いいたします。

では、感染者ということなのですが、感染者数は新聞などでは中城村は中部保健所管内での報告となっております、本村のみの感染者情報を知るためには、やはり役場からの発表が頼りになるわけです。中城村のホームページに、感染者発生状況が記載されていたと思うのですが、最近は見られなくなっています。発表されていますよね。ホームページで。それが以前は見れたのですが、でも最近はこのホームページのほうで発表されていないような気がしますが、それは今も行っているかどうか伺います。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 感染者数は週ごとにホームページで報告しております。7月からは年代別、10代、20代、30代、そういう細かい情報も週別で報告して、注意喚起を行っております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 では何か私の見た所が違っていたのか、しっかりと週単位でされているということなので、村民への一層の注意勧告を図り、感染拡大と医療崩壊を回避するために必要最低限の情報だと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

そしてホームページと同時に、せっかく中城村には公式のLINEがありますので、そのLINEでのお知らせを要望したいのですが、い

かがでしょうか。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 課内で検討して、できるのであれば早めに提供していきたいと思えます。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 村民一人一人がコロナ対策を再確認していただき、対策を心がけると思えますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

あと、大枠1の②です。ワクチンの接種状況ということで、本村ではこのワクチン接種を村の優先事業として進めていった結果、県平均よりも上回る数字ということで、それは高く評価したと思えます。これに関しましては再質問はございません。

③の休校中の児童の居場所ということで、その居場所に学童が今、上がっていましたが、休校中の学童の居場所は、普段学童に通っている児童は学童で過ごせると思いますが、それ以外の児童は自宅、あるいは祖父母に預かってもらうという人が多かったのではないかと思えます。また、学校でも臨時休業における児童の預かり対応がありましたが、休校にあたった6月7日から18日までの間、各学校一日平均何人の児童を学校でお預かりしたのか、お伺ひします。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 再質問にお答えいたしたいと思えます。

まず休校となった日でございますが、6月7日ではなくて6月8日から18日までの期間でございます。まずは各学校の預かりの人数についてでございます。具体的にお話をさせていただきたいと思えます。中城小学校においては平均2名、津覇小学校においては0名、預かりはないということでござます。中城南小学校は平均2.8人となっております。以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 2名と、あと津覇小学校は0名、南小学校は2.8名ということなのですが、本村は児童の預かりの対象者を、医療従事者のお子様で小学1年生から3年生までとありました。でも、お仕事をしている保護者は医療従事者だけではなくて、エッセンシャルワーカーと呼ばれる、私たちの生活の中で必要不可欠なお仕事をされている警察官ですとか消防士、保育士、農業者あるいはコンビニ、スーパーの定員、宅配スタッフ、ごみ収集作業員、そして行政サービスを提供している役場の皆さんもエッセンシャルワーカーに入るわけです。感染リスクの中、リモートワークでの仕事ができない方々で、御家庭での対応が難しく、預かり先のない生徒は全学年受け入れるべきだったのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。子供たちだけで自宅にいるのは本当に危険なときもあります。

実は、一番最初の休校になった初日に、村内でボヤ事件がありまして、私もたまたま近くにいたので、ベルの音を聞いて、駐車場で見守っていたのですが、そのアパートから出てくる人たちは子供たちだけだったのです。唯一一人だけ大人がいましたので、これを見て休校になったら自宅で子供たちだけにいるのだなということが、そのときに分かりました。また、学童は学校に比べましたら敷地が狭く、3密になるほか、朝から預けますので先生の確保ですとか、またその負担を行政が支援していると思えます。でも学校は敷地が広く、教諭も常にいますので、授業ではなくて児童は自習をして、それを先生が見守るといっただけでいいと思えます。このようなことを踏まえて、今後休校になった場合の対応について、いかが考えていますか、伺ひます。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 質問にお答えしたいと思えます。

先ほど預かりについての人数を御報告させていただきましたが、各学校においては校長会でも預かりについてはお話が行われました。まず、医療従事者の児童は、原則小学校3年生まで預かり対象となることを確認しておりますが、医療従事者以外の保護者の児童につきましても、個別で相談を受ける事案となっております。例えば中城小学校2名という形で報告させていただきましたが、この2名は医療従事者以外の保護者の児童となっております。今後、休校や学級閉鎖になった場合はオンラインでの授業が一つの選択肢となるかと思っております。そのため預かりの対象をエッセンシャルワーカーなどの業種までに広げるとなると、オンライン学習の準備や対応に影響が出ることが予想され、学校では対応が難しいのかなと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 実際に、この医療従事者だけではなかったということですが、新聞の報道では、市町村の発表では、このように書かれているのです。そうすると新聞を見た保護者は、医療従事者だけしか預からないのではないかと。もちろん学校のほうからお知らせはあったと思うのですが、そういうふうに医療従事者というふうに大きく書かれてしまいましたら、やはり学校に行かせづらいのかなと思われました。私は全ての児童を受け入れてほしいと言っているわけではなくて、3密を考えると学童よりは学校のほうが3密を避けられるのではないかと思っております。今後、オンラインの話もありましたが、もし休校になる可能性がありまして、休業措置が発令された際に、いつでもすぐに対応できるように、休校になった場合の児童の居場所を確認する意味で、アンケート調査などを行い、学校での預かりを、何人希望するのかとか、事前に把握する必要があると思っております、いかがでしょうか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 質問にお答えしたいと思います。

まず子供たちへのアンケートについてですが、日頃から教師による児童の動向には、日頃から細心の注意を払っております。また、子供たちの居場所確認が容易になるように、子供たちの日頃からのコミュニケーションだったり、保護者とのやり取りだったり、各学校の先生においてはコロナ禍において、今以上、コロナ禍以前以上に対応をとるようお話をさせていただいているところであります。ただ、居場所確認が必要な場合がございましたら、場合によってはアンケートも確認する必要と検討の一つとなるかと思っております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 ぜひよろしくお願いたします。

そして夏休みが明けましたが、この夏休み明けが不登校の生徒が増加する傾向があると言われております。また、本島中部ではコロナウイルスの感染の不安などから、登校を控える児童生徒もいるそうですが、本村の現状をお伺いたします。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 質問にお答えしたいと思います。

中学校は8月30日、小学校については9月1日スタートとなっております。現在、小学校においてコロナの影響により登校を控えている児童については、9月1日の初日は61名の児童がおりました。平均して60名ほどの子供たちがコロナによる影響により、不安により登校できないということがございます。中学校においては8月30日、初日46名。昨日、月曜日におきましては15名。コロナの不安による登校が少し減少という形になっております。以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 日に日に減少しているということなのですが、それは欠席とみなされるのか、伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 国からの通知もございしますが、校長会でも確認しておりますが、コロナの影響による欠席。もちろん罹患の部分もありますが、感染はしていないけれども不安によつての欠席については出席停止と。欠席の扱いにはなりません。緊急事態宣言発令中については出席扱いという形になります。以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 学校現場でも多くの課題があると思います。どうかこれまで以上のきめ細かな対応を、引き続きよろしく願いいたします。

では④の休校中の学びの保障はということで、ここで一つお伝えしたいのは、私も学習よりは命が何よりも最優先だと思っております。しかし、コロナ禍でもやれることは支援をしてほしいなと思っております。先ほどプリントとか家庭学習を学びの保障で行っているということなのですが、これまでの6月の休校、そして8月の夏休みの延長で授業日数の確保について、今後どのような対応を行っていくのか伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 質問にお答えしたいと思います。

感染防止に最大限配慮しつつ、学校においては時間割の工夫。つまり5校時を6校時にしたり、学校行事のさらなる精選。そして3学期終了後の春休みを一週間短縮するなど、また今後はICT機器を活用したオンライン授業の導入など、あらゆる手段を活用して子供たちの学びを保障していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 その休校中のオンライン授業への取り組みの進捗状況について伺いま

す。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 質問にお答えしたいと思います。

まず6月の休校時には、まだオンラインの授業は行っておりませんでした。現在は各学校において接続状況や操作の手順、保護者への説明を実施しており、オンライン授業ができる準備はもう既に整えていると考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 分かりました。また私がどうしても心配になるのが受験生なのですが、昨年度行った中学3年生への学校での無料塾ですとか、学習塾の受講料の補助の事業は継続されるのか伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 御質問にお答えします。

昨年度実施した無料塾や塾費用の補助事業については、村の教育委員や学校授業評価検討委員の外部評価委員より高く評価を受けております。特に無料塾においては拡充も検討してほしいということもありました。教育委員会といたしましては今年度も実施できるか、財源などの捻出も含め検討してまいりたいと思います。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 それに関しましては、受験も近づいてきますので、急いで検討し、また決断していただいて支援をスタートしていただきたいと思います。コロナウイルスの収束の出口が見えない中、失業され昨年以上に生活に苦しんでいる保護者の方もまだまだいらっしゃいますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次⑤に移ります。高齢者の見守りについてなのですが、いろいろな見守りをされているということなのですが、高齢者が孤立しないように見守る必要があると思いますが、村内65歳以上の一人暮らしの高齢者の人数というのは把握し

ているのでしょうか、伺います。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

すみません、今手元にその数字を持っておりませんので、後で報告したいと思います。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 これまでは公民館などを利用していただいていた方々をはじめ、多くの高齢者が外出を控え、御自宅で長時間過ごされていると思います。先ほどまた電話による見守りを行っているということなのですが、引き続き電話ですとかお手紙、こまめに連絡をとってインターホン越しでもいいと思うのです。言葉を交わしていただいて、しっかり食事はできていますかとか、しっかり眠れていますか、困りごとはないですかということをお願いするだけで、一人暮らしをされている高齢者の方は安心して生活を送れると思いますので、よろしくお願ひいたします。また、見守りには民生委員や地域の方の協力が必要だと思うのですが、これまでに福祉課とか社協、自治会長、民生委員とコロナに関する情報交換とか会議とかは行ったことがあるのでしょうか、伺います。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

一堂に会しての会議等はありませんが、その都度情報交換等を行っているところです。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 少しでも多くの方々に見守りの協力をしていただき、新聞が数日たまっていないとか、数日カーテンが閉まりっぱなしではないとか、最近元気がない、最近姿が見えない、会話がかみ合わなくなったとか、季節にそぐわない服装をしているとか、少しの異変でも気づいたときには連絡をしていただけるような体制づくりをしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

では次は⑥の生理の貧困について行います。

先ほど、この支援は実施していないということだったのですが、今後相談があればということだったのですが、これは相談しにくいと思うのです。なので、すぐに手に取れる所に置いてあげる。この相談事というのは本当にしづらいつらいと思うのです。自宅に生理用品がなく、学校の保健室に借りに来る生徒も増えているそうです。貧困家庭や特に父子家庭ではSOSを出しづらいことから、生理の貧困の解消に向け、今行政として取り組む課題だと思っております。トイレットペーパーがあるように、学校の女子トイレに生理用品を置き、周りを気にせず手にできるようなになれば、生理用品の購入が困難な児童生徒は安心して生活が送れると思うのです。学校現場はもちろんのこと、生活困窮世帯への生理用品の支給をぜひ予算化していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

学校においての対応については、従来より保健室のほうで必要な方には配付されていると聞いております。今、社協のほうともいろいろ調整しながら、社協のほうでも一部フードバンクと併せた支援というのも検討されているようです。庁内においても関係課と協議していきながらどういった対応ができるのか、今後検討したいと考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 ぜひ行政からの支援もよろしくお願ひいたします。

では大枠2に移ります。アレルギーの対応ということで、学校給食の原材料が表示されている献立表を保護者と児童生徒、担任で判断し除去しながら給食を食べているということなのですが、食物アレルギーを有する児童生徒を学校は把握しているとは思いますが、比較的に食物アレルギーの多い品目というのは何でしょうか、伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

中城南小学校を例に申し上げますと、ピーナッツ、卵、クルミの3品目がアレルギーの多い品目となっております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 南小学校においてはピーナッツ、卵、クルミということなのですが、全体的に見ると食物アレルギーでよく言われているのが卵、乳製品、小麦の割合も多いとは思っています。これは三大アレルゲンと言われておりまして、こういった卵、乳製品、小麦の除去食を別に調理するという事は可能なのでしょうか、伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

現在の給食センターでの提供については、施設の設備や人員において厳しいと考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 確かにこれは厳しいと思うのですが、ですから工夫なども必要かなと思うのですが、学校給食の献立表には確かに材料ですとか調味料が細かく表示されております。保護者はこれを見てアレルギー食材が入っているならば、その日のメニューに本当に似せるように、メニューに近いお弁当を手作りして持たせているわけなのです。調査によるとほぼ毎日、朝食を作りながら持たせる弁当を一生懸命作っているという保護者もいらっしゃいました。もちろん学校給食の献立は栄養を考えてのメニューだと認識はしておりますが、このような献立の日があったのです。実は、その日の献立にシーフードピラフ、オムレツ、サラダ、チーズがありました。シーフードピラフの中にエビ、アサリ、イカ。これは海産物は大丈夫なだけ

れども、このシーフードピラフにマーガリンを入れてしまったために、この子はこのピラフが食べられなくなったのです。あと、もちろんオムレツは卵、チーズは食べられなかったのですが、せめてこのマーガリンさえピラフに入れてなければ、この子はその日の給食の中からピラフとサラダは食べられたわけなのです。またある日の給食では、なかよしパン、ブラウンシチュー、魚の香草パン粉焼き、ブロッコリーのソテーというのがあったのですが、これ全てに小麦粉が入ってしまっているで一切食べられなかったのです。この子はこの日は一つも食べられなかったのです。もちろんパンの小麦粉は仕方ないと思います。シチューも牛乳とか小麦粉を入れるのでこれも仕方ないと思います。でも、この魚の香草パン粉焼き、これをパン粉焼きにしなければ食べられたのです。あと、ブロッコリーのソテー、これにもマーガリンを使ってしまったがために、この子はその日、一つもこのメニューから食べられなかったということになるわけなのです。そのほかに子供たちが大好きなカレーなんですけど、最近はカレー粉でもアレルギー対応のカレー粉もあります。またメニューの中には豆乳スープなのに生クリームが入っていて食べられなかったとか。そして魚は食べられるのにチーズ焼きにしてしまったとか。あと、米粉パンと表記しながら小麦粉が混ざっていたとか、本当に少し工夫をすると食べられるものも出てくると思うのです。除去や代替食が難しいのであれば給食費も納めておりますので、アレルギーのある児童生徒が、少しでもお友達と同じ給食が食べられるように工夫して、メニューの中から卵、乳製品、小麦。せめてこの3つが入っていない給食の料理を、せめて2品は見ながら作ってほしいなと思うのですが、これに関していかがでしょうか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたし



ます。

献立は文部科学省が定める栄養摂取基準及び標準食品構成表に基づき立てられています。献立を立てる際においては、各料理に同じ食材がかぶらないようにしておりますが、卵、乳製品、小麦を含め食材ごと、学年ごとに一日に摂取すべき量が定められておりますので、3つの食材を使わずに献立を立てることについては栄養価の基準を満たせなくなる場合もあるため、難しいと考えております。栄養士においても一日の給食の献立を作成する際においては、卵や乳製品、小麦粉、それぞれの食材をできるだけ2品以上使用しないようにするなどの工夫を行っていきたくと考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 ありがとうございます。2品以上の給食がこのメニューに入ってもらえることを本当に期待しておりますので、よろしく願いいたします。もちろん給食を毎日食べないという選択もできることは知っています。そうすれば給食費の免除もあると思うのですが、保護者としては、なるべく食べられるものはクラスの子と同じ物を食べてほしいという気持ちで給食費も納めつつ、弁当を作っておりますので、ぜひお弁当作りの負担と、そして弁当の材料費の軽減のためにも、これからまた工夫をしていただきたいと思います。期待しております。

それでは②の学校給食の地産地消ということなのですが、県産が38.51%、村産が21.87%ということなのですが、今後さらに学校給食での地産地消の使用率を上げるための取り組みについて伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

給食センターにおいては週に1回、畑回りを行い、生産者からの情報収集を行っております。また、現在登録している農家さんより新たな農

家がないかも紹介してもらい、調理場の職員で納品可能かなどの依頼を行っております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 とてもいい取り組みだと思いますので、引き続き畑を回って、いい食材を探していただきたいと思います。本村には地産地消の取組を通じて、中城村内の新鮮で安全安心な食材の利用促進を図ることを目的とし、地産地消推進協議会というのがあると思います。その会長を副村長が行っていると思うのですが、副村長にお伺いいたします。地産地消推進協議会は地産地消を推進するために、どのような活動をされているのかということをお伺いします。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えいたします。

比嘉麻乃議員の社協と地産地消の件がありましたが、活動の主な内容といたしまして生産者の顔が見える安全安心という新鮮な食材を生産し、学校給食での利用促進を図ることと、村民への普及と農業の振興を図ることになっております。その中で学校給食のほうで、調理場のほうでコーディネーターがいらっしゃいます。それと産業振興課のほうの営農指導員が共有して調整会議を持っております。その中で村内の農産物の生産状況、それから取引の実績等、新規取引の農家の情報等も共有しながら給食センターの地産地消の使用率の向上に努めております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 ありがとうございます。この活動の中には顔が見えるとか、あと新鮮な食材を提供している。学校給食にもさらにまた子供たちへ提供をしていただきたいと思います。地産地消は生きた教材であるとも言われておまして、学校給食において活用することで食に関する知識ですとか、地域の食材への理解を深め、児童生徒への食育にもなると思っております。村内には本当に多くの農家があります。そ

れを生かして食の安心安全を確保するために、地産地消にさらに力を入れていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは最後になりますが、③の有機栽培（オーガニック）の食材の使用について、給食のほうでは現在食材は使用していないということなのですが、農薬や化学肥料に頼らず環境への負荷をできる限り少なくする方法で、作物を育てる農法を有機農法ですとかオーガニック農法というわけなのですが、オーガニック食材はまだ安定的な生産が難しいことから、なかなか入手するのが困難だと言われておひまして、値段も割高となっております。なかなか家庭の食卓に並べるのも難しいとは思ひのです。それならば給食費は増額せずに、児童生徒の一日の食事の3分の1を占めている給食のさらに3分の1の量になる主食である御飯、お米をオーガニック米、あるいは予算が厳しいのであれば減農薬米を導入するという考えはないか伺ひます。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。  
○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

現在使用しているお米については、玄米を全国農業協同組合並びにJAおきなわより購入し、県内の2つの搗精工場で搗精しております。その際にビタミン強化米の0.3%を混入しております。玄米は日本穀物検定協会による検定を実施し、DNA品種鑑定、残留農薬の検査85品目、カドミウム検査、タンパク質検査を行い安全確認がされているため、現在オーガニック米などへの導入については考えておりません。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。  
○9番 比嘉麻乃議員 様々な検査をされているということなのですが、例えば学校給食を通して姉妹都市、兄弟都市との交流を深めるために、中城村の交流都市である千葉県旭市ですとか、あと福岡県の福智町のお米を中城村の給食に提供してもいいのではないかと思ひます。ま

た、オーガニックの波は世界中に実は広がっておりまして、特に韓国のほうでは日本の20倍の有機農家が頑張っておりまして、出荷先のほとんどが学校給食なのだそうです。韓国に全校生徒500人規模の学校がありますが、その学校のアレルギー体質の子は500人中7名だそうです。これは日本の同規模の学校で計算すると40人はいるのでないかと言われていひのです。学校給食のオーガニック導入は健康な体づくりだけではなく、ひいては医療費の削減にもなるのではないかと思ひますが、現在本村の児童生徒に提供しているお米の価格と、農薬量と化学肥料の減農薬割合を伺ひます。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。  
○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

現在提供しているお米については福岡県産の元気づくし、ヒノヒカリを主に使用しております。価格は5キロで1,990円。税込みであります。農薬量、減農薬割合については残留農薬の検査85品目の検査を行っており、安全確認がとれているお米であります。

○議長 新垣博正 残り時間2分ちょっとですので、まとめてください。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。  
○9番 比嘉麻乃議員 私なりに調査をいたしましたところ、価格が5キロで1,800円のお米がありまして、さらに農薬量7割減、化学肥料5割減の特別栽培米があることが分かったのです。現在よりも値段は安くて特別栽培米であることから、とてもいいお米だと思ひますが、そのお米を委託業者に要望して給食に提供するということは可能なのですか、伺ひます。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。  
○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

現在使用しているお米については、沖縄県学校給食会においても精米譲渡価格の5%の助成

措置が講じられております。学校給食で提供している米については、沖縄県学校給食会へ中城村より依頼し供給をいただいているところです。中城村においては沖縄県学校給食会が委託している業者より、炊飯された御飯を納品しております。県内ほとんどの市町村へお米を供給しているため、中城村だけ使用のお米の変更をして炊飯することはできないということを確認しております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 確かに本村は委託炊飯方式であるので、非常にこれは難しいと思うのですが、ぜひお願いしたいです。1か月このお米を使用するだけで8万円ぐらいの削減ができると思うのです。それを使って調味料やお味噌とかをオーガニックに替えることだってできると思います。また、農林水産省は学校給食への販路に向けた有機農業を推進するための取組や生産、出荷拡大に向け支援をスタートさせております。令和3年度の有機農業の推進に関する予算が約1億5,000万円計上されておりますが、このような国の支援を受けながら、本村にも有機農家が増えることでオーガニック野菜などを提供できる日が来ると思います。行政、学校、生産者、住民など地域全体で知恵を出し、できないをどうやったらできるのかということを考えていただいて、子供たちの健やかな成長のために一緒に考えていきましょう。ちょっと早口になってしまいましたが、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 新垣博正 以上で、比嘉麻乃議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（10時56分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、安里清市議員の一般質問を許し

ます。

○1番 安里清市議員 皆さん、改めましてこんにちは。議席番号1番 安里でございます。議長の許可を得て質問を行います。

大枠の1番ですが、農振地域の一部除外について。都市計画区域の変更が進まない中で、農振区域の見直しについて伺います。①大幅な見直しの時期はいつか。②農業振興地域整備計画を見直す考えはあるか。③村民の意向はどこにあると考えられるか。見直しか否か。④見直しに向けた課題を伺います。⑤農振区域・農用地の変更は都市計画の変更と歩調を合わせて進めるべきだと思いますがいかがか。また、北中城村との協調も必要ではないか。⑥農振区域が現状のままでは都市計画区域の変更（那覇広域から中部広域）が実現したとしても住宅の建設の足かせになるのではなか。

大枠の2番です。自治会書記の配置について。新垣区に書記（仮称）を配置する計画について。①予算支出の項目（財源）は。②一つの自治会にのみ書記を配置することの意義は何か。③今後設置を希望する自治会に対する村の助成事業として、継続して順次助成すべきだと思いますが、意向を伺います。

大枠の3です。新型コロナワクチン接種に係る副反応について。①村内で副反応により病院を受診した事例を把握していますか。②厚生労働省の示した予防接種健康被害救済制度による救済事例はありますか。この場合、本人からの申請・村からの進達に基づき厚労省や認定審査会などを経て支給や不支給となる流れが示されていますが、対応担当の体制は決定していますか。③村独自のワクチン接種拡大促進措置の一環として、ア. 国庫支出金を活用し、副反応で病院を受診することになった村民に対する補償・見舞金制度は考えられませんか。イ. 接種パスポートの発行などの検討はどうか。

大枠の4です。交通安全対策について。県道

35号線の歩行者安全対策として、新垣区自治会長名で村長宛てに要請書が出されていますが、その後の進捗状況を伺います。①沖縄県への要請書は提出されたのでしょうか。②安全対策の実現に向けて率先して取り組んでいただきたい。以上、御答弁をお願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは安里清市議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては産業振興課、大枠2番につきましては総務課、大枠3番につきましてはこども課、大枠4番につきましては総務課と都市建設課のほうでお答えいたします。

私のほうではお尋ねの大枠1の③農振区域、農振地域の見直しについてでございますが、二、三年ほど前に大幅な見直しがあった時期にも、この農振地域はどこまで範囲を広げるかだとか、あるいは地権者の意向を調査して、その地権者はどう思っているのかということをやらせていただきました。そのときにもお話をしましたが、一番大事なことは地権者の意向がどうということなのか。どうしても農振区域・農振地域を外したいという希望。それをできるだけ重んじて、地域に何ら弊害もなく、そして我々の裁量の下で行えるものであれば、これを積極的に地権者の意向を酌んでいこうということで記憶をしております。ですから、今後もまた3年後に見直しをしますけれども、また一部除外などについても、できるだけこれは地権者の意向を重んじて、あと地域に何らかの弊害がないかどうか。そこら辺を勘案して、我々ができ得る限りの裁量を行使して、地権者の意向に答えていきたいというのが、我々の姿勢でございますので御理解をいただきたいと思っております。詳細につきましては、担当課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 それでは安里清市議員の

大枠1の③のほうは村長がお答えしましたので、①②④⑤⑥にお答えいたします。

まず①については農振整備計画は全体見直し、基本的に5年をめどに行っております。

②については令和5年以降、村の土地利用計画と併せて進めてまいりたいと考えております。

④については行政の手続には特に問題はないと考えております。

⑤について、今後の土地利用計画と併せて農業振興地域整備計画の見直しを検討しなければならないと考えております。

⑥の那覇広域から中部広域に移行するにしても、農業地域整備計画とは別の法律でありますので、村の土地利用計画に大幅な見直しがない限り個人住宅の建設には特に支障はないものと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 大枠2の自治会書記の配置について、3つの質問がございます。一括して答弁いたします。

新垣自治会に書記を配置する計画については、現段階では村の計画ということではございません。新垣自治会の公民館が歴史の道に近接していることから、公民館をトイレや休憩所等の便益施設として使用させたらどうか。そのために公民館を開放することで、必要となる人員を書記としての活用も含めて考えられないかということで、お話をしているところでございます。現在のところ予算の確保はできておりませんが、予算を計上する場合は補助金になると考えております。財源は一般財源でございます。書記の配置につきましては、おのおのの自治会が判断することでございます。村としては一つの自治会のみで書記を配置するものではございません。なお、公民館等が開放されることは地域のつながり、福祉の向上の面からもよいことであると考えており、そのために書記が必要であれば、ぜひ配置してほしいと考えております。村から

の助成金につきましては、全ての自治会を対象とした場合、年間1,000万円以上の額が毎年必要となることから、自治会運営補助金、自治会活性化補助金等の見直しも含めて検討することになると考えております。

次に大枠4. 交通安全対策についてお答えいたします。令和3年6月30日付、新垣自治会より県道35号線の改修について、沖縄県へ働きかけてほしい旨の要請書が提出されております。要請書が提出された後、一時的に要請書の所在が不明となっていたため、現段階で沖縄県への働きかけは行っておりません。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 大枠3についてお答えいたします。

①の副反応により病院を受診した事例は把握しておりません。

②の健康被害救済制度の申請はございません。申請等の対応はプロジェクトチームにて実施いたします。

③アの村独自の補償や見舞金については、検討しておりません。イの接種証明書（ワクチンパスポート）につきましては、予防接種法に基づく接種記録について、海外渡航者向けとして既に7名に発行しております。国内での確認につきましては、皆さんお持ちの接種済証とか、あと接種記録書にて対応が可能だと考えます。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは御質問の大枠4の②についてお答えいたします。

令和元年度に自治会、中部土木事務所、村の3者で現場を確認し、中部土木事務所より「現況幅員での歩道確保は難しく、何かしらの対策が可能かどうか検討する」と回答を得たということで認識しております。県と村でどのような対策ができるか、検討していきたいと思っております。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（13時43分）

~~~~~

再 開（13時46分）

○議長 新垣博正 再開します。

安里清市議員。

○1番 安里清市議員 御答弁ありがとうございました。大枠の1から順次、細かなところを確認したいと思っております。

この中部広域の移行についてですが、県の対応いかんにもよると思うのですが、村としてはいつ頃を目標にということでしょうか、めどとして今進めていらっしゃるのか伺います。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えします。

中部広域圏の移行について、県との議論はこれまで進めてまいりましたが、コロナのこの情勢で、協議が今は進んでいない状況がございます。具体的な時期というのがまだ見えていないような状況があります。あと2年後ぐらいには、ぜひ方向性を見いだしたいと考えております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 この問題は中部広域移行関連で中城村と北中城村、協働のまちづくり基礎調査を終えて、6月2日には中央コンサルタントと計画策定業務委託契約を締結しておりますが、業務委託仕様書の中に農振地域・農用地について、どの程度言及されているのか伺います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それではお答えします。

昨年度行いました基礎調査の中では、農振区域という文言は出てこないのですが、その農地の活用方法をどのように活用していくかというものも検討事項の中には入っていきます。今年度はまたそれを基に、北中城村との協働のまちづくり計画書。そこを協働でどんなものができるかというようなことを検討し、計画書として作成していく予定であります。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 これは産業振興課長への質問と思っていたのですが、副村長のほうでお答えいただければと思います。農振区域の見直しについて、村民の意向に関連して中城村の農業の産出額が年間5億8,000万円。この金額が村全体の全産業生産高1,278億700万円の0.45%に当たります。これは沖縄県農林水産部の令和元年の資料と平成28年の経済センサスからの数字です。金額のみの比較では確定的な評価は難しいと思いますが、この0.45%という数字は、村の面積の90.8%。1,412ヘクタールが農振地域指定となっている村の農業産出額としては、甚だ少ないではありませんか。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えいたします。

農振地域が……、都市計画区域が大体8%、市街化区域2割が92%という形ですが、その中で先ほど議員がおっしゃった農業収入の問題、自分が調べたことではないのですが、この5億円については、いろいろ中城村の農業者といますか、兼業農業者もいらっしゃる。農業収入だけで5億8,000万円ということですから、その辺は、この農業という部分が今後の見直し等の問題が発生するにしても、地域農業者の意向等を考えながら進めていかなければならないことだと考えております。そういうことで今後の農業の改革といますか、農業振興整備計画をする上で機械化が可能な所とか、いろいろそういうことを検討しながら、この整備計画というのは進めなければならないことですので、地域の農業者の皆さんと共有しながら進めていかなければならないことだと考えております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 村の面積の90.8%を農振地域指定にしている、さらにそこに農用地区、A、B、Cという分類をされているわけですが、これを地域から算出される金額が村の全産業で

占める金額の0.45%であるということについて、感想をお聞きしたい。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 これはこちらの見解になると思いますが、農地の面積に対する農業収入が0.45%という。そういうことについては、村の農業が機械化になって、農家は収益性の高い作物を作っている農家。これは今の整備計画、それと農振ビジョンのほうで、これからどういった作物を、換金性の高い作物を推進して、農家のほうに作付けをしていくかという部分も大きな課題だと思っております。その辺を含めて今、農業振興という部分で、農業所得を上げるための農業振興というものを考えながら進めて行くべき課題だと考えております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 ちょっと返答に困るような質問をしてしまったのかと思いますが、質問を変えます。

農振法の適用を受けて、村が中城村農業振興地域整備計画を策定したのは昭和49年であります。この後、平成30年まで合計4回の計画見直しを行っております。これまで農振法が果たしてきた中城村の農業に対する役割は、大変大きなものがあつたのだらうと思います。ただ現在は産業構造の変化、人口の急激な増加、それから農家の高齢化、耕作放棄地の増加など村民、特に農業を取り巻く環境が著しく変化しております。今、この機会に農振農用地の見直しについて、大胆に取り組むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 農振整備計画は地域の状況、土地利用の状況を踏まえて考えて整備計画を立てていくわけですが、大幅な見直しが必要ではないかという部分も含めて、地権者、それから村民の意向を踏まえながら考えていかなければならないことだと考えております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 都市建設課長のほうにお尋ねしたいと思います。

先ほど中央コンサルタントと交わした北中城村との協働のまちづくり計画業務委託、その仕様書に農振地域の除外などについては記載されていないということでの御返答だったと思いますが、農振地域の見直しについては、まず都市建設課が今度この契約をした業務委託契約書が完成し、それに基づいて産業振興課と協議を行い、そのほかの村の関係機関との協議を経て、中城村の案を確定していく。そこから、その案でもって沖縄県との協議に臨んでいくということでもよろしいのでしょうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

農振区域については、その計画書作成の中で農政側がどのような区域を囲っているかという、事前の協議はその計画策定の中には入ってくるかと思います。それを基にこれから外していく区域とか、そういったものを含めて、その計画書の中には織り込んでいって、県との協議になるかと思います。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 副村長のほうにまた伺いたいと思います。

都市計画の変更について、段階を踏んでいくというのは当然なことではあるのですが、それに向けて産業振興課のほうとしては、準備をするべきものが非常に多いのではないかと。例えばその農業地域、農用地区ですね。海岸辺りの平坦地をA地区、斜面地をB地区、高台地域をC地区というふうにしているのですが、これはどのエリア、どのポイントを農用地から除外するのか。また、どの地域を農用地として残すのかについて調整を進めておく必要があるのではないかと。そういうようなことをやっておかないと、いつになったら中部広域への移行が進行するの

か、移行が整うのか、予想がつかないと思います。産業振興課として、先取りで検討を進めるべきときだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えします。

産業振興課としては農用地の確保、この見直しについても、これまで土地改良事業を進められてきております。農用地区を設定する場合には、土地改良区は残さないとならないという基本的な方針がございます。あと、農用地の集団化されている10ヘクタール以上の土地については、農用地として確保しなければならないということもございます。そういう中で、市街化区域と接点がある所、住宅地域と接点がある所については、農業整備計画の中でも外してもいいということもありますので、その辺を含めて都市計画がどうなるかということで、事前に準備をしておくということにはならないだろうと思っております。土地利用の大幅な見直しが出たときに市街化区域の問題も含めて、村民の意向調査等もやらなければならない。そういう農業整備計画を定める上でも住民の意向、農業者の意向も勘案しながら詰めていくという。両方同じようなことだと考えております。村民の意向を踏まえて進めていけると思っております。以上です。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 農用地の状態です。都計法でいう市街化区域にするということは、まずあり得ないことでもあります。だから、これまで副村長のほうでいろいろおっしゃってきた都市計画区域の見直しと併せて、この農地をどうするのかということについて、真剣に考えないといけないと思うのですが、都計法上の問題が一段落する様子を見てから農地について考えるということでは、ちょっと時間がかかり過ぎるのではないかとというのが質問の趣旨です。再度お願いします。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えします。

都市計画が決まってから農地を見直すかという部分で、時間がかかるのではないかという御質問ですが、特に整備計画の見直しについては5年をめどに今まで定期的に進められてきています。これは市街化区域、都市計画との関連とは別の法律ですので、時間がかかるとは思っておりません。以上です。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 ありがとうございます。村長に伺いたいと思います。

中部広域への移行については、二、三年ほど前から政策的なものとして掲げてきたわけですが、早急にこの農振地域、農用地の見直しについて取り組むべきではないかと思っております。農振区域として、農用地として残すべき所はしっかりとした農業政策で助成しながら、農家の収入の安定を図るということを考えていただきたい。都市計画区域の見直しと農振法に基づく農振地域の見直しは切り離すことができないと思います。これが進まなければ中部広域への移行もあり得ないと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 私の解釈でお話しさせていただきます。ちょっと分かりづらい点もあるものですから。

前からこの議会の中でもお話をさせていただいているのは、我々はやみくもに都市化を図ろうとか、乱開発でもって図っていかうということでの移行ではございませんので、当初からその地域に即したといいますか、地域の声を拾って守るべきものはしっかり守る。そして今まで活用できなかったものに光を当てていく。言うならば選択肢が増えていくのが、那覇広域から中部広域への移行の最大の我々の目的といいますか、地権者の意向ができるだけ重んじられるよ

うなものが中部広域への移行だろうということ、いろいろ行政懇談会の中でも話をしながら、地域の各集落の方々の話も聞きながら判断した結果がこういうことになってきておりますので、今の農用地云々というのは、ですから守っていきたいということであれば、こちらからあえて、絶対ここは農業は辞めて住宅を造りましょうよというような、そういうことではございませんので、常に地権者の方々や地域の方々と話し合いを持ちながら、協議会みたいな形になるとは思いますが、そういうのを持ちながら一つ一つやっていこうということでございますので、私の解釈が今当たっているかどうか、ちょっと分かりませんが、私としてはできるだけ、先ほども冒頭でお話ししましたが、農用地の農振区域の農地であっても、まず地権者の意思をしっかりと、意向を酌んで、そこで我々の裁量のできる部分については、ほかに阻害するものがないということであれば、大いに積極的にやっていこうということでは、先ほど答弁したとおりでございます。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 ありがとうございます。

先ほどから申し上げているのは、結局、都市計画法の変更というものと農振法にいう農振地域、農用地の指定をされているというところとは同時並行的に業務を進めていかないと、これが済んでからこれをやるということではないという理解を私はしていますので、そこら辺について、これまで議会に備えていろいろ調査してきたのですが、どうも都市計画法に基づくそういうものについての話が出る反面、農振法に基づく見直しについて、ほとんど議論がされていないということで危惧しているところですが、そこら辺について、どなたか御答弁できればと思います。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 大変答弁しづらいというか、



私が読解力がないのか分かりませんが、同時に進められるものはもちろんやっていますし、先ほどと同じことを繰り返しますが、地権者がその意向であれば、当然そういう形で進められるべきものだと思っておりますので、大体我々が片方だけを先に、片方はゆっくりだとか、そういうことではなくて、その要望に応じた形でできるものだと思いますし、よりもっと具体化された形でこれから出てきますので、今の段階でなかなか詳しいところまでの説明も今の段階ではできないものですから、その辺は御勘弁いただきたいと思うのですが、これからどんどん議論は深まって、また広まっていくと思っております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 私も同じようなことばかり申し上げているような気がするのですが、都計法に基づくそういうものと、それから農振法に基づくものを同時にという表現をしますが、やはりどうしても後先というのが出てくるはずですが、それは行政の内部において、村長の職員への指導の中で、そこら辺についてもどうするのだというところを、少し検討する時期だと思いますので、御検討をよろしくお願ひしたいと思います。

同じような感じなのですが、去年の7月30日付で嘆願書で16名の方が一日も早く建物が建てられるよう嘆願しました泊自治会の文書が泊自治会長名で提出されて、住所、氏名、適用されるべき地番を記して署名、捺印された文書について、今後どういうふうな取扱いになるのか伺いたいと思います。この嘆願書も含めて、今まで申し上げてきた那覇広域から中部広域への移行と併せて、農振農用地の見直しについても取り組むんだというような意向の表明での回答はできないでしょうか。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えします。

泊から出された嘆願書については土地改良区域ですので、村の裁量ではちょっと無理がございます。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 村の裁量でこれをやれということではなくて、農振地域の見直しについても、これから村も前向きに進んでいくんだということと併せて、都市計画法に基づく那覇広域から中部広域への移行と併せて、そこら辺も見直される可能性がありますということでの返答ができないのかということです。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 現段階では無理がございます。現段階ではできないということです。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 嘆願書を出した方にとっては、自分の土地に建物が建てられないということで、非常にジレンマとして出された文書だと思いますが、前向きにまた御検討をお願いしたいと思います。村民からの要望に対して真摯に対応し、可能な限り声を拾い上げていただきたい。つくられた制度、既存の制度によりできないとしても、その制度自体が既にもう時代に適合しているのか。現在の社会環境にふさわしいのかについて考察をしていただきたい。そして村行政を進めてほしいと思います。今回の嘆願書も含め中部広域への移行という要素によって農振地域の見直しに取りかかるにしても、さらなる年月が重なるものと推察します。多くの村民が希望する住宅建築が可能となるよう、取り組んでいただきたいと思います。

大枠2のほうで質問いたします。自治会活動が今、コロナの影響で大幅な制約を受けている時期なのですが、この公民館書記について言及したということについて、この時期的な意義についてお願いいたします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時17分）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

再開（14時17分）

○議長 新垣博正 再開します。

総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

新垣自治会の公民館が歴史の道に近いというところがあります。コロナ禍で公民館活動というのは自粛せざるを得ない状況ではあるのですが、歴史の道等を通過、あるいは散策する方がどうしても便益施設がないということで困っているのだらうなということで感じております。であれば新垣の公民館等を開放して休憩所、あるいはトイレとして使用させてはいかがでしょうかということでも考えました。そうすることによって観光振興にもつながるし、あるいは自治会がそこで休憩するために公民館を開放するのであれば、そこで人が必要であれば書記という活用の仕方でもあるのではないかと一石二鳥、そういうことを考えたために新垣自治会とそういう話をしているところでございます。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 この課題に対して、過去にも多くの一般質問等がなされ、また中城村自治会長会からも設置に向けた要望書も提出された経緯がございます。村の発展は地域の発展からとの思いから提案されてきたものだ。今回の提案もそうだろうということで重く受け止めております。今回のこの方針が生かされて地域の活性化が図られ、順次他の自治会等にも波及するよう期待したいと思っております。

大枠の3について、少しお願いいたします。第1回目の接種を村内の病院で受けた新垣の女性の方ですが、副反応と思われる症状で接種の夕方から顔面の左頬がヒリヒリして、沖縄市内の皮膚科を受診し、そこから宜野湾市内の歯科、そこからまた沖縄市内の歯医者さん、それからまた村内の病院と回された方がいて、最終的には皮膚に症状が残るような形で、現在生活を

している方がいます。被害者救済制度の適用を受けるには、この症状が副反応によるものと判定される必要があります。これが副反応に当たるのかどうかについて、誰がどのようにして判定を行うのでしょうか。お願いします。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えします。

基本的な概要で申し上げますと、今回の予防接種に伴い健康被害が生じた場合とか、また医療機関での治療が必要な場合等、仮に障害が残った場合というのは厚生労働大臣が認定したときは、救済措置に該当するということになっておりますが、予防接種感染症の医療、法律の専門家で構成される国の審査会で因果関係を判断するという審査が行われるということで聞いております。村の対応としては、もちろんご相談には乗って、副反応疑いの方については相談に乗って、できるだけ申請を取り付けて県のほうへ進達していきたいと思っております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 個人個人でそういった申請等、あるいは自分の状態についてまとめて国のほうに上げていくということはできませんので、やはり村のほうとして関わっていただければ非常に助かるのかと思います。大多数の国民の方が接種することで集団免疫ができると言われております。新型コロナに対する対応は全く予断を許さない状況にあります。集団免疫の獲得を目下の目標として接種率を上げるため、副反応が出た場合も村のほうで国の定めた予防接種健康被害救済制度に基づき、全面的にバックアップをしていくんだということで、接種をされる方の安心を取り付けてワクチン接種拡大の方向で頑張っていただきたいと思っております。現在もずっと頑張っていらっしゃるのですが、そういうことで要望いたします。

続いて大枠の4についてお願いいたします。交通安全の対策についてですが、村長宛てに県

のほうに新垣の集落内を通る県道35号線について、非常に危険なのということで文書をお出ししています。自治会長名で6月30日に出しております。その後、既に中部土木事務所のほうに出向きまして、去る8月27日には土木事務所の所長の方と口頭でお話をし要請をし、村に出した文書の写しも、こういうようなものを出していますというような状況も説明をしております。今回の文書に関して、早急に沖縄県のほうに要請文書を提出していただきたい。自治会からの提出後2か月以上が経過しております。早急の取り組みについて、いつ頃になるか時期をお伺いいたします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

総務課のほうで文書を受領しております。交通安全対策になりますので、道路行政である都市建設課、あるいは交通安全対策である住民生活課との調整をしながら、提出の時期というのは決めていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 協議を早めに進めていただいて、県への要請について早めに取り組んでいただきたいと思います。交通安全標識や信号機の設置などについて、議会での一般質問などで地域からの声、地域からの要望等があつて初めて村のほう動き始めるというような姿勢が多々見られるわけですが、どうも交通安全に対して消極的な感じが否めません。積極的に交通安全行政について取り組む旨の決意を、所管の課のほうでお願いしたと思いますが、よろしくお願ひします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時26分）

~~~~~

再 開（14時26分）

○議長 新垣博正 再開します。

住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えいたします。

ただいまの安里議員からの御指摘については真摯に受け止めまして、村内の交通安全対策については、できる限り把握に取り組みまして対応できるようにしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 積極的な取り組みで、村民1人も死亡者、負傷者が出ないような交通行政ができればと思います。

該当する地域においては長年放置されてきたというか手つかずの状態に来ていたような、先ほどの県道35号線の集落内の歩道の問題であります。中城村内で集落内を走る県道として、唯一今歩道が整備されていない箇所だと思えます。言い換えれば、この整備が完了すれば村内を通過する県道の歩道整備は完了するものだと思います。一地域の課題としてではなく、村の交通安全に関する姿勢を広く示すものとして、ぜひ強力にバックアップをしていただきたい。要望して今回の一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、安里清市議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（14時28分）

~~~~~

再 開（14時41分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、屋良照枝議員の一般質問を許します。

○4番 屋良照枝議員 皆さん、こんにちは。議席番号4番 屋良照枝です。議長の許可を得ましたので、通告書に従い一般質問を行います。

大卒1番、国道329号の中城村におけるバス停留所について。中城村における国道329号においてバス停留所が設置されておりますが、現在待合所がない停留所があります。把握してお

りますか。①泊バス停留所のその後の進捗状況を伺う。②西原向け奥間バス停留所について伺う。移転先のバス停留所に待合所の新設の計画はあるか。

大枠2番、道路通報アプリについて。資料のほうを回しましたが、御覧ください。①道路損傷等通報アプリケーションがあります。承知しておりますか。沖縄市が導入している沖縄市道路通報アプリについて、情報交換などする考えはありますか。

大枠3番、村老人クラブの活動支援について。7月からは社協職員そろって吉の浦会館にて活動しておりますが、老人福祉センターの閉館に伴い備品の保管場所が必要です。50年にわたる会活動と会員増によりスポーツ用品の不足や備品倉庫、保管場所が必要です。村老人クラブ連合会より申請したとのことですが、当局の考えを伺う。以上、答弁よろしくお願ひします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは屋良照枝議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては総務課、大枠2番は都市建設課、大枠3番は福祉課のほうでお答えいたします。

私のほうでは大枠1番の泊バス停の件でございますが、二、三か月ほど前に南部国道事務所長にお会いしました。そのときに、この泊のバス停の話を割とゆったりした時間の中で話すことができました。そのときに、非常に前向きないい返事をいただいたものですから、かなり安心をしております。後で総務課のほうからもお答えがあると思いますが、かなり進捗していくのではないかと期待をしているところでございます。以上でございます。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 国道329号バス停留所についてお答えいたします。

国道329号沿線の本村内におけるバス停留所

のベンチ及び上屋の設置状況については把握しております。泊バス停の修繕につきましては、去る8月5日南部国道事務所交通対策課長が本村に来庁し、進捗状況についての説明を受けております。それによりますと、今年度におきまして設計を行い、早ければ今年中、遅くとも来年には設置したいということでございます。

次に奥間バス停留所の移動に伴う待合所の新設計画についてお答えいたします。今のところ村としてのバス停留所のベンチ及び上屋の設置計画はございません。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 御質問の大枠2についてお答えします。

このアプリについて、議員の御質問を受けて確認しております。これまで承知しておりませんでした。現在、沖縄市へ情報提供を依頼しておりますので、導入後のメリットなどを確認していきたいと思っております。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 それでは大枠3についてお答えいたします。

村老人クラブ連合会より今年の3月26日付で保管用コンテナの設置の要請、7月29日付でスポーツ用品等の要請文書を受理しております。これらの要請に対して老連のクラブ活動において、野外活動の促進、支援を目的として老人クラブ連合会への補助金として支出することを判断し、今回の補正予算にも計上させていただいております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 答弁ありがとうございました。では順を追って再質問をさせていただきます。

まず1番の①泊バス停留所のその後の進捗状況ということで、村長、それから担当の総務課長のほうからも前向きにどうか、いい答弁をいただいて少し進捗するのかなということで、

少しめどが立っているのかなという感触を得ております。どうしてもバス停、その2か所を把握していらっしゃるということでしたが、本当にバス停留所はあるけれども座るところも屋根もないというところに局面している停留所を見ている場合に、自分としては最初にそれをどうにかしてあげたいということで2年前から取り組んで、声も発してきました。そして皆さんに声を上げて、そしてこれだけやっと少し前進するのかなということで、ぜひ南部国道事務所、それからバス停留所のバス停のバスの運営会社の方とも何度も足を運んで、3回ほど足を運んでお話をする機会も去年までであったのですが、コロナ禍で最近は全然情報が入って来なかったものですから、大変心配しておりました。先ほどの答弁を聞いて安堵しております。泊バス停については今後とも今年中、来年までにはめども立つようにお聞きしていますので、泊のバス停については今回の報告で納得しております。

②の奥間バス停の件について、再度質問させていただきます。今回工事が入りまして、奥間のバス停留所は今完成してバス停が移動するその件は確認しておりますでしょうか。奥間のバス停、西原向けのバス停です。今現在の場所から移動するということは確認していますか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

現場を私も通勤でそこをよく通るものですから、バスが停まる所が引き込みの状態になっておりますので、直接その連絡を受けたわけではございませんが、国道の拡幅工事に併せてバス停が移動するだろうなということで現場を見ていたところでございます。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 今現在の状況を御覧になっているということであれば、建設されているその場所を見て私でも分かります。バス停というかバスが停まる停留所のその確保が、今の

場所から50メートル以上離れて右側に。すみません、浜から出て左手のほうに今現在ある所が、右側のほうに50メートル以上移りますよね。反対側になることで、まず利用していて今は屋根もない座る所もない、そういう所からさらに距離が移るといえるのか、それは道路の拡張に伴って、その場所がそこにふさわしいということになったと思うのですが、まず確認です。そこに停留所ができるということは確認してないのですね。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

確認ということがどういうことなのか、ちょっと分かりづらいのですが、私が現場を見た限りバス停が移動するんだろうなということと考えております。直接道路管理者である国道事務所からバス停が移るといような、そういう通知文を受け取っているということではございません。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 では私のほうも自分たちの住んでいる所で、バス停留所がどういうふうになるのかということで、地域の皆さんがとても心配しておりましたので、いろいろと相談をし、南部国道事務所とも連絡を取りながら、8月25日ですが県議のほうにもお願いしまして、一緒に地域のほうからは浜の自治会長、奥間の自治会長、奥間の議員の伊佐則勝さん、私で要請文を出しまして、バス停留所の確認と設置。停留所には座る所もないので、そこを考えてくださいということで、地域の声として要請書を両自治会長を通して総務のほうにも出しましたし、それを踏まえて南部国道事務所のほうにも行きました。本当に早急にお聞きしたいということで、1週間以内に日にちを設定してくださいまして、向こうのほうも所長をはじめ担当課の方3名に図面も広げて丁寧に説明していただきました。県議を通してお会いして話を聞くことによって、停留所が右側のほうに移る。

停留所ですね、バス停がそこに移るということは確認してまいりました。この場所がどうしても渋滞を緩和するという目的で広げているので、今のバス停では信号とかそういうことでバス停留所の渋滞の原因になりかねないということで、どうしても十字路を避けて右側のほうに移したいという、その旨のお話もありましたので、バス停留所が移るのは致し方ないのかなということで納得したのですが、今現在のところは拡張もされているスペースもあります。土地を広げた分です。その前のものはなかったものですが、とにかく停留所はそこに移るのですが、待合室の腰掛け、屋根、そういう待合所がそこに設置されるという情報はまだないということでしたので、その件に関して、またタイミング的に今要請しないと、また考えてもらえないということで、今後検討していきますのでということで所長からも担当課からもお話はありましたので、地域としての声は届けました。でも当局のほうからもぜひまた押して、設置していただきたいということと、それからこの泊のバス停もそうですが、県道329号において待合所がない所、腰掛けがない所が奥間と泊の2か所であるということを強く村の当局からもお願いしたいと思います。その後押しはどうでしょうか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

一番最初の答弁のほうで泊バス停については南部国道事務所の交通対策課の課長が本村に来庁したときに、バス停の経過の報告を受けております。先ほどの答弁で直接奥間のバス停が移動するという通知は受けていないということではありますが、現場はバス停が移動されるような形で工事がなされておりますので、その時点、8月5日の時点では、口頭ではありますが、もしバス停が移動するのであれば、この機会にバス停の上屋及びベンチについての設置を口頭で要請はしております。しかし、今度は正式な要

請書という形で検討していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 ぜひ地域の声とプラス当局からも、ぜひ必要であるということで、その後押しについてはよろしく願いいたします。では大枠1番についてはよろしいです。

大枠2番に移ります。議員の皆さんにお配りしました、こちらの沖縄市の道路通報アプリ。こういったアプリがございます。先ほどから交通安全とか、そういう対策の面でみなさんがお話をされておりますが、これは沖縄市が今現在、現在というか、この4月から導入をしてやっているという情報を得ましたので、取り寄せて私のほうも担当の方にお話を聞くこととありましたが、7月に私のほうは沖縄市のほうでお話を聞いてまいりました。それでとてもいいというか、結構いろいろな情報が、交通安全とかそういう対策の面でみんなの声がすぐ反映されるものだなという、その認識で勉強をしたのですが、まずこちらの道路通報アプリというアプリがありますので、それでもって沖縄市のほうをちょっと御紹介させていただきます。これを皆さんに情報を提供して、これを導入するに当たって、沖縄市は姉妹都市の豊中市という大阪のほうですが、そちらのほうと提携をしまして、そこらアプリを導入して、地図だけ沖縄市のほうに置き換えて、そして月6万円なのですが、使用料を払って使っているという情報はあります。そして、要するにアプリを見て、そこで穴が空いている、それからガードレールが壊れている。そういった細かい情報を写メをして送るだけで、役場のほうに報告。通知だけです。一方通行にここは危ないので確認してください、見てください。こんな状況ですよという、そういう情報の発信なのですが、これが導入された一番の理由は、トンネルに穴があいて車が落ちたという、そういう大きな事故があっ

て、そういう道路状況が悪いということで、沖縄市はこれを導入して、古くなった道路を直すのに一生懸命になっているということで、47年前の道路の舗装であるという、その状況もあるのですが、すごく活用して皆さんの危ない所、それから交通事故を招きかねないということをやっています。ちなみに担当課のほうから7月時点の件数ですが、現在は通報件数は433件中241件。要するにダブっているのもありますので、同じ所という意味もあって433の声があったけれども、実際の現場は現在241件ということです。それに対して実際に直したのが7月14日現在ですが、直すというか危ないという判断を役場が判断したのが67件。その中で44件は既に直しました。これは7月14日現在です。その後はちょっと情報はないです。毎月1回統計は取っていますとおっしゃっていたのですが、8月の状況は聞いていないのですが、ただ4月1日から導入しているのです。その中で結構な効率でやっているという、そういう情報アプリですので、月6万円の使用料はありますが、ただ中城村においては、この間も情報交換でありましたが、民生委員の方が危険箇所とか、そういう情報提供をしますので、そういった所ともダブるのかなという危惧はありますし、自治会長さんもそういう情報はやりますよね。ガードレールとかカーブミラーとか、そういうのはありますが、ただこの利点は、役場にいちいち来て、時間を煩わして現場確認をしてというふうに、そういう二重三重の手間がなくなるのです。その現場を写メして、そこを報告することで役場も詳しくどこどこの、この道のどこというのが分かりますので、まずこういう情報があるということと、それから中城村だけではなくて、ぜひ県のほうにも、沖縄県でこういう地図を活用できるようになれば、もっとスムーズに交通安全とか、そういう対策ができるのではないかなと思うので、今回とにかく4月からこういう情

報をやっているという沖縄市の情報を得て、知ってもらいたいというそれが一番の理由で御紹介をしていますので、検討の余地はあるか、御意見を聞かせてください。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

さきほどの答弁と重複するのですが、今情報を収集していますので、その辺のメリット。あと先ほど言われた導入費とか維持的な費用ですね。その辺を検討していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 ぜひ沖縄市と情報共有をして、活用できるところ、それからそういったのが中城村でできるものはやって、村として自治会長や民生委員の方が頑張っている情報提供しているのも分かりますが、事細かく、そしていいものは使っていただきたいというのと、それから、ぜひ村だけではなくて沖縄県の道路事情。いろいろなものでよくしていくために利用していただきたいと思います。大枠2番については紹介ですので以上です。

大枠3番について確認をいたします。大枠3番の老人クラブ活動の支援についてですが、先ほど補正のほうで福祉課長のほうからコンテナと道具のことについては補正を組んでいるということですので、前向きに老人会から出されている必要な保管庫ですね。置くための。そして支部のほうも増えているものですから、道具自体が足りないものですから、そういうのも購入しないと。今コロナ禍において、ゲートボールとかグラウンドゴルフが3回とも計画はしたものの、まだ一度も実施されていないという状況で、要するにできていない状況なので今は使っていないという状況で、今は事なきを得ているのですが、今後この道具がないとゲームもできませんし、一生懸命コロナ禍において接種のほうにも協力をして、自分たちも体力を落としてはい

けないということで、本当にかわいそうなぐらいに公民館にも集まらない。運動場にも出られないということで、お一人お一人がウォーキングをしているという状況が大変増えているものですから、それで一つ確認なのですが、購入した場合に、このコンテナの設置はどちらに設置するかと考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えいたします。

コンテナのほうですが、今生涯学習課とも調整をしております、大体の目安。この辺に置いたらいいのではないかとということと、老連のほうからも要望でここに置きたいというお話があったのですが、それは今生涯学習課との調整の中で、ここよりもこっち側がいいのではないかとという案が出て来ておりますので、それを今後老連側も交えて調整していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 前向きに老連というか、老連が老人クラブが一つ懸念しているのは、今までは添石の老人センターのほうから吉の浦のグラウンドに運ばないといけないのです。運ぶときに、結局軽トラ4台で運びます。そのために道具も増えています。運転手も社協の職員は2台しか出せないで、あとの2台は役員が。役員といっても運転手は70代、80代の方が運転をします。そういった兼ね合いで交通事故。この運転ですね。そこのほうを一番に懸念しているのです。そのために行事があるたびに必ず保険に入れますし、使わなくて済むようにということで、本当に掛け捨てではあるのですが保険も入れながら。移動するために心配事が常にあり、道具がそこに届くまで、本当に心配しています。届いてからも転ぶのではないかと、けがをするのではないかと言いながら、そういうふうにも運んでもらっています。ぜひ老連の言うゲートボールができる運動場の吉の浦のそのグラウンドと

いうか近くに。コンテナですので、そこに置いてもらって、車の運転をすることなく、そのまますぐ取り出せるというか、そういう交通手段を考えて安全に運んでゲームが楽しくできる。そして50年にもわたる会活動を通して、自分たちの体力維持、そして一番は村老連の中城の老人会が年々衰退もしていなくて増えているという、県でもまれに見る増えているというその実情です。それだけみんなが楽しみにしているし、とても魅力的に会運営をしているというたまものだと思うのです。ぜひ楽しさと、それから健康維持と、それにつながるように応援していただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。私からの質問は以上です。

○議長 新垣博正 以上で、屋良照枝議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（15時09分）

~~~~~

再開（15時21分）

○議長 新垣博正 再開します。

本日の会議時間は本日予定の一般質問終了まで延長したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めて、一般質問終了まで時間を延長いたします。

続きまして、石原昌雄議員の一般質問を許します。

○13番 石原昌雄議員 皆さん、こんにちは。本日は長引きますが、最後までよろしくお願いします。

議席番号13番 石原昌雄、一般質問をします。その前に衆議院選挙を目前にして、菅内閣が終了に向かいました。沖縄県にとってはこの間、日本政府の犠牲的な政策が押し付けられ、沖縄県民の声を無視し続けている内閣も一旦終わりとなります。次なる内閣総理大臣には沖縄県民



の声を聞き、平等で平和な世界を目指してほしい。そして私たち沖縄県民も今回の衆議院選挙では県民の声を届ける候補を送り出さねばなりません。県民の意思は地位協定見直しを含め、決して諦めません。新型コロナ禍の中ではあるが、共に頑張りましょう。

それでは通告書に沿って一般質問をします。大枠1番、学童クラブ利用料の負担軽減について。子育て支援の充実が取り組まれている中で、学童クラブのニーズは高まり、本村においても多くの支援施設がその活動をしています。しかしながら、保育料の負担が大きいところもあります。負担軽減について質問します。①県平均より高い利用料の学童クラブは何か所あるか。どれくらい差があるか。その理由は何か。②県内では、施設や敷地の賃借料の補助支援があるが、村でも実施できるか。③送迎バス使用で負担増加が考えられるが、補助支援はできるか。④支援員の研修などの支援はできるか。⑤中城村学童保育連絡協議会の補助金が削減されているがなぜか。

大枠2番、護佐丸バスのルート見直しで利活用拡大へ。護佐丸バスが本格運用されてから7年になります。利用向上に向けてルートの見直しも必要と考え、次の質問をします。①利用者状況の年次ごとの統計はあるか。経営状況は公表及び提出できるか。②利用者や運転手、村民の声、意見を収集できているか。③実験運行時（平成26年）と現在の運行について検証しているか。④担当課職員や三役、役場職員の利用状況はどうか。⑤ルートの見直しやバス停の変更をするには、どのような手続が必要か。⑥地域公共交通協議会は毎年開催しているか。内容の検討、提案はどこが行うか。⑦観光推進とのタイアップはできているか。どこがやるか。答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは石原昌雄議員の御

質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましてはこども課、大枠2番につきましては企画課のほうでお答えいたします。

私のほうでは少しばかり護佐丸バスについて。この費用対効果も含めて、大変実は頭の痛いところでございます。答えは実は簡単に出るところでもあります。費用をもっとかければ、もっと時間も短縮できるし、もっと便利になるという。単純明快なことではありますが、これ以上しかし費用をかけるわけにもいかないものですから、いろいろな知恵を絞りながら、いろいろ担当課のほうでも頑張っているところではありますが、いろいろ皆さんからもお知恵をいただきながら何かいい方法はないか、最小限の費用でもっと有効にやれるルートを探すすべはないかだとか、いろいろな面でこれからはもうちょっとオープンにやっていければいいかなと思っております。非常に答弁しづらいところではありますが、担当課からまた細かいところ、詳細についてはまた答弁させてもらいたいと思っております。以上でございます。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 大枠1の学童クラブの①から⑤についてお答えいたします。

①の県平均利用料につきましては、県からの資料を基に御説明しますが、県が委託した会社が県内学童へのアンケート調査を実施し、それをまとめた内容となっておりますが、その内容、特に利用料については間違い等の問題もございしますが、議員もその数字をお持ちだと思いますので、そのままの資料数値で御説明をいたします。利用料は学年によっても異なりますので、同一学童でも低い学年と高い学年が混在しておりますが、村内の全ての学童において県平均より高い学年がございします。差額につきましては全学年の県平均が9,239円、村平均が9,315円で76円高い状況です。保護者負担の学童利用料は

保育料プラスおやつ等の実費負担で構成されており、保育料の県平均が6,272円に対しまして村平均が5,241円と。保育料は県平均よりも1,000円も低いのですが、おやつ代や保護者会費など実費負担が高い理由と考えられます。

②の賃借料補助は実施する考えはございません。

③の送迎バスの補助につきましては、村立小学校の3校区の児童を受け入れている学童クラブについては、今年度より補助を行っております。

④の放課後児童支援員等資質向上研修については実施しております。

⑤の補助につきましては、平成25年度の補助金交付から9年が経過し、発足当時の目的は達成できているという判断から補助金は削減いたしました。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは石原昌雄議員の大枠2についてお答えします。

①利用者状況などについては年次ごとにまとめております。経営状況についても、本議会の令和2年度決算における成果説明書において提出しておりますので可能であります。

②利用者の状況についての運転手の声などについては、直接アンケート調査等は行ってはおりませんが、これまでホームページ、または電話での問い合わせ、行政懇談会における御意見、また議員の皆様からもバス停設置の提案等を受けております。さらに運転手のほうからは運行に支障を来す場合の路上駐車や樹木のせり出しなど、報告が主にあり、その都度対応をしております。

③について、今年度及び前年度においては新型コロナウイルスの感染拡大の影響によって利用者は減少しておりますが、毎年度の利用者は着実に増えている状況になっております。

④職員等の利用状況については把握しており

ません。

⑤のルート見直しを行う場合については、中城村地域公共交通協議会を開催し、関係者の合意形成を図り、路線バス同様に道路運送法上の一般旅客自動車運送事業の許可を得る必要がございます。

⑥地域公共交通協議会については毎年開催しておりませんが、議題については中城村の課題解決に対して協議をいただくこととなるため、課題を村として把握し解決する運行形態を検討した上で協議会において協議等を行っていくこととなります。

⑦観光推進とのタイアップについては、現在の護佐丸バスについては通学や買い物など、村民の生活の足として運行しているため、観光に特化させているものではありませんが、既存の路線内において観光と結びつけることができれば、これまでの運行にプラスの効果をもたらすことが期待できます。この点につきましては産業振興課や観光協会へ、また議員からの提案があった旨の情報を共有させていただき、観光とのタイアップの可能性を検討できるかを調整していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 答弁ありがとうございます。それでは順を追って再質問をしていきます。

本村の子育て支援については、年々こういふふうに変化しているところであると思います。その中でも学童クラブの子育て支援の充実が保護者や父母の大きな課題となっていると思います。学童クラブに対する基本的な支援は、県の支援を活用して進められていると受け止めておりますが、今ありました②、③の学童クラブの設置、経営状況が違っていて、どうしても負担感があると考えます。そういう施設の敷地使用料、賃借料、送迎バスの費用についても、ほかの市町村でも実際に補助を実施しているわけですか

ら、今ありましたように県平均より若干高いところも含まれますと、こういうところも併せて子育て支援にはもっと力を入れてほしいと思います。「簡単にはできません」という答弁しかないのですが、ぜひ村長、ここら辺はまた御検討をしてください。子育て支援のところで、よろしくお願いします。

あと、④の支援員の研修についてもありますが、支援員の研修については本当に学童クラブの、ただ単に学童を預かるだけのレベルではなくて、その学童クラブのレベルを、もっともっとよりよい学童の居場所を造るためには、絶対に支援が必要です。その支援をするためには、現在どのような形で支援員の研修等について支援がされているか、情報をお願いします。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えします。

県の子育て支援員研修の体系にのっとり、県内本島中部の7自治体、西原町、北谷町、嘉手納町、読谷村、恩納村、北中城村、中城村とあとNPO法人保育支援センターに協力いただきまして、支援員等の資質向上研修の開催要項までつくって、きちんとした初任者研修から、また中堅の支援者研修、障害者担当になった場合のその担当者の支援員研修といったように、最初と中間にもあって、また特別に支援を要する児童に対しての研修というのも準備して、かなり濃く、対象者も広くやっております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 これまで支援員については村からの支援もありましたし、先ほど出た保育連絡協議会においても、支援員の研修を自ら自主的に進めているところではあるのですが、今答弁のあった部分については初任者研修とか中堅者研修とか、それはある意味では普通の当たり前の研修だと私は思います。その辺も併せて保育の技術の研修とか、そういうのが切磋琢磨する中で、この中城における学童クラブ

がよりよい質の高い保育を提供できると思うわけです。そういう面でも、ぜひ初任者研修等の一般的な研修以外の部分も研修ができるように進めてほしいと思っています。村長の施政方針の中にも、こういうふうには支援員の資質の向上を図るために、いろいろな研修をやって子育ての充実に努めてまいりますと、大きく今年度もうたわれているのです。そういう中では、ぜひ支援員のさらなる資質向上の研修を提供してほしいと思います。

学童クラブにおける新型コロナウイルス対策は、最も重要なものであり、各施設とも消毒や手洗い、感染予防を行っておりますが、村からの具体的な補助や支援策はどのようになっているか。そして職員のワクチン接種はどのようになっているか。漏れとかはないのか、教えてください。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

補正予算でもかなりの額を計上しておりますが、特に子育て支援に関わる保育所や学童には、消毒液、マスク等の消耗品をはじめ、備品が買える30万円から50万円程度の補助が去年から何年度も出ておりまして、その点については非常に手厚く対応しておりますし、学童におきましては学校休校の際、朝からの開所における補助金もプラスでつけておりますし、かつ個々もそうですが組織、施設としてもコロナ対策が維持できるような補助金等をかなり手厚く、手当てをしております。どうしても人的には限られた人数なので、負担はおかけしていると思いますが、このコロナの状況下、どうしても開けなければならぬという使命感を持ってやっていただいておりますが、補助についてはきちんと対応しております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 それについては十分に対応はできているという答弁をもらって、少

しほっとするところです。特に教育委員会のほうでは学校が休業したりすると、どうしても学校では対応できないと。どうしても学童に頼るしかないというこの連携の部分もあると。親御さんは学童に期待して来るわけです。学童は学童で、通常だったら学校が終わって残りの時間を預かるのだけれども、前のほうも全部預かっていくわけです。そういう面では今回学童クラブの活躍というのが非常に大きいものだと思いますので、さらに支援の漏れがないように、よろしくをお願いします。

次に⑤の中城村学童保育連絡協議会について確認して行きます。この補助金の減額について村長は分かりますか。この補助金が減額されていることについて村長は御存じですか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 見たかもしれませんが、記憶にはないですね。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 実は補助金額が15万円これまではありました。令和3年は2万円になっています。そこでお聞きしますが、村長の重点施策である子育て支援を担う団体ではあるのですが、村としてこのように補助金交付をしていたのです。この学童保育連絡協議会は平成22年に発足して11年目になります。学童クラブができて連絡協議会をつくって11年。連絡協議会の目的は、中城村の全ての子供の最善の利益を保障し、学童保育の資質の向上と発展に務める。また、中城村の学童保育所間及び学童保育支援員間の交流を図るというふうが発足しております。当初の補助金は5万円でした。そしてその後には支援員の研修が必要と。いわゆる学童間のレベルを均一にしないといけないと。この学童はいいけれども、この学童は悪いとなるとまずいので、中城村内の学童のレベルを保つために支援員の研修を補助しようということで10万円になったのです。村長は当時取り組みに力

を入れていました。平成30年からは行事、事業などのこともどんどんやってくるものですから、そのためにも増額ということで15万円まで上がってきました。令和2年まで。村長をはじめ担当課長も見学をして激励に来たと思うのですが、夏休み期間に村民体育館で行われるドッジボール大会がありました。これは総勢500名を超える学童が参加してやっています。また、学童つ子まつりも吉の浦の広場でやっておりました。しかしながら令和2年にコロナが発生したために行事ができずに、令和2年は11万873円の返還金をさせられています。行事がなかったとか、各種団体もそういうニュアンスの返還金は来ていると思うのですが、15万円のうち11万円返還です。そして今年度、令和3年補助金が見込めないということで、今年度は行事をやるたびごとに、学童クラブは自分たちで負担金を出しながらやっというこで徴収することを決めたのです。村からの補助金がないと。こういうことでやると、この部分また保育料は保護者に跳ね返っていくのです。ですから、この補助金のカットについても、もう少し慎重に丁寧にやっていってほしいと思うのです。そこら辺も含めて村長、来年からの補助金について見直す考えはありますか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えします。

各協議会等への補助金というのは石原議員がおっしゃった以外に、当初目的を持って補助を始めると思います。今おっしゃっていただきましたが、当初は各学童間での情報交換が行われていなかったと。保育料金や保育内容にばらつきがあったと。学童の足並みをそろえることを目的に、協議会に補助金を始めております。平成25年度から補助金交付が始まっていますが9年経過した段階では、村内の学童の保育料金の統一が図られておりますと。児童交流スポーツ大会も始まりましたと。指導員の研修開催もし

ていますと、毎月の定例会もやっていますというところで、ある意味目的はこの会への補助金の目的は達成しているということプラス、各学童の運営費におきましても、当初というのが運営補助のみの補助でしたが、今はいろいろな加算、時間加算とか障害加算、指導員処遇改善とかですね、送迎支援などの各加算もしております。総予算として平成28年の6,000万円から5年後の今年には1億2,300万円の倍以上の右肩上がりが増え方をしております。学童への支援が足りないという認識は全くございませんので、この各学童への支援をしている中で、これから学童がお互いに担っていくべき、考えるべきことを新たにやっていくのであれば、また新たな補助金も考えてもいいと思うのですが、現在におきましては協議会は今までどおりの流れでやっていて、目的が達成したので減額した次第です。今年から連絡協議会の規約が変わり、各学童の年会費が1万円から5,000円に下げられております。補助金も減っているけれども各学童の負担金も減っており、各学童の考えとしても足りないという認識はないと考えております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 この学童連絡協議会については、その学童間の行事の運営も含めて、一緒に中城村全体のレベルを保っていくということで、ただ今後、例えば今言っている夏休みにドッジボール大会をやるにしても、それなりの費用をそれぞれの学童が持ち出しながら、今後は運営していくことになっていくわけです。そうすると、今言った研修は今課長がおっしゃったように初任者研修とか中堅者研修とか、それはあるでしょう。ただ、そういうふうに技術アップの研修はまた別なものです。そこら辺も踏まえて、学童一つ一つが増えたものだから、総額をそのまま持ち出すというのは、普通の当たり前前の話です。学童の数が増えれば全体の費用はかかりますよ。私が今言っているのは、そ

の連絡協議会という普通の協議会の中の支援についても15万円あったのが2万円でもいいのかと。これはもうちょっと村長、再度確認を後ほどやってください。よろしくお願いします。

もう一つ、この辺を踏まえてですが、補助金団体の育成について若干述べて行きます。村においてあらゆる方面で活動している多くの団体が補助金を受けています。例えば農林水産関連とか、商工観光関連、福祉関連、教育・文化関連、スポーツ関連、社会活動や自治会関連など各種団体があります。これらの団体も本来は行政が直接手の届かないところへ目を向けて、村民の福祉向上や生活の支援を行っている団体なのです。そのような視点からしても、このような団体に対して関係所管課はもっと近寄って、団体を通してサービスの向上を図っていくべきというふうに考えます。本村では平成17年度から大幅な補助金削減がありました。10%、10%、10%。しかしながら現村長の時期も支援強化は置き去りにされている感じがします。今回のような補助金返還が重点に置かれ、各種団体に寄り添っているとは感じ得ません。今後も多くの団体をもっと村長として寄り添うことで、誰一人残すことのないような経営運営に努めていただきたい。よろしくお願いします。

次は大枠2番に行きます。護佐丸バスのルート見直しの件で答弁もありましたが、利用状況等については成果説明書のほうに記載されているということですので、後ほど確認させていただきます。その中で、例えば利用状況の中で免許返納者が今普通に出了よ。運転免許返納者。そういう方々の割引とか、そういうのもやっているのか。あるいはこの護佐丸バスは乗り継ぎチケット方式なのです。そういう数字とかも分かりますか。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。利用状況の中で免許返納者の割引等について

ということですが、返納者への割引は現在行っておりません。もう一つ、乗り継ぎのチケットなのですが、これは朝便に学生のほうが、例えばですが久場のほうから中部商業に行く、普天間高校に行くという場合の乗り継ぎのチケットということですので、その部分の確認はできる状況であります。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 護佐丸バスの料金が200円です。あと、100円の部分の出てくるのですが、学生は100円であるのですが、今後免許返納者が、いわゆる運転免許がないとか、弱者のために護佐丸バスを運行しようというスタートラインにあったと思うのです。ですから、そういう人たちの運賃の無料化というのも今後検討すべきものだと思います。そのために返納しているのですから。乗り継ぎについても、どれぐらいの利用割合があるかを今後は把握してほしいものだと思います。

②の利用者の声とか等々については、ホームページとか村のところに來る部分しかキャッチしていないということですが、やはり都度都度声を聞く努力をしてもらいたい。

③の検証についてですが、これも実際にはやっていないんだなど。ずばり言えば。その中で、例えば先進地の事例からすると、職員がこういうコミュニティバスを利用することで、エコ通勤に役立っているというコミュニティバス利用のこともあるわけです。これは恐らく時間帯をしっかりと調整しないと利用できないのです。だから、そういうところも今後の見直しの中に取り入れてほしい。

あと、⑤のほうですが、村長は先ほどの答弁の中で、この件についてはしっかりやっていきたいとありましたが、以前に村長との懇談の場で浜地区においてのバス停がないとか、登又の公園の近くの、向こうは新しく開通した城跡線の入り口にもバス停があったらいいなという話

題をやった覚えがあります。当然、その部分が担当課にも伝わっているのかなという部分もあったりして、ほかの方々も一般質問で何度かやっているところなんです、担当課としても、そういう情報をキャッチして見直し作業が必要な時期なのかとか、やってほしいと思っています。見直しについて、村長、ある程度したら今回のコロナ対策ではないですが、これも含めてプロジェクトチームとかを編成して検討して指示を出してほしいと思うのですが、そこら辺についてどうですか。見直しについて。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（15時57分）

~~~~~

再 開（15時57分）

○議長 新垣博正 再開します。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 プロジェクトチームをつくる云々は置いておいて。この見直しは、先ほども冒頭でもお話ししましたが、答えは実際には本当は出ているんです。費用をかければいろいろな方々にサービスの提供ができるのですが、簡単に言えば台数をあと2台ほどバスの台数を増やしてルートを2つ増やせば全て網羅できると思いますし、短時間でいろいろな所を回れると思いますが、そういうことは簡単にできるものではありませんので、できるものから。例えば職員に何かいい案はないかという中で、ちょっと出したのは、ルートを一日のうちに2つ、3つ変えて、需要がある所を11時から12時までには回るだとか、例えばの話ですよ。朝はこのルートでいいけど、昼はこのルートでどうかかという。これは検証みたいにして何かできれば一番いいのですが、そういうことで議員がおっしゃるように、やはり利用者の情報の収集が大事だと思いますので、そこら辺は主に指導はしていかなくはいけないかと思っております。いずれにしろ、できるものから一つずつや

るしかないかなという感じはいたします。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 まさしく村長、そのとおりなのです。私は金をかけてほしいとは言っていない。費用対効果は当然話ですから。金をかけてくださいとは言っていない。今言っているルートを実見直して、もっと村民の声、利用者の声をキャッチして、本当にできないものか、もっと担当課に指示してほしいということなのです。私の要望は、担当課から上がってくるのを待っていたら来ないです。今までも来ていません。ですから村長のほうで私たちと懇談とかのときにあった思いを、もっとしっかり伝えてほしいと考えています。

そういう中で、今回の提案ですが、お手元に資料を配ってありますので説明させてもらってもいいですか。これは私がつくった護佐丸ルートの次なる案です。コースが入っていますが、このコースのほうに、四角の真ん中のほうに1番、吉の浦公園とありますね。そこがキーステーションです。今も変わりません。そこをスタートして下地区の伊集コース、そこをぐるっと回って下地区の久場コースに回る。このラインが下のラインの一つです。上地区は1から上のほうに回って行って、帰りはまた逆に回るというラインです。こういう方法をすると、今までずっと1台でぐるっと全体を一周していたのが時間を短縮できるのです。今までは1時間30分かかっていた時間が、長くて1時間でとまるのです。ここの1番の所で乗り継ぎをすれば、十分に対応できるのです。もちろん通学の部分は検討すれば今までの部分を採用すればいいわけで、こういうルートを検討して、やはり職員の皆さんも、担当職員も乗ったことがないから分からないのです。感じないのです。村長もそばから言われても何のことかなということだと思っておりますが、ぜひ分かってほしい。

次のページのものは便数です。今までは大体

この便数からすると5便までです。これは。これからすると7便、6便ぐらい回転します。こういう案を私なりにつくってみました。そういう中から、ぜひ今回のルート変更。特にできていたのは浜の停留所がないというのがおかしい。もう一つは登又の城跡の向こう側に公園がありますね。向こうで遊ぶために、中城役場から城跡にどうして行きますかという観光客が来たときに、このバスを案内すればすぐに行けます。ですから、そういうところも併せて、より深く担当課を中心にルート案とか、これもそんなに金のかかるものではないと思うのです。ぜひ指示をしてもらえますか、村長。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

勿論、せっかくの提案でございますので、真剣に考えさせていただきます。今、見ながらまだすぐには理解できておりませんので、しっかり検討させていただき指示をさせていただきたいと思っております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 今回の村長の施政方針の中にも公共交通の部分は、どうつながりがあるかという部分は施政方針に載っています。ですから今やっているのは、この護佐丸バスの部分もどうすればそういうのと連結できるか。真剣に担当課に投げてほしい。私たちもちゃんと、今回は総務委員会の管轄ですので、また議論を進めてさらなる提案ができればと思っております。一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、石原昌雄議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（16時04分）









## 令和3年第4回中城村議会定例会（第3日目）

|   |                 |                    |                                    |           |
|---|-----------------|--------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 令和3年9月6日（月）     |                    |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                    |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 令和3年9月8日（午前10時00分） |                                    |           |
|   | 散 会             | 令和3年9月8日（午後3時20分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）                           | 議 席 番 号         | 氏 名                | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|   | 1 番             | 安 里 清 市            | 9 番                                | 比 嘉 麻 乃   |
|   | 2 番             | 新 垣 修              | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|   | 3 番             | 渡 嘉 敷 眞 整          | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|   | 4 番             | 屋 良 照 枝            | 12 番                               | 金 城 章     |
|   | 5 番             | 桃 原 清              | 13 番                               | 石 原 昌 雄   |
|   | 6 番             | 玉 那 覇 登            | 14 番                               | 伊 佐 則 勝   |
|   | 7 番             | 新 垣 貞 則            | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|   | 8 番             | 大 城 常 良            | 16 番                               | 新 垣 博 正   |
| 欠 席 議 員   |                 |                    |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 5 番             | 桃 原 清              | 6 番                                | 玉 那 覇 登   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 比 嘉 保              | 議 事 係 長                            | 根 間 忠     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介            | こ ども 課 長                           | 金 城 勉     |
|   | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典            | 企 画 課 長                            | 比 嘉 健 治   |
|   | 教 育 長           | 比 嘉 良 治            | 都 市 建 設 課 長                        | 仲 村 盛 和   |
|   | 総 務 課 長         | 與 儀 忍              | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 欠 席       |
|   | 住 民 生 活 課 長     | 義 間 清              | 上 下 水 道 課 長                        | 知 名 勉     |
|   | 会 計 管 理 者       | 欠 席                | 教 育 総 務 課 長                        | 我 謝 慎 太 郎 |
|   | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也            | 生 涯 学 習 課 長                        | 稻 嶺 盛 昌   |
|   | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳              | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 宮 城 政 光   |
|   | 健 康 保 険 課 長     | 仲 松 範 三            |                                    |           |

議事日程第3号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。最初に大城常良議員の一般質問を許します。

○8番 大城常良議員 おはようございます。8番大城常良、一般質問を行う前に、3か月ぶりの一般質問ですので、皆さんのすばらしい答弁を期待しながら進めてまいりたいと思っております。

それでは大枠1番、新型コロナウイルス感染症対策について。①ワクチン接種の進捗状況（高齢者、一般、教職員、保育士等）及び、県からのワクチン配布状況はどうか。②デルタ株については強力な感染力を伴い、全国や沖縄で感染爆発が発生し、10歳未満や10代、20代が大幅に増加しているため、小・中学校の夏休みの延長や保育所、認可保育園等で特別保育が実施されているが今後の対策及び、危機管理マニュアルは策定されているのか、伺います。③緊急事態宣言の延長による生活困窮世帯やひとり親世帯に対して経済的に支援する考えはないか、伺います。④現在、村ホームページにて、村内コロナ感染者数が毎週年代別に掲載されておりますが、情報提供の観点から軽症者、中等症、重傷者まで公表できないか。さらに村広報誌への掲載はどうか。

大枠2番、これは6月定例会でも質問したが、旧庁舎解体に伴う「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」の看板撤去について伺います。①6月定例会一般質問の答弁で、施設の管理や景観、設置に係る費用の観点から設置は考えていないとありましたが、管理や景観に及ぼす影響はどういうものなのか。また設置する場合の費用はどの程度見込んでいるか、伺います。②8月16日の臨時議会において、歴史ある看板を公

共施設または国道沿いに設置すること。設置するに当たり、景観に懸念があれば設置場所を検討するとともに議会と協議すること。を全会一致で決議されたが村長の所見を伺います。③日米地位協定の改定は県民、村民の総意である。目に見える形で後世に継承すべきだと考えるが、いかがでしょうか。

大枠3番、ヤングケアラーについて。①令和3年3月時点における村内、小・中学校の要保護児童数、準要保護児童数は何人いるか、伺います。②ヤングケアラーについて6月定例会で村内に対象者はいないと教育長の答弁がありましたが、本村で行った実態調査の内容を伺います。以上、簡潔な答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは大城常良議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましてはこども課、教育委員会、福祉課、健康保険課のほうでお答えいたします。大枠2番につきましては総務課、大枠3番につきましては教育委員会のほうでお答えいたします。

私のほうでは、お尋ねの地位協定に関わることでございます。去る議会でも少しお話をさせていただいたと思いますが、地位協定の抜本的な見直しというのは、当然これは全県民の願いだと認識をしております。保守、革新にかかわらず、与野党ともに全てが一致する考えではないかとは思っております。それに向けて議会でも議決をしていただきましたので、いろんな方法を取る必要はあるかとは思いますが、細かい部分がまたございますので、いろんな協議が必要になると思いますけれども、総務課のほうでまた詳細はお答えいたします。考えとしては、抜本的見直しは当然必要なものだと思っております。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 皆様、おはようございま

す。大枠3の②ヤングケアラーについての件ですが、この件は福祉課と連携して取り組まなければいけない事案だと思っています。教育委員会として、教育の部分で考えると、介護等をするために児童生徒が学校に行けなくて教育を受けることができない状況にあるということであれば、非常に大きな問題だと考えています。6月現在で介護等の理由で欠席している児童生徒はいないかを村立の小中学校に調査したところ該当者はいませんでしたので、いないというふうに答弁をしたところです。大枠1の②については主幹から、大枠3の①については教育総務課長のほうから答えさせます。

○議長 新垣博正 子ども課長 金城 勉。

○子ども課長 金城 勉 大枠1の①ワクチン接種率についてお答えいたします。

接種率については県から逐次報告がございしますので、毎回最新でお答えをいたします。9月6日時点のワクチン接種率は、65歳以上の1回目が89.05%、2回目が85.07%、全年代の1回目が50.73%、2回目が36%、村内幼少中学校の教員は、希望者全員が2回の接種を完了しております。吉の浦の保育士は80%、村内保育所等の全従事者の62%が2回の接種となっております。ワクチン配布状況につきましては厳しい状況で、今後ファイザーワクチンの配布は困難であるということから、モデルナワクチン配布への手上げをしている状況です。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 大枠1の②についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策対応マニュアルについては、文部科学省の「感染防止のための対応マニュアル」や県教育委員会からの感染防止に関する通知を参考にし、村教育委員会でも作成して通知しております。また、先ほど担当課からもありましたが、対策については村長の方針の下、担当課の協力の下において、ワク

チン接種を希望する学校職員について、接種完了をしております。また、教育委員会におきましては今後も各学校へガイドラインの周知徹底を図り、子供たちの学びの確保に努めていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 それでは大枠1③についてお答えいたします。

現在のところ、生活困窮世帯やひとり親世帯に対しての村独自による支援の予定はございません。なお、相談者に対しては、生活困窮者自立支援機関の紹介や社協での緊急小口資金等の特例貸付制度、また生活保護制度等の説明を適宜行っております。以上です。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 大城議員の大枠1④についてお答えいたします。

村内の感染者発生状況は、昨年より定期的にホームページで情報提供し、注意喚起を行っております。7月からは若い世代の方々が増加しましたので、年代別感染者数も公表しております。療養者数についても、さらなる感染対策としましてホームページ、LINE等で今後情報提供していきたいと思っております。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

大枠1で広報誌の御質問がございましたので、それについてお答えいたします。基本的に村ホームページに掲載されている事柄につきましては、広報誌にも掲載は可能であると考えております。

次に大枠2、日米地位協定見直しの看板についてお答えいたします。現段階で、旧庁舎へ設置していた看板については、設置後の管理、景観等の観点から、新庁舎への設置を考えておりません。管理の面から申し上げますと、新庁舎が立地するこの周辺一帯は、旧庁舎に比べ、非常に風の強いところでございます。看板は設置

から11年以上が経過しており、さらに木製、いわゆるベニヤ板で製作されていることから、今後さらに劣化が進行することが考えられます。強風や台風等の接近時に、台風対策や災害対策本部運営業務に加え、看板の状態にも気かけなければならなくなり、これまでよりも管理等の業務が増加することになると考えております。景観の面からは、村民の御理解と御協力により55年ぶりに新庁舎が完成いたしました。この新庁舎に、高さ1.2メートル、幅7.2メートルの看板を年中設置することになり、看板の内容は別として、景観的には、とてもよいとは言えないのではないのでしょうか。村としては、行政庁舎らしく、また村のシンボルとして、いつまでもきれいな状態を保ちたいと考えております。仮に旧庁舎から看板を撤去し、新庁舎に設置する場合の経費については35万円から50万円程度になると考えております。

次に、目に見える形で後世に継承すべきであるということについてお答えいたします。日米地位協定の改定は多くの国民、特に県民にとって切実な思いであると考えております。1960年1月19日に締結された日米地位協定が、締結後60年を経過した今なお、抜本的な見直しがされていないことは国にとっても決してよいことではないと思われまます。前回の一般質問で答弁したとおり、日米地位協定の抜本的な見直しに対する思いは変わりません。今後も見直しがされないのであれば、その思いは後世に継承すべく、今後も訴えていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では大枠3の①についてお答えいたします。

要保護、準要保護児童生徒数についてですが、要保護は小学校3名、中学校1名。準要保護数については、公立3小学校245名、中学校115名です。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは再質問に移させていただきます。

まず大枠1点目のほうからです。これは中城村内におけるコロナ感染者数ということで、先ほど課長からあった9月、これは5日現在のものなのですが、その中で10歳未満が今13名、これは8月の1か月間で13名おります。10代が21名、20代39名。8月いっぱい、中城村では176名の感染者数が発生している。9月5日現在なのですが、9月に入って今日で8日になるので、9月に入ってから今日で8日になるのですが、10歳未満が14名もいるというところで、大変危惧しています。それを基に、これから質問をしていきたいと思っております。

まず、課長からいろいろ話がありましたが、今高齢者の接種率が89%と言っても過言ではないと思っております。高齢者でアレルギーや副反応が心配で接種を受けない方々に対して、再度接種案内を通知しておりますが、その方々が何人の方が、例えばプロジェクトチームに電話連絡をして、申請をしてきたのか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

65歳以上の接種率の報告については県の数値を報告しておりますが、本村においては接種希望者全員に接種をしているということで当初から申し上げておりましたけれども、65歳が終了して一般に入った段階で、65歳以上でまだ1回もワクチン接種をしていない未接種の方のデータを拾い上げて、その方々の中で長期入院とか住所地にいない、これは訪問している自治会長等から情報を得ていますので、そういった物理的に接種しない方、できない方を除いた方が、460名いらっしゃいましたので、その方々全員に「接種に係る御確認」ということで、接種を希望されない方には御迷惑な通知かもしれませんが、ということも申し上げて、最終的に受けませんかという確認をいたしました。460名に送付した中で20名ほどから電話がござ

いました。「私は受けないよ」や、どういったことなのかという確認で20名ございましたけれども、その中から、最終的に予約をしたのは5名です。5名の方から受けたいというところで予約を受け付けましたので、ワクチンプロジェクトチームとしては、高齢者で希望している方については完全に接種したというところで考えております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 申請していた方々が5名いらっしゃるというところで、この接種した人たちは、この89%のパーセンテージに入るのか。それとも、また別枠でこれは計算をされるのか。その点はどうか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 9月5日現在なので、もう既に入っていると思います。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 この点については、私も高く評価しているわけです。1回で諦めず、再度チャレンジすること。それは村民の命を守る観点からも非常にいいことであり、これはできる限り、一般接種でも通知はやっていただきたい。ぜひこれは頑張ってください。

それでは一般接種について伺いますけれども、これは65歳以上、高齢者を対象とした工程表が最初作成されていましたが、一般接種についてもこういう工程表が作成されているのか。そして終了時期、これは一定程度のめどはついているのか。その点を伺います。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

高齢者接種のときにお渡ししたスケジュール表があると思いますけれども、その同じような流れで8月以降の一般の接種についてもスケジュールどおり個別接種と集団接種で実施しておりまして、今のところ予約が9月末、27日から10月3日までの予約を今可能としていますけ

れども、まだ全部が埋まっていない状況で、3分の1から4分の3ぐらいになっています。まだ最後の予約の枠が今空いておりますが、その後も引き続き個別接種、集団接種の流れで接種を進めていって、ワクチンがあるうちですけれども11月までは接種はできると思いますけれども、11月末で多分80%ぐらいは行くんじゃないかと思うのですが、一般の方がどこまで接種していただけるかは想定できないのですけれども、11月末ぐらいまではお渡ししていたようなスケジュールで個別接種の数と集団接種の数で実施していきたいと思っております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 予定どおり、できるだけ11月末までに80%を予定ということですので、プロジェクトチームは時間的にも大変厳しい段階だと思いますが、しっかりと対応していかせてください。

次に、これは報道で知って、先ほど課長も答弁していましたが、6月23日に教職員、保育士を合わせて180人の接種が行われたということで、教職員は希望者全員、保育士が約80%。あとは全従事者、これは保育士だろうと思いますが、これが62%になっていますが、これは例えば教員について全希望者は終わったということですが、これは全教職員のうちの何%ぐらいに当たるのか、お伺いします。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 パーセントで述べますと、94%でございます。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 では、あとの6%は自分から率先して打ちたくないということで理解してよろしいわけですか。

保育士のほうは全従事者の62%ということなのですけれども、それも一定程度の行政として、これぐらいだろうということなのか。あるいは少ないなということなのか。時間的に合わな



かったのか。ということは、大体どういう状況ですか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

村内の保育施設等に従事する、保育士だけではなくて全ての方々です。事務員や調理員など、全員に受けていただくよう各園へもお願いしておりました。しかしながら、最終的に判断するのは個人でございますので、受けたくない方もいらっしゃるかもしれませんし、うちとしてはできる限り打っていただきたいというところで、結果として全体の人数からの62%ですので、そう低くはない数字かと思っております。また個別に打つ方もいらっしゃると思うので、これは先月末の私たちが集計した段階なので、それから伸びている可能性もございますので、村が実施した保育所等向けの接種については、ある程度の成果は達成していると認識しております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 認可保育園とかそういうところが、休園に追い込まれたというところも二、三か所あると思いますが、そういう部分でやっぱり預けている父兄の方々は、しっかりと感染対策をやられていると思うので、ぜひともできるだけ職員に対しては打ってくださいと。希望しないのであればこれは仕方ないのですが、希望する方々には率先して、また先ほど言った通知をやるのか、もう一回しっかりワクチン接種の日にちを空けて待っていますよというような取組も行っていただきたいと思います。

次にワクチンの配布状況です。課長のほうはモデルナに変わるということなのですけれども、これは現在のところ予定数量の何%が村内に配布されているのか。100%希望したものが入ってきているのか。それともそうではないのか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

国からのワクチン供給量というのは対象者人

口の8割で算出されて、それが配布されているということが決まっております。希望どおりには来ていないのですが、9月13日から9月25日の最後の14クールに、一番最後のワクチンの配布と今聞いておまして、もちろん毎回人口の基本枠以外にも県の調整枠も申請している中、最後の14クールで基本配分1プラス調整分1と、1増で来るのが一応最後と言われておりますので、そのワクチンで11月までの各病院での個別接種はもうファイザーでやるのですが、9月末からの集団接種にはファイザーが充てられないため、モデルナに手を上げてモデルナをいただいて、モデルナを吉の浦の集団で使う計画で、加速化のためにモデルナも要求しているというところでございます。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 今もプロジェクトチームを中心に、非常に村内はワクチン接種が進んでいるということですので、ぜひこれは継続してしっかりと対応していただき、早めにみんなが、一般まで打てるように、課長、ぜひ頑張ってくださいと思います。

次に、これは教育委員会のほうに聞きますけれども、昨日の答弁で登校控えが小学校61人、中学校が46人というふうにあったということなのですけれども、これは連続して休んでいる児童生徒は、何名いるのか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 お答えいたします。

昨日、議会のほうでコロナ不安により登校控えがありましたということで御報告させていただきましたが、数字について訂正がありますので修正させていただきたいと思います。小学校においては変わりませんが、中学校において少し数字が変わりますのでお伝えいたします。8月30日から7日までの推移となっておりますが、8月30日は15名という形になっております。

ちょっと細かく言いたいと思います。31日27名、この日が一番コロナ不安による登校控えが多いとなっております。9月1日8名、2日9名、3日17名、6日15名、7日14名、昨日現在で14名という形でとなっております。先ほどの再質問で、連続で何名ほどという形ではありますが、小学校においてはほぼ60名、1日の61名から推移しておりますけれども、ほぼ同じ児童がお休みをしているという形になります。中学校においては、これは小学校とはちょっと違っていて、コロナ不安で継続して休んでいる子供については4名という形になっています。新たに休みという形で出ている状況がございます。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 この休んでいる子供たちは出席扱いということですが、夏休みからずっと休んできているわけありまして、この子供たちの学習状況というのはどういうふうに把握していらっしゃるのか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 お答えしたいと思います。

まず中学校においてですけれども、現在オンラインで授業ができる体制が整っており、現在保護者と子供たちとオンラインでやる授業の確認をしているところでございます。昨日現在においてですけれども、各家庭に子供への課題の配布だったりとか、直接電話による対話だったりとか、子供たちと直接声を聞きながら課題を与える形で学習をしているという状況でございます。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 心配で休んでいるから、勉強をおうちではなかなかやりにくいと思いますが、その辺も十分考慮して、ひとつ対応のほうは。いつまで休むか分からないという状況になるはずですので、しっかりと対応を求めていますか。

それから児童生徒に、これは危機管理マニュアルにあると思いますが、例えば児童生徒に感染者が出た場合、学校として学級閉鎖をする場合、どのような判断でやっていくのか、伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 村においては感染症対策ということで作成し、各学校に通知しておりますが、インフルエンザについての法がございます。学級において10%、大体約3名から4名の感染者が出た場合は学級閉鎖をするという通知がございます。県のほうに問合せをしたところによると、基本はこれに準じるような形で判断という形になります。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 ぜひ感染者が出ないように、いろいろ対策が十分されていると思うのですが、急な感染者が出る場合もありますので、ぜひ対応をお願いいたします。

この件については教育長、これは学校長をはじめ教職員も、休校の対応や感染対策、あるいはオンライン学習の準備等、余裕のない、現状はまさに毎日が厳しい対応を余儀なくされていると思いますので、しっかりと教育長として教職員、あるいは事務方も含めて労をねぎらっていただきたい。その点について、いろいろと校長会とかで話はされておりますか。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 今朝も中城南小学校を訪問して、校長と話をしてきましたけれども、やはり今話があったとおりに先生方の負担も大分大きくなっています。校長会等でも多忙化を防げるような対策をしますということで話をして、一々検温を一人一人やっていたのを、児童の検温器は玄関に設置しましたので、それによって手間が省ける部分は省いていこうということで、教育委員会でできる部分は、先生方のせわしさをできるだけ軽減するようなことをこれからも

やっていきたいというふうに考えています。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 今の時代、全国でも教員試験を受ける方々が少なくなっていると。そういうのを含めて、やはり教員は多忙で大変厳しい環境に置かれているだろうというふうにとっても思いますので、その点はやはり教育長、しっかりと現場を重視してやっていただいて、現場重視の教育長ですので、その辺はしっかりと分かっていると思いますので、対応のほうをやっていってください。教育長、頑張ってくださいね。

それでは、次に大卒3番のほうから進めていきたいと思います。ヤングケアラーについてです。①のほうで、これは要保護、先ほど小学校は3名、そして中学校は1名。準要保護が245名で中学校が115名。トータルしますと360名ほどになっているのですが、私は今、文教社会常任委員会にいますが、やはり毎年申請が増えてきていると。過去二、三年ぐらいですね。これはなぜかという、やっぱり困窮世帯が多くなってきているというふうに感じていますが、そのあたりはどうですか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

大城議員がおっしゃるとおり毎年度、申請の数が増えてきております。この件については児童生徒数、村内の公立学校についてですけれども、3か年見てでも毎年度3%ほど上昇しております。それに対し小学校の準要保護の申請件数については、平成30年度が221名、令和元年が251名、令和2年度は245名で令和2年度については若干下がっておりますが、毎年度、平均すると9%ほど上昇しております。中学校においては、平成30年度92名、令和元年度102名、令和2年度については115名で、中学校においては毎年度11%ほど上昇しております。要保護

についてはあまり上昇傾向はないのですが、準要保護数については例年増加傾向にあり、経済的支援の必要な方たちが申請してきていますので、貧困世帯に直接推移とは限りませんが、そういう世帯が増えてきていると思います。あと教育委員会としても、この準要保護世帯については周知のほうも徹底してやるようにしてきておりますので、その分の若干の上昇の影響もあると教育委員会は考えております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 ヤングケアラーのところで、この準要保護、あるいは要保護を調べてほしいというところで、やはりこの子供たちの環境がどういうふうになっているのか。本村ではそれだけ、要保護・準要保護児童たちが360名いる中で、果たして家庭環境が本当に無理のない学習できる状況にあるのかということも危惧して、今回はこれを出してきておりますので、十分学校としても対応をしていただきたいと思います。

②のほうです。教育長、欠席者がいないため、対象者がなしという答弁をされましたが、ヤングケアラーはこんな子供たちですというのがあります。これは欠席とかそういう云々の話ではなくて、例えばおうちで朝起きて祖父母、あるいは父母、弟、妹の世話をして学校に行くと。学校から帰ったら3時、4時。それからどうしても世話をしないといけない、例えば弟とか妹がいるというところで大変厳しい環境にあると思います。我々が小さい頃も、部活をやって、能力はあるのだけれども部活にも参加しない子供がいるということで珍しいなと思っていたのですが、やはり帰ってみたらおうちの手伝い、それが一番だと。家族としてですね。我々がバスケットをしていたのですが、そういうのをやる暇なんて到底ないと、本人から聞いて、「ああ、そういう方もいるんだな」ということで子供ながらにまだまだ覚えているのです。やはり

こういうのは、対象者がいないという話になってしまうと、これは全然違うんじゃないかなということをおっしゃるので、ぜひ民生委員とか、学校でも十分注意して、今新聞紙上でも毎日のようにヤングケアラーがどういう状態なのかというのが、本当に読んでみたら厳しいですよ。小さいときから18歳、19歳、二十歳になっても、まだまだ親の世話をしないといけない。そういう段階になっていますので、ぜひお願いします。

これは厚生労働省と文科省によるプロジェクトチームで、去年の12月から1月にかけて、中学校、高校2年生の約1万3,000人を対象にした実態調査が行われているのですが、その中で中学生では17人に1人、約5.7%。高校生では24人に1人、これは4.1%がいるという結果が出てきているわけですから。これは我々も、最近しか出ていない「ヤングケアラー」というこの言葉自体、全く知らなかったものですから、やはり報道、あるいは調べてみますと大変厳しいということもあるものですから。このヤングケアラーは見ようとしないと見えないわけです。見ようとしないと見えない。しかし、見ようとしても全く見えづらい存在で、やはり現在の核家族化というところで、家庭の中までしっかり学校、あるいは地域住民が見えるということがないものですから、そこはやっぱり行政としても地域を、今学校で預かっている教員も大変なのですが、全員で見守って、そういう子供が家庭にいるのかと。今家庭訪問もなかなかできていない状況の中で、さらにこういった子供を探すのは厳しいと思いますので、ぜひこれはしっかり調査して、ただ欠席者がいないからいないよという話ではなくて、家庭環境はどうなんだろうなというところも含めて、一回は調査していただきたいと思っております。

教育長に伺います。この問題については、やはり家庭環境、これは非常に大きく左右すると思いますが、その実態というのは学校のほうで

多くは分からないだろうと思うのですが、少なからずこの家族の実態というのは把握できるのかどうか。いや、もう全然知らないよという状況なのか。その辺どうですか。教育長、お願いします。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 冒頭で申し上げましたけれども、この事案に関しては福祉の部分が大きいのではないかと。教育に関しては学校に出席ができていない状況であれば、学習の保障というのはされているわけですので、教育委員会としてはとても大きな非常事態というか、そういう問題ではないのではないかと。もう一つは、やはり家庭での手伝いというのは推奨していますので、その線引きが非常に難しい部分があるかと思えます。そういったところは福祉課のほうとタイアップして取り組まないといけないというふうに考えているところです。それから家庭の実態に関しては、家庭訪問調査という形で毎年担任を通して保護者に家庭の状況をもらっていますので、それでさらに気になる生徒に関しては相談員と家庭訪問を担当と行ったりというふうな形で、生徒指導関係、問題傾向の場合は生徒指導主任と一緒に家庭訪問をしたりということで家庭の状況を把握しながら、気になる児童生徒に関しては校長会等でも、夏休みもぜひ家庭訪問をやってくれというふうなところで周知をしているところです。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 十分気にかけて取り組んでください。

福祉課のほうでは、今の件についてどのような対応を取れるのか。あるいは今後、このヤングケアラーというのはこれからの話だというふうに今まで思っていました、この話が出てきて数年しかたっていない中で、どういう状況で取り組んでいくのか。伺います。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

ヤングケアラーの資料が教育委員会のほうから配布されているかと思うのですが、実際に対象になる方というのは保健福祉の分野では昔からありました。実際に個別の事案として対応してきて、特に顕著に見られたのが、親御さんが障害とか病気によって、お子さんたちがおうちの手伝いを中心に自分のことができないとか、勉強が遅れがちになるとかというケースもありますし、兄弟児に障害を持った子がいて、どうしてもそこに親御さんの目が行くことで、ほかの兄弟児の精神的なストレスになったりとか、そういった事案が多々あります。そういったものについては、こども課と福祉課と健康保険課のほうも交えて、個別のケースについては今現在も対応しているところです。また、学校等のほうでも学校の担任の方とか、また地域連携の会議の中で情報交換をしたりとか、そういうことは今現在もやられていると認識しております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 この件については、ぜひ教育委員会、それから福祉課、担当課で十分に協議しながら、慎重に進めるようお願いしたいと思っております。

それでは戻って大枠2番のほうです。旧庁舎の解体に伴う、地位協定の看板ですが、この件について、今日はいろいろと期待をして、私が何で6月、9月議会に2度も同じことを質問しているのかということと考えますと、村民から相当の電話があつて、これは歴史のある看板であつて、それをただ、旧庁舎を取り壊すから撤去するというような話ではないんじゃないかとお叱りも受けておまして、今課長の答弁を聞いていますと、設置はもう考えていないというところと、非常に風が強いから、確かに強いですよ。周囲に建物もなくて、畑の中の一軒家ということなのですけれども、この看板の景観的、

これが答弁でとてもよいとは言えない。あとは、村のシンボルとして、いつまでもきれいな状態を保ちたいということですが、この看板をちょっと補修してやった場合に、それほど景観が悪くなるのか。例えば約7.2メートルの幅があるが、相当に景観が悪くなるのか。それはどうですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

大きさに縦1.2メートル、幅が7.2メートルという看板があります。これを庁舎に掲げるとするのは、景観的にはよくないということで考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 これは前の議会でも話しましたが、約11年前、2010年に村長が率先して、中部市町村会で決定して掲げたというところで、私はいろいろなところに聞いたのですが、やはり庁舎解体に伴い撤去したというので、他市町村議員にも聞いたのですが、我々も全く知らなかったと。これはほかの議会ですよ。こういうのがあつて、「あなたから話を聞いて、私はびっくりしている」と。「一般質問でも取り上げたい」というような議員もいました。これはやっぱり中部市町村会で決めたことが達成して取り下げるといふのであれば、我々も「いいですよ」という判断をしますけれども、一向にこれが改善されない。改定されない。そして、現状の沖縄を取り巻く環境というのは非常に厳しくなっている。今、毎日のように日米地位協定を壁にして米軍の事件・事故、飲酒運転とか、それが一向に国内法で裁判が行われない。ただ、米軍の中でしかやらない。暴行事件もあつて、そういうのも含めて、我々が住む沖縄は全然安全な暮らしができていないと、これは日本本土に比べて強い思いがあるものですから、やはりこれは撤去するべきではないのではないかと、これは強く思っているわけです。村長も思いは

一緒だということ、本当に地位協定を抜本的に改定しないといけないという思いがあるのであれば、これは②でもあるように目に見える形でどこかに。庁舎が駄目であれば国道沿い、そこに設置するというところも含めて、何らかの形で村民に見えるような形が取れるのではないかと思います、いかがですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

国道沿いの話がございます。国道沿いというのは、恐らく吉の浦公園入口のことであるということ認識をしております。そのほうには既に国民年金の看板が立てられております。さらには、民間企業による吉の浦公園を案内する看板、サッカーキャンプの横断幕を張る土台等が設置されております。そういうことで、そこにはスペースはないのではないかとことも考えております。さらに管理の面からいきますと、国道沿いも庁舎の敷地も同じようなことが懸念される、そういうことで考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 課長、今の答弁ね。私は重要性を考えていただきたい。重要性。何を基本的に優先するのかと。いわば、これは行政が立ち上げたこの看板を、歴史ある看板ではありますが、この看板にこだわっているのではなくて、これを縮小して、鉄板で作ったりとか、それを新たにもう一回張り直すというよりは作り直す。今、予算についても34万円から50万円が、とりあえず撤去して設置するまでかかるということも踏まえれば、それぐらいの金額があれば、どこかにしっかりと、必ずしもこの入口ではなくて、どこかに村有地があるのであれば、あるいはどこかに私有地でも借りてできるのであれば、そういうのも可能ではないかというふうに思うのですが、その点はどうですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

別の場所というのは、今すぐ私のほうでどこであろうというふうなことが想定できませんので、ここであればできるとか、そういうふうなことの答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 これは11年前になりますが、これを掲げた時点では、これは村長の公約というふうに思っているのです。中城村長のトップが考えて、それを設置した。役所の真ん前に。それは中部市町村で決めたことだろうと思いますが、やはりそれを掲げた場合には、村長の大きな決意があったんだろうと私は認識しているんですが、私は11年前といたら、ここにいないものですから、どういう状況だったのか、しつかりは知らないのですが。やはり答弁でもあるとおり、後世に継承すべく、今後も訴えていきたいというのであれば、人間、内に秘めているだけでは全然外には伝わらない。声を出して発信して、そしてこれを何かの形に残していく。それが村の方針ですよというようなものがあって初めて、村民に知らしめられるというふうに感じているのですが、11年前にこれを設置した段階での村長の公約、初心に返った場合に、どういう考えでこの看板を設置したのか、お伺いしたいと思います。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

そもそも地位協定の見直しを公約に掲げるというのは、まず無理ですね。これはもう国と国の話ですので、私の一存でできるようなものではありませんから、これは公約云々の話はございません。議員がおっしゃったように中部市町村会で、当時の記憶で申し訳ないのですが、でき得る限り統一して掲げましょうと。だから当時10市町村全て掲げたかどうかは、私のほうでも今記憶は定かではないんですけれども、その中ででき得る限りやりましょうということで、

我々は当時そのスペースがありましたので、恐らくかなり早い段階で設置したと記憶しておりますが、そこは置いて、今の議論などを聞いておきますと、正直に言いますけれども、思いは分かっています。お互い。当然、これはもう見直したほうがいいのです。だから看板を設置するのが目的ではなくて、その思いを共有して、それを発信するのが目的ですね。ですから、看板云々ももちろん大事ではあるのですけれども、もっとほかにもないかとか、こういうやり方はないかとか、メディアのやり方とか、広報誌のやり方とかいろいろあると思うのです。それは、この議場の中でお互いは違う思いをぶつけ合っているものではありませんので、私の部屋でもいいですよ。村長、ウンネーナーナラニ、クンネーナーナラニの話でやれるものだと思いますので、議員、遠慮なく、議員各位も一緒だと思いますから、当然決議されていますので、こういう方法はないかとかお互いですり合わせをしながら考えていっていいのではないかと思います。ぜひその辺も御想察お願いしたいと思います。以上でございます。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 これは議会でも議決されて、やはり全員一致でやるべきだという判断の下で決議しているわけですからやらないということではなくて、どうしたら発信できるのか。今、広報誌とかありますが、やはり我々議会としては、行政と一緒に目に見える形、これは私、先ほどからずっと言っているのですが、村民はやはり目に見えないと、「ああ、もう終わったんだな」と、「やらないんだな」という、やるかやらないかの判断しかなかなかしないものですから、取り下げたということになれば、「ああ、もう地位協定は改定に向かってはいないんだな」という判断をする人も中にはいらっしやいます。だからそういうところも含めて、我々議会としても、この地位協定に関しては、

非常に理不尽な協定でありますし、戦後ずっと続いてきた。今自民党の中では憲法改正、憲法改正というところで憲法9条をなくして改正しようという動きもありますが、その前に地位協定が当たり前じゃないかと、我々県民からしては、本当に改定すべきは日米地位協定だと。本当に理不尽な協定が、国と国の間でいかに決めようと、やはり国内は、日本国の憲法で、国内法で裁くべきものであって、なぜそれほどまでに米軍に頭を下げ、抑止力という名の下で県民が苦勞して、これが後世に、我々の子や孫にまで続いていくような問題にしてはいけないという思いから、私は徹底的にこの地位協定、あるいは米軍の対応に関しては大反対で、これからも進めていきたいと思っている。そして米軍の事件・事故は、もう目に余る。本当に今、目に余るような行いがされている。これに政府のほうは全く対応してこない。米軍が言うがままのやり方で進んできているものですから、本当にこの日本国というのは沖縄を軽視した、あるいは差別しているというようなことで判断せざるを得ないという状況ですので、やはりこれは行政であっても、議会であっても、今、村長が言われた思いは一緒だということであれば、やはり協議をしながら、この日米地位協定の改定に向けて、目に見える形でやるにはどうしたらよいかということも、これは議長、副議長、そして議員各位がみんな一緒になって取り組んでいくべきものだと思います。しっかりと村長のほうには提案をしていきたいと思いますので、ぜひ改定に向けてともに頑張ってもらいましょう。これで私の一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、大城常良議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（10時59分）

~~~~~

再開（11時11分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、金城 章議員の一般質問を許します。

○12番 金城 章議員 それでは一般質問を行いたいと思います。12番金城 章です。私の質問は以前からよく出してある質問ですので、これまでいい答弁が少なく、また出してありますので、ぜひ今度はまた、農業関係は副村長の答弁と聞いていますので、副村長からはいい答弁が聞けると思っております。ぜひお願いします。それでは通告書を読み上げて質問いたします。

まず大枠1. 道路整備についてであります。毎回の質問ですけれども、①宜野湾横断道路の進捗状況はどうか。現在の進捗状況ですね。②潮垣線の道路拡幅、歩道整備計画の検討は行ったかどうか。これは大型重機の駐車場とか試験場がありますよね。その関連も踏まえて、ぜひ屋宜から泊にかけては拡幅計画を今で行っておかないと、必要だと思って質問しておりますので。③庁舎東側道路（当間前原線より安里中央線）の拡幅、歩道整備の考えはどうか。これは今新庁舎の隣に、またこども園ができます。そこも踏まえて、この道路拡幅はできるのかどうか。④村道の維持管理（安里中央線、当間前原線、屋宜被留線）はどのように行っているか。また、そこにかかる経費は年間どれぐらい使っているのか。何回行っているかどうか。各線で経費をぜひお願いできればと思います。

大枠2. 村内地域の用途変更について。これは3月議会に一般質問した那覇広域、中部広域も関わってきますけど、ぜひよろしくお願いします。①中城村新庁舎周辺の土地（タウンセンター）内は地区全体の用途変更をすべきと考えるが県への要請・申請等の考えはあるか。この件も昨日、安里清市議員から農振の変更等がありましたけれども、ぜひその面も一緒にお願いします。②緩和区域周辺整備（道路計画）の考

えはあるか。これは私、安里出身でありまして、安里西原近辺が昔から旧集落でありまして、旧集落も整備は行き届いて、里道が1,800の道路から基盤型に整地されております。しかし現状、法定道路の近くにおうちができて、そこの入り口の道路拡幅ができなくなってきたのです。これは安里地域だけじゃなくて、旧集落は各地域にあると思います。そこの変更はどうしてもやっていくべきだと考えておりますので、その件もぜひお願いします。③里道拡幅ですね。これは今話しましたとおりです。これもぜひ計画があるか。

大枠3. 公共施設整備についてであります。①南上原地区への公的施設の検討は行ったかどうか。以前より造る予定はないと答弁がありますが、また長期とか、この考えは変わったかどうか。施設計画の考えはあるか。②村有地の借地料は更新時期にて料金の検討はどのように行うか。これがサンエーの敷地の単価で、あまりのも安い現状でありまして、今回も質問を出しました。まだ契約期間中ということですが、しかし周辺の現状としてはあまりにも安すぎるのではないかと思っております。ぜひ答弁よろしくお願いします。

大枠4. 3月議会の一般質問から取り上げてあります。①那覇広域から中部広域への移行の進捗状況はどうか。②農業振興についてであります。これも持続的、発展的な農業活動の推進と人材発掘、育成をどのように進める考えかとうのを3月議会にやりました。答弁を産業振興課長よりもらいましたが、再質問の時間がなかったので、ぜひ今回は副村長からの答弁がいただけるということですので、ぜひいろんな考えを、答弁をまた聞かせてください。農産物の収穫量アップは、どのように進めるか。次は「施政方針」ですね。「施設」じゃなくて、施政方針にて学校における農業体験、食育の推進に努めるとあるが、どのようなことか。次に、



村の自給率増の事業取組の考えはあるかどうか。ぜひいい答弁をよろしくをお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは金城 章議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては都市建設課と産業振興課、大枠2番は都市建設課、大枠3番は企画課と総務課、大枠4番につきましては都市建設課と産業振興課でお答えをいたします。

私のほうではお尋ねの大枠4番の①那覇広域のから中部広域への移行の件ですが、これは前議会、前々回の議会でもお話ししたと思いますが、いろんな条件下の中で、これはコロナ禍も含めてですけれども、もう遅々として進まない。一歩ずつと言いますか、私どもとしてはもう三段跳び、五段跳びで一挙にという思いがあって、少々歯がゆい気持ちはありますけれども、ただ協議会の中で出された宿題と言いますか、北中城村との共同のまちづくり計画を提示しなさいということでございますので、それをまず一つずつクリアしながら、焦らず、そしておれずに頑張っていきたいと思っております。詳細については、また担当課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは御質問の大枠1からお答えいたします。

まず大枠1の①についてです。宜野湾横断道路については、現在、予備設計の精査を行っております。精査が完了次第、令和3年度中に検討委員会を開催し、関係者の意見を伺う予定ということ聞いております。

続きまして②です。拡幅及び歩道整備の計画はございません。

続きまして④です。村道の清掃に関する維持管理については、自治会で行う一斉清掃などで協力していただいております。自治会で対応できない樹木の伐採などは村で対応しております。令

和2年度は、屋宜被留線の歩道樹木の伐採を行い、費用は49万600円で実施しております。また、安里中央線は環境美化作業員による清掃を年に2回から3回行っております。今後も自治会と協力し、自治会で対応できない作業については維持管理の範囲で対応してまいります。

大枠2①です。県への要望は行っております。具体的な計画の調整を今後、村内部で調整を行い、県と協議を行っていく予定となっております。

それから②と③については、現在、計画はございません。

大枠4の①について、進捗状況です。昨年度は、中城村・北中城村共同まちづくり基礎調査を終えました。今年度はまちづくり計画策定業務を6月2日付で契約しております。現在は、両村間のこれまで行った取組について関係課へヒアリングを行い、関係課より情報収集を行っているところでございます。以上です。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 それでは金城議員の御質問にお答えいたします。

大枠1の③についてですが、当間地区、農道35号線の拡幅についてですが、現在のところ工事の計画はございません。

あと、大枠4の②の4点についてお答えいたします。まず1点目、中城村農業振興ビジョン実施計画書を基に耕作放棄地の解消や農業用施設整備、営農指導、農作業の省力化に向けた支援など関係機関と連携をし、各種施策に取り組んでまいります。また、今後の農業を担う農業従事者の発掘・育成に関しましては、農業青年やJAと情報交換をしながら人材の発掘に取り組む、新規就農者が将来、独立できるような仕組みづくりを行ってまいりたいと考えています。

2点目です。農産物の収量を増加させるために、栽培技術の向上や機械化の推進が必要であると考えます。収量増加を図るために日々の営

農巡回指導、各種品目の講習会、また生産農家の要望調査を行いながら農業用機械の導入に向けて取り組んでまいります。また、作物を栽培するためには販売先の確保や価格の安定が必要であるため、値決め、買取り、契約栽培など安定した価格の取引ができる販路の開拓にも関係機関と連携をし、取り組んでまいります。

3点目、村内の圃場において子供たちが特産品である島ニンジンや島ダイコンのなど農作物を植付けから収穫までの農業体験を行う事業です。農業体験を通して、作り育てる喜びや食べ物の大切さを教え、農業への理解を深めるために行っております。また、農業体験を通して、将来、子供たちが農業に興味を持ち、あるいは農業高校、農業大学等に進学し、中城村の農業の先頭に立つ担い手の育成につながればと考えております。

4点目、村の自給率を向上させる取組につきましては、学校給食における地産地消率向上に向け、営農指導員と地産地消コーディネーターとの連携、村産の農産物の納品数量向上に取り組みます。また、JAや商工会と連携し、村内の飲食店等に対し村産の農産物使用について周知し、村内自給率の向上に取り組んでまいります。以上です。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは大枠3についてお答えします。

村としましては、必要な支援を必要な方に届けることが必要だと考えております。その支援を届ける方法として様々な手法があると考えます。公的施設についても、その一つだと考えられます。公的施設には多様な施設がありますが、現時点において村内における必要とされる新たな公的施設の企画立案など、関係課からの提案はありません。そのため、現時点において南上原地区を限定とした新たな公共施設の検討及び計画はございません。以上です。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 大枠3、村有地の賃貸料についてお答えいたします。

契約書においては、「諸物価及び公租公課の変動、又は、近隣と比較して相当でなくなった場合は、双方協議することができる」または、「3年ごとに更新する」としております。賃貸料の見直しが規定されております。近年、物価等が安定し、また、大幅な地価の上昇や下落がないことから、賃貸料の検討及び見直しは行っておりません。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、これも答弁の内容があまり変わらずに、もうちょっと検討して、いい答弁がいただけるかと思っておりますけれども、変わらずの答弁だと受けました。

それでは一つずつ、宜野湾道路の進捗。今コロナ禍で進捗していないということですが、予備設計、この路線はもうほとんど決まったのかどうか。また変更ができるのかどうか。予備設計だけですけれども、西原バイパスが北進できない状況で、今、津覇小学校前あたりにおりますけれども、ちょっと図面等で見た範囲、現状で南側にトンネルを掘るよりは北側に、奥間の地滑りがありましたよね。地滑りを止めながら、この奥間と安里の間の山のところにトンネルを掘って、現庁舎前に持ってくるほうが理想的な道路だと思います。そこに変更する余地があるかどうか。検討を行っていないから、答弁が可能かどうかは分かりませんが。しかし、それに対しては西原バイパスの北進は考えて直していただかないと、そこができない状況です。そういったことを以前からよく私は話しますが、そういった状況をそういう会議で早め早めにぜひ言って検討させていただきたい。まず今の道路の件、予備設計ですけれども、変更が可能かどうかだけ。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まず、このルートに決定する課程としまして、当初、平成30年頃には3ルート案がありまして、それから検討を行った結果、令和2年2月の第3回幹事会で現在の南側ルートに決定して、現在予備設計が入っていますので、このルートの変更は厳しいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 分かりました。これの以前、何年前かな。私が議員になった当初から、トンネルの図面は別の場所から見せてもらいました。あの図面と全く変わらないものですから、ぜひまた支線道路として、実際にはそこからトンネルにはなりますが、北上原から支線道路として、またこの北側安里、奥間の地滑り地域を止めながら、そこでまた北側に、斜面地の真ん中近辺を横断して、そこに今の当間原線ですか、そこまで持ってこられる計画をぜひ、まず頭に置いていて検討してください。

潮垣線の拡幅もないという話ですけれども、これは現状どうですか。村長にちょっと伺います。今、重機保管場所、元のゴルフ場跡地です。今せっかく村長の計らいで沖縄初の重機試験センターですか。重機の免許を取る、設定もできたという話を聞きます。その大型重機が出入りとして、これも3月に言いましたけれども、本当に危なっかしくて、その当時は新垣 修議員も質問しておりますけれども、あの一帯の子供たちの通学路です。歩道は今で計画しておかないと、村道の拡張は今で計画しておかないと、先ほどの宜野湾道路と一緒に後々になってしまっているのではないかと思います。どうですか、村長。これは今からでもいいし、泊まで、また久場前浜線も開通すれば、そこまで歩道がつけられるかどうかの問題なのですけれども、これから取り入れる考えはないですか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 今のお話は、どうしても財政的な面とか、諸条件的な面とか、いろいろ勘案しながらしかできないだろうとは思っていますけれども、おっしゃることはよく分かりますし、この場でできますとか、できませんという答弁はちょっと厳しいですが、各課からのいろんな話を聞いてみたいと思います。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 「検討します」が欲しかったです、村長。今は、物件とか補償もないうちに土地代だけですよね。そこで進めていかないと、道路拡幅は難しいと思って、今回の質問はほとんどそういう絡みで出してあります。ぜひこれは村長からの指示で早めに、今の潮垣線は1級道路ですけれども、村道です。ぜひ歩道をつけて、拡幅できるところまではやっていただきたいと思います。これは村長からの指示であれば拡幅は可能だと思いますけれども、よろしくお願いします。

③です。これは先ほども計画なしという答えですけれども、先ほど質問の前にも言いましたが、このこども園の後退は、庁舎の敷地みたいに後退があるかどうか。どなたかお答えできますか。庁舎の隣にこども園ができますよね。そこも、今東側は道路から後退するのかどうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時37分）

~~~~~

再 開（11時38分）

○議長 新垣博正 再開します。

こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

農道面については庁舎のラインと同じようなセットバックで設計をしております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、この道路は拡幅できるということですよ。またもう一度、村長に。庁舎のセットバックもあります。

今こども課長から答弁のとおり、こども園のセットバックもあります。あと少しですので、ぜひ安里中央まで拡幅計画を設定して、これは農道ですから村の一般財源になりますけれども、しかし今その道路はできていますので、少しの間ですけれども、ぜひ計画はできるかどうか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

議員、もうちょっと、私はいつも村長室におりますので、少し打合せもさせていただきながらであれば。というのは、突然の御質問でありますけれども、すぐできる、できないがここで答えられないものですから、大変申し訳ないなと思ひまして、もうちょっと知識を持って、また答弁したいと思ひますので、検討しますということぐらいしか言えませんが、御容赦願ひたいと思ひます。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、これからは村長室にちょくちょく顔を出すように努力します。

しかし村長、この場で、一般質問で言って、ぜひ全課長に意識してもらいたいことを一般質問しておりますので、今の利用度がどうか。多分、課長たちもみんな感じているはずなのです。公共駐車場からここまで歩いて来るときに、歩道はどうしても必要だと職員も皆さんも感じているだろうと思ひます。それを早め早めに、何でもやっていかないといけないのかと思ひます。今年、また公共施設整備資金もできましたので、そこから出しても全部は使わないだろうと思ひますので、ぜひ考えていただきたい。

④です。安里中央線、当間前原線、屋宜被留線ですね。これはこの地域の道路周辺の村民が、地域の住民がやっていच्छゃると思ひますけれども。そこで、これは実際に村の維持管理として村がやるべきものですよね。けど、中城に来た場合、「中城の村道は景観がいいですね」

という話を聞きます。美観的なものですね。環境的な。この屋宜被留線、安里中央線、当間前原線は意外と手入れはされているのです。これは住民のおかげだと思ひます。そこで、先ほど安里には美化環境作業という話でしたけれども、当間、屋宜、安里、この3地区には中央線の維持管理費というのをぜひつけて、今回、南上原の歴史の道の管理に資金を出しましたよね。ああいった大きいお金じゃなくても、そこを管理するお金、また美化環境をするお金とか、そういうのを当たり前補助していくべきじゃないかと思ひますけれども、そのかかる費用を見たらですね。これはどうですか。どなたか答えられますか。総務課長かな、どなたかな。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

やはり地域の協力がないと村内一円の維持管理は厳しいものがありますので、この費用を捻出というのは、歴史の道とはちょっと違ひまして、厳しいものだと思いますので、今後も地域の皆様の協力を仰ぎながら、できないところはまた村で対応していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 沖縄県も那覇市、ほとんど管理すべき道路、公園、そこを那覇市でしたら愛護会という名前で、その地域、何メートルには年間幾らの活動資金を与えましょうとか、それは活動資金だけです。花の苗とか、こういうのはまた環境課から支給されます。以前、私は天久の新都心で歩道側植樹帯に花植えを行っているのを知るのでありますが、そこはちゃんと肥料も支給して、毎年花の苗も支給がありました。そして年間の活動費ということで少ない金額ではありますが、長さによって設定されています。この活動資金で美化活動費、それは年間、短期短期で募集をかけて、継続するのか、しないのかはまた担当課から連絡が来ます。こういった感じでぜひ活動しているメンバーに

は少しの支援と、村でこの美化活動ですが、花の苗なり、そういうのはぜひ各地域に提供して、せっかくきれいだと言われたので、もっときれいにしていただきたいと。そういう支給は考えられないですか。今、都市建設課長はできないと言うのですけれども、どうですか。予算を扱う方は、検討できないですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時45分）

~~~~~

再 開（11時46分）

○議長 新垣博正 再開します。

企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 お答えします。

現在、地域の美化活動については、年に数回の環境整備とか公民館あたりの部分についても実施しており、地域の環境整備については取り組まれておりますので、この点については感謝を申し上げたいという部分もあります。緑化推進事業の苗の提供等も産業振興課あたりであったものだというふうに現在覚えているのですが、その辺も確認しながら、実際そういった予算も関係課と調整しながら考えていきたいと思えます。以上です。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 課長、これはそんな大きいお金じゃないですよ。今現在、住民の心でやっている。都市化したら、そこができなくなってくる。南上原を検討してみて、今、歴史の道は部外だというけど、管理は村でやっているんでしょう。地域で率先してやっているところには、どうしてそういう微々たる資金も提供できないのかな。これは検討事項としてぜひ考えていただきたい。また12月に質問しますので、ぜひ検討してください。この花の苗も言いますが、これもこの活動をしている人が自分で申し込まないとできないのです。安里中央線にはどのぐらい、当間前原線にはどのぐらい、

屋宜被留線にはどのぐらいということ、この活動している方に村が配って、「これをぜひ植えていただけますか」ぐらいは、逆に呼んであげるぐらいしないと、この美化活動も進んでいけないのではないですか。ただの花の苗と言いますけれども、花の苗で心が癒やされて、観光団もまたいいと言うし、先ほど言ったように吉の浦公園に来る人からも、「中城は道路がよく維持されていますね」とか「環境がいいですね」と話があるのです。これを維持するためにはどうするかという問題ですよ。皆さんに考えていただきたい。12月にまた質問します。

それでは次の大枠2に移ります。タウンセンター周辺はまだ中部広域の用途地域、区域設定ができていない話ですけれども、これも課長、村長、ぜひ早め早めの検討をして、区域設定ですか。区域設定というか、用途変更も区域設定もそうですけれども、早目にやっていただき、申請しないと。今、沖縄県ではガイドラインの見直しがあって、区域変更、用途変更も全部できると思いますが、ぜひそこは前向きに、早めに進めていただきたい。

次、②に移ります。緩和区域の周辺整備ですね。まだないと言いますが、私が質問したのは、現状の、私の住んでいる安里の上の旧集落ですけれども、この認定道路の近くに、これは2項道路で、この道路は後退線がありますので、道路は後退してあります。この造ったおうちですね。しかし里道への入り口ですか、里道のところは後退がないものですから後退してなくて、入り口が狭くなっているのです。それを考えると、奥まった地域が、奥まった土地ですか、そこが要するに利用できない。やっぱり村長が以前、受益者負担という話をしていましたけれども、この奥まった土地は別に村に道路として提供してもいいという承諾は意外と得るのですけれども、道路側ですね。その周辺は、要するに「何で後ろのために僕の土地、あ

げないといけないか」と。それで、その解決策として、まずは緩和区域、旧道路、整備すべき道路は整備道路として中城村の道路計画として入れて、そこは認定道路の近くにおうちを造るときは、後退して拡幅できるような現状をつくってもらわないと、今後住宅が増えないですね。ぜひこれを考えていただきたい。この里道の拡幅です。これは安里だけではなくて各地域にありますので、ぜひ計画して、その入り口だけでは止まらずに、後ろの土地が使えない状況では、もう建築もできませんのでぜひ。奥まった土地は要するに、今話したように受益者負担で提供してもいいと。手前の土地です。要するに道路沿いの土地。この地主が後進できるように、どうにか村で考えることはできませんか。どなたか答弁できますか。

これは考えてください。これも以前質問したときに、村長からは受益者負担しか出ませんでしたので、この道路側の土地が一番難しいものですから、そこは買上げできるかどうかの検討をしていただきたい。また、どういうふうにしたら、条例をつくって、そこの地域を開発するんだということをつくれればいいのかどうか。ぜひ考えていただきたいと思います。次に移ります。

相変わらず南上原の公的施設の検討はないということで、提案がないという話を課長はしましたけれども、私も、南上原の出身の議員も、何名かはいろんな施設をつくってほしいという提案がありますけれども、私たちの一般質問での提案は提案にならないのか。お願いします。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

議員のおっしゃるように、これまでの議会においても南上原地域において児童館、または多世代が交流できる複合施設などということでの提案はあります。ただし、その施設を必要とするかどうか。また、担当部署のほうにおいて吟

味していただき、計画案を策定し、また企画課のほうに相談等、協議があれば、財政的な面も含めて検討はできるというふうには考えますが、この辺についても現在のところないということでの先ほどの答弁となっています。以上です。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 やっぱり市街地ですので、ぜひ小学校以外、ぜひ造っていただきたいと思います。この下の借地料もサンエーのことは言っていますけれども、もしこの公的施設を造るに当たり、この借地料で、また借地料とか、この経費ができるのかと思って質問しましたけれども、一番安いですね。このサンエーの借地料は、坪250円（月額、年額3,000円）ですよ。ゴルフ場でも300円（年額）です。先ほどの総務課長の答弁では、この地価の現状では上げ切れるという話ですので、これはもう答弁要りませんけれども、ぜひ検討する余地があると思います。それだけの地価価値が上がっていると私は思っておりますので、これはサンエーとぜひ検討して、借地料上げていただきたい。

それでは大枠4に移ります。先ほど村の農業青年育成に、副村長はいろんな農業青年たちが独立できるように指導したいという話でありました。現状、農業青年育成はこれでいいのかと疑問に思っていますけれども、もっと変わった指導方法はないですか。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えします。

これから新規就農者という部分、人・農地プランというのがあります。これに向けて、去年から産業振興課のほうでは地域に出向いて、この地域の人たちとプランについての計画書を作るために懇談を進めておりましたが、コロナ禍で、途中で会合がなくなっている状況です。この人・農地プランを、計画書を作成しながら、農業の担い手を掘り起こしていくという考えでございますので、今後、この農地プランの計画

に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 副村長は読谷村の施設を御存じですか。新規就農者への貸付け農地がありますけれども、そこは御存じかな。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 行ったことはございません。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 村長は見たことありますか。村長も副村長も知らない。読谷村の役場のすぐ周辺にありますよ。ぜひあの辺へ行かれたら見ていただきたい。ちゃんとした大型ハウスを設置して、新規就農者に農業指導もしながら農地を貸し付ける。露地栽培ではないですよ。ハウス栽培。先ほど副村長は、価格安定とかそういうのも答弁の中にありましたけれども、沖縄で露地栽培して、要するに価格安定の作物はほとんど出せませんよ。それで私からの提案ですけれども、読谷村みたいに大型ハウスを設置して、夏も収穫できる作物を生産できるような施設を造って、村が土地を借入れして作って、その土地を新規就農者に貸し出す、ぜひそういう計画をしていただきたい。現状の新規就農者、これはもうほとんどみんなやっていないのではないかと考えております。読谷村へ行って、ぜひ検討できるかどうか。副村長、どうですか。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えします。

読谷村の状況というのは私は把握してございませんが、この人・農地プランの中で農地の貸し手、借り手等は村のほうであっせんするようなシステムになっておりますので、今、新規就農者への農地のあっせん等も計画をしながら進めていけるものと考えております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ハウスとか、そういう補助はあります。しかし今の現状で、先ほど価格安定の話、売れる農産物を作るのが農家の最大の基準ですけれども、そこまで行くのに、また補助金で2割は返済しないといけない農家ですね。この2割が100円、200円で、いつ返済できるのか。それで台風にも耐え得る施設を造れないのです。ぜひこういった施設は、農家には支給すべきものだと。本当は補助金100%で大型ハウスを造って、そこをやっていただきたいと思います。これは検討ください。

あと50秒残っていますけれども、ちょっとだけ所見を。総務課長、芝生の手入れをよくやっていたらいいのかと一瞬思っていましたけれども、入り口には除草剤をかけたんですか。もう枯れて、雑草が生えて、先ほど環境の話も総務課長はしていたのですけれども、これでは環境がいいとか、見栄えが悪いとかそういう話ではできませんよ。総務課長。入り口の目の前の芝生も管理できないのに、環境とか言っては駄目だと思いますけど。ぜひ考えていただきたい。これで一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、金城 章議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（12時03分）

~~~~~

再開（13時30分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、伊佐則勝議員の一般質問を許します。

○14番 伊佐則勝議員 ハイサイ、グスーヨー、チューウガナビラ。これより通告書に基づきまして、一般質問を行います。

大枠の1番、新型コロナウイルス感染防止対策事業の件。県内では5月23日、何回か緊急事態宣言が発令されておりますけれども、今回の部分につきましては5月23日に緊急事態宣言が発令され

て、この間4回の延長で3か月余が経過しております。急激な感染拡大で医療体制の逼迫等、医療崩壊も招く危機的な状況であるものと思われれます。以下伺います。重複するところは御容赦ください。①県はワクチン接種の加速化で8月末までに全県民の50%以上の1回目接種を終える目標を掲げたが、8月21日時点で、全世代の接種率が1回目38.19%、2回目27.86%にとどまり、目標達成は厳しい状況と見られています。その県の数字なのですから、ちょうど原稿を書いているときの数字ですので、あれから8月末で1回目は50%行ったような感じだと思います。本村の現時点での接種率を伺います。②村のワクチン接種計画と実績比較はどうなっているか、伺います。③村内でも特に8月に入って急激に感染者増が顕著になっているが、ワクチン接種の加速化は可能か伺います。④他自治体によっては、ワクチン配分増の要請も見受けられるが、本村における配分量は問題ないか、伺います。⑤PCR検査の現況と、特に若年層の予約検査状況はどうなっているか、伺います。⑥小中学校のコロナ禍による休校措置、夏休みの延長に伴う学習時間の確保や感染対策等、今後の教育行政の課題について伺います。

大枠の2番、村道奥間南上原線について。①国道329号向けの新設右折道路帯の拡幅に伴う詳細設計は完了したか。②用地・物件などの鑑定は完了したか。③令和4年度事業着手予定の用地購入費・物件補償費等の県への予算要求申請手続の進捗状況はどうなっているか、伺います。

大枠の3番、村道城跡線について。6月定例会の一般質問で取り上げた件です。アスファルトの亀裂について構造的欠陥ではないかとの指摘をいたしました。答弁のとおり精査についてコンサルに相談したか、伺います。以上、簡潔明瞭な答弁をよろしく願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは伊佐則勝議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番につきましては、こども課、健康保険課、教育委員会のほうでお答えをいたします。大枠2番、3番につきましては、都市建設課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、重複した答弁になるかと思いますがワクチンについてはたくさん議員からの御質問もございます。これからもこのコロナ対策につきましては、よりスピーディーに、そして最優先に取り組んでいくということが、庁内での一致した意識でございますので、議員各位のまた御努力もいただきながら、しっかり最後までやり抜くことをお約束いたします。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠1の6について、1番大きな課題としては授業時数の確保となっております。特に中学校3年生は、ほかの学年よりも1週間程度早く卒業します。授業時数の確保、感染対策等の課題解決に向けて、臨時的校長会や教頭会等で学校現場と何度も話し合いを行い、対策を練っているところでございます。詳細については主幹のほうから答えさせます。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 大枠1の①から④についてお答えいたします。

①の9月6日時点の全年代のワクチン接種率は、1回目50.73%、2回目36%となっております。

②の4月1日時点に策定しました村の計画よりは遅れております。

③、④のワクチン配分と加速化につきましては、配分については厳しい状況です。また、ワクチン不足では、加速化は見込めません。今後、ファイザーワクチンの配布が9月13日から9月25日の週の14クールに、人口枠分で1箱、県の



調整枠分で1箱の計2箱で最終になる見込みであることから、今後の加速化へ向け、モデルナワクチン配布へ向け、県と調整を進めております。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 伊佐議員の御質問にお答えします。

大枠1の⑤PCR検査について。4月から先月までのPCR検査総数は1,360件であります。先月は週35名程度で推移しておりました。本日は38名の方が検査を受けております。30代以下の割合では、4月から6月で3割程度でありましたが、7月から8月にかけては5割を超えている状況で、若い世代の検査数が多くなっています。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 大枠1の⑥についてお答えいたします。

教育行政としての最大の課題は、何といたしましても授業時数の確保でございます。今年度、コロナ禍の影響により、休校や夏休みの延長などの影響により、小学校では14日、中学校では13日分の授業時数確保が必要となっております。そのため、学校においては5校時を6校時にするなどの時間割の工夫、学校行事のさらなる精選を図り、3学期修了後の春休みを1週間短縮、ICT機器を活用したオンライン授業の導入など、あらゆる手段を活用して子供たちの学びを保障していきたいと考えております。また、感染対策としましては、希望する学校職員へのワクチン接種を100%、既に8月までには終了しており、引き続き感染症対策対応マニュアルに沿った感染防止に努め、子供たちの学びが確実に保障させるよう、対策を講じていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 御質問の大枠2と3についてお答えいたします。

まず大枠2の①です。詳細設計は完了し、現在は国道事務所、県警と細部の調整を進めております。

それから②についてです。用地の鑑定は、国道事務所との細部の調整が完了次第実施する予定です。物件調査につきましては令和4年度の予定となります。

③令和3年5月に令和4年度概算要望ヒアリングがありまして、用地購入費、物件調査費、物件補償費を要望しております。10月には本要望ヒアリングがありますので、それに向けて、今準備しているところです。

大枠の3です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（13時44分）

~~~~~

再 開（13時44分）

○議長 新垣博正 再開します。

都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 大枠3についてです。

コンサルに確認し、構造計算上、問題ないと確認しております。亀裂部分についてはコンサルからのアドバイスを受け、砂を充填し、アスファルトで補修を行っております。今後も引き続き経過を観察していきたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 では、順を追って再質問をさせていただきます。

ワクチン接種につきましては、担当課長にはちょっとお休みしてもらいましょうね。この間、再質問で数字面、いろんな再質問が出ておりますので、大体状況は把握できましたので、ワクチン接種については割愛させていただきたいと思います。でも今後ともやはり加速化に向けて、大変でしょうけれども、しっかりと感染対策に向けて頑張りたいと思っています。

⑤のPCR検査なのですけれども、先ほど現況、若年層が最近増えてきておりますという答弁がありました。県の9月6日時点のデータが今朝の朝刊に載っていました。9月6日時点でPCR検査を、直近1週間の数字、データが出ておりましたけれども、直近1週間のPCR検査の、要するに検査結果、陽性率が確か13.7%の数字が上がっております。やはり無症状の方が結構いらっしゃるのかというところで、なかなかここ一週間ぐらい、下げ止まりのような感じはするけれども、なかなか収まらない。全国ワースト、これは10万人当たりの人口比の感染者数ですけれども、ずっと沖縄県が全国ワーストを続けているということで、まだまだ出口が全く見えてきていない状況であります。そこから辺も、やはりずっとPCR検査もワクチン接種と一緒に、しっかりと継続して検査を続けていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。教育行政の課題につきまして、答弁がありました。休校措置、夏休みの延長と、やはり学習時間の確保、それと感染対策でいろいろと課題を持っているかと思えます。学校現場の先生方、感染対策で大変な作業もまたやられているかと思えますけれども、しっかりと子供たちを守るために、感染対策に力を注いでほしいと思います。そして、主幹がおっしゃるように学びの保障をしっかりと確保していただくようお願いしておきます。以上、大枠1のほうの再質問は終わりますけれども、まとめとしまして、我々は基本的な感染拡大防止対策を個人が、個人が継続して講じた上で、ワクチン接種の加速化。ワクチンの配分の問題も先ほど答弁ありましたけれども、やはりワクチン接種の加速化とPCR検査の拡大強化対策の対応が今求められる急務だと考えております。さらなる事業推進を担当課、それぞれ職員の皆さん、要望しておきますのでよろしくをお願いします。もしかしたら、報道番組等にもよく出てまいりま

すけれども年明けあたりから、いわゆるブースター接種、3回目の接種の議論がまた出てくる可能性もあるかと思えます。個人の日頃の基本的な感染対策をお互いやりながら、また持ち場持ち場でしっかりと感染対策への対応をしていただきたいをお願いしておきます。

大枠2番に入りますよね。詳細設計は完了して、残り国道事務所に接する部分との調整が終われば最終的に完了というふうな理解でよろしいですね。②の鑑定なのですけれども、その国道事務所との調整は、いつ頃予定されておりますか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

国道事務所とは随時調整は行っておりまして、時期的なものはあと一月程度で終わるのではないかと考えております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 先ほど令和4年度のいわゆる用地購入費、物件補償費、県への予算要求申請手続は、もう申請済みというふうな答弁でした。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

概算要求は5月に終わっています。これから10月頃に本要望がありますので、そこでまた金額の変更とかがあれば、そこでまた本格的な数字を要望していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 それを確認したのは、いわゆる鑑定はまだ済んでいない、概算要求で5月に済んだというふうな答弁なのですけれども、用地買収がある。物件補償で移転等の物件補償、墓地なんかもありますからね。今回も墓地の移転もありますか。物件補償は何件になりますか。概算の詳細設計のほうでよろしいです。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

今回の調査は補償費の算定は行っておりませんので、詳細設計と用地の測量のみの業務になりますので、補償額は現在のところ分かりません。件数としては、墓地としては3基ほどが線上から見ると移転になる予定となっております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 補償費はまだ鑑定に入っていませんから、出ていない。件数を確認させてもらいました。そこら辺は、じゃあ10月でも間に合うと。要するに、概算が今出ていますね。あと調整して鑑定に入れて、実際の要するに土地の用地補償、物件補償等も含めては、ちゃんとした鑑定が出てくると。その後に正式に、いわゆる補償費関係の請求を10月頃にやるというようなことですか。もう9月に入っておりますけれども、鑑定の時期としてはいつぐらいの予定ですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まず鑑定を入れる時期は協議が終わっていませんので、それが終えてから考えているのですが、実際の正式な鑑定額というのはもっと後になってくるかと思うのです。それで今回の10月の概算要望は、ある程度想定できる額を要望として上げる予定としております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 令和3年度の予算に鑑定料が組まれております。予算の鑑定料は幾ら組まれておりますか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 すみません。ちょっと数字が今手元にないものですから、今分からない状態です。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 今年度予算で120万円から125万円の間で鑑定料が組まれております。その金額で、今回拡幅する土地、物件補償、

その予算で収まるのかなというふうなちょっと気がかりがあるのですけれども、いかがですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 今回の予算は用地の鑑定のみとなります。用地の鑑定費のみです。物件補償については補助対象になりますので、令和4年度の要求で物件補償の調査費は入ることになります。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 物件補償の鑑定料は補助金が出るということですか。要するに、普通鑑定料は単費ですよ。物件補償については、鑑定料は補助金がつくということでしょうか。確認します。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

用地については鑑定というのですけれども、物件については物件の鑑定というのではありません。物件の補償調査というのがありまして、それは補助対象になります。用地は鑑定の場合は、単費で対応しないといけないとなっております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 よく分かりました。では、その奥間南上原線をしっかり進めていただきたいと思います。令和4年度に土地購入、物件補償等の事業の着手予定ですね、4年度。明けての令和5年度に工事費の予算要求をするということ、それについては継続事業として、県としても認めているというふうなことで理解してよろしいかどうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

そのとおりでございます。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 では、しっかりとその事業対応をよろしく願いいたします。

大枠3番に移ります。専門のコンサルタントが特に問題はなしということのようですので、

特に問題はないというふうなことかと思えます。先週、城跡線の一番最上部、城跡の接道部分、大変ありがとうございます。やはり住みよい環境づくり条例もつくってございまして、その接道する約50メートルから60メートルぐらいあるんですかね、歩道部分が。やはりそこを6月議会で、全く刈られていないと。雑草のままだと。歩道は水浸しだというふうな指摘はしたけれども、恐らく先週、除草作業がしっかり済んでおりました。おかげで歩道の水もしっかり道路の排水溝に流れている状態。ああいうふうな状態を、やはり県有地、村有地云々じゃなくして、村道城跡線ですから、接道部分まで。しっかりと継続して、そこら辺の除草作業をお願いしたいと思えます。今、立派になっております。

話は変わりますけれども歩道のアスファルト、課長、最近確認されましたか。6月定例会に一般質問を出しましたら、その前にもう舗装工事、業者が入っている。そこを確認しました。結構な部分で、アスファルトの補修作業をやっておりますけれども、もう既に根っこが出てきて、亀裂も既に出ている部分が見受けられます。それは確認されましたか。むしろ縁石側です。車道と歩道間の縁石側のほうで、上のほうですね。ススキかと思うのだけれども、どうもススキとも違う雑草なのかというふうな感じもしましたけれども、もう一度確認されたいと思えます。恐らく根っこまでは取らないで、そのまま砂を敷いて、敷き固めて舗装をしたというふうな感じかと思っております。浮き上がっている部分が、もう既に出ております。あと景観も非常にすばらしくなっているところがあります。ちょうど転落防止用の保護柵がありますね。何十メートルかあるのですが、その保護柵の2枚程度ですか。根っこから上手に刈られて、雑木も。登又地域が一望できるのです。かなりすばらしい景観です。通常ですと、奥間南上原線もそうですが、普通ススキは敷地外の原野、

道路外の原野、歩道外の原野にほとんど生えているのが大方見受けられます。その城跡線のススキの生えてくる場所、そこまで課長、確認されておりますか。

じゃあ続けます。城跡線上り、右側がかなりススキ。左側は原野で、向こうも立派に除草作業をされておりました。右側の歩道部分のススキが生えているところは、原野には生えていません。向こうはかなり落差がありますから、何メートルか。原野になっています。出入口部分は畑になっておりますけれども、ちょうど歩道の部分と分かれて、コンクリートが50センチから60センチぐらい打たれています。歩道の外側に。あれは袋詰め……、何工法というんですかね。袋に石が入って、その上にコンクリートをされているような様子が伺えますけれども、工法の一つでしょう。その歩道のアスファルト、その敷地内で50センチか60センチぐらい、ずらっとコンクリートがやられている。その防護柵は歩道のアスファルトと、その外側のコンクリートの部分の間、要するにコンクリートを打っています。アスファルトが敷かれています。その間に全部ススキが生え茂っているのです。いわゆる敷地内、外の原野じゃなくして、原野から這い上がった部分じゃなくして。一度、その防護柵の下のほう、ススキを全部根っこから刈り取って見たらよく分かると思えますけれども、普通だったらアスファルトと、そのコンクリートがあった場合、私は平行だと思います。打つ場合。若干コンクリート部分が斜めになっているような感じも見受けられます。それは個人的な感覚ですから、ですから一度、その防護柵を、今2枚はしっかりされているものですから、眺望も非常にすばらしくなっているのですが、その2枚目部分だけです。何十枚も防護柵はありますから、それを一度業者を入れてもいいんじゃないですか。その防護柵のススキ、そこから這い上がっていますから、ずらっと。

一度そこら辺を刈り取ってみて、現場をちゃんと裸にして確認したほうがいいのかと。そこら辺もかなり割れが、私、素人が見ての話ですよ。亀裂が入っているなというふうな思いがあるものですから、ひとつ一度は外部発注でもいいと思いますので、その入口部分からススキを根っこから全部、雑木も含めて刈り取ってみてください。そしたら、なおさら歩道のアスファルトの損傷状態も含めて、理解が早まるのかと思います。そこら辺どうですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

現場を確認して、少し担当とも相談してみたいと思います。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 じゃあそこら辺、やはり城跡への立派な村道になっておりますので、定期的な除草作業、アスファルトの亀裂等の定期的な確認をお願いしておきたいと思います。以上をもって、一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、伊佐則勝議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（14時10分）

~~~~~

再開（14時25分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、渡嘉敷眞整議員の一般質問を許します。

○3番 渡嘉敷眞整議員 本日の最後ですので、頑張っていきたいと思います。よろしくお願ひします。3番渡嘉敷眞整、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。通告書に基づいて、読み上げて質問していきたいと思っています。

大枠1. 登又中心部にある道路について。登又公民館横にある二級村道三田線について、令和元年12月にも質問しましたが、いまだ進捗が

ないので同じ質問をします。①現在の状況はどのように把握しているか。②改良工事をする必要があります。前回必要性は認めていただきましたので、「あります」と書いてあります。③どのような事業導入で実施する考えですか。④何年度に実施しますか。すぐに改良工事はできないと思いますので、改良工事を実施するまでの間、どのような維持管理をしますか。（昨年度から1回も凸凹補修工事はされておりません。今年度は早めに凸凹補修工事を実施できるか、伺います。）

大枠2番目、大瀬線・中城城跡線の交通安全対策について。①登又181番地、原建設工業先交差点への信号機設置については平成29年8月8日から3回も要請されていますが、どのような進捗になっているか、伺います。去る8月10日、衝突事故が起きました。また、直近3年間に起きた衝突事故は何件か伺います。②新たに太田線と中城城跡線の交差点にカーブミラーの設置を要請します。③平成31年2月26日付で要請した4項目の件についても経過を伺います。

大枠3番、とよむ中城住みよい環境づくり条例の騒音について必要な指導勧告。今年8月に移転して来た鉄筋工業所の作業中に発生する騒音を調査し、低減に向けて指導または勧告してください。鉄筋工業所というところだけ書いて、場所とか示していないので、今説明したいと思います。公民館前に土木建設の会社がありましたけれども、現在倒産してなくなって、その後に新しく鉄筋工業所が移ってきております。これは8月に移ってきていますので、その工業所から出る騒音のこととございます。まず、本年度4月1日より、住みよい環境づくり条例が制定されておりますので、その条例制定の趣旨説明をして、中城村にはこういう条例があるんですよと。そして、いろいろ御協力いただく部分は協力していただくということで、まず騒音がどのようなものが主観だけでは分かりません

ので、騒音の測定等していただいて、それから騒音が外に漏れないよう工場家屋の建設はといのをお願いできなかつたというふうに思っております。実際、工業所はあるのですが、家屋がなくて大広っぱで全部、鉄筋等音がするのは周辺に100%、直近ですぐ響いてきますので、そこら辺の対応ができないものかと思っております。

4点目に、新型コロナウイルス第5波について。①直近の感染症拡大状況、特にデルタ株が中心になるかと思っております。②中部保健所の対応可能状況。③救急車の搬送対応状況。④重傷者受入れ可能病床数状況等。⑤自宅療養者、ホテル等施設療養者、入院療養者、感染経路、死亡者数（沖縄県、中部保健所管内、本村）、それと幼稚園・小学校・中学校の感染状況。感染対策の取組は。管理運営マニュアルは作成されているか伺いますので、御答弁よろしくお願ひします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時32分）

~~~~~

再 開（14時32分）

○議長 新垣博正 再開します。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは渡嘉敷眞整議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては都市建設課、大枠2番が住民生活課と都市建設課、大枠3番は住民生活課、大枠4番は健康保険課と教育委員会のほうでお答えをいたします。

私のほうではお尋ねの交通安全対策、特に登又地域の数か所を取り上げていただきましたけれども、この大瀬線が完成したときに非常に事故が多かつたという記憶がございます。それを改善するために、優先ははっきり分かるようにするだとか、いろんなことをやった覚えがありますが、いまだに議員の御指摘で事故が多いということでございますので、しっかりこれはも

う一度こちらとしてもその精査をして、もう一度何らかの対策が取れないのか。これは私も、申し訳ありません。通告書をいただいたときに意外に思ひまして、それをもう一度精査して、しっかり対策をしていきたいと思っております。詳細については、また担当課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠4の幼小中の感染対策の取組についてですけれども、臨時の校長会や教頭会等で対策について会議を行ってきました。幼児児童生徒の感染は大人から感染するケースが多くなっています。本村がほかの市町村より優位なところは、ワクチン接種を希望した幼・小・中学校の教職員全員、給食センターの職員全員、100%接種を終了しております。また、保護者へは体調不良や発熱がある場合には、学校に行かさないように徹底するように校長会等で周知をしているところです。教育委員会としては、でき得限りの感染対策をした上で教育課程の完全実施、授業時数の確保をしていきたいと思っております。詳細については主幹から答えさせます。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 御質問の大枠1についてお答えいたします。

まず①については、舗装のひび割れなど、状態が悪いことは確認しております。

②、③、④については一括して答弁いたします。村道中城城跡線が開通しており、事業導入の予定はありませんが、路盤のへこみなど、通行に支障がある箇所は維持管理で対応していきます。

それから大枠2の②についてです。ほかの要望箇所と合わせて設置の検討を行いたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは私のほう

から大枠②①、③の質問についてお答えをいたします。

原建設工業先交差点につきましての信号機設置につきまして、平成29年度から令和2年度にかけて宜野湾警察署へ交通規制所管の公安委員会宛て上申されるよう信号機の新規設置の要請を行ってまいりましたが、いまだ設置には至らず、交通誘導の実現にも至っておりません。現状の交通安全対策として、停止線による交通規制、カーブミラーの設置は実施しております。

次に、沖縄県における直近3年間に起きた交通事故件数についてお答えします。平成30年が4,435件のうち、中城村においては52件。令和元年、沖縄県において4,075件のうち、中城村においては52件。令和2年、沖縄県内における件数としましては2,808件のうち、中城村においては34件となっております。当該箇所の交差点においては、令和元年が15件、令和2年が5件、令和3年8月末時点では5件となっております。

次に③について、平成31年2月26日付で要請した4項目についてお答えをいたします。要請4項目については宜野湾警察署と現場協議をいたしましたので、その経過についてお答えいたします。まず要請①のローソン登又店前、村道大瀬線と県道29号線交差点の信号機の点滅時間ですが、当時の午後10時から午後11時へ令和元年に改善されております。次に要請②から④に、村道大瀬線における速度規制及び村道大瀬線ニューライフアカデミー学校前、村道城跡線登又公民館前への横断歩道の設置について、また村道太田線から中城城跡線への進入する箇所への一時停止の交通規制について、令和元年8月、令和2年6月、令和3年8月に宜野湾警察署と現地調査をした結果の意見を踏まえてお答えいたします。今回の要請箇所は、昨年引き続き②から④については交通規制する箇所ではないとの回答をいただいております。交通規制がで

きない中で、令和元年に一部区間ではございますが、交通安全看板の設置をしております。さらなる看板設置を道路管理と調整し、法定外標示等での交通安全への取組の実施を検討いたします。

次に、大枠③の質問についてお答えをいたします。まず条例制定の趣旨についてですが、迷惑行為のない、住みよい環境づくりを目的として、とよむ中城住みよい環境づくり条例を制定いたしました。また、迷惑行為の抑止と村民や事業所が地域の環境美化に努めるよう呼びかける条例となっております。騒音測定等について、工場家屋の建設についてですが、事業場における事業活動に伴って発生する騒音は、事業所側の対応については双方の協議の場を設け、双方が歩み寄れるような対応をしてみたいと考えております。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 渡嘉敷議員の御質問にお答えいたします。

大枠4番の①直近の感染状況。県内の感染者数は4万2,675人で、直近2か月はデルタ株の影響により2万1,892人、爆発的に感染しています。デルタ株は沖縄県で6月24日、初めて確認され、感染力は従来より2倍近くと推定されました。沖縄県では初確認後、1か月で主流化し、8月9日の週でデルタ株への置き替えが88%となりました。それ以降は逼迫しているPCR検査に集中するために、デルタ株の検査は行っていないそうです。

②中部保健所の状況。中部保健所管内では、第5波7月末から8月の5週間で去年1年間の2,000人をはるかに超える7,600人の陽性者が確認されました。陽性者への連絡対応、濃厚接触者の確定が非常に遅れている状況であると説明がありました。先日、県職員40名の応援が派遣され、少しずつ遅れを取り戻しつつあるとの報告を受けました。

③救急車の搬送について。コロナ感染疑いも含め、去年からの救急搬送は両村で98件、今年の7月から8月では26件であります。連絡を受け、患者宅までは通常に到着しております。搬送先に時間を要することが度々あるようであります。

④重傷者受入れ可能状況。8月31日時点、41床のうち、残り9床。

⑤療養者数。県、中部、本村とありますが、県対策本部に確認したところ、中部地域の集計はしていないそうです。沖縄県と中城村の報告をします。8月31日時点で、入院703人、中城村6人。施設療養、沖縄県319人、中城村は3人。自宅療養、沖縄県3,009人、中城村23人。入院調整中、沖縄県2,089人、中城村15人。死亡者、沖縄県258人、中城村は県からの報告はまだありません。0人です。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 大枠4の感染状況、管理運営マニュアル等についてお答えいたします。

感染者数については、保護者様からの申告があった分のみの確認でございます。今年度4月から8月までの幼稚園、小学校、中学校の感染した園児、児童生徒は18名と把握しております。ただ、今年度になりまして濃厚接触による学校等の欠席が見られます。小学校、9月1日の濃厚接触での欠席が60名と多かったのですけれども、昨日時点では7名の欠席というふうな形になっております。中学校においては、濃厚接触者があまりおらず、2名から6名の人数で推移しております。管理運営マニュアルについてですけれども、中城村教育委員会でも作成して、各学校へ通知しております。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 答弁ありがとうございました。それでは一件一件、再質問をさせていただきますと思います。

では、まず大枠1番の二級村道三田線についてですが、今回予定はなしというふうに御回答がありました。2年前は、今後整備に向けて検討していきますと。当時は一括交付金が令和4年で終わりますので、その活用はできないので、その後、新しい振興事業が出てくるだろうと。出てきたときに検討させてもらいますという回答をいただいたのですが、一括交付金は令和4年で終わるといことですので、これは無理な話ですけれども、令和5年度からになりますかね。その新しい補助金事業というのは、まだ先が見えないのですか。予定がありましたら、どうぞ教えてください。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

新聞等でしか確認はできていないのですが、令和4年度からも現在のような沖縄振興策はあるようなことは聞いていますが、ただ、正式にあるという情報はまだ得ておりません。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 新しい沖縄振興策が予定されているということですので、ぜひこの登又の……、二級村道の三田線も改良工事の計画をしてほしいわけです。ですから、この新しい補助事業に沿って計画をしていただきたいのですが、どうでしょうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

この改良が地域から本当に必要性があるのか、その辺を確認しないとイケませんので、現在は城跡線ができたばかりで、ほとんどの通行はそこにいくかと考えられますので、それは慎重に検討したいと思います。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 その三田線が、きれいな道路ができれば、特に排水溝等ができると、その周辺は住宅が全部建つだろうと思います。だから優良住宅建設地にもなるわけですので、



ぜひとも道は必要だと思っていますので、早めにできればなと思っています。なので、ぜひ造るように検討していただきたいと思います。

ちょっと村長にお伺いしますけれども、今地域、言うなれば畑に見えるところで雑草が繁茂しておりますけれども、もともとそこは、私が小学生の頃は全部おうちが並んでいたわけです。ですので、その地主の方に聞いても、こっちはおうちが造れますから、いずれ造りたいと。それで道路側溝、特に排水ができていませんので、今造るとするのは難しいかと思っていますので、その道路を整備すれば、ちゃんとしたきれいな住宅地になるので、ぜひそこは早めに、言うなれば事業が採択できる限り早めに改良してほしいのですが、いかがですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時53分）

~~~~~

再 開（14時54分）

○議長 新垣博正 再開します。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今、少し確認させていただきました。農振絡みだとか、都計法の中身だとかいろんな部分があります。今議員がおっしゃるのは既存宅地のものでどうかというお話だったと思いますので、この段階でできる、できないというのは言えませんので、道路の建設もできる、できないというのは言えませんので、その辺はぜひまた別の機会に、しっかり図面を見ながら話をすれば何らかの結論は出ると思いますので、よろしくお願いたします。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 状況は分かりました。ありがとうございました。

それで道路の現状として、もう凸凹が激しくなっていますので、今、道のそばは相当草が繁茂しています。非常に道も半分ぐらい、通行が

難しい、すれ違いが難しいぐらい繁茂してきていますので。9月の清掃月間があったと思うのですが、秋の。10月清掃月間で、住民を動員して草を刈る予定にはなっていますので、その刈った後では道路の状態が全部見えてきますので、そして補修もきれいにやりやすくなると思っていますので、補修は去年やれていないと思いますので今年、凸凹があちこちひどくなっておりまして、ぜひお願いします。

では次、大枠2の大瀬線の前建設工業前ですが、そこの信号機要請、確かに平成29年度、令和元年度、そして令和2年度でしょうか、3回も、村からも警察のほうには要請されております。おっしゃるように停止線だとか、カーブミラーだとか、全部村ができそうな対策は取られています。ですけれども、その道でしょうか、高速道路の側道と大瀬線から来る車がぶつかるのです。ということは、この側道を通る皆さんが、その道の状況がよく分からなくて事故が起こっていると。今聞いてみたら、令和元年度に15件、令和2年度に5件、令和3年度にも5件という、本当に衝突事故なのです。それはけがもするわけですので、言うなれば本当に命に関わる問題です。危ないです。だから登又区民の皆さんとか、登又区で働いている事業者の皆さんとか、そういう人たちが事故に多く遭うわけです。ですので、ぜひそこは本当に重点ポイントですので、信号機をつけないと止められないのではないかと思います。確かに村長がおっしゃったように、できたてはもう頻繁にありましたけれども、ごく最近はあまり見られないように感じるのですが、それでもこれだけの、3年間に25件起きているわけですから。ということは、1年に最低でも5件以上起こることですから、そうなると区民の皆さんが最低でも5人とか、あるいは10人ぐらいの交通事故が起こる、交通事故を起こすということになるので、非常に心配しているのです。ですので、ぜ

ひ信号機設置についても強力に要請をお願いしたいと思います。確かに要請書もちゃんと出されてはいます。それは確認を取っていますけれども、ぜひ事故をなくすように。これは命に関わる問題ですので、ぜひ強力に進めてほしいということで再度要請しておきます。あとの件については、ちゃんと要請はされていますので、ぜひまたそこら辺も検討されながら、課長、先ほど現場で宜野湾署ともいろいろ対策についてお話ししたということですので、そのようにまた御尽力いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

次、大梓3番目に、とよむ中城住みよい環境づくり条例、本当に中城村は、こんなすばらしい条例はないのではないかと思うぐらい、沖縄県で先駆けてそういう条例をつくったということで、大変高く評価したいと思います。それで今回の件については騒音です。結局、事業所が一生懸命仕事して作るわけですが、経済活動ですから、それは致し方ないかとは思いますが、ただその業務をするために音をバシャンバシャンというか、ガチャンガチャン、8時から5時ぐらいまで音をずっと出しているわけですから、それを軽減するためには方法があるのではないかと思います。課長、先ほど双方の協議によって、この相談を進めていきたいという話ですから、地域、特に隣の人たち等からはまだ、私には来ていなくて自治会長には来ていられるかもしれませんので、そういうところを地域として話し合っていきたいと思います。そのときは住民生活課の担当さん、よろしくお願ひしたいと思いますが、まず一つお尋ねしたいのが、騒音がありますと言っても、これは主観と思われるかもしれませんので、それを確定するといふのか、何ホーンかとか、飛行機では60ホーン以上か、70ホーン以上ですかね。そういう測定器は、村はありますか。それを聞きます。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えをいたします。

現在、測定器はありません。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 やはり騒音と言われても、騒音になるかならないかというのは、それはある程度科学的な根拠があるだろうと思いますので、村としてもこの企業を、村民に制限をかけたたり、協力をお願いするわけですから、測れる騒音測定器、これは必要だと思いますけれども、ぜひ村で整備して貸し出していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。

貴重な御意見ありがとうございます。ぜひ今度の12月補正に、担当課としては今議員がおっしゃる騒音測定器については必要ということで考えていますが、ぜひ要求していきたいということで考えております。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 ぜひお願ひしたいと思いますが、この騒音という項目は条例の16条にありますけれども、詳しく騒音とはどういうものであるかとか、騒音に認定するのはどういう問題か、詳しい規則、規定等がちょっと見当たらないので、もっと気をつけて、こういうところは特に気をつけてくださいというアドバイスがあれば、お願ひします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（15時05分）

~~~~~

再開（15時05分）

○議長 新垣博正 再開します。

住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えいたします。

まず騒音規制法というのがございまして、騒音規制法については事業場における事業活動に

伴って発生する騒音を規制するものでございます。事業場への規制では、県知事等が定める指定地域において規制が適用されます。議員が今回指摘している場所においては、指定地域外ということになっておりまして、村の指定地域はどのあたりが指定されているかについて御説明いたします。まず村の指定地域でございますが、南上原区画整理事業地区内が第1種区域、第2種区域と、あと当間から伊舎堂にかけて国道329号沿いの海側の一部が同じく、吉の浦火力発電所のほうが第4種区域でございます。基準につきましては、第1種区域が40デシベルから45デシベルの音の大きさでございます。騒音の目安としましては、一戸建て住宅の夜間の音というイメージと捉えていただければと思っております。次に、第2種区域は40デシベルの大きさから50デシベル。騒音の目安としては、図書館の館内のイメージをしていただければと思います。次に第4種区域は、55デシベルの大きさから65デシベルの大きさでございます。騒音目安としましては、役場の窓口周辺の大きさ。ファミリーレストランの店内の大きさというのは、そのような解釈でございます。以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 今、1種、2種、3種、4種というふうにありましたけれども、これはその騒音を超えれば、言うなれば制限をかけることができるということでしょうか。お願いします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えいたします。

あくまでも指定地域において、当然規制基準を超えた騒音を出した場合は直ちに罰則が適用されるということではありませんが、村長による改善勧告や改善命令を出すことができますという解釈でございます。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 では騒音については、一応住民生活課と御相談させていただきたいと思います。ちゃんとぴんと頭にイメージが湧かないので、私の考えだったらファミリーレストランの中とか、そういう部類を超えているだろうと思っています。区域がいろいろ決められているみたいですが、結局登又は農業振興地域で、そういう騒音があるという想定にないはずなのです。そうすると、そこにわざわざ工場みたいなものを持ってきているわけですから、相当な騒音が出ているわけです。私もびっくりしているところですので、これはぜひ強力で話し合いをして、指導できるところは指導して、勧告できる場所も勧告していただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、4番目の新型コロナウイルスについて質問させていただきます。新型コロナウイルスについてはたくさんの方々から質問が出ていますので、全て質問するのではなくて、ある程度絞って再質問をさせていただきたいと思っております。まず学校関係につきましては、先ほど教育長、宮城教育総務課主幹からありまして、体制についてはよく理解しています。頑張りたいと思います。逆にオンライン授業の件がありました。オンライン授業についてはまだなのでしょう。これからできる体制にあるということ、まだ実施はされていないわけですよね。これは中学校だと思ひますが。逆にこの際、子供たちにこのタブレットの使い方を指導されてからかも分かりませんが、本当にオンラインがスムーズに行くのかどうなのかというのをテストというのですか、実験しながら子供たちとやり取りをしてみたらどうでしょうかと思ひます。早めに慣れさせるということ、オンライン授業に心配しなくても、みんなが十分ついていけるようになるまでには相当時間がかかるのではないかと思ひます。今、

そのアドバイザーといいますか、それは今何名いらっしゃいますか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では答弁いたします。

G I G Aスクールのアドバイザーの人数ということでよろしいでしょうか。現在1名でございます。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 G I G Aスクールのアドバイザー1人を配置しているということですが、本村は小学校、中学校で4校ありますから、短期間だけの話ですよ。企業に委託しているはずですので、人数を動員してでも各学校がすぐ取り組めるようにしたほうがいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 答弁いたします。

G I G Aスクールのサポーターについては現在1人なのですが、委託している業者からの職員なのですが、この4校、小学校3校と中学校で4校ですね。毎日日替わりで、持ち回りで動いて、学校で先生の指導や研修等を行っております。あと村の教育委員会で会計年度任用職員なのですが、技術面、機械面のサポートしてくれる方もいますので、その方も随時必要な箇所に行ってもらって、お手伝いなどをしております。以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 体制については先生方と、そのアドバイザーと、そして技術関係の用務職員がいて問題がないと。十分問題なく進められるという状態であるというふうに受け取ってよろしいわけですね。分かりました。そういうことでしたらどんどん進めて、言うなれば新型コロナのほうかどのように進んでいくか分かりませんので、本当にオンライン授業でも授業が進むように、言うなればハード面は整え

られていると思いますので、あとは学校で授業展開をしていただければいいかと思います。これで学校関係は終わりにして、次に、今マスコミとかテレビとかを見ますと、どうもコロナにかかって陽性になったのだけれども、保健所のほうの対応が手に負えなくて、自宅療養で亡くなったという報道がどんどん出てきているわけですが、これはやはり保健所が本当になってこ舞いして、もう機能が麻痺しているという状況。あるいは病院が、本当に病床が逼迫して、非常に困っているという状況ですので、これを何とか打開する方法はないのかと思ったのですが、まず中部保健所でしたら、中部保健所の管轄は8市町村になりますか。すみません。保健所は8市町村ね。8市町村から職員を派遣して、何か緩和できないかと思ったのですが、それは沖縄県職が40名派遣して改善されてきているという話ですので、そこら辺はもちろん県の仕事ではあるかもしれませんが、この保健所をお手伝いできる、同じような仕事をしている方は市町村にもいらっしゃいますから、そういう派遣はできないかどうか検討できませんかということです。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 昨日も答弁したと思いますが、沖縄県以外の都道府県は保健所が健康管理をしているそうです。沖縄県は県の対策本部が保健所の支援ということで、発症日から9日までは健康観察を手伝ってあげていると。10日から保健所に引き継いで、解除に向けての調整に入ります。健康観察ができない方については、各市町村にまたお願いするそうです。中城村は現在23名の自宅待機はいますけれども、8月31日時点では健康観察が追えない方々はいないそうです。中城村には、そういうお願いは今要請していない状況であります。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 もう時間となりまし

たのでここで終わりたいと思いますけれども、とにかく新型コロナについては本当に村の職員をはじめ、県の職員をはじめ御苦勞をなさっていらっしゃると思いますので、とにかく死人が出ないように頑張ってくださいたい。本当にお疲れさまです。今日はありがとうございました。

○議長 **新垣博正** 以上で、渡嘉敷眞整議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦勞さまでした。

散 会（15時20分）









## 令和3年第4回中城村議会定例会（第4日目）

|                                                 |                 |                    |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|--------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 令和3年9月6日（月）     |                    |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                    |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 令和3年9月9日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 令和3年9月9日（午後3時17分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）                           | 議 席 番 号         | 氏 名                | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 安 里 清 市            | 9 番                                | 比 嘉 麻 乃   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 修              | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 渡 嘉 敷 眞 整          | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                                 | 4 番             | 屋 良 照 枝            | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                                 | 5 番             | 桃 原 清              | 13 番                               | 石 原 昌 雄   |
|                                                 | 6 番             | 玉 那 覇 登            | 14 番                               | 欠 席       |
|                                                 | 7 番             | 新 垣 貞 則            | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 大 城 常 良            | 16 番                               | 新 垣 博 正   |
| 欠 席 議 員                                         | 14 番            | 伊 佐 則 勝            |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 5 番             | 桃 原 清              | 6 番                                | 玉 那 覇 登   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 比 嘉 保              | 議 事 係 長                            | 根 間 忠     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介            | こ ども 課 長                           | 金 城 勉     |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典            | 企 画 課 長                            | 比 嘉 健 治   |
|                                                 | 教 育 長           | 比 嘉 良 治            | 都 市 建 設 課 長                        | 仲 村 盛 和   |
|                                                 | 総 務 課 長         | 與 儀 忍              | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 欠 席       |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 義 間 清              | 上 下 水 道 課 長                        | 知 名 勉     |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 欠 席                | 教 育 総 務 課 長                        | 我 謝 慎 太 郎 |
|                                                 | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也            | 生 涯 学 習 課 長                        | 稻 嶺 盛 昌   |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳              | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 宮 城 政 光   |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 仲 松 範 三            |                                    |           |

議 事 日 程 第 4 号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に安里ヨシ子議員の一般質問を許します。

○10番 安里ヨシ子議員 おはようございます。10番 安里ヨシ子、一般質問を行いたいと思います。

1番目に、泊河川の調査について。国道329号に沿って泊79番地の前を排水が通っています。その排水と160番地上流から下流にかけて合流する所に大きな穴があいているのか、破損の部分から地下へ水が深く落ちていく音が確認できます。そこを利用する人達からは、近いうち甚大な被害が起こるのではと大変な不安を感じています。ぜひ調査をお願いしたいと思います。

2番目、ガードレール設置と道路の整備。泊の大クワディーサから泊安里の神屋、泊大屋の神屋に通ずる道、坂道になっていて、しかも老朽化が進んでいます。舗装の必要があると思っています。大クワディーサの裏から安里の神屋に行く道は坂で、しかもカーブになっています。雨天時、車がスリップして左側のくぼみに転落する事故がありました。車道の両側は樹木が生い茂って光が入りにくく、苔が生えてきます。最近も軽トラがスリップし、勾配の大きい崖側へ転落する事故があり、生活道路としている住民は車が通るたびに大きな不安を感じています。せめて崖部への安全対策としてガードレールの設置をお願いします。以上、お願いをいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは安里ヨシ子議員の御質問にお答えします。

大枠1、2ともに都市建設課のほうでお答えいたします。安里議員御質問、御指摘の泊の河川、ガードレールの設置の件は、優先度が非常

に高いとの報告を受けておりますので、担当課から詳細は答弁させますが、早いうちに何らかの措置は講じられるものだと思っております。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 御質問にお答えいたします。

まず大枠の1ですが、職員が現場を泊の自治会長と立会し、確認しております。水路の合流部分に破損があり、水路を流れず、その割れ目から流れ落ちているため、コンクリート等で割れ目を修繕いたします。

それから大枠2です。崖部への安全対策として、通行する車へのガードレールの設置、または注意喚起を促すためのポストコーンの設置を検討しております。道路の滑り止め対策については、今後雨天時の状況を確認し、維持管理の範囲での対応を検討していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 最初の河川の問題からやります。問題の河川は橋がかかっている、子ども会の集まりやラジオ体操、公民館の行事やその他の集会など、必ずその橋を通ります。そこを通らないと、国道329号を横切ればいいのではないかとおっしゃる方もいますけれども、皆さん御存じのとおり、その国道329号の道路は形がいびつでS字になっていますので、そこを横切るということは本当に至難の業であります。交通事故の多発地域でありますので、ほとんどの人たちが泊交差点まで行って道路を渡っている状況です。地域住民の安全のため、不安を取り除くためにも抜本的な対策が必要だと思います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まずこの水路の下のほうに職員が下りて現場も確認したところ、一部破損箇所があり、そこを通過した後、また既設のヒューム管に水路と

してはつながっている状況を確認しております。その破損部分を生コンクリートなどで補修すれば、その水路はまた完全に直っていきますので、まずはそれで対応して安全を確認していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 課長、これは水が流れればいいということじゃないですよ。裂け目からずっと底のほうに、ずっと下のほうで水が落ちる音がすると。それについて課長としては、その音は何が原因だと思いますか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まずこの音については、そこに空洞ができていだろうというのは、今想定しております。空洞ができていて、その音が聞こえるものと考えております。ですからその空洞を生コンなどで修繕すれば、そういった沈下とかは防げてくれるものと考えております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 この橋の上を通るたびに思い出すんですけども、北谷町で起きた道路の陥没事故ですね、それが何の前触れもなく突然の陥没だと北谷町の人はお話をしました。それが課長は簡単に考えていると思いますけれども、泊区民が心配していることは、変な音が感じられる、水が深いところで落ちる音がする、確かに何か原因があると思います。はっきりした原因を突き止めてほしい。課長の独断で感じるんじゃなくして、やはりちゃんとした専門とか、そういった人たちの調査を入れてほしいと思います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まず現場は土木業者にも一緒に見てもらっています。ただ設計会社とか、そういった専門的などところにはまだ確認はしておりませんので、補修をしながらそういったところをまた確認し

ていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 何と申しますか、課としては、この音の原因というのは、先ほど答弁いただいたんですが、音は穴の底から落ちて来る、それとほかにも音が出るんですね、ウーという音が。そういった音に対して、原因は何だと思いますか。もう一度お願いします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 今思っているのは、先ほど申しましたように、空洞が原因だと考えております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 だからですね、調査をして原因究明が必要だと思って質問しているんです。原因究明をどのようにやるのか。お聞きします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 先ほども答弁しましたように、まずは生コンクリートでそこを修繕して、それをやった後にまた再度確認して、それが原因なのかどうかをまた調査していきたいと思っております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 課長、答弁も子供だましじゃないですよ。上のほうをセメントでやって、水がスムーズに流れればそれでいいと思って、その後、調査して確認するという意味ですよ。その後確認しても、抜本的な原因究明にはならないと思うんですが。この穴が開いているか、ちょっと私も分かりません。その穴の底で水が落ちる。それを上だけセメントで塞いで水が流れればいいということでは、全くないです。今で原因を突き止めてほしいと、調査してほしいと。もう一度お願いします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まずこの陥没したところを修繕しないと、次

の何が原因かというのは探れないとっていますので、まずはそこをやって、その跡をまた様子を見て、要因を探っていきたいと思います。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 昨日ですか、業者が来てそこを見て回っていたという話も聞いています。皆さんは、私が質問しているのに、区長に電話をして、何か区長は、もう工事が始まるんじゃないかということで、今日、朝電話があったんですよ。私に何も連絡もなく、区長さんにみんな連絡をしていると。区長は、「これは私がやるべきものなのと。ヨシ子さんが質問しているのに、何でヨシ子さんに返事しないで私にするのか」というふうな話が昨日の朝ありました。調査に入ったんじゃないですか。隠さないで話をしてください。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 調査と言いますのは、現場の確認に入ったということです。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 現場確認をして、その結果はどんな話になりましたか。お聞きします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 調査は現場の空洞を確認して、そこがまず要因だろうということで、そこを修繕しようという話まで進めておりました。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 答弁の意味があまり分からないんですけども。昨日ですか、この前、現場を確認したんじゃないですか。現場を確認して、昨日はその業者と役場の方二人ぐらいと、五、六名でそこを調査したと。隣に駐車場を借りたいということで区長さんに頼みたいで、区長は駐車場を貸したと。もう工事が始まるんだと、みんなは予測して、もうこんな早く工事が始まるのということで今朝電

話がありまして、いろいろ見えないところでいろんなことをやっていて、それをはっきりおっしゃらないということについては、これは許せない話だと思います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 まずこの現場確認というのは、調査も含めての確認です。そこはこういった陥没した箇所が確認できましたので、早急に修繕が必要と判断しました。それで業者ともやり取りをして、まずはそこを修繕しているということで今進めております。修繕について隠しているとかではなくて、早急に必要だからという判断で、現場のほうもやり取りをしております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 昨日はどこの業者が入っているわけですか。お聞きします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 昨日はうちの職員と、請け負う業者だと思います。ただその現場確認は一度ではなくて、最初に御質問があったときに場所の確認のために自治会長に把握しているかどうか、どの場所なのかどうかの確認を含めて2回か3回はこの現場に立ち会っております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 では誰が質問しているんですか、私が質問していますよね。質問要旨出しています。だけどなぜ区長に連絡を取り合っているのか、区長に電話をするのか。質問の相手に返事とかそういったのをやらないで、なぜ区長のほうに連絡を取っているのか、理由を聞きたいです。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 まず御質問のヨシ子議員へ最初に確認しなかったところは、申し訳ございません。謝罪します。ただ現場を把握しているのは、自治会長はあちこち把握してい

るものと考えて、詳細な場所を、ここで合っていますかということで、職員が立ち会って確認しております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 分かりましたと言えないんです。とにかく区長とかも迷っているんですね。何で私に電話が来るのと、何で安里ヨシ子に行かないでこっちに来るのということで、私も不信感を持っております。区長さんも、私に来て、私が議員に報告するんですかと。あっちも今度自治会長になってじきですので、いろいろ分からないことがいっぱいあって、しょっちゅう電話が来たりするんですけども。私が質問しているのに、質問の相手に答えないでほかの人に答えているという感じです。話がかみ合わないかもしれませんが、課長が言ったことについては理解できません。もう一度これは持ち帰って、ちゃんと区長、そして後の役員の方とお話もして、事実がどうだったのかお話をしてから、またやりたいと思います。調査も抜本的な調査をして、そして処置をしてほしいと、また同じようなことが起こると思います。地域の皆さんが、この近くの皆さんが安心してこの道を渡れるように、そして公民館まで行けるように、もっと抜本的な解決策を見いだしてください。1番については、これで終わります。

2番目のガードレールの設置について。ガードレールと道路の整備について質問します。大クワディーサから泊安里の神屋、そして泊大屋に続くこの坂道はですね、随分老朽化が進んで車両が通行するときは舗装面の地盤地下や亀裂、破損があり、人や車の通行時に滑ったりタイヤがパンクしたりがあります。舗装修理が必要だと思っておりますけれども、課長としてはどのようにお考えですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 先ほども答弁しましたが、雨降りの状況などを確認して、その対

策が何かできるか検討していきたいと思っております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 この大クワディーサの裏側から泊安里の神屋の入り口の、これ石ビラになっていきますよね。見たことがあるか分からないけれども。坂道で、しかもこちらはカーブになっているんですよ。おまけに今は大木が茂っていて、苔が生えたりして滑るので大変危険だと。先月も車両が走行中にスリップ、ブレーキが利かずに左側のくぼみに転落。幸いけがはなかったものの、今後もこのような事故が起きる可能性があり、ぜひガードレールの設置もお願いしたいと思っておりますが、いかがですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 こちらも設置を検討していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 ここですね、子供たちも自転車でのカーブを下ってくるわけです。この道路は、電力の予算で造った道路はちょっと上のほうになりますので、この道路を通ったら、この石ビラを通ったら非常に近いわけですね、下の公民館に行くときに。非常に近いものだから、子供たちは自転車で下ってくると。大変危険です。車も危険ですけども、子供たちもそこから下るときに大変危険だと思いますので、地域住民の安全のためにもガードレールの、道路の舗装と、一つですよ、この道が。上のほうは道路はそんなにカーブじゃなくて、下のほうがカーブになっていて、下のほうのガードレールは計っていないですけども五、六メートルぐらいだと思いますので、ぜひこっちもガードレールを設置してほしいと思っておりますが、お願いします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 設置の方向で進めていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 何かきちっとした答弁ができないかと思えます。ただ検討してみます、検討してみますでは、ちょっとこっちも部落に帰って報告するのに、検討しますのでヌガーシタノと言われたら困ります。ただ私としては、なぜ区長に電話をして、私に一度も、何回も言うようですけれども、一度もなかったと。休憩をお願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（10時28分）

~~~~~

再開（10時32分）

○議長 新垣博正 再開します。

都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 先ほどから質問ありましたけれども、自治会長に先に確認したことは、本当に申し訳ございませんでした。ヨシ子議員に先に確認すべきだったと反省しております。ただ先ほど休憩中にありました、年寄りだからとか、そういったことは一切ありません。逆に議員のことは本当に尊敬していますし、その辺は頑張っているというものは、本当に心から思っています。先ほど議員がおっしゃったのは、本当に、なぜそんな言葉が出てくるのかなと思いました。この一般質問の中のガードレールの設置であるとか、こういった水路については、早ければ今週から生コンクリートで修繕を先にやっていくという段取りになっております。それからガードレールについても、現在別の場所から引き揚げたガードレールがありますので、それを流用して設置していく方向で検討しております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 分かりました。失言もあってすみません。つい思っていることが口に出てしまいましたので、ごめんなさい。ぜひとも泊から出された要望を検討なさって、地域住民が安心してこちらで暮らせるように、よ

ろしくお願いします。以上で私の質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で安里ヨシ子議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（10時34分）

~~~~~

再開（10時46分）

○議長 新垣博正 再開します。

つづきまして玉那覇 登議員の一般質問を許します。

○6番 玉那覇 登議員 おはようございます。議長の許可を得ましたので、これより通告書に沿って一般質問を行いたいと思います。6番玉那覇 登であります。よろしく申し上げます。

大枠1、災害対策について。津覇地区は土砂災害警戒区域に平成23年に急傾斜地の崩壊1か所、土石流2か所、合計3か所が指定されています。近年の豪雨や台風等により土砂災害が発生する危険性があります。住民等の生命や身体に危害が生じさせないためにも、改めて調査し住民へ安全・安心な居住環境を作る必要があると思うが、対応をお伺いします。

大枠2、国道329号西原中城バイパスについて。去る7月12日に、津覇自治会に対して測量の説明会が持たれました。現在測量が実施されています。地権者やその周辺の方々からは、状況があまり良く分からないということで、ちょっと不安視しているところがあります。まだ測量の段階で答弁しにくいとは思いますが、①道路の高低差も出ると思います。それから袋地も出るとということで質問にもありました。国道に沿って側道の件とか、これから協議の場等について、この4点についてお伺いします。

大枠3、コロナワクチン接種について。村のホームページで昨年7月からの本村の感染者発生状況を掲載していますが、今年の3月から増え始めています。8月22日現在で393人となっ

ています。7月からは年代別も掲載されていて、50代以下の年齢者が多く感染しています。8月22日現在で10歳未満11人、10代15人、20代29人、30代34人、40代15人、50代16人、60代4人、70代2人、80代4人、合計130人の感染となっています。年代別ワクチン接種状況（率）をお伺いします。

次、大枠4、河川管理について。①津覇前原664番地から海に至る溝と言いますか、川ではないのか、溝と表現しておきます。そこと②津覇と和宇慶境にある、これも和宇慶川と言うのちょっと分からないのでそういうふうに表示していますけれども、草が生い茂っていて水はけ等も悪い状態であるが、掃除等は可能かどうかお伺いします。

大枠5、生活改善推進について。中城村新生活推進協議会、これは15の団体で構成されています。そこで冠婚葬祭簡素化ということで実践する項目というのがあって、それについて決められていまして、平成10年に各家庭へ配布されて、保存版というか、それで各家庭に配布されています。それで各地域とか家庭で実践されてきました。しかしながら最近では、そういった簡素化がなかなか守られていない状況であります。いま一度、内容等を検討して、またチラシ等を作成し配布してはどうかということを考えておりますが、いかがでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは玉那覇 登議員の御質問にお答えいたします。

大枠1、2につきましては都市建設課、大枠3につきましてはこども課、大枠4につきましては産業振興課、大枠5は教育委員会のほうでお答えをいたします。

私のほうでは御質問の災害対策、津覇の3か所でございますが、私のほうでも2か所ですか、現場を見させていただきまして、当然これは何

らかの処置は講じなければならないものだと認識をしておりますので、しっかりと今後担当課のほうを中心となって、県中部土木事務所との協議も深めていければいいなど。しっかりとやっていきたいと思っております。詳細については、担当課のほうでお答えをいたします。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠5の中城村新生活推進協議会で、冠婚葬祭簡素化について、各家庭へ配布してから、20年以上経過しています。簡素化が守られていない状況になった原因はいろいろあると思いますが、村民が元のとおりにしてほしいということであれば、各自治会とも連携して検討する必要があると思います。詳細については生涯学習課課長から答えさせます。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは御質問の大枠1と2についてお答えいたします。

まず大枠1についてです。津覇地区の急傾斜地については、中部土木事務所へ対策について要望しております。中部土木事務所からは今年度、調査と対策検討の業務を発注する予定であるということを確認しております。早期の対策ができるように中部土木事務所へ、再度また要望していきたいと考えております。また、急傾斜地に生えているモクマオウ等の大木についても、台風等による強風で倒木するおそれがあることから、伐採できないかどうかを協議しているところであります。

続きまして大枠2についてです。①現在、南部国道事務所発注で測量業務が行われており、作業を実施するに当たり、南部国道事務所と中城村で関係する自治会長に対して事前説明を行っております。この測量後に道路設計を発注する計画となっており、道路の高低差については、今後発注される設計業務の中で決定されるということを伺っております。②と③についても、今後発注される設計業務の中で、南部国道



事務所と村で協議を行う予定です。袋地などが発生して、地権者に不利益が生じないよう調整を行っていきたくと考えております。④についても、詳細設計後に地域への用地説明会、工事発注前の工事説明会を行うと同っております。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 大卒3の各年代の1回目の接種率をお答えいたします。

10代で30.45%、20代で38.90%、30代で46.97%、40代で55.97%、50代で67.59%、60代で85.60%、70代で93.60%、80代で88.37%、90代で78.90%、100歳以上で68.75%になっております。90歳未満の全年代で県平均をかなり上回っておりまして、特に若年層の10代、20代におきましては県平均を10%以上上回っている状況でございます。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 それでは大卒4の①と②についてお答えいたします。

土地改良区全体の排水路が柵渠構造となっております。底板が土の状況であります。維持管理については、和宇慶土地改良区が解散していることから村の管理となっております。地権者の協力を得ながら土砂浚渫等、管理機械が入れない状況で、維持管理ができなく苦慮しているところもあります。このようなことから関係地権者の同意が得られるのであれば、対応をしなければならぬと考えています。また当該水路に接する耕作放棄地から繁茂する草、雑木の除去が必要なことから、農業委員会や地元の方と連携しながら、地権者への指導も含めて進めていきたくと考えております。

②について指摘の排水路については、何度か浚渫作業を行っている排水路です。この排水路は、大雨のたびに土砂が堆積するところと把握しております。大量の土砂が流出しているため、浚渫作業を行うヤードと予算の確保に向けて計画をしていきたくと考えております。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは大卒5の生活改善推進についてお答えいたします。

村では昭和52年に、この運動がスタートしております。その後、見直しを繰り返しながら継続して啓発活動が行われてきましたが、平成9年度の協議会及び平成10年1月のチラシ配布が最後となっております。中頭地区の市町村に聞き取り調査を実施しまして、現在啓発活動が実施されている市町村は確認ができず、香典や祝儀の金額まで行政が示すような活動は、その役割をもう終えているのではないかと考えております。しかしながら家族葬など「小さな」冠婚葬祭の普及もあり、儀礼的な書状や返礼、装飾の簡略化・省略化は経済的負担だけではなく、環境的負荷の軽減につながることから、新型コロナへの対応として「新しい生活様式」と併せた啓発活動が今後展開できるか、検討してまいりたいと考えております。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 それでは1番から再質問をしたいと思います。

先日、旧傾斜地に指定されている地域の方々の連署で非常に心配されていまして、連署を持って自治会長も含めて要請をしました。課長のほうにですね。これは先ほどの答弁で、その後どうなったのかなということ質問したかったんですけども、先ほどの答弁での回答でいいと思いますので、これはいいと思います。

平成23年度にそういった3か所が指定されていて、土砂災害防止法、これは略の呼び方であるようですけれども、正式には土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律ということで、土砂災害防止対策をするために推進する法律ということです。これはおおむね5年ごとに基礎調査をするということがありまして、平成23年に工事されています。11月にですね、この3か所。中城村全体では27か所

が指定されて工事されていますが。5年おきと言いますと大体平成28年度にもそういった調査は行われたのでしょうか。お伺いします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

平成28年度に行われたかどうかは、承知しておりません。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 その後の5年後と言いますと、令和2年、去年ですね。去年の3月27日に工事されていて、土石流の警戒区域が1か所が今まで土砂災害警戒区域であったものが、1か所は特別警戒区域に令和2年3月に指定されて工事されています。ということは、今まで警戒区域というのはイエローゾーンというふうに防災マップ等にも載っていますが、特別がつきますと結局はレッドゾーンという区域になるわけですね。これは去年指定されていますので、これは津覇小学校の山手のほうに四、五軒ぐらいある地域です。後ろはすぐ山があってですね。これを指定されているということですが、やはりそういった指定されている場合には、住民の避難であるとか、そういった情報の伝達であるとか、地域に周知をしないといけないというのがありますが、そこに住んでいる地域の方々は、そういった地域であるというのを知っているのでしょうか。周知されていますか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

土砂災害対策防止法の計画区域あるいは特別警戒区域の指定につきましては、沖縄県のほうで調査を行い指定することとなっております。市町村の業務といたしましては、指定されたことの周知、あるいは危険であるということを防災マップ、防災計画に掲載することとなっております。現在、防災マップのほうにはその掲載はしておりますけれども、直接住民と会って、

そこがそういう区域であるというところまでの説明には、まだ至っておりません。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 確かにそうですね、国の指針に従って市町村が調査をして、その調査した結果を市町村に報告するということがあります。やはりその地域の方々というのは、恐らく知らないのかなという感じは受けますが、豪雨とか、そういった場合には非常に危険もありますので、やはり周知したほうがいいのかなと私は思っております。こういった土砂災害は、毎年のように起こっています。全国各地で起こっていて、特に7月の熱海の土砂災害等では多数の死傷者も出て、家も倒壊するとか大きな被害を受けています。今、異常気象ということでいろんな気象の用語も、線状降水帯であるとか、そういったいろんな異常気象も出ていますので、非常に心配されます。また今週末には台風14号も襲来しそうな感じもありますので、そういった被害を少しでも少なくするように、軽減するようにですね、地域の住民が安全安心に暮らせるように、行政と一緒にまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に国道329号バイパスについてですが、先ほど課長のほうから、国と連携をしながら進めていくと、設計とかですね、そういったことでもありますので、ちょっと答弁はあれかと思ひていたんですけども。今まで、私の感触として、これは国の直轄事業だから、国が進めているからということで、県とか市町村はあまり……、国がやっていますからというようなイメージがあったものですから、それで非常に心配して、地域の人たちも心配して。計画がどんどん進んでいくにつれて、この前の13日の説明会でも実際に図面と言ひますか、道の写真とかそういったのを見せられたときに、具体的に進むにつれていろんな疑問というのが出てきます。大まかな、ただ道がこっちからできるんだよというぐ

らいならあまり疑問もないんですが、具体的に出てきますと疑問も出てきます。前回の議会でも、私質問したと思うんですけども、農道は国道につなぐ。それ以外の小さな道というのか、そこは袋地になるということを答弁でも受けています。7月12日の自治会での説明会でも、袋地になりますと、はっきりつなぎませんと言っていました。もしそういうふうになるとしたら、国が造って後、県や市町村がまた工事をするということになれば、なかなか厳しいだろうなと思って。やはり協議の場があるということであるので、そういったところで協議、村からもいろんな要望とか、そういったものが出せるところがあるということで安心していきます。写真を見た限りでは、袋地が4か所ぐらいあるんですね。例えば道ができて、畑に行けないところが6か所、写真からはありました。実際に袋地になった場合の話ですよ。だから側道ができるのであれば行けますけれども。そういったことで側道とか、袋地を少なくしていくように、高低差が国道329号に近づいてくればくるほど想像でも高低は上がると思うですよ。その場合に、向こう側に行く場合はトンネルを掘るのというような、いろんな疑問も出ていましたので、そういった懸念される部分も、連絡協議の場で要望できればと思いますのでよろしくお願ひします。

それからこの国道ができることによって、移転する家屋とかがありますよね。移転と申しますか、立ち退きと申しますか、移転先の用地とか、そういったのは国とか村とかが面倒とか、そういったのを見るんでしょうか。お願ひします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 移転先は、基本的にはもし移転になった場合には各個人での交渉になってくると思っています。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 移転になった場合、自分で探すということですね。個人情報保護とかいろいろあると思うんですけども、村として、例えば紹介と申しますか、ほかのそういった場所もありますよみたいなことはできないでしょうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 まず都市建設課としてこのような情報が現在ないものですから、紹介できるかという現時点でできないのかなと思います。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 では移転の場合は、自分で移転先を探すということで確認よろしいですね。

それからその移転の中に、例えば事業所とかがあった場合に、そういった事業所への補償とかもあるんでしょうか。地権者だけにあるのか。その事業所にもそういった移転の補償とかはあるんでしょうか。お願ひします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まずその土地に建っている上物がかかるのであれば、そういった営業補償とか、そういった移転補償は出てくると思います。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 少し具体的に申しますと、移転があつて、その1階をどこかの事業所に貸していて、そこが全部なくなるといった場合、その地権者、家の主と借りている営業所にも出るということですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 建物はまず所有者に補償されるんですが、そこを借りている場合は動産の移転であるとか、営業補償であるとか、そういった補償が出てくるものと考えております。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 分かりました。ありがとうございます。これから設計等、いろいろあると思いますので、国や県と連携を取って、村民の声が反映されるようにやっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それから次に3番、コロナワクチン接種についてです。昨日の答弁の中で、65歳以上の未接種が460人いると。その中で連絡を取って、うちの20人から電話があって5人が接種したということがありました。恐らくこれ以上は進まないだろうなと思われませんが、これで65歳以上の接種は完了したとみなしていいのでしょうか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

接種希望の方を漏れなく接種したいという思いから、未接種の方への最終的な御確認の取組をいたしましたので、希望者においては完全に接種できたと思っております。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 ではもう希望者はいないということで、村としては完了ということではないけれども、これからも出れば接種するということがよろしいですね。

これまでの接種の方法、取組については65歳以上、60歳以上も村のほうでそれぞれ日程を取って取り組んで終わっていると思いますが、59歳以下、12歳以上の方々には60歳以上のような日程を取ったり、そういったことはやられていないわけですね。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

8月からの60歳未満、一般の接種につきましては基本ネットの予約、ネットの予約が困難な方は電話でも受け付けておりまして、役場主導の予約ではなくて個人での予約登録ということで対応しております。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 今、防災無線のほう

でもネットでの予約、電話での予約ということが放送されています。接種券とか受診表とかというのは、これは全員に郵送というか、配布はされているのでしょうか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 7月いっぱい全村民に接種券は配布しております。当初から12歳以上は接種するというので、ほかの市町村よりも早めに12歳以上の方々への接種券もお届けしているつもりです。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 今、全村民に対象者の受診券は配布されているということですので、予約さえすればできるわけですよ。今、予約なしでも県も実施している状況ですので、すぐ行って、整理券とかもらってできるという状態にはなっているだろうと理解します。7月22日現在で130名の感染者があって、60歳以上が10名なんですね。その130名のうちの10名、120名は50歳以下ということで、さらにまた10歳未満とか10代とかになると、感染者の割合にしますと10代と10歳未満が20%、10代、これに20代も加えると42%、30代まで加えると68%ということで、今、非常に若年層が感染しているという状況で、これは県全体でも見られるということで、ほかの自治体でも若年層を優先接種しているという状況ですけれども。やはりそういった面から考えると本村でもそういった若年層とか、特にお願したいというか、中学3年生ですね、受験も控えますので中学3年生を優先に受診できるようにならないのかなとか、そういったのも思いますが、そういった若年層とか中3の生徒とかの優先接種等についてのお考えはありますか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

12歳以上を含む若年者への早期接種ということで、接種券も早めに送付したつもりで、かつ

8月中旬に2回打てる、子供用の接種としてハートライフ病院から小児科医を招聘して、子供用と位置づけて村民へも御案内して、なるべく夏休み中に小中学生が打てるような環境もつくった結果、先ほど申し上げたように10代で言いますと県平均が19%です。中城村が30%です。10代におきましても接種率が高い状況がございます。夏休みの期間の呼びかけというのは、やはり受験生の親というのは関心が高いところから夏休みに受けていただくだろうとの思いもあってその設定もしましたが、まだ受けていないお子さんもいらっしゃるんじゃないかというところから、今教育委員会にお願いして、特に中学校3年生に向けて集団接種で受ける環境をつくりたいというところで、来週には通知をしますが、中3の受験生を優先した接種も検討しております。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 大変いいことだと思っています。最近の変異型ということで、デルタ株であるとかミュー株であるとか、次々に変異株も出てきていますので、やはり我々もみんなで感染しない、させないとか、またマスクの着用とか手洗いとか、3密等、そういった基本を十分徹底して、コロナを防いでいけたらと思っていますので、よろしくをお願いします。

次に4番、河川管理については、これは津覇の土地改良区のところは、やはりこれも農業委員からのお願いがありまして、地権者の同意があればできるということで、非常にいい答弁ももらっています。ありがとうございます。これは耕作放棄地の解消のために、各自治会を回っていたときにも課長から、この場所の指摘はありましたので、非常にありがとうございます。和宇慶の川も大きな工事をしてから、大分期間もなると思いますので、それも計画的に清掃してくれるということでもありますので、非常に良かったかと思っております。

最後に生活改善について。ほとんどの自治体でやられていないということが先ほどありましたが、読谷村方面は非常に厳しいということで、やる側も受ける側もちゃんと守られていることを聞きました。中城でも、この冠婚葬祭のどの部分はまだ守られているなということで、そういったいろんなのがありますけれども、教育長はやはり地域住民の皆さんの意見を聞いて検討するということがありましたが、これはあまり言いにくい話なんですよ。だからみんなで徹底すれば、今はコロナで仕事も失って収入も少なくなっているさなかですので、そういった機会で、ちょっと内容は、私、前回平成10年度に出したこれを持っていますけれども。この内容はちょっと今の時代にそぐわないなということもありますので、内容も検討して、ぜひ出してほしいと。いろんな法事とか、そういった出費は、初七日とか3回目、5回目、四十九日とか、そういったのも非常に厳しいだろうと思います。お返し等もありますので。そういったのは村が進めるということであれば、皆さんこれは反対するところはないのかなと私自身は思いますので、平成10年に出ていますので、もう何十年もなりますので、ぜひ検討していい方向でいけたらと思っていますので、よろしくをお願いします。以上で私の質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で玉那覇 登議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時28分）

~~~~~

再開（13時30分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして新垣 修議員の一般質問を許します。

○2番 新垣 修議員 それでは議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に沿って

質問したいと思います。よろしくお願ひします。文言の中で、一部修正を兼ねながら質問いたしますので、よろしくお願ひいたします。それでは議席番号2番 新垣 修一般質問を行います。

大枠1番、長期化するコロナ禍での感染リスク対策は。爆発的な感染力で猛威を振るい日常生活が脅かされ、いつ感染されてもおかしくない県内の状況下の中、10代以下の感染者が4分の1を占め、子供が親より先に感染し家庭内に広がる事例が増え始め、その8割がデルタ株に置き換わっていると言われる「第5波」。「今までと局面が変わった」と言われ、子供同士の接触が増える新学期を前に、学校現場や関係者は感染防止策に苦悩していると察します。緊急事態宣言が延長され始業式も延長されました。

その間に、①新学期の通常授業を始めるに当たり、マスクや消毒、換気といった従来の感染対策に加えて教育委員会が所管している観点から、どのような方策、対策を講じる協議をしたのか伺います。

②感染の波は3か月周期で発生しており、子どもの重症化の事例は県内において報告されてはいないが、この状況下だと第7波が受験シーズン前に発生するのではないかと危惧いたします。学校内でのクラスターは、学級閉鎖の要因にもなります。また登下校時、スクールバス利用時の子供たちを守るという視点からも感染対策をしっかりと考える必要があると思うが、安心安全を担保に協議したことはあるのか。あるとしたらどのような対策を講じ、管理の位置づけをしたのか伺います。

③また下記のイからホに関してどのような対処を考えているのか伺います。イ、乗車定員に対する減率定員（通常時期と緊急事態下の乗車定員数）。ロ、車内の消毒に関する事項。ハ、乗車時における消毒の方策。ニ、運転手のPCR検査の有無の確認。ホ、体調不良者の乗車に関する保護者への通知。

④同様に護佐丸バスの感染リスク対策としてイからニに関して伺います。

⑤コロナ感染の収束が見えない中、最悪の感染状況を想定し、危機管理の方策や指針を協議、講じていると思います。受験シーズンに向けて学校内での感染リスクを抑える為に、何らかの方策を検討していると思いますが、そのあたりの検討策を伺います。

⑥登下校スクールバスの密解消、授業中の密解消（通常時の半数）を視野に入れてオンライン授業や学習が可能なのか伺います。この点につきまして、質問が重複していると感じましたので、追加して現時点でオンライン授業を行っているか確認いたします。と追加質問いたします。

大枠2番、制服に生徒の名前。胸元に刺しゅうで名前が書かれた学校の制服。中学校では定番スタイルの校則ですが、近年見直しの傾向が増え始めています。名前を知られることで不審者から狙われやすいとも言われており、教育委員会のHPにもあるように、これ教育委員会のホームページには「幼児・児童・生徒の安全確保について」と掲載されております。その安全性をさらに高めるために、見直しを考慮する頃ではないかと思いますが、その件に関して取り上げ協議したことはあるかどうか伺います。以上、答弁を求めます。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは新垣 修議員の御質問にお答えいたします。

まず大枠1番につきましては教育委員会と企画課のほうでお答えをいたします。大枠2番につきましては教育委員会のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、コロナ対策の⑤について、これは受験生に向けての考えを少しお話させていただきますと、昨年度も比嘉麻乃議員からの御提言で、受験生への支援をさせていただきますし

た。もちろん今年度も教育委員会の判断を待つて、必要に応じて適宜対処したいと思っております。詳しい内容はこれからだと思いますが、去年並みの内容なのか、あるいはまた何か別のことになるのか、それも含めて財政的な部分の準備だけはしておこうと思っております。あとはまた教育委員会のほうからお話があると思います。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠2の制服の名前の件ですけれども、今までに学校現場から制服の名前で不審者から狙われたという報告はありませんので協議したことはございません。中学校では学級担任制ではなくて、一人で全校生徒の授業を持つ教科もあり、全員の生徒の名前を覚えることができないのが現状であります。授業展開の中で、できるだけ生徒の名前を呼んで授業を進めるということが大事かと考えています。また、ごくまれにはありますが、制服の盗難が発生したりすることもあり、その対策にもなります。児童生徒の安全の確保のために見直しが必要だと学校現場のほうから話があれば、協議していきたいと思っております。

大枠1の①と⑤⑥は主幹から、②と③は教育総務課長から答えさせます。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 大枠1の①についてお答えいたします。

新型コロナ感染をしながら、子供たちの学びをどうしたら継続できるかなどのお話は、校長会や教頭会、教育委員会会議などで何度も検討を行ってきております。学校において新型コロナ感染が拡大しないようマスク着用、手指消毒、換気対策など、3密の回避を図る従来の対応に加え、希望する学校職員に対しワクチン接種を7月までに終えるなど、感染対策に対応してまいりました。また休校や学級閉鎖等に備えたタブレットを活用し、オンライン学習ができ

るよう対策も行っております。なおオンライン学習については、現在小学校1名がオンライン学習をしております。

続きまして大枠1の⑤⑥について一括してお答えいたします。学校において新型コロナ感染が拡大しないよう、マスク着用、手指消毒や換気対策など、学びの環境を整えておりますが、受験シーズンに向けて学校内での感染リスクが強く懸念される場合には、一つの方法として中学1年生、2年生を自宅でのオンライン授業、中学3年生は1クラスを2つに分けた少人数クラス、15名程度にした対面授業を行う方法などを検討しております。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 御質問にお答えします。

大枠1の②についてお答えいたします。現在委託しているバス会社の職員と送迎終了後に、毎日、教育委員会にて送迎状況を確認しております。また2学期開始直前より、バス会社とは感染対策に係る送迎計画を調整してきており、できるだけ密にならない送迎を行うため、バスルートの変更や便数などを増やすことを提案し、実施しています。

続いて大枠1の③についてお答えいたします。ご質問のイ～ホについては、まずイの乗車定員については、通学バスの定員の6割で送迎できるようにバス会社と調整しております。

ロの車内の消毒については、送迎終了後に消毒を行っております。

ハの乗車時における消毒については、全てのスクールバスの乗車入り口に手指用アルコール消毒液を設置するため発注しておりますが、まだ納品できておりません。近日中には設置できる予定です。

ニの運転手のPCR検査については、現在行っておりません。

ホの体調不良者の乗車に関する保護者への通

知については、先月8月31日の教頭会において、保護者への協力依頼の周知を教頭のほうにお願いをしております。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは大枠1の④についてお答えします。

乗車定員を減員することについては行っておりません。御承知のとおり、護佐丸バスは交通弱者の生活の足を確保する目的として、原則交通空白地を運行しております公共交通でありますので、感染防止対策を行い運行をしております。

車内の消毒については、路線バス及び観光バスと同様に抗菌剤を吹きつけて対策を取っております。また運行終了後においては、清掃及び消毒作業を実施している状況であります。

乗車時においては、利用者が手指消毒できるように消毒液を設置し、マスク着用等の感染予防の案内を行っています。その他にも運転手と乗客の間へ飛沫防止カーテンを設置しております。

運転手のPCR検査については行っておりません。なお出発前の検温など、体調確認を実施しておりますので、必要な場合においては運行業者の指示の下に対策を取っていくこととなっております。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（13時45分）

~~~~~

再 開（13時46分）

○議長 新垣博正 再開します。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは再質問させていただきます。

今回、私の趣旨は密対策を主に挙げたいものですから質問の順序は前後しますが、最初に大枠1の2番、我謝課長のほうから送迎計画の調整とか便数の増大を行っているという回答があ

りましたけれども、そのことに関しては本当にスピード感を持って対処していることを高く評価いたします。バスの密度解消は、感染解消対策に大きく効果をもたらす対応策であると考えております。今回8月30日から9月3日まで、私の方でも中学校までのバス調査をいたしました。その中でバスの運転手にも少し聞きましたら、新学期が始まってからバスも増便して密対策を図っているというお話も聞きました。今回、帰りのバスを校内に乗り入れて、密対策を行っている事を確認しました。一般のバス停にて東陽バスとスクールバスのバスの時間帯が重なっており、西日が強く差すバス停に、東陽バス利用者とスクールバス利用者が混在し、そこで密状態になっていたのです。多分9月1日から校内に乗り入れていると思いますが、そこも密対策を早急にとってもらって、本当に高く評価しております。その辺はすばらしい改善点だと思います。

バスの乗車状況を調べてもらったのですが、皆さんのお手元のほうに資料を配布してあります。これは教育委員会の実績報告にも両方加味して書いてあるんですけども、皆さんに1枚、表裏写しであります。これが8月30日から9月3日までの乗車率と、それから2枚目の裏のほうはですね、改善策を私のほうで少し書いてみたんですけども、そのことを踏まえながら質問させてもらいます。大型バス、マイクロバスの乗車率ですが、小学校の利用も含めて考えると、緊急事態宣言下の中、密状態は危険極まりない箱詰め状態で通学バスを運行させていたこととなります。マイクロバスにおいては、乗車23名の超過密状況も目にしました。一部生徒から、密対策になっていないという嘆きにも近い声が挙がっています。超過密の打開策として送迎計画、ルートの見直しの立て方について、計画のディテールを伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。



○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

9月1日から去る昨日まで、さらに乗車状況を調査し、今教育委員会としては分析しております。特に朝の送迎については、確かに南上原のローソン前と南小学校につなぐ区間が一番乗車率が多くなると見えています。これまでAバスからCバスまでずっと検証してきたんですが、CバスとBバスについては南小学校で小学生と中学生が入れかえるので、6割を達成することができました。ただどうしてもAバスの朝一番の便については、どうしても中学生の乗車数が多くて、7割を超えてしまっている現状があります。教育委員会としても、この超えているAの一便のほうについては、どうにか振分けしていきたいとは考えているんですが、そのルート案がなかなか見いだせなく、これをCバスで対応しようとして実際に走らせてはいるんですが、なかなかこの時間帯に生徒がいなくて、乗れる状況がなくて、いまだ改善に至っていません。また帰りの便についても、小学校においても中学校においても一便目がどうしても早く帰りたいということで乗車してしまって、そのとき分で乗車率が7割を超えてしまっているという日が多いです。その部分を含めて、教育委員会としてもどうにかバス会社と連携を取りながら、またいろんな方法、知恵を出しながら改善していきたいと考えておりますが、現在その方法がまだ見つかっていない状況であります。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 皆さん、お手元の資料を細かく説明するのはあれなんですけれども、赤い文字で、さっき課長が言うようにAバス、Cバスということで、7割以上の乗車率のポイントを分かりやすいように書いたんですけれども。裏の方に表があるんですけれども、課長、これはあくまでも私の方で、差し出がましいかもしれませんが、計画をいろいろとやっている

と思うんですけれども、やはりこういう表を基に、データ化、数値化してその時間とかを計算する。今現在、A、Cバスは登又発でBバスが逆行ですよ。これは私のほうでパーッと書いて、私は同じルートで見直しを図り検討する。要は検討策と対策という中で、朝だけ私がやったときに、このBバスの黄色いラインがありますよね。これは朝は登又方向に行くバスですよ。ここのほうを今言うように、逆に同じように登又から発車させて、要するにあとは各地点で乗る子供がいますよね。その各地点のやつも全部入れ込みながら、Cバスはどうしても満杯になるものですから、Cバスはそのまま中学校向けのルートにやりながら。今、AバスとBバスを逆にしているのをAとBと一緒に、同時に走らせるという手法も取り入れながら、密対策の計画を練って見たらどうなのかと思って、資料を提供していますので、どうぞその辺を御検討していただいて、バスの過密化を極力避けるように努力してほしいと思っています。Cバスに関しては、大体7時のバスですよ、最後の便。これはどうしても過密状態が避けられないというふうに私も判断したんですよ、このデータから行くとですね。ここにはどうしても臨時便を増やさないといけないのではないのかという私の判断なんですけれども。その辺もやはり子供たちを安心して送るために、臨時便をできるだけ、予算云々じゃなくて、これは執行部、先ほど村長が言うように支援策、それもコロナ対策の支援だと私は思うんですけれども、やはり臨時便を出して、子供たちのそういった密解消をして受験シーズンを乗り越えるような、子供たちからもそういった密の対策になっていないとか嘆きの声が出ないように、ディティール、スケジュール、計画を密にさせてほしいと希望いたします。

それでは続きまして同じように課長にイロハの件をお尋ねいたします。まずこの6割で調整

するという、その6割の指針はどこからの6割で捉えたのか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 すみません。6割という根拠についてはないんですが、できれば半分ということも考えたんですが、今の乗車定員数を考えるとどうしても5割はちょっと厳しいというのがあって、あまりにも密になるのは問題というのがありまして、教育委員会としては6割以内を目指すということで設定をさせていただきます。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 私は課長が繊細な考え方の方ですので、その6割の考え方が、Cバスありますよね、Cバスのシート数を御存じですか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 29席です。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 29名定員なんですけれども、2人掛けシートが8シート、1人掛けが6シート、補助席が6シートで定員は運転手込みで29なんですよね。そのシートの計算だけでいくと15人なんですよ。2人掛けでも1人ずつ乗せた場合ですよ。それに少し過密を、友達もいるわけだから、それで6割にしたのかなと思ってですね。そこまで細かく私はやっていると思って。今言うように6割という指数、安全で保護者も安心する指数だと思しますので、できるだけその6割をキープするように頑張ってください。

あと口のほうなんですけれども、送迎終了後に消毒を実施ということなんですけれども、バスのほうも少し中を見させてもらったんですけれども、バスの中に空間除菌剤という、これはバスの運転手から除菌方法を聞きました。東陽バスに確認したんですけれども、東陽バスは社内の除菌対策において、全路線を業者に委託し

て抗菌、除菌作業を施していると。これが2年から3年ぐらい長持ちして、あと運転手が運転終了時に軽くスプレー除菌しているということで確認取れました。スクールバスには、こう張り付けてある、その効果というのを教えていただけますか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えします。

現在バスに設置している空間除菌剤の効果については、新鮮な二酸化塩素で車内を除菌消臭するものであると認識しております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 そこで、これは宮城主幹にも同じような内容になると思うんですけども、これは私も商品を見たときに、バスにも除菌中というシールもあったものですから、それをネットでも調べたんですけれども。この空間除菌剤、二酸化塩素剤、これはバスで約60日間持つと。運転手に聞いたら、密閉した中で翌朝来たらさわやかな匂いがしていると。今、問題になっているのが空気感染、エアロゾル感染ですね。たまっていて感染するというのが高いということで、これがものすごく効果もあるだろうということで、これがバスとかタクシー、そういったものでよく使われています。昨日教育長が、今、先生方が対策に大変な苦勞をしているという話を聞いたんです。宮城主幹に聞きますけれども、多分これは主幹で答えるのかな。教室内の除菌対策、宮城主幹のほうではマスクと消毒とか、通常のを今までどおりやっているということなんですけれども、教室内の除菌対策というのはどのようにやっているのか、教えてください。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 これまでも教室の感染対策についてはお話をさせてもらいましたけれども、教育委員会としましては基本的に感染対策としては3つの柱で感染対策は行って

います。教室については感染経路を断つという視点で、各学校に対して教員が行うもの、子供たちが行うものということで分けて考えて実施しております。まずは教員がやるものに対しては、まずは授業終了後の教室内の全消毒。そして子供たちに対しては不要なところには行かない。マスク、最近言われておりますけれども感染対策には手指消毒、マスク、そして子供たちとの距離感ですけれども、そこはやはりきちんとやっていただくということでございます。そして全学級においては必要なものは、空気の流れをきっちりつくることが一番大事なことでございます。ですから各教室の廊下側のドアは開ける、もしくは一方は開けて反対側のところも開けて、しっかりと空気の流れを確認した上で、対流をためないということでの対策で今対応しているところでございます。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時01分）

~~~~~

再 開（14時02分）

○議長 新垣博正 再開します。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 内容が教室内の除菌ということで聞きたかったんですけれども。いろんなところで今、教室内対策もいろいろと取り沙汰されている中で、中には予算があるところでは学校内の室内を抗菌コーティングするような、多分相当な費用がかかる施しをしているところも、情報を見たりするんですけれども。そこで同じように先ほど課長が言うように、空間除菌剤、これもこっちに二酸化塩素で学校用のがあるんですよ、40畳用ですね。これも一つの除菌対策の一環にもなるものではないかということで、資料を課長にも渡したんですけれども、参考にして見ていただいて。ネットで5,000円以内でも買えるということで。父母の口コミでは、3か月60日で5,000円だったら月

1,200円で安心を買えると。その分、窓を閉め切って、翌日エアロゾル感染がこれである程度不活性化というか、これも認められているということで、もしかしたら先生方のこれまでの除菌対策に少しは一役立つ商品なのかなと思いますので、その辺は御提案して御検討ください。

そして次に、今、消毒液を発注済みということですよ。これは入り口側にセットすると思うんですけども、これは電動型ですか、どういふものを発注していますか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えします。

現在依頼している除菌剤については、手指消毒用の手をかざすだけでアルコールが出るタイプを依頼しております。バス3台分注文しております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 これもスピード感を持ってすばらしいと思います。運転手に確認しました。Aバス、Bバスは子供が乗るところは対面なんだけれども、Cバスは態勢も悪くて、なかなか消毒もできないという状況で、教育委員会から、あるいは会社からは消毒しなさいと言われてるんだけれども、なかなかできないと。できればこういうのがあれば助かるということを書いていました。これも発注しているのであれば、早めに業者さんに注文というか急いでもらって、それをお願いいたします。

次はPCRの件なんですけれども、先ほど仲松課長にも聞いたんですけども、村でやっているPCR検査ありますよね。これをなぜ取り上げたかと言ったら、今年度補正予算の中で40万円PCR検査を開始したというのがあったものですから。やはり運転手側も、大事な子供たちの命を預かっているハンドルキーパーですので、2回目の接種が終わると、やはり無症状状態が少し長引いて、そこでいろんな弊害が出るというか。そのために3週間に一度でもいいんだだけ

れども、無償の中城村のPCR検査があるのであれば、中城村のいわば財産を預けている業者ですので、お互い話し合いをしながらPCR検査を受けて、少しでも安全を担保にできるような方策を取っていただきたい。できれば業者と話し合いをして、PCR検査を無料でできるわけですので3週間に一度でもいいから。それはよりよい安心安全が保てるんじゃないかと。それは特に受験シーズンになると、そういった波が高止まりしたときに、ちゃんと期間を決めてですね、この間はやりましょうということで。聞いたら10月いっぱい切れるような話も聞いたんですけども、その分3週間に1回として2,000円としたときに、3月いっぱい、受験が終わるのは3月ですよ。多分1回か2回、6,000円ぐらいの予算であれば出せるんじゃないかと。その辺も十分御検討をお願いいたします。

続きましてバスに関してもう1点、皆さんの資料の中にも、今回どうしても皆さんに、私のほうで調べたんですけども。皆さんのところには8月30日から9月3日までのデータしか渡していません。これはなぜかというルート見直しとか、私は担当課に、始業式の一週間とその前の7月の緊急事態のときのデータを2つもらっていたんですよ。それを対比させてもらいました。そこで今回、教育総務課のほうで臨時便をですね、今言うように数多く、やはり子供の密を解消するために臨時便を大分出しております。その点を高く評価して、今後ともバスの運行に関して、やはりできるだけ改良できるものは改良する。予算云々じゃなくて、やはり子供たちの安全状況を確保するというものを、これからもこういったデータを基にルートの見直しをお願いいたします。

続きまして宮城主幹に質問させていただきます。オンラインはまだやっていないということでしたよね。今まで、私はオンラインやっていると

思っ、内容を少しあれしていたんですけども。仮にですよ、二、三日前にある生徒に、いろんな情報はもらっていたんですよ。8月末に操作を習って承諾書ももらった。今、操作できるのと言ったら、分からないと。もちろんやり方は教えている。聞いたら、クラス単位でオンライン授業をやるというふうに聞いたんですけども、その意図が分からないんですけども。その辺をお願いします。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 教育委員会としての方針ですけども、子供たちの学びの授業については、基本は対面授業を可能な限り実現してあげるということがまず第一にあります。ただ感染状況によっては、どうしても登校することが難しい場合については、オンラインの授業をクラス単位なのか、またクラスを半分程度に分けたオンライン授業なのか、それは様々な選択肢として私どもは考えております。子供たちについては、学校のほうで全員がオンラインができるようにということの指導で、オンラインの操作についての学びを今はやっているところではございますけれども、教育委員会としては、学校とはしっかりと全体でのオンライン授業、人数については全体でやるのか、半分に分けたオンラインなのか、コロナの不安で登校ができない子供たちのみのオンラインなのか、それは柔軟に対応ができるようにしていきたいと思っています。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 仮に一斉休校になった場合に、接続環境、要はWi-Fiには通信不具合とかあったりするんですよ。その辺は確実に履行できるというふうに認識しているんですか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 お答えいたします。

オンラインの接続状況については、例えば学年単位で接続という、校内においては今不具合は出ておりません。ただオンライン授業に支障がないように教育委員会としても取り組んでおりますが、実は9月3日の午前6時52分から午前8時45分の時間単位で、接続業者所有の設備故障が原因で、オンラインのつながりが不通になったという事例が1件だけございました。それ以降については、接続については何ら問題はないんですけれども、実際に全体がもしオンラインとなったときに関しては、その辺は検証しておりません。これについてはやってみなければ分からないというところがありますが、ただ不具合が出た場合は委員会としてはすぐ対応ができるように準備をしておきたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 やってみたいと分からない。確かにそれも理解できるのか、できないのか中途半端なんだけれども。今、緊急事態宣言が延びた頃合いで、今言う登校控えもいるという情報も答弁ももらいました。昨日時点で15名だったのかな。ちょっと学生に聞いてみたら、中学3年生にいて、たまたま私が聞いたところはいなかったんだけれども。その15名の中に中学校3年生がいて、オンライン授業で、あくまで登校控えですから、オンラインで参加できて学習の場がそこでちゃんと保障されているというふうに理解をしていたんだけれども。今日、皆さんに聞いてみたらまだオンラインが繋がっていないよというのを聞いたときに、これを一斉にやったときに不具合が出る。今、デモンストレーションというか、捉え方はちょっと失礼な言い方かもしれないけれども、やはり緊急事態宣言の中で、クラスを何名か、要するに半分でもいいんですけれども、その実践をまずやって、不具合を一つ一つ今のうちに解消していたほうがいいんじゃないかと思うんですよ。

急に受験前1月とかそういうふうになったときに、やってみないと分からないでは、子供たちが不安というか、多分そういうふうになるんじゃないかな。今のうちに、時間があるうちに対処なされたほうがいいと私は思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 議員のおっしゃるとおり、私たちが特に心配しているのは中学3年生の受験生についてです。この辺については学校のほうとも受験シーズンまでとは言わずに、早めに、特に中学3年生から順次ですけれども、接続が確認できるよう早めに行うということで学校と調整をしている段階ですので、その不安が早く解消できるように、委員会としても助言していきたいと思っています。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 その辺もうまくやりながら、密解消もしながらオンライン接続のほうも無事にいけるように頑張ってもらいたいと思います。今回は密対策と大枠2番の名前の件ですので、オンラインに関しては今回はこれぐらいにして、また時間があれば一般質問ではなくて、直接宮城主幹をその辺話を詰めますので、よろしく願いいたします。

それでは大枠2番の名前の件なんですけれども、今教育長が言われるように、先生が生徒の名前を覚えるのが大変という、学校内でいったら学校側の内的要因、そしてもちろん名前で呼ぶことは大事ということは、名札に関しては一般質問をする前に主幹ともいろいろやり取りをしながら、やはりいいことだなと思っておりますけれども。盗難の件がありましたけれども、盗難ってこれまで何件あったのか。制服の被害。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。  
○教育総務課主幹 宮城政光 具体的に何件という報告は、学校のほうからは上がっていません。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 盗難に関して、私も父兄に確認をしました。笑っていました。そんなことはないよと。洗濯干し場から盗まれたことはあるんだけど、盗難ということは聞いてないよと。昔はあったかもしれないということは、これは制服屋さんから聞きました。今はそういうのはないと言っていました。ただ盗難の回避にはなると。そこで名前の、まず校内での有益性、それから学校外での子供に与える不利益性をどういうふうに捉えているか、お尋ねします。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 制服の名前の刺繍について、名前が記名されているんですけども、主に学習場面における有益性というものに関しては、まず子供たちの名前をしっかりとお互いが呼び合うということがすごく重要であります。これは県において進めている自己肯定感の向上、やはり子供たちの将来の育成に関わる重要な部分ですので、しっかりと大人からも子供からも、しっかりと名前を呼名されてのやり取り、称賛されるということが非常に重要でございますので、やはり名前は重要であるという形の教育的配慮からなされているものと認識しております。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時17分）

~~~~~

再 開（14時17分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 不利益のことにつきましてですけれども、確かに議員のおっしゃるように、やはり外に出でのプライバシーの問題であったりとか、子供たちがこれまで当たり前としたものがSNSだったりとか、そういったものの懸念がもしあるようでしたら、そ

こは我々は真摯に受け止めて考えなければいけないのかと考えております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 まず最初に教育長の答弁の中から、先生方が覚えやすいというのは、これは先生方の意見であって、子供たちの意見はどうなのかというの私は考えるべきではないのかなと思うんですよ。子供たちの立場になってですね。主幹が言うように、自己肯定感の向上、これはすばらしいというふうに私も今感銘を受けました。やはり名前で呼び合うことで、そういった昔のあだ名、あだ名じゃなくて。実際名前というのは、制服のネーミングは私は反対ではないんですよ。私も推奨したいんですけども。ただ内的要因、これは学校内では必要性あり。でも学校が終わったら、徒歩で帰る子供に対しては、そこまで必要ではないと考えたときに、名前は必要だと思いますよ。提案なんですけど、現在ポケットがオープンポケットになっていますよね、名前も。学校内ではオープンでいいと思います。先生が名前を覚えるためや、防犯にもなるし。それをフラップポケットというのを御存じですか、作業服でぽこんと出ている。フラップポケット型にやっていただいて、学校内では名前を出す。登校、下校するときにはフラップで押さえる。あるいはこのフラップに名前を書いて、リサイクルするときに、そのフラップだけを外してまたそこに刺繍できるような対策というか、見直しというか、検討をやっていただければ、子供たちも帰るときに安心して、精神的にも少し安心を担保できるのではないかと思いますので、その辺、子供たちの意見も、学校現場の意見云々じゃなくて、子供たちの意見も踏まえて学校現場と精査して、御検討をしていただきたいと思います。名前に関してですね。

最後にまとめなんですけれども、先ほど主幹からも受験シーズンに向け、学校の学びの確保

とかいろいろな話を答弁で聞きました。学校教育現場では、感染対策には警戒心を強め取り組んでいることに、本当に敬意と感謝を申し上げます。学校内、あるいは通学バス内でクラスターが発生したら、学級閉鎖や運行停止になることも考えられ、そのような事態を引き起こさないためにも特段の警戒心を持って徹底した対策を講じ、どうやって子供たちを守るのかという視点で、学びの場の確保に力を尽くしてほしいと思います。受験生の保護者においても、体調管理や家庭内でのマスク、従来の消毒除菌といった対応を徹底し、学校現場と密に連絡を取りながら、誰一人うつらないしうつさないを徹底して実践してほしいと望み、一般質問を終わらせてもらいます。

○議長 新垣博正 以上で新垣 修議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（14時21分）

~~~~~

再 開（14時35分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして桃原 清議員の一般質問を許します。

○5番 桃原 清議員 皆さん、こんにちは。議席番号5番 桃原 清、議長の許可を得ましたので通告書に従い一般質問を行います。

まず通告書を読み上げて質問を行います。大枠1番、中城中旧役場庁舎跡地利用について。8月に村は中城中、旧役場庁舎跡地への商業施設の誘致のため、公募型プロポーザルにて受託者を特定済みとありますが、その業務内容はどのようなものか伺います。

大枠2、大型MICE基本計画策定について。①県は中城湾港マリンタウン地区に計画している大型MICE施設について、PFI方式を軸に整備を検討する。維持管理は県が施設を所有して指定管理者等に運営権を付与し進めて行く

とあるが、その事はしばらく滞っていた事業が進められていくということであり、その件について今後の展望、また本村がどのように関わっていくことができるか村長の見解を伺います。

②東海岸地域サンライズ推進協議会によって策定された「沖縄サンライズエリアサイクリングガイドマップ」はよく活用されているのか、また本村においてのルートは、標識・標示の設置を行うと聞いたが整備等は全て終わっているのか伺います。

大枠3、PFASによる水質汚染問題。①在沖米軍海兵隊は、8月26日米軍普天間飛行場に保管していたPFOS等を含む汚水の下水道への放出を始めました。当初から県や宜野湾市は焼却処理を求め、排水を認めていない中で起こりました。ここで村長に伺います。先般の一般質問の中でもありましたが、こういう状況の中で県及び市町村が一丸となって行動を起こすことはできないか。今、その機運もないのか伺います。

②北谷浄水場から送られる飲料水におけるPFASの含有量は平均16~17ナノグラム／リットルであり50ナノグラム／リットル以内であるから健康に害は及ぼさないと判断する向きもあるが、PFASは体内に蓄積されるものであり、アメリカの州によっては17~20ナノグラム／リットルでも健康被害があると判断した州もあるようです。その件について執行部では、どう考えるのか伺います。

大枠4、新型コロナワクチン接種について。本村のワクチン接種について65才以上、60才~64才までの接種方法については、大変評価できるものと思っております。さて今後、その他各世代の接種はどのように進めていくのか。また中城における感染状況は20代、30代が10代、40代、50代に比べて倍近い発生があるように思われるが、接種方法にはその事も考慮されるのか伺います。

大枠5、泊バス停の整備。①泊バス停の整備について南部国道事務所に問い合わせたところ「バス停設置に前向きに取り組む」との返事であるが、現状はどうか伺います。以上、答弁をよろしく願います。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは桃原 清議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番につきましては企画課、大枠2番につきましては産業振興課、大枠3番につきましては上下水道課、大枠4番がこども課、大枠5番につきましては総務課のほうでお答えいたします。

私のほうでは、お尋ねのMICEを含めた東海岸サンライズ協議会、東海岸の発展について少し所見を述べさせていただきます。今般の事情も鑑みながら、この大型MICE施設は当初の予定よりは多少変わってくる可能性があります。これからまた動き出している色々な検討が入りますが、これからのアフターコロナ、ウィズコロナ、世界的な様式もいろいろ変わってくるだろうという予測の基に、またこれからその受け皿としての考え方をどうやっていくかというのを決めていくということでございますので、我々としても東海岸全体の発展という意味で、MICEだけに特化するのではなくて、東海岸全体の発展という意味で、これからも一致協力して頑張っていきたいと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えいたします。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは大枠1及び大枠2の①についてお答えします。

これまでも旧役場跡地の利用については、中学校のプール建設を予定するなどとしておりましたが、中学校移転の計画が現在進んでおり、本村の課題である市街化区域である南上原地区以外の地域は商業施設に乏しく、住民生活、観

光・地域振興、産業振興等において多くの課題を抱えております。今回発注の業務内容については、基礎調査として具体的な商業機能を検討するための市場調査を実施するとともに、地域ニーズ調査により土地利用に対する意向や商業サービス需要の動向を把握し、課題を整理した上で商業施設誘致のための基本構想を策定することを目的としております。

続きましてMICEの件ですが、本村としては、大型MICE施設を基点として中城城跡など、世界遺産群をつなぐ東海岸文化ロードなど各地域の特性を生かしたツーリズムの推進、東海岸地域の持つポテンシャルを最大限に生かした施策の展開が期待されます。そのため大型MICEの早期の整備は今後の東海岸地域の発展に大きく影響するものと考えており、本村といえども沖縄県並びに近隣市町村とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 それでは大枠2の②についてお答えいたします。

沖縄サンライズエリアサイクリングガイドマップの活用については、東海岸地域サンライズ推進協議会より200部の冊子の提供済みであります。配布先については、役場産業振興課窓口、商工会、観光協会及び各飲食店に配布を行っています。また自転車ルート of 標識等の設置につきましては、東海岸地域サンライズ推進協議会の今年度予算において、自転車ルート看板設置委託費として60万円（34か所）が計上されており、看板が必要な箇所を選定し順次設置していく予定でございます。

○議長 新垣博正 上下水道課長 知名 勉。

○上下水道課長 知名 勉 大枠3についてお答えします。

①についてです。普天間飛行場のPFOS等を処理した汚染水を宜野湾市公共下水道へ放出



した件について、宜野湾市伊佐浜にあります下水処理場、沖縄県宜野湾浄化センターへ確認したところ、現行の法令では下水排除基準項目の中にPFOS等の規定がなく放出を規制することができず、同センターにはPFOS等を浄化する設備がないため、そのまま海に流さざるを得ないとの回答でございました。また、8月30日に宜野湾市役所下水道施設課へ対応策等を確認したところ、現段階で近隣市町村と連携して抗議行動や放出中止の要請等の計画は予定していないとの回答がございました。今後、沖縄県や宜野湾市の動向を注視しつつ、協力等の要請があれば対応をしていきたいと考えております。

続きまして②についてです。アメリカ環境保護庁の規制値は、PFOSとPFOAの合計値が70ナノグラム／リットルですが、新聞報道によりますと複数の州政府が独自の規制値を設定しており、このうちアメリカ環境保護庁の規制値より厳格な水準を設定している州があるとの内容でございました。しかし、別の調査報告書ではある州は規制値が最大1,000ナノグラム／リットルと州政府間で大きな格差があるとの報告もございます。国内では、厚生労働省と環境省が水質管理目標暫定値を50ナノグラム／リットルと定めておりますので、その基準値を遵守し管理していくことが妥当ではないかと考えております。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 大枠4についてお答えいたします。

60歳未満の接種は既に8月から実施しておりますが、ネット及び電話での個人予約による接種を進めております。現在進めているワクチン接種の予約は、ネットによる個人予約となっていることから特定の年齢の優先など、予約システム上考慮ができない状況からも、接種や接種予約自体に特段の考慮はしておりません。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 泊バス停の整備についてお答えいたします。

泊バス停の修繕につきましては、去る8月5日、南部国道事務所交通対策課長が来庁し、進捗状況について説明を受けております。それによりますと、今年度におきまして設計を行い、早ければ今年中、遅くとも来年には設置したいということでございます。これまで桃原議員をはじめ屋良議員、安里ヨシ子議員にも議会で提起していただき、また要請行動なども行っていただきまして、泊バス停の修繕の目途が立ちました。大変ありがとうございました。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 では大枠1番から再質問を行います。

大枠1番の業務は、ちょっと調べたところでは業務名が令和3年度中城村商業施設誘致促進基礎調査及び基本構想策定業務委託公募型プロポーザルとあります。これ敷地は中学校跡地が1万6,297平米、旧役所跡地が2,742平米で合計1万9,039平米になっております。これが発注されているんですが、内容を見まして、ちょっと今読み上げます。1番、村の概要や近隣市町村を含む周辺商業施設の整備状況、当該地周辺のインフラ整備状況など前提条件の整理、それと地域ニーズ調査、市場調査。調査結果を基にした課題と対応方針の検討。誘致施設の概要を検討。事業スキームの検討。今後の課題とロードマップの検討とありますが、この中から事業スキームの検討、ロードマップの検討というのを見てみますと、構想の枠組みがまだしっかりとしたものを持っていないということなんですよ。調査は発注した、構想の枠組みはまだできていないということですよ。こういう事業を基本構想策定委託になりますが、こういうものを発注することは大変結構なことではあると思います。ですけれども事業スキームですね、基本構想は、私からすれば村はある程度持った

状態でこういうものは発注してほしいと。これまでいろいろ調査物の発注の場合に、どうしても丸投げに近いような形で発注してしまうと、その担当課が十分に活用できないということもあります。それでどうしても村長個人の話になりますけれども、村長にはブレーンなどが常にいてくれたら助かるかなど。以前も一般質問で話をしましたけれども、各課のコンサルですね、今でも工事によってはコンサルと契約をしてやってもらったりしているとは思いますが、年間を通しての年間契約としてのコンサルとかがいれば、いろんな情報をもらうことができます。そういった意味では、設計とか発注業務のときには、また力を発揮してくれるんじゃないかということもありまして、ぜひ村長にはブレーンをつけてほしいと。コンサルも年間契約でコンサルを常時雇ってほしいと。そういうのがありますけれども、繰り返しになりますけれども、ここで再質問をしたいと思います。大型商業施設や、例えばそこにスポーツセンターも入れるとか。今、大変難しいと思うんですけども、こういう構想があるかどうか、これを答弁お願いいたします。簡単な構想を今持っているかですね、これをお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今の御質問と答弁としては少し趣旨は外れるかもしれませんが、担当にいつも話をしているのは、この商業施設を凝り固まった形でこういうものをやりたい、ああいうものをやりたいというのはなるべくは避けてくれと。門戸を広げて、ニュートラルと言うんですか、いろんなものに対応できるようなもので考えてくれないかということ、基本に話はしてあります。というのは今おっしゃるようにスポーツ施設が来るのか、あるいは我々が想像しているような商業施設が来るのか、あるいは複合になってくるのか。ほかにももしかしたらもっといい案がある

かもしれないということで、ちょっと欲張りかもしれませんが、少し間口を広めにとってくれよという話では、担当課のほうにはお話をさせていただいております。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 今の答弁、大変いいことではあります。ただ私の希望としては、こういう委託業務を進めるときには、少なくとも村長、副村長には事業スキームですね、枠組みでこんなものという腹案ではないですね、それよりもっと強い意味での案を持っていただいて、それから調査する業務を発注して、比べながら進めていくのを見たほうが、丸投げに近いような答えではなくて、もっといい答えが出てくるんじゃないかと思うものですから、こういうふうに村長がいろいろ話を聞いたりするブレーンとかコンサルとか、ぜひそういうものを利用しながら進めていっていただきたいと思います。大枠1は以上です。

次に大枠2、大型MICE施設について再質問いたします。これは7月のはじめでしたか、県から以前、国の意地悪ではないんですが、国からの補助金がストップするとかしないとか、そういうことで大型MICE施設は頓挫ではなくてストップした状態がありました。今年7月頃でしたか、大型MICE事業については県が必ず事業を進めていくという発表もありまして、事業を前に進めるとの方針を県が打ち出しました。その後、整備計画では核となる大型MICE施設とその機能を補完する宿泊施設を先行し、その後、ほかの施設を段階的に整備するとあるが、何はともあれ、まずは交通アクセスの整備が必ず必要になってきます。ここで再質問いたします。先ほど質問にもありましたけれども、西原バイパスの整備が進められております。それと県のほうの東西道路ですね、それも進められておりますけれども、道路行政の中でほかにも中城村を取り巻く道路の開発などが、今情報

として何かあるかどうか伺います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

道路の整備については、それ以外の情報は現在ございません。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 ありがとうございます。

続きまして、これは案としてではありますけれども、再質問でモノレールの延伸につきましては、今浦西駅からすぐ海のほうに向かってきて小那覇、MICE施設の近くまで駅を延ばしてモノレールを延伸しようという話もありますし、今の浦西からすぐ北向けに中城村の琉大南上原、あの辺に向かって延伸させようという話もちらっと聞いたことはあるんですよ。ですからそのモノレールの延伸についても情報がないか。都市建設課、そういう情報がないか質問します。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

今のところ情報はございません。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 モノレールの延伸については、実際に話は出ているみたいなので、それは村として注視をしていただきたいと思いません。正式な情報にはまだないかもしれませんが、県議などではちらっとそういう話を聞いたこともありますので。

あと3番目に先日、石原議員のほうから発案がありました護佐丸バスの運行ルートの開発、その件について質問します。石原議員の運行ルートの開発の中では、吉の浦を中心にして行って戻ってくる、そういう話がありましたけれども、MICEが進められていった場合に、中城のほうからの交通アクセスですね、今のところ路線バスなども少ないものですから、護佐丸バスなどを利用して、何とかMICE施設の近くまで行ったり来たりできるような、そうい

う考え方を持って、案として検討していくことはできないか、伺いたいと思います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（15時01分）

~~~~~

再開（15時02分）

○議長 新垣博正 再開します。

企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

護佐丸バスのMICEまでの延伸計画等の考えはということですが、基本的には村内を周遊する交通なので、最終的には現在の普天間方面や中部商業等への地区外への交通も実施していますので、その時点でまた検討はできるものと考えます。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 ありがとうございます。

続きまして大枠2の②。これは沖縄サンライズエリアサイクリングマップの件なんですけど、自転車道を設置するというので、サンライズ協議会の中で60万円で34か所の看板設置とあります。これは自転車に乗っている人はその看板を見て、そのルートなりに走っていけば、そのルートは走れるとは思いますが。しかし北部の名護辺りを見ると、自転車道というのはもう少し安全な形で、あつちは道も大きいというのがあるんですけど、安全な形で造らないといけないと思います。最初の質問の中で、私は標識標示としましたけれども、標識のこれは看板は標識の一部にはなりますけれども、実際に車の運転手が自転車に乗っている人を見たときに、自転車に乗っている人は標識で走っているからいいんでしょうけれども、車の運転手はただ自転車が走っているなとしか思わないので、安全確保の面では、相当弱いんじゃないかと思えます。そこで標示ですね、区画線とか道に書いた線ですね。名護市では、自転車道にはよく弓矢の羽みたいなものでいろいろ書かれたりしますけれど

も、あれは矢羽根というんですけれども、矢羽根施工って、ああいったちょっと変わったラインの施工の仕方では、標示をやっていけば、自転車に乗っている人の安全確保には大変有意義なものになりますので、そういう横の看板の標識だけではなくて、標示についても採用するように、中城村のほうから何とか協議会のほうにも案を出して、そういう標示のほうも進めていけないかということで、何とか担当は都市建設課ですか、こういう提案もできないか伺います。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えいたします。

提案は可能だと思います。また議員がおっしゃるように、自転車道路という部分での道路の幅員もございませんので、その辺は安全性を担保できるような自転車道路であればいいというのは感じております。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 区画線で、この幅を確保できないということであれば区画線で線を引いてしまって、幅にしてしまうとまた車道がおかしくなるとおっしゃいますから、そういうことはしなくても、運転手が見て分かるような方法を考えて、路面のマークをちょっと増やすとか、いろんな方法があると思いますから、何とか提案をして、安全確保に努めていただきたいと思います。大枠2は以上です。

大枠3の前に別のところを先に再質問いたします。まず4番の新型コロナワクチン接種については、これは皆さんたくさん質問が出ていますから、再質問はなしとします。

5番の泊のバス停について話をしたいと思います。大枠5番、再質問です。まず最初に新規バス停の設置がいかに難しいかというのをちょっとだけ話をします。8月に県の中部土木事務所から浦添のほうにバス停2基設置の工事が発注されましたが、バス停2基の設置で、向かい合ったバス停なんですけれども浦添のバ

ス停2基設置で1,930万円で落札ということになりました。多分中部土木事務所では、これが今年のバス停発注は終わりだと思います。2基で。北部土木事務所も、毎年大体年に2か所ぐらいの発注しかありません。南部土木事務所に関しては、ここ四、五年バス停設置はありません。それぐらいバス停設置は少ないんですね。国道の場合、道路改良工事、修繕工事、改良工事とセットになったバス停設置はありますけれども、もう何か年も中城村の泊みたいな状態のところで、新規にバス停設置するというのは何か年も動いていないことであり、本当に少ないことなんですよ。それを中城村の泊は設置してくれということで、国道事務所に話を持ち込んでやっています。その中で、今回南部国道事務所の交通対策課長に、私も8月に会ったときに、バス停の件はどうなっているかと確認したら、屋根とかベンチだけという考えではなくてもいいですよ。これ令和3年度に設計、遅くとも令和4年度には設置をしますという話がありました。何でこれを持ち出すかと言いますと、去年の初めに修繕をしますという返答を国道事務所からもらいながら、修繕が行われなかったものですから、それで今日確認のために一般質問をしているわけです。そこで総務課長に確認します。今年度の返答は、令和3年度には設計、遅くとも令和4年度には設置をしますということで、これで間違いはないですよ。これは南部国道事務所の返答ですよ。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

私のほうも、8月5日に交通対策課長と同係長と面談しております。その中で話が先ほど答弁した内容で、今年中に設計をする。早ければ今年、遅くとも来年には設置をしたいというお返事だったと記憶しております。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 ありがとうございます。

去年みたいに修繕しますと言いながら、いつの間にか声が聞こえなくなったということは今回はないと思いますので、安心して待つことにします。

ここで大枠3番、PFOSについて再質問いたします。さっきの答弁中で浄化センターにはPFOS等を浄化する設備がないため、そのまま海に流さざるを得ないというのがありましたけれども、これは浄化センターの立場としてはこういうふうになると思います。実際、米軍がやったことは県や宜野湾市が焼却処理を求めている中での公共下水道への放出でありますから、これは大きな問題ですよ。沖縄の基地問題については、政府や防衛施設局は米軍に対してはなかなか厳しく対応することがなく、沖縄が軽視されているのは明らかであり、そのためにも県や7市町村が団結して行動があるようであれば、ぜひ前向きに村としても行動を起こしてほしいと。7市町村ともにもし動ける機会があればぜひ行動をとともにやってほしいということをお願いして再質問ということにしました。答弁は要らないです。

大枠3番、②。日本の水質管理目標では50ナノグラム／リットルが目標値ということになっておりますが、8月26日に米軍より放出された汚水はPFOS、PFOA合わせて2.7ナノグラム／リットル以下で、日本の暫定指針値、目標値50ナノグラム／リットルを下回るとして安全性を示したが、実際に先ほど申し上げたようにPFASは体内に蓄積されるものであり、全く安全とは言えません。例えば50ナノグラム／リットル以下であればいいと言いますが、実際に50ナノグラム／リットルに4リットルの真水を足すと10ナノグラム／リットルになりますよね。分母が5リットルになれば、もちろんこれを薄くすることはできます。ですからまず先ほどの答弁の中に、アメリカで1,000ミリど

際には今みたいにただ水で薄めれば、含有量が減ったということになりますので。実際に日本の暫定指針値や米国やヨーロッパの高い規制値を持っているところもあるという話もありますけれども、こういうことは全く参考にする話ではなく、必要なことではなく、もともと自然界に存在しないものでありますから、まずは北谷浄水場で使われている嘉手納井戸群やその他の汚染水は使わなくて済むように、また極力割合を減らすように、なかなか国管理のダムは出してくれないんですが、国管理のダムの水をもっと利用できるように村当局、上下水道課は考えていただきたいと思います。この問題は石川浄水場から水を引くとかどうのこうのって簡単にできるものではないので、今ここですぐ答弁を求めて、はいやりましょうということにはならないんですが、村当局と上下水道課は、何か少しでも水をよくするような案があれば、飛びつくような感じで頑張りたいと思います。以上で私の一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で桃原 清議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時17分）









## 令和3年第4回中城村議会定例会（第5日目）

|                                                 |                 |                     |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|---------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 令和3年9月6日（月）     |                     |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 令和3年9月10日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 令和3年9月10日（午後3時02分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）                           | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 安 里 清 市             | 9 番                                | 比 嘉 麻 乃   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 修               | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 渡 嘉 敷 眞 整           | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                                 | 4 番             | 屋 良 照 枝             | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                                 | 5 番             | 桃 原 清               | 13 番                               | 石 原 昌 雄   |
|                                                 | 6 番             | 玉 那 覇 登             | 14 番                               | 伊 佐 則 勝   |
|                                                 | 7 番             | 新 垣 貞 則             | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 大 城 常 良             | 16 番                               | 新 垣 博 正   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                     |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 5 番             | 桃 原 清               | 6 番                                | 玉 那 覇 登   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 比 嘉 保               | 議 事 係 長                            | 根 間 忠     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | こ ども 課 長                           | 金 城 勉     |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 企 画 課 長                            | 比 嘉 健 治   |
|                                                 | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | 都 市 建 設 課 長                        | 仲 村 盛 和   |
|                                                 | 総 務 課 長         | 與 儀 忍               | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 欠 席       |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 義 間 清               | 上 下 水 道 課 長                        | 知 名 勉     |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 欠 席                 | 教 育 総 務 課 長                        | 我 謝 慎 太 郎 |
|                                                 | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 生 涯 学 習 課 長                        | 稲 嶺 盛 昌   |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳               | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 宮 城 政 光   |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 仲 松 範 三             |                                    |           |

## 議 事 日 程 第 5 号

| 日 程 | 件 名                                            |
|-----|------------------------------------------------|
| 第 1 | 一般質問                                           |
| 第 2 | 意見書第14号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書      |
| 第 3 | 意見書第15号 米海兵隊による有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）の汚水排出に対する意見書 |
| 第 4 | 決議第7号 米海兵隊による有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）の汚水排出に対する抗議決議  |

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に新垣貞則議員の一般質問を許します。

○7番 新垣貞則議員 すみません。一般質問に入る前に誤字の訂正をお願いします。大枠2番の②、住民環境とありますが、「住居」に訂正です。

それでは議長の許可を得ましたので、7番新垣貞則の一般質問を行います。

大枠1番、久場地区の施設整備。①久場公民館下の海岸～中城モール海岸まで、防砂ネットの支柱が錆びて、砂が住宅地や畑まで来るが対策は。②「東海産業～熱田」約800メートル護岸は沈下して台風接近時は、大粒の潮が住宅地・工場・畑等へ塩害被害を発生しているが対策は。③「東海産業敷地内の戦後引揚者上陸碑」の移転計画とマスコミ関係者への広報活動の取組は。

大枠2番、中城小学校区内の環境整備。①泊久場境界線は、道幅が狭いため、対向車が接触事故を起こす恐れがあり、課題解決として、U字溝に蓋をし整備する考えは。②中城小・津覇小、両小学校とも生徒数が減少している原因は、生徒数を増やすために、住居環境整備する取組は。③中城城跡の(南の郭)野面積みされているが、木の根っこが大きくなって城跡を壊す恐れがあるが対策は。④添石・伊舎堂・泊まで潮垣線農道は凸凹して、雨が降ったら水が溜まり農家の人たちが困っているが農道補装工事計画は。⑤なかぐすく日の出園側の吉の浦線は、毎回大雨のたびに、排水路から水が道路に氾濫するが対策は。

大枠3番、一般質問を通して地域の活性化を図る。①吉の浦公園機能整備基本計画の目的は。

整備計画では、村民は、海岸・護岸をどうしてほしいとありますか。②村民は、ウォーキングコースの改修、改善要望は、どのようになっていますか。③中城中学校、部活動の生徒たちをトップアスリートに導き、中城村から初のオリンピック選手の夢を達成する取組は。以上、簡潔な答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは新垣貞則議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては都市建設課と教育委員会、大枠2番につきましては都市建設課と教育委員会、産業振興課、大枠3番につきましては教育委員会のほうでお答えいたします。

私のほうでは、お尋ねの戦後引揚者上陸碑移転計画、粛々と進めており、また非常にいい報告を聞いております。ただ、残念だったのが、議員もここで指摘しておりますけれども、マスコミ関係者への発信の部分で、実は、京都舞鶴市の引揚げで、非常に有名ですね、岸壁の母の二葉百合子の。舞鶴市長もお招きして、図書館で企画展を開いて、そのイベントをやる予定だったんですけれども、これが今のコロナ禍で発信ができなくなりまして、時期を見て、またそれを企画してもらいたいなと教育委員会と今話をしているところでけれども、そういうことがまたできれば、余計にこの久場も引き立てることができまして、沖縄県民にとっても非常にいいことじゃないかと思っておりますので、引き続き、もし可能であれば、それもまた実現していきたいなと思っております。

詳細につきましては、また担当課のほうでお答えいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 おはようございます。大枠3の③については、今までの取組として、夢先生ということで、水泳競技でオリンピックメダリストの松田丈志氏やプロ野球選手で沖縄出

身中日ドラゴンズで投手として頑張っている又吉克樹投手等のトップアスリートを招いて講演会や生徒との交流会を実施し、生徒に夢を与える事業を展開してきました。また、教育長としては、学力面でもスポーツ面でも、「人は人がしか育てきれない」という考えの下、毎年的人事異動で指導力のある教員の配置を中頭教育事務所に強くお願いして、児童生徒のよりよい変容に努めているところです。

大枠1の③、大枠2の③、大枠3の詳細に関しては生涯学習課長から、大枠2の②については教育総務課長から答えさせます。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 御質問の大枠1の①と②についてお答えいたします。

まず①についてです。防砂ネットについては、中部土木事務所の管理となっており、今年度、対策検計業務を行い、その後、対策工事を行うことを確認しております。

②についてです。昨年度から県へ要請を行っております。県のほうで調査を行うということは伺っております。

大枠2の①です。現在のところU字溝への蓋設置の予定はありませんが、車両通行の状況や、他の道路の整備等、優先順位を確認し整備については検討していきたいと考えております。

②についてです。南上原以外の地域でも、緩和区域の指定がされていますので、以前より住宅が建てられる環境は整備されていると考えております。

⑤についてです。冠水対策の補助事業がないか、対策工法も含めて、県産業振興課と調整を行っていききたいと考えております。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 新垣貞則議員の一般質問にお答えいたします。

まず、大枠1、③戦後引揚者上陸記念碑についてですが、設計は8月までに完了しております。

して、今月から移設予定地を管理している中部土木事務所と手続を行い、来月10月から12月にかけて移設工事を施工する予定で進めております。また、マスコミ等への広報活動につきましては、適宜情報発信をしつつ、移設終了後には記念碑への来訪呼びかけ、また引揚者、かなり高齢にはなっているかと思うんですが、ぜひ証言提供などもお願いしていきたいと考えております。

大枠2、③の中城城跡城壁への対策についてですが、令和2年度に中城城跡共同管理協議会で大規模な樹木の伐採を行っております。南の郭でも石積みに根を張ったり、その周辺の高木の上部を剪定しております。樹木によっては、一気に伐採や根を枯らすなどをすることで根っこで保持されていた石積みが崩れる原因となるため、本格的な修復工事が行われるまでは、定期的な樹木が枯れない程度に剪定するなど、適切な管理を行うよう共同管理協議会と連携して対策をしております。

大枠3、①の吉の浦公園機能強化整備計画の目的についてですが、こちらは何度も御質問がございますが、吉の浦公園施設では村民の健康づくりやスポーツ活動、各種イベントの拠点として親しまれておまして、今後も子供からお年寄りまで憩え、また、スポーツによる地域振興を推進し、スポーツキャンプ・合宿・各種大会等に資するためと、さらに財政的負担を考慮しながら、計画的に吉の浦公園等を整備することが目的となっております。また、海岸・護岸に対する要望としては、植栽の手入れや清掃等の美化に関するのと、遊泳やバーベキューができるようにしてほしいというアンケートの結果がありました。

②のウォーキングコースへの要望については、舗装、照明の改修、コースの美化など、安全・安心に利用するための維持管理の要望があります。

③のオリンピック選手への取組ですが、先ほど教育長からも答弁がありました、夢先生での取組や、また村民体育館においては、昨年度現役NBAコーチによるバスケットボール教室の開催、Jリーグチームによるサッカー教室の開催、吉の浦総合スポーツクラブによる陸上競技メダリストの方の講演会など、児童・生徒がオリンピックや各プロスポーツ選手から直接競技指導を受けたり、講話を聴くなどの機会を数多く取り組んでまいりました。さらに、今回のオリンピック・パラリンピックの機運を高めるために、ホストタウンとしての交流事業を開催して、そのときには3小学校、中学校にカーボベルデの会長ドロリコさんを交流として、講演にも行って、児童生徒には今回のオリンピック・パラリンピックに対する機運はかなり高まったのかなと思っております。今後も関係機関と連携しながら、将来、中城村からオリンピック選手や各競技のプロ選手、トップアスリートが誕生するよう支援してまいります。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では、大枠2の②についてお答えいたします。

中城小学校、津覇小学校の児童数の傾向については減少傾向でありましたが、近年は増加傾向にあります。中城小学校においては令和2年度より増加しており、津覇小学校においても令和3年度より増加しております。児童数については、令和3年度と2年度を比較すると、中城小学校が令和3年度344名、令和2年度340名で4名の増、津覇小学校においては令和3年度235名、令和2年度221名で14名の増となっております。以上です。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 それでは新垣貞則議員の大枠2の④について答弁いたします。

農道整備は現在、中城第3地区（屋宜の一部～添石の一部までの区域）を施工中でございます。

中城第3地区の工事は令和4年度で完了する予定でございます。質問にある添石の一部～泊地区は当初、令和5年度～令和7年度までの整備予定でありましたが、中城第3地区と並行して、当間地区農道整備を（添石の一部～泊地区まで）前倒しをして、令和4年度から実施設計を行い、令和5年度より工事を着手、令和6年度に完了する予定でございます。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 それでは大枠1番の①久場公民館下の海岸から中城モール海岸まで、防砂ネットの支柱が錆びて、砂が住宅地まで来るが対策について再質問します。先ほど都市建設課長から答弁がありました。県は防砂ネットの修繕を準備しているという答弁がありました。早急に整備するよう、県に要請をお願いします。

次に②東海産業から熱田まで、護岸約800メートルは沈下して、台風接近時は大粒の潮が住宅地・工場・畑等へ塩害被害が発生しているが対策について再質問します。東海産業から熱田まで、護岸約800メートルは地域の人たちから台風や高潮のときは海岸ごみが畑に散乱し、今回も7月に発生した台風6号で畑や護岸に空き缶、ペットボトル、海岸ごみが散乱し護岸の陥没も広がって困っている。また、久場自治会長からも護岸の陥没も大きくなって倒壊の危険があるので対策をしてほしいと村へ要請しました。護岸は倒壊する危険箇所があります。早急に修繕する必要があります。今後の課題解決に向けての取組はどのように考えていますか、伺います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

今年度の海岸事業要望ヒアリングの中で、早急な事業化を要望しておりますので、県の対策を今待つような状態であります。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 東海産業からも熱田ま

での護岸のところは、倒壊する危険性があります。現場は去年よりも沈下していますので、後ろ側は久場の人たちの畑がたくさんありますので、県に調整をしながら早く対策をやってください。

次に③東海産業敷地内の戦後引揚者上陸碑に移転計画とマスコミ関係者への広報活動の取組について再質問します。久場にある戦後引揚上陸碑は、戦争の惨禍を忘れずに、永遠の世界平和を祈念して建設されたが、東海産業の敷地内にあり私有地のため一般の方が入りにくい状況でした。久場区民からいつごろ移転しますかという声があります。先ほどの生涯学習課長から10月に工事を始めるということでありましたので、早急にやられてください。それで、戦後引揚上陸碑は中城村の近代史に残る重要な文化施設です。村民や沖縄県民、全国民に情報を発信する必要があります。マスコミ関係者、新聞やテレビなど、広報活動の取組についてどういう取組を考えていますか。説明をお願いします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

先ほど村長のほうからも答弁がありましたが、今回舞鶴の件は事業を中止するわけではなくて、舞鶴との調整中、向こうの京都のほうもコロナの状況も厳しいところにあるというお話なので、こういった他市町村とできる交流である情報発信であるとか、また生涯学習課の文化財を担当する文化系のほうでも学芸員を含め、新聞が中心になるかと思うんですが、そういったところへの情報発信に努めていきながら、上陸碑が移転した暁にはぜひ、今まで時間の制限であったり入るのに厳しいところもありましたが、自由に見学できる状況を村広報も含めホームページ、できる限りの媒体を使って広報していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 村長からも先ほどすば

らしい答弁がありましたので、非常にいいことだと思っております。戦後引揚上陸碑は戦争の惨禍を忘れずに、永遠の世界平和を祈念して建設された重要な文化施設ですので、全国に発信をよろしくをお願いします。

それでは大枠2番のほうを質問します。中城小学校区内の環境整備の①泊久場境界線は道幅が狭いため対向車が接触事故を起こすおそれがあるので、U字溝に蓋をして整備する考えについて再質問します。泊久場境界線は、村民が中城小学校への送迎や仕事の通勤、帰宅に活用する人が増えて道幅が狭いため対向車が接触する事故を起こすおそれがあります。泊区民からU字溝に蓋をしたら道幅も広がるので、改善してほしいとの声があります。先ほどの都市建設課長からもありましたが、久場境界線の全てではなくて、泊中央線から中央鶏卵社まで年次的にまたU字溝の道路整備はできないでしょうか。伺います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

現在設置されている側溝は蓋かけ専用ではなくて、全部取り換える必要がありますので、取り換えるには設計等が必要になることから、維持管理の範囲ではちょっと厳しいと考えております。ただ、将来的には事故防止の観点からもそういった整備の検討はやっていかないとけないと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 次に②中城小、津覇小、両小学校とも生徒数が減少している原因は、生徒数を増やすために住居環境を整備する取組について再質問します。現在計画の学校整備計画では、中城小学校と津覇小学校の1年生から6年生までの学級数と生徒の説明を伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

小中学校改築整備計画の中では、改築後の生徒数の推計に基づき、学級数を設定しております。学級数については小学校1年から2年生については1学級当たり30名、3年生以上については1学級当たり35名で設定しており、現在の推計上においては十分必要な教室数を設定しております。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今、教育総務課長から答弁があり、中城小学校の生徒数は344名で変動はないです。津覇小学校の生徒数は235人で、中城小学校よりも100人余り少ないです。津覇小学校、今は2クラスで、少人数学級で2クラスだと思います。それで今後とも津覇小学校区はだんだん人口が減少すると思います。そういった津覇小学校の人口減少、これは都市計画のマスタープランのほうにもあります。津覇小学校の児童数減少、今後そういった減少に対する対策をする必要があるとマスタープランにあります。津覇小学校の児童数を増やすためにどういったことを考えていますか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

津覇小学校の生徒数の少ない原因については、実際にアンケート調査等を行っておりませんが、平成30年度までは毎年両小学校の児童数については60名程度の差でありましたが、令和元年度より両小学校の差が開き始めており、今年度109名の差となっております。原因については、こちらの想定としてですが、区域外への転出などで減ってきているのではないかと考えております。教育委員会といたしましては、津覇小学校の生徒を増やす取組については、現在教育委員会では行っておりません。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 それでは副村長にお伺いします。前に安里清市議員のほうに、泊地区

から嘆願書の件で答弁がありました。その嘆願書が泊地区から出ていると思います。その嘆願書が出ている趣旨の内容を説明してください。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時26分）

~~~~~

再 開（10時26分）

○議長 新垣博正 再開します。

副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えします。

嘆願書の趣旨といたしますか、農振整備計画から農用地地区を見直してくれという要望だと思います。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 嘆願書の趣旨は、泊区地域は住宅地の現状がほぼないのに等しい。子や孫が家を建てられる土地はあっても、建物が建てられない状況です。国道329号の山手側については土砂災害区域で指定され、宅地としては不向き。それで下のほうに最適地ということで嘆願書が出されています。それで、この嘆願書を出した地主から、嘆願書の件について県の担当に相談したら、地主の土地に関しては農振除外はできない。各市町村とも似たような案件で農振除外、農地転用し、次男、三男の住居整備をしている。泊地区の斜面は5月末に第二次土砂崩れ地帯に網かけされているので宅地は厳しい。地主の方から、泊で住宅建設をして子育てをしたいが山側の斜面は土砂崩れ地帯で住宅建設は厳しい。吉の浦線下は土地改良区で農地は10ヘクタール以上の集団農地で家が建てられない現状です。村として、泊地区で次男、三男の住宅建設に向けてどういう取組を考えていますか。伺います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時28分）

~~~~~

再 開（10時29分）

○議長 新垣博正 再開します。

都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

現在の法律の中では、緩和区域の中で、緩和区域を指定された区域とかがありますので、そのような要件で住宅建築には取りかかることになっております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 県の担当者からは、今後吉の浦線から下の農振は宅地になってもおかしくない状況である。県としても農業従事者は農業振興のマスタープランに振興するものは積極的に前向きに行く。また、農業振興につながる案件については農地転用などは可能と、令和2年度以降からは転用の案件は緩和されている。農振除外はできないことはないという回答をもらったそうです。県の担当者からは、中城村から嘆願書が出された農地に関しては、農振除外の申請が出れば検討するそうです。中城村から沖縄県に農振除外申請の提出はできないでしょうか。お伺いします。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 農振除外の申請は可能ではあります。可能ではあるんですが、今回の嘆願書は複数の方からも、要するに見直しの要望でございまして、個別の事例ではないわけです。個別の農振除外申請は1件の方が出されておりますので、その件について産業振興課の中で協議をして、県への進達には至っていないということになっております。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今、嘆願書は1人の方が出しているんですか。今、1人の方がと言われたんですが、嘆願書は1人なんですか。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 連名で出されています。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 嘆願書は16名の方々が、

さっき言ったように若い人たちが住みよい地域としてこの下地区は最適だということで、16名の方々が嘆願書を出しています。そういうことですので、泊地区の若い人たちが今建物が造れない状況で、この方はここで子育てしたいということを行っています。生まれ島に住んで子育てをしたいのに何で造れないのということで、そういうことがあるものだから、どうしても若い人たちの住みたい心を私たちはやらないといけないんじゃないかと思っています。これは本当の課題ですので、それで泊地区はゼロ歳から5歳までの人数は14名です。平均で3名しかいません。3名の子供たちがいない状況で、将来的にはもう本当に子供たちがいない状況。それは建物が造れないのが原因だと思っています。そういった課題を解決しないと、中小も津覇も少子化になってしまっただけで中城村の未来はないと思っています。それで村長に伺います。この嘆願書を出した地主が沖縄県農政課に農振除外の件について相談したら、県の農政課担当者からは、中部広域に移行しても農振除外しないと建物は造れない。中城村、北中城村では取り組んでいる那覇広域化への移行については予想外のハードルが高く、近年では難しいとの県からの話がありました。また、中部広域に変更になった場合、泊地区が行っている除外変更や宅地の法的なものが厳しくなり、もっと宅地建設がやりにくい状況になるとアドバイスをもらったそうです。県としては、各市町村が行っている区域区分を使い農業の発展、住宅環境を整備したほうが良いとの回答をもらったそうです。私のほうからは資料がありますように、これは2015年の国勢調査の資料ですけれども、下のほうです。ゼロ歳から14歳までが17.4%です。これは中城村のほうです。それから65歳からの高齢者ですが、足したら37%です。それで30年後の2045年には、ゼロ歳から14歳が16.1%、それで65歳以上は60%になります。それで子供たち



が少なく、人口の半分以上が高齢者です。少子高齢化社会になっています。今後の少子高齢化対策として、若い世代、次男、三男が住宅を造れるように子育ての定住を促し、宅地供給や出産、子育ての支援の拡充が図られ、村長が目指す子育て支援、それで、今言ったように今後そういった農振除外の検討をしないといけないんですけれども、そういった農振除外をするということで、下地区のそういった人口増加の取組をどのように考えていますか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今のお話を聞いていますと、これはもう議員もずっと久場に生まれ育って、中城に生まれ育ってお分かりのとおりだと思いますが、今に始まったことじゃないですよ。これはまた地域、泊だけが建てられないんじゃない、中城下地区全部同じことですよ。もう何度もこの議会でもお話ししていますが、昭和49年からの法律に我々はまだ縛られているわけですね。それを私はダイナミックに変えたいということで中部広域への移行を今提言をさせていただいているんです。変えたいからです、今の状況を。農振除外するとかしないとかで住宅は建てられるわけではないですよ。最終的には住宅が建てられる地域かどうか。いうならば現状の法律の中では調整区域なのか市街化区域なのかでしか、そこに緩和区域が今入ってきていますけれども、少しの光は見えてはきていますけれども、これを抜本的に変えるにはもう法律自体、先ほど中部広域には余計に住宅が建てられないような話をされましたけれども、それは又聞きですか、議員本人が聞かれたのか。これがもし本当にそういうことを言っているような県の担当者があるらしたら、私が直接行って話をしますよ。これは誰が考えても現状より悪くなるわけがない。我々が中部広域に移行をしてですね。この住宅建築ということだけに関して言えばですよ。

ですから、それをあまりにも早く行きすぎたら乱開発につながる。あるいは地域の実情に合わなくなる。守るべきものが守れなくなるからということで、選択肢を増やすだけの話を今させていただいていますよ。我々は乱開発をしたり、住宅を全ての地域で建てられるためにやろうとしているわけではない。しっかり守るべき一次産業、そして発展すべき三次産業を含めて考えていきたいということですので、この部分だけに特化した形での議論はいかなものかなと思います。やはり将来的な話をしっかり踏まえた中で、誰から聞いた云々ではなくて、しっかり法律と照らし合わせながら、また今地道に北中城村と一緒にまちづくりをやって、宿題をいただいているわけですから、そこを今提示をして、そこを一つ一つ階段を上っていこうとしている段階ですので、御理解をいただきたいと思いません。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 ちょっと教えてもらいたいことがあるんですが、那覇広域から中部広域に移行して、農振除外をしなくても住宅建設はできますか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 ゼロか100かでは回答いたしませんけれども、当然、中部広域の範囲であろうが、那覇広域の範囲であろうが、農地法は存在しますし、それをしかるべき法律の範囲内の中で解決していくと。いうなれば那覇広域で解決できるもの、中部広域で解決できるもの。例えば農地に住宅建築する場合でも、那覇広域ではできないものが中部広域では5条申請だとか、あるいは現況証明だけで建築ができるだとか。これは例えばの話ですよ。そういうものが変わってくるわけです。ですから1つ1つの案件だけではなくて、これからやっていく作業の中で出てくることですので、あまりその農振を外すとか外さないとか、そういうところ

ろだけを見ないほうがよろしいかと思えます。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 誤解をしないでください。若い人たちからそういった要請があるものだから、私も村長がおっしゃったように子育てがしやすい環境をつくろうということで作る。それで今中城村は次男、三男が建物が造れないという課題があります。私は村長と思いは一緒です。若い人たちに建物を造らせて子育てを支援をさせたいなという思いでやっています。それで今、次男、三男が建物を造れないような状況です。そういった課題を解決しないといけないんじゃないかと。それは今言ったように泊地区の問題だけじゃないです。中城小学校区もそうだし、津覇小学校区も全て中城村は大体子育て、若い人たち、次男、三男が建物が造れない状況。それで行政懇談会のときも住民の方々から、早く建物が造れるようにしてという意見が多かったと思えます。そういうことですので、誤解がないように。私も村長と同じ思いです。そういった若い人たちが建物を造って子育てをしっかりとってもらいたいという思いで質問しています。では、その件は次にやります。

次に③中城城跡の南の郭野面積みされているが、木の根っこが大きくなって城跡を壊すおそれがあるが対策について再質問します。中城城跡の南の郭が野面積みされているところがある。ソテツや木の根っこが大きくなって城跡の石が壊れるおそれがある。中城城跡は世界遺産にも登録、観光振興の誘致する中城のシンボルです。早急に修繕する必要がありますが、ソテツや木の根っこが生えています。いつ頃そういった修繕とかを考えていますか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

先ほども答弁いたしました。毎年城跡内におきましては一の郭を含め南の郭、周辺内部の除草、剪定作業を実施しております。今後とい

うことになると、現在、今年度は一の郭のコーナ一部分の工事に入ります。その一の郭の整備が終わり次第、こちらは今のところ4年度を予定しております。5年度から南の郭の整備に入りますので、その時点で中城城跡整備工事の事業の中で根っこ、大きな部分は撤去してまいりたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 中城城跡は世界遺産に登録されていますので、早めにそういった根っこがあったら取り除いてください。

次に④添石・伊舎堂・泊までの潮垣周辺の農道は凸凹して、雨が降ったら農道に水がたまり農家の人たちが困っているが、農道舗装工事計画について質問します。現在、中城第3地区、屋宜と添石の農道舗装工事をやっていますが、農道舗装事業計画では、令和5年度から中城第4地区の伊舎堂、泊の農道舗装工事をやります。農家の人から伊舎堂、泊地区は縦の排水路が少ないので、大雨のときは道路から水が畑へ流れて農作物の被害が発生している。それで農道舗装工事と一緒に縦の排水路、そこも整備できないでしょうか。お伺いします。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 ただいまの御質問ですが、日の出園の下のほうのことをおっしゃっているんですか。今、その部分については、当間地区ですが、これから4年度に設計を入れて、6年度までの完成に向けて工事を進めていくんですが、その中で排水がこの農道舗装の整備の中で排水が造れるかどうかということは今県と調整中でございます。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 潮垣線は大雨のたびに道路に水がたまっていますので、排水路も一緒にやったら水が海に流れますので、こういった対策につながりますので、そういったのも検討なされてください。

次に⑤なかぐすく日の出園側の吉の浦線は毎回大雨のたびに排水路から水が道路に氾濫するが、対策について再質問します。伊舎堂地区の区民から、日の出園上の上流からの雨水が下流側に流れて側溝が曲がって入ってくるために水があふれて吉の浦線道路に氾濫する状況で、大雨のときには蓋も取れる状況である。昔は排水路が真っすぐで水が海に向かって流れて水が排水路からあふれることはなかったそうです。産業振興課と連携して令和4年度から伊舎堂地区農道73号舗装工事が開始します。伊舎堂地区の村道48号拜所線、日の出園側の排水路から農道73号舗装工事の側に排水路を整備したら、吉の浦線から海まで排水路が真っすぐになり、水があふれることなく海にスムーズに流れる。伊舎堂自治会からも要請があったと思いますが、早急に改善してほしいとありました。今後の排水路の取組について説明をお願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時47分）

~~~~~

再 開（10時48分）

○議長 新垣博正 再開します。

副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 それでは私のほうから答弁いたします。先ほど日の出園の話をしましたけれども、その部分も含めて今回の農道整備の部分で県と調整中ということです。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 では大枠3番、一般質問を通して地域の活性化を図る。①吉の浦公園整備計画の基本目的は、整備では村民は海岸・護岸をどうしてほしいとありますかについて再質問します。去年生涯学習課の職員の皆様や中城村青年連合会を中心に、各種団体と連携をしてきれいにしたら、保育園児が海で遊び、親子で貝殻拾いや高齢者の方々がウォーキングなどをして、多くの村民が活用しています。現在、

護岸は雑草や木が大きくなって通りにくい環境にあります。村民からはきれいにしてほしいという声があります。護岸は県の管轄ですが、年2回の草刈り作業では、すぐに雑草や木が大きくなり環境は悪化します。今後はどのようにして護岸をきれいにと考えていますか伺います。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それではお答えいたします。

議員御指摘のとおり、護岸、大分草が伸びている現状にもなっております。年に2回のボランティアを中心にしておりまして、現実的には県の管轄ではありますので、県への要望を含め関係課等を含め、ぜひ足を運んで護岸の美化についてぜひ要望してまいりたいと。今後も各種団体、教育委員会を含めですが、呼びかけをして、最低年2回のボランティア活動を実施しながら、護岸の環境整備に努めてまいりたいと思っております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 護岸をきれいにしてほしいというアンケート結果でも出ていますので、県の管轄ではありますが、ボランティアを募ってやるのも非常にいいかなと思っておりますので、こういった対策もやられてください。

次に②村民はウォーキングコースの改修、改善要望はどのようになっていますかについて再質問します。ウォーキングコースを全天候型にしたら村民の健康づくりの強化が図られますか、伺います。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

まずウォーキングコースを全天候型に変えるということで健康づくりが図られるかという、数値的なところは今示せないかと思えます。確かにゴムチップなり、そういったところになると身体的、膝や腰の負担軽減にもつながってま

いますし、ただし、一概にそれが村民の全ての健康づくりの強化とか、そういったところに結びつくかという、ちょっと疑問もありますが、ただし現在もノルディックウォーキングやいろいろな方々がこのコースを回って健康づくりに努めているということは感じております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 沖縄県は、ウォーキングを進めて健康長寿を復活させるようにやっています。やはりウォーキングは健康にいいということで奨励されていますので、それで全天候型にしたら強化になると思います。高齢者もさっき言ったように膝の負担の軽減になりますので、そういったところで私も全天候型のほうが健康づくりには最適だと思っています。それで、吉の浦公園整備計画に関して教育長が委員長で検討委員会を開催し、策定した計画です。村民の意見は、ウォーキングコースを全天候型にしてほしいという意見が多く、整備スケジュールでは2018年に工事開始して、2020年に完成する計画です。4年も経過していますが、まだ完成していません。なぜ整備計画どおりできない理由を説明をお願いします。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 教育委員会としても全天候型にして利用者に気持ちよく使えるようにしたいという改善したい気持ちがありますが、どうしても予算との関係、それから安全面を優先していくという優先順位がありまして、当初計画の見直しがどうしても必要になってきています。利用者の意見としてもウォーキングコースの改修に関して全天候にしてほしいという意見は20%程度で、残りの80%は暗くて怖い、それからハブが出るかもしれないので明るくしてほしい。あとは木が邪魔で歩きにくいと。それから美化を凶ってもらいたい。案内板の改修してもらいたい等の意見がありまして、それで、教育委員会としてはまずできることから優先し

て、照明灯の改修・設置。明るくして、木の剪定等を行って安全で安心してウォーキングができるような取組を今やっているところでございます。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今、教育長からの答弁がありました。整備計画の中ではゴムチップということでやられていますよね。今、私も初めて聞いたんですが、それで住民説明会のときも全天候型でやるという話をやられていましたが、それで予算が問題なんですか。全天候型にしないのは何が課題で、やらないんですか。その理由を説明してください。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

こちらウォーキング場につきましても、議員から何度かの御質問がございますし、以前答弁したように財政的な問題が一番大きなところでございます。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 この住民説明会の整備スケジュール表では、年度ごとにやられていますので、それで2億6,000万円ぐらいかかる予算ですが、それで2018年はこの予算からでは5,200万円が組まれている。それで2019年度は1億2,300万円、2020年は1億2,300万円。合計で課長がおっしゃったように2億9,000万円の計画書です。それでちょっと意味が分からないことは、この全天候型にすることが私は非常にメリットだと思っています。理由は、県総合グラウンドでも高齢者の方々がそこを利用しながら健康づくりをやっている。それで新都心のほうでも高齢者が朝とか晩とか、ここを利用しながらやっている。膝の負担の軽減にもなります。そこで子供たちもですね。コザ高とか駅伝の練習をやっています。全天候型にしたら中学校の子供たちの競技力の強化にもつながると思っています。そういった意味で私は高齢者の

健康に役立つからやっているんじゃないかと思っています。そういうことではないんですか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、全天候にすることで高齢者を含めですが、いろいろな方の負担軽減、身体的負担軽減は先ほども答弁したとおりでございます。しかしながら、整備計画全体的な中を見ていくと、ウォーキングコースをゴムチップだけを切り取るといいますか、そこだけ見るとなぜ遅いかとか、いろいろ出てくるかと思うんですが、この間に同じスケジュール表を今御覧になられているかと思いますが、野球場の整備、テニスコートの台風被害の整備、体育館の照明の整備、吉の浦会館のトイレの増築を含め、先ほど教育長からあった答弁のとおり、限られた予算の中で整備していく中で優先順位を少し前後しましたが、今後も整備計画どおりやっていきます。ウォーキングコースの全天候型については同じ考えではありますので、しかしながら財政的に一挙に2年、3年で2億円というところていくよりも今は安全面を含め、そういったところを優先させていただいているということは御理解いただければと思っております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 教育長も議会答弁では、整備計画にのっとしてそういった施設整備をやると言っています。それでその整備計画の中で平成30年にウォーキングコース、ジョギングコースを整備するということが載っています。計画どおりやるということで教育長も議会のほうでは優先順位というか、整備計画にのっとしてこの施設を整備すると言っていますけれども、ちょっとはつきりそこら辺が分からないんですが、施設は計画どおり整備しないといけないんじゃないかと思っていますけれども、そういったところはどうか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

まず、平成29年度にこの整備計画を策定しております。一括交付金を中心に今活用させていただいて整備を進めていく中で、まずこの計画がないと全ての事業の採択ができないというところを1点、理解をお願いしたいと。その中でスケジュールというところは確かに立てておりますが、先ほどから何度も申しますが、その時々々の財政状況、また野球場においてはチャレンジした結果、スポーツくじの助成金も当てはめられたと。そういったところも含め、別のところから先にやったということも御理解いただいて、何度も答弁いたしますが、全天候型が最初のうちに組まれていたというのはその要望が大きいから最初のスケジュールに当初は組んでいたというところではあるんですが、これまでの答弁のとおり、財政状況や施設の損耗を含めた柔軟な姿勢で今後も整備計画どおり整備していくという考えでございます。

○議長 新垣博正 質問者は残り時間が少ないですので、まとめてください。

新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 沖縄振興一括交付金が当初予算のとおり同額で981億円、概算要求を認めると。そういった予算を活用して村民の意見を聞きながら整備をやってください。

次に③中城中学校の部活動の生徒たちをトップアスリートに導き、中城村から初のオリンピック選手の夢を達成する取組について再質問します。今回、中城中学校の子供たちが卓球で沖縄一、バスケットで沖縄2位、陸上でも男子は1位です。三段跳びでも2位になり、たくさんの部活動の生徒たちが九州大会に参加しました。今後とも中城中学校の部活動の生徒たちをトップアスリートに育成するために、人材育成基金とは別にトップアスリート生徒たちを導く伝統校にするために、こういった取組を考えていますか。お伺いします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。  
○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。  
議員おっしゃるとおり、今年度は特に目覚ましい活躍が中学校の部活動では見られております。それが高校進学、大学、一般になっても将来的にはそこからトップアスリートを目指していく選手が来るものと思います。先ほど答弁したとおり、これまでの事業をしっかりと継続しながら、児童生徒へのどういったサポートができるか。関係機関や関係団体ともしっかり情報交換しながら児童生徒の部活動の強化を今後も努めてまいりたいと考えております。  
○議長 新垣博正 新垣貞則議員。  
○7番 新垣貞則議員 教育長に伺います。  
トップアスリート応援基金を設けて、個人や企業から寄附金を集めて、沖縄一になった指導者と選手たちを夏休みなどを活用して、九州大会でトップの学校と合宿して練習試合や練習方法や生活面、挨拶、礼儀、清掃活動などを学ばせリーダー育成を図る。この生徒たちが合宿で学んだことを部活動の生徒たちに教えることで、次のリーダー育成につながり中城中学校が活気あふれる夢、希望に満ちたすばらしい学校になる。中城中学校でトップアスリートを育成すると、高校生や大学でトップアスリートにしたなら中城村初のオリンピック選手が誕生します。中城村の生徒たちは宇宙のように無限の可能性を秘めている。その無限の可能性を導くのが私たち大人です。オリンピック選手が誕生すると、子供たちが夢に向かって挑戦する心を養います。部活動のリーダー育成を図るためにトップアスリート応援基金を設立する考えはないでしょうか。伺います。  
○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。  
○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。  
現段階では基金の設立の予定はありません。  
○議長 新垣博正 新垣貞則議員。  
○7番 新垣貞則議員 中城中学校の陸上の練

習日誌に、夢なき者よ目標なし、目標なき者よ努力なし、努力なき者よ成功なし。トップアスリート応援基金を設立して、中城村初のオリンピック選手育成を図る。子供たちにオリンピック選手になる夢を与えて、その夢を達成できるように子供たちを導くのです。中城村初のオリンピック選手の育成を図るために、トップアスリート応援基金を設立してください。そうしたら中城村初のオリンピック選手の育成につながります。これで私の一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、新垣貞則議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時04分）

~~~~~

再開（11時20分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、仲松正敏議員の一般質問を許します。

○11番 仲松正敏議員 皆さんおはようございます。議長より、一般質問のお許しが出ましたので、通告書に従って質問いたします。よろしくお願ひします。

大卒1、生活保護行政について。憲法は、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定しております。国民に、最低限度の生活を保障するものが生活保護制度であります。保護の基準については、国の社会保障審議会生活保護基準部会で5年に一度、検証が行われております。この基準について、十分ではないと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、計画的な暮らしをすることにより健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるように考えます。それで、生活保護行政について、何点かお聞きしたいと思います。①本村の生活保護受給者状況について。②平成27年度より生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護に至る前の段階で早期の支援が求

められています。また、失業などにより経済面や健康面から生活保護制度の活用を余儀なくされる世帯に対して、最低限の生活を営むためにも制度の周知徹底をしっかりとすべきと考えますが、本村の取組は。③生活保護受給者や生活困窮者への就労、自立の支援への取組は。

大枠2、子どもたちの教育環境について。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している中で、とても気がかりなのは、まさにこの時代に多感な時期を過ごされている中城村の小・中学生を取り巻く環境であります。2020年から今年の9月12日まで、昨日も30日までの緊急事態宣言延長ということですが、緊急事態宣言を受けての一斉休校なども経験し、いかにしてこの状況に対応するか、という大きなテーマに直面したことと思います。それを考えますと、学校運営の現場で日々の職務に携われた教員の皆様をはじめとする職員の皆様に深く感謝申し上げ、子供たちの教育環境について伺います。①新型コロナウイルス感染症の状況は目まぐるしく変化している中で、子供たちへの学習機会の確保、陽性者の発生等により通常の学校運営が行えなくなった場合への対応などの状況、また、子供たちが受けている影響などについて教育長の認識は。また、今後、どのように子供たちを取り巻く環境を整えていくことが望ましいと考えるか伺います。②コロナ禍における子供の運動能力及び体力低下解消への取組は。③小中学校の休業や外出自粛などによって、子供のスマホ依存やゲーム依存等の増大が指摘されておりますが、本村の現状と対策はどのようにされるのか伺います。④新型コロナ感染拡大予防のため、何度か緊急事態が発令され学校休業も何回かありました。そのため、子供たちの学びに遅れが生じていると考えます。遅れを取り戻すためにどのような取組をされるか伺います。以上、答弁よろしく申し上げます。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは仲松正敏議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番につきましては福祉課、大枠2番につきましては教育委員会のほうでお答えいたしますが、私のほうでは、御質問の子供たちの教育環境、これは教育委員会ももちろんそうすけれども、私どもとしても大変この状況下において、子供たちが非常に心配でございます。心身がどうしても、例えば今、部活動なども休止している状況だと聞いておりますし、それに伴って子供たちのモチベーションといえますか、心のケア、心身のケアが大変大事なことだと思っておりますので、これは議員の御指摘のとおりでございます。今後、しっかり教育委員会と連携を取りながら、そこら辺のケアに努めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠2の①新型コロナウイルス感染拡大防止に関しては、この先どうなっていくのか分からなくて、とても苦慮しているところでございます。教育委員会としては、子供たちにできるだけ悪影響を与えないために、学校現場と連携して感染防止の徹底、学力の保障や授業時数の確保、よりよい教育環境の整備に取り組んでいきたいと思っております。緊急事態宣言も今日、今月の30日までに延長されましたので、これまでの学校での課題や今後の対応について、今日議会終了後に臨時の校長会を持って、話し合いをしていくことにしています。詳細については、主幹のほうから答えさせます。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 それでは仲松正敏議員の大枠1についてお答えします。

まず①についてです。生活保護制度の決定等については、中部福祉事務所にて実施されております。中城村を含む町村部の役割としては、窓口での申請相談、申請書の受理・送達、医療機関等の受診券交付となっております。福祉課

窓口での相談・申請状況と、生活保護の決定状況については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、詳細な統計を令和2年1月から取っております。令和2年1月から令和3年8月末までの期間について報告します。延べ件数になりますが、相談が94件、申請が79件、うち決定が55件、取下げ7件、却下17件となっております。令和3年3月末現在の本村の受給者についてお伝えします。163世帯、198人が受給をしております。村の総人口に占める受給率は0.902%となっております。

②についてお答えします。生活保護制度の周知については、ホームページでの案内、窓口での相談者へのパンフレットの配付を行っております。村社協の困りごと相談窓口で相談があった場合は、相談者の同意により福祉課への相談内容の引継ぎ等も行われております。

③についてです。生活保護受給者への自立支援及び就労支援は、中部福祉事務所の管轄にて行っております。村では対応はしておりません。生活困窮者への自立支援及び就労支援については、中部の8町村においては、沖縄県の自立支援機関である、パーソナルサポートセンター中部で実施されているため、福祉課や社協に相談があれば、この相談機関への案内や引継ぎ等を行っているところです。以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時29分）

~~~~~

再 開（11時34分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 仲松議員の質問にお答えしたいと思います。

大枠2の①についてでございます。今後、子供たちを取り巻く環境についてでございますが、今後はウィズコロナを合い言葉に、感染対策を徹底した上での授業環境が求められるかと思

ます。2つ目には、子供たちがコロナ禍において心身の変化や心の悩みを見逃さないよう、カウンセリング体制を整えていく必要があるかと考えております。

②体力低下の解消についての取組についてでございます。コロナ禍において、外出自粛等により体を動かす機会が激減し、体力の低下が懸念されておりますが、学校においては、体育の授業で、走る運動等を多く取り入れた全身運動を積極的に実施しております。また、インターネットやテレビ等で教育番組のスポーツ動画を活用し、家庭においても運動ができる取組の協力を推奨しております。

③のスマホ依存についての件です。ネット依存についての本格的な調査は教育委員会としては行っておりませんが、保護者面談を通じて、児童生徒の家庭での様子を把握し、連携できる体制は整えております。児童生徒のスマートフォン所持率について、夏休み明けに調査しておりますので御報告させていただきます。小学校において、スマートフォン所持率28%、中学校では77%となっております。スマートフォンを含む情報端末機器の指導については、学習指導要領の「コンピューターなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解すること」と関連しており、学校の授業において適切に指導することとなっておりますので、保護者と今後連携し、対応していきたいと考えております。

④の感染予防のためについてでございます。コロナ禍の影響により、小学校で15日間、中学校では14日間の授業時数を確保する必要があると、これまでの議会で述べておりますが、感染防止に最大限配慮しつつ、学校においては5校時を6校時にするなど、現在、時間割の工夫で何とか授業時数の確保に取り組んでおります。なお、今後行われる学校行事についても、詳細精選し直し、また3学期修了後の春休みを短縮するなど、ICT機器を活用したオンライン授



業の導入も含めて、あらゆる手段を活用して子供達の学びを保障していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 休憩をお願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時37分）

~~~~~

再 開（11時38分）

○議長 新垣博正 再開します。

仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 先ほどの答弁で令和2年1月から令和3年までの数字の答弁をもらいましたけれども、今聞いた数字からすると、申請までに至らなかった件数は15件。申請したが保護決定に至らなかった件数が24件ということだと思います。今の数字からすると。それで私としては保護決定に至らなかった人たちの中には、この生活保護水準ぎりぎりの方も多いのではないかと思います。この方々のフォローも本当に大事なことで考えますので、しっかりと取組をやっていただければと思います。それで、この申請までに至らなかった方々、また保護決定に至らなかった方々について、やはりそういう生活困窮者のことを考えると、村として再度県に対してこの再申請を要請する考えはないか。その辺、課長どうですか。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

まず、保護の決定に至らなかった部分、取下げ7件、却下17件とあります。取下げについては福祉事務所の調査の段階で、その申請者の方といろいろ話合いをした上で、例えば預金がまだ残っていると、資産の処分の努力をしてほしいとか様々な理由や、特に多いのが車の利用が制限されるというのがありますので、それによって取下げをする方がいることは聞いております。却下に関しては、多いのが最低生活基準

を超過しているという理由が結構目立っております。ですので、例えば世帯の人数構成にもよるかと思うんですが、そういった部分の就労の部分とか、世帯構成の人数によつての計算で最低生活水準の基準が計算される形にはなるんですけども、その部分での努力というか、もう少し頑張れるんじゃないかとか、最低基準額より預金があるということで至らない部分とか、特に不動産についてははすぐ売れるものと売れないものというのがございます。特に住んでいる自宅の不動産については、なかなかすぐ売れるものでもありませんので、県社協が行っているほかの制度の活用とか、そういった話合いで却下になっているというものがございます。そういった理由が把握できるものに関しては、また再度相談があれば、再申請を促して福祉事務所のほうに進達をすると、そういう対応は行っているところです。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 今、課長からのお話ですね、車とか預金とか、そういったことは確かに基準の中で重要視されると思われま。ただ、この車とかに関しては高級車とか、そうではなくて普通にいろいろ使うような車、例えば病院に行くときも車で行くわけですよ。その辺の程度だったら車のことはもう少し緩和してほしい。やはり保護決定は県のほうが決めるとは思いますが、本当に三度の食事もままならず、また病院の費用もなかなか厳しくて病院にも行けないとか、中にはそういう方たちもおられると思うので、ぜひその人たちに寄り添って村では対応していただきたいと思ひます。

次に申請に関する状況についてお聞きします。私の知るところでは、この保護基準以下で生活されている方も村内でもおられると思うんですよ。やはりその辺、その生活保護の申請がしにくい状況にあるんじゃないかと思うんですよ。なぜかという、村のホームページの内容を見

てみると、困ったときにはまず役場、担当課に相談してほしいという内容はあまりなくて、ただ生活保護を受ける前の全体条件が主な内容になっていると思うんですけれども、そのことについて課長はどういうふうに考えますか。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

まずホームページにつきましては、事前に議員のほうからもお話があったので、再度確認をして、今見直しを行っているところでございます。基本的にやはり市とは違って、町村部では中部福祉事務所が決定機関になりますので、あちらとも相談しながら表現のほうは検討していきたいと思っております。今、一部とりあえず取組ができる内容としては、申請書類がなかなか分かりづらいという問合せはありますので、その申請書類の一覧と福祉事務所のパンフレットをすぐ見られるような形でPDF化をして、ホームページのほうには今載せております。以上です。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 ぜひ、この申請者の方が申請しやすいようなホームページの見直しをよろしくをお願いします。

次に、申請から決定までかかっている期間についてですけれども、福祉事務所は申請を受けてから14日以内に申請者に対して要否を通知しなければならない。これは生活保護法第24条となっていますね。調査に日時を要するなど、特定の場合については30日まで延長できるとなっていますが、実際現状はどうなっていますか。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

まず申請進達をして、県のほうからこの決定通知というものが、申請者に対する決定通知と併せて村のほうにも送付はあります。これが14日以内の決定なのか、30日までかかっている決定なのかというのを集計していないので、細かい

数字としてはお伝えできないんですけれども、基本的にほかの管内からの転入事案ですね、それは事前調整が福祉事務所間で行われていると聞いておりますので、申請があれば14日以内で決定されるケースが多いかなと感じております。しかし、やはり新規の方々については、財産調査とか、あとはその他の関係調査とか足りない書類、書類に関しても申請を受け付けた時点で足りなくてもとにかく申請書を書いていただいて、まずは送達する。まずは福祉事務所に報告をして、すぐ動いていただくという対応は徹底されていますので、足りない書類の追加とか、または資産状況の調査とか、そういったことでケース・バイ・ケースにおいて時間を要している傾向があるように思われます。つい最近、1件だけなんですけれども、どうしても役場のほうに来られないという、もう病弱で体が動けないという方からの連絡があって、社協と一緒に食料支援もしながら担当職員が自宅に訪問して、状況を把握した結果、申請して2日以内には中部福祉事務所のほうもすぐ訪問をして入院に至ったケース、入院と同時に生活保護の決定を行ったケースがございました。以上です。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 申請する人たちというのは、もう本当に困っているような人たちがおられると思います。手持ちのお金が底をついたような場合、本当に14日も待てません。ましてや1か月後に決められるというのは当面の生活が大変厳しいので、ぜひ14日以内に早めにご希望をお願いします。

次に③のほうに移ります。近年生活保護受給者は増加傾向にあると思われまます。先ほど課長からの答弁がありましたけれども、平成26年度から今年の8月ですか、大分増えているようでもありますので、この増加の要因として就労による経済的自立が容易でない。それと高齢者世帯等が増加するとともに、厳しい社会経済情勢の

影響を受けて、失業等により生活保護に至る世帯が増えてきていると考えます。それで生活保護受給に至る、この段階にある生活困窮者の就労自立の促進を図ることが私は大事だと考えますが、生活困窮者の就労自立への取組はどのようにされているか、お聞きいたします。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

生活困窮者自立支援法に基づく支援ということでお答えしたいと思います。まず、この法律に基づく自立支援機関というものを市町村、特に市部においてはもちろん市のほうで設置をします。町村においては沖縄県が圏域ごとに設置をするということで、中部8町村においてはパーソナルサポートセンター中部というのが沖縄市のほうに設置をされております。こちらのほうで基本的には就労支援、自立支援の相談を受けてプランをつくって対応していくという流れになりますので、村のほうで就労支援、自立支援をこの生活困窮者自立支援法に基づいてやるということが、法律上の位置づけになっていないという形であるのが実情でございます。この法律に基づいて村が今何をやっているかといいますと、社会福祉協議会に委託をしている中での困りごと相談事業所の開設です。こちらをずっと継続してやっている中で、そこからの相談をこの自立支援機関につなぐ。また村に直接相談があったときには、こちらからまた自立支援機関につないでいくと。そういう対応を行っているところ です。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 この生活困窮者への就労支援というのは、いろいろ決まりがあって課題も多いと思うんですけども、やはり生活保護の方が就労につけば、仕事をやれば人間生きがいも感じて、また本当に人生楽しく過ごされると思いますので、できるだけ村としてもこの就労支援に関してはいろいろと取り組んでい

ただきたいと思います。よろしくお願ひします。このようなコロナ禍で失業者も増え、生活保護の申請をしても受給資格も受けられず、こういった中で非常に心配なことは、やはり命が損なわれるようなことが起きているということです。実際、平成26年の5月、たしか大阪市で母子餓死事件が起きております。死亡時には預金残高は数千円で、電気、ガス代も滞納になっていて、供給停止されていたということでありま す。3歳の息子に最後にもっとおいしいものを食べさせられなくてごめんねというメモが残されていたと報道されています。本当に悲しい出来事で、残念でなりません。絶対にあってはいけないことです。このようなことが現代社会で起きるといふのは思いもしないことでありますし、しかしこういったことが本村でも実際起こらないとは言い切れません。それで村長、中城村でこういうことが起きないように、この生活困窮者のことを常に考えていただきたいと思いますが、村長の生活保護に関しての一言をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 まさに今議員がおっしゃったとおりで、取り残すことがないようにいたしますか、しっかりその辺は目配り、気配りしながらやるのが我々の業務だと思っております。担当課も含めて、これは全村民が意識しながらやらなくてはいけないことなのかなと思います。私ももちろんそういう気持ちで頑張ってもらいたいと思います。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 このことに関しては、行政だけではなく我々議員もしっかりといろいろと考えて、こういうことが起きないように、一緒にやりましょう。

次に大枠2のほうに移ります。最近のコロナの感染者の年代、状況を見ると、高齢者から若い人たちにも感染者が増えている状況にありま

す。30代、20代、また10代の子供も最近増えてきております。それで、本村の子供たちの感染についてもとても気になるところであります。本村の3小学校、中学校においてのこれまでの感染者数が分かりましたらお聞きします。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 教育委員会として把握している人数は18名でございます。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 この18名の中で、重症者が出て病院に入院するとか、そういう子供はいないですか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 教育委員会のほうに入院した子供についての報告は上がっておりません。ゼロと認識しております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 重症者がいなかったというのは本当によかったと思います。

新型コロナウイルスによる学校の対応等についてお聞きします。沖縄県は今年の5月23日から先ほども話しましたが9月30日まで緊急事態が延長されました。夏休みを挟んで長期間にわたるのは学校休業により子供たちにとって学校に行けない状態が続いたために、生活習慣の乱れ、学習習慣がなくなってしまうとの懸念がありますが、それと運動不足などが心配されます。そのような問題についてはどのように考えておりますか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 先ほどの答弁と少し重複いたしますけれども、学校に通えてない期間については学校から担任を通して子供たちと連絡を取り、子供たちの様子を把握することとなっております。その際に、子供たちの運動不足等についても具体的な助言等を担任の先生からしていただきまして、学校に登校してきたときの運動がしっかりできるように、学校と

しては体制を整えていく必要があるかと考えております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 ぜひこれからもコロナ禍が続くと思われまますので、学校休業によって学力の低下や学力の差が起きないように、しっかりと取り組んでいただければと思います。

やはり感染予防のために子供たちのマスクの着用や活動の制限により、多くの子供が少なからずもストレスを感じていると思います。そのようなことで、教育相談の一層の重視やコロナ差別の未然防止の指導が必要と考えます。それで、今後の子供たちを取り巻く教育環境として、友達や自然と直接触れ合う体験的な活動を充実されたらと思うが、その辺どうですか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 学校が再開されたときの学習の学びの中に地域の探索や、また理科の授業等における昆虫観察等の子供たちが学級を飛び出しての学習活動は継続されておりますので、子供たちのストレスがたまらないように、今後授業の計画をしっかりとされるよう、教育委員会としては助言していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 ぜひそういったことをやっていただき、子供たちのストレスを取り除いていただきたいと思います。小学校1年生の児童については新しい環境に慣れる時間が少なく、休業となり友達や先生との交流もない状態を迎え、不安やストレスを抱えていると思いますが、従来の小1プロブレムに加えて必要と考えますが、現状と1年生に対しての対応は、その辺はどのように考えていますか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 実は幼児教育についての課題については本村としても重要と考えております。幼稚園においてアプローチカリ

キュラムというものを作成しまして、小学校に入学するための準備を公立幼稚園、私立幼稚園で行っております。また、小学校に入学した子供たちのためにスタートカリキュラムというものをつくりまして、小学校のカリキュラムに順応できるように子供たちのケアを行いながら学習計画が取れております。このような課題も今後引き続き注視しながらやっていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 小学校1年生は特に初めての学校生活でいろいろな不安もあると思いますので、ぜひその辺しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に②です。小学校3校の学校行事、運動会は今年行われるのか。また、中学校の体育祭や文化祭についてはどのようになっているのか、お聞きいたします。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 3小学校について、今年度の運動会は予定どおり開催すると報告を伺っております。ただ、開催方法についてはただいま検討中ということです。中学校におきましては、今年度は体育祭の予定はございません。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 中学校においては、今年度はそういった行事はないということですね。

次の質問ですけれども、コロナ禍で子供たちは外で遊んだり、部活動の制限とかで、また自宅で過ごす時間が増えることで、子供の運動量の減少による体力低下を心配しているところですが、本村における児童の体力、運動能力の調査については直近ではやられたのか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 今年度7月までには、全国体力・運動能力・運動習慣調査が既

に行われております。現在9月末までには全国泳力調査が現在各小学校、中学校では行われております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 この運動会に関してですけれども、まだ実施するかどうかは決まっていけないということですか。実施する。分かりました。では、通常どおりの運動会でやられるのか、それとも何かいろいろ工夫してやるのか。その辺は。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 お答えいたします。

昨年度の例でお話をさせていただきますと、通常どおり運動会を行った学校が2校、平日に行った学校が1校ございます。今年度、感染対策の県内の状況を見ながらどのようにしていくかというのは検討中でございますので、9月末までには実施方法が確定するかと思います。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 たとえ状況がいろいろ変化して運動会が実施されなくても、やはり子供たちと先生と一緒に楽しい学校生活を送っていくことが大事だと思いますので、もし運動会が実施されなくても何か代替でスポーツフェスティバルとか、そういったことも考えていただければと思います。

次に修学旅行についてですが、修学旅行は学生にとって本当に唯一学校生活の中でも楽しみな行事だと思いますが、今年度はどうなっていますか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 今年度は小学校、中学校とも実施方法を工夫しながら実施するという形で報告を受けております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 中学校も修学旅行を実施するということですか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 中学校においては、県外に行かず県内で日帰りで行うと報告を受けております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 この修学旅行は中学生にとっては一生に一度の大切な行事だと考えます。日帰りではあるけれども実施の方向で考えていると。やはりこれだけ多くの生徒がバスを利用しての日帰りの旅行になると思うんですけれども、保護者としてはこれだけ多くの人数と一緒にバスに乗ってあちこち行かれるわけですから、本当に密にもなるし、コロナ感染を保護者としては大変心配されていると思うんですよ。ですが、やはり中止するわけにもいかないし、この辺しっかりと、通常どおりではなくて、コロナ対策をあらゆることを考えて対策を取ってやっていただければと思います。

次に③に移ります。コロナ禍の影響で、子供の新しい生活様式ということで、外遊びの時間が減少していると言われております。1年前と比べ、小中学生の86.3%が自宅で過ごす時間が増加し、67%が屋外で遊ぶ時間が減少しているという調査結果が出ております。外遊び時間は1日平均35.4分。1年前は61.1分と比べて4割以上が短くなっているということです。コロナの影響で小学生のPC、スマートフォンなどの視聴時間は1日平均約80分、1年前よりも20分も長くなっていると。外遊び時間が減る小学生の新しい生活様式で保護者が心配しているのは、小中学生の運動不足や体力低下と並んで視力の低下、これは70.6%も低下していると。そのことについて学校としてはどのように捉えているか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 お答えいたします。

まず学校において学習環境を適切に設定する

ことが求められております。例えば学校の教室の採光の正しい照光率だったりとか、あとは子供たちの姿勢、黒板の板書だったりとか、まずは子供たちに目に負担のないような学習を提供することが大事かと考えております。また、学習指導要領において保健領域で健康と運動の関わりを重視した内容が小学校1年生から導入されております。小学校から中学校において視力も含めた子供たちの体力づくり、健康づくりについて適切に指導していきまして、家庭にも協力を求めながら対応していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 この視力低下については、スマートフォンやタブレット等でゲームの時間が増えたせいもあるということではありますが、しかし、最近の近視研究によると、太陽光に含まれるバイオレットライトが近視の予防、進行抑制に働くことが解明されつつあります。ですので、このコロナ禍で外に出ないのも大きなこの視力低下の原因だと言われておりますので、ぜひ子供たちが外で行動できるような、そういうのを、子供たちの健全育成のために保護者と連携してしっかりとその辺も対策を取っていただければと思います。

次に④です。子供たちの学習遅れについては、学校で補充のための授業や補習を行うなど、学習の遅れを補うための可能な限りの措置を講じることが大切だと思っています。特に学習の内容の定着が不十分な子供たちには別途個別に補習を実施し、追加の家庭学習を適切に課するなどの必要な措置を講じることが大切だと思っておりますが、そのことはどうですか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 お答えします。

子供たちの学習課題についても遅れがある対象の児童生徒がいた場合については、これまでと同様に個別の指導を行うなど、適切に時間

を設けて各学校対応しております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 子供たちの規則正しい生活及び学習習慣の検証、学習の流れの分かりやすい提示等の観点から、例えば1日の学習のスケジュールや一週間の学習の見直しなど、併せて示すことなど、それぞれの子供たちや、家庭の実情を踏まえて丁寧な指導が学校によって行われるよう留意していただくようお願いいたします。

コロナの影響で学校に登校できない子供たちに対しては、学校が適切な家庭学習を課すとともに、登校日の設定や家庭訪問の実施、電話、電子メール等の様々な手段を通じた教師による学習指導や学習状況の把握と組み合わせて、可能な限りきめ細かく学習を支援し、子供たちの学習に著しい遅れがないよう対策をぜひ取っていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、仲松正敏議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（12時15分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、新垣善功議員の一般質問を許します。

○15番 新垣善功議員 では、議長の許可を得ましたので、これから一般質問を行います。

その前に一言、執行部の皆さん方に指摘しておきます。議会においては、言葉尻を取られるような答弁や発言または個人的見解は、答弁はしないこと。さらに議会と行政のルールを守ること。地方自治法にうたわれている規定をちゃんと遵守すること。それでは、一般質問に移ります。通告書に基づいて質問いたします。

まず1点目、1. 中城村事務委託要綱の見直

しについて質問します。この件については、前の6月議会においても質問いたしましたが、かみ合わず、それで心残りがありましたので、再度質問させていただきます。村政を円滑に運営するために設けられた事務委託は、末端行政組織（自治会）の代表者か、または、村長が適当と認める者に委託するとなっている。現在の事務委託者は全員自治会の代表者たる自治会長に委託しているのが現状である。行政は、事務委託者の資質・能力向上のための教育、視察研修する立場にはないとのことであるが、事務委託者が契約内容を明らかに履行されていない限り、教育指導するということはないと、そのことは矛盾しているのではないか。そこで、今の事務委託要綱を見直して、事務委託者を教育、指導視察研修させる考えはないか答弁を求めます。

2点目、中城地域防災について。最近の異常気象により、全国で大雨による災害が多発し、甚大な被害が発生している状況を見た時、村内においてもいつ災害が発生するかもしれない。そこで、村当局においては、村内の災害危険、盛土、地滑り予想箇所の調査は毎年実施しているのか。また、災害が発生するおそれの際の避難指示発令した時の避難困難者の把握と対応はどうなっているか説明を求めます。

3点目、村内における新型コロナウイルス感染の実態は。現在、本県は緊急事態宣言発令中にもかかわらず連日爆発感染が続き医療崩壊寸前で自分の命は自分で守らなければならない危機的状況であるが、本村の8月末現在の実態はどうなっているか。これにつきましては、何名かの議員が御質問しておりまして、重複すると思いますが、数値だけでも再度、答弁をお願いします。コロナ感染者数、そして回復者数、入院中患者数、自宅療養者数、宿泊施設療養者数、死亡者数。そしてワクチン接種率等は高齢者と全世代。1回目と2回目のパーセンテージを説

明願います。

4点目、村内における新型コロナ感染予防対策と対応は。現在本県は、緊急事態宣言発令中であるが、本村の感染予防対策と対応について説明を求めます。これは学校についてもこれまで何名かの議員が質問して答弁がありました。再度、簡潔にお願いします。以上。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは新垣善功議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては総務課、大枠2番につきましては総務課と福祉課、大枠3番につきましては健康保険課とこども課、大枠4番につきましては健康保険課のほうでお答えいたします。

私のほうでは、御質問の事務委託者への事務委託要綱の見直しについて。先にですね、要綱の見直しをぜひさせていただきたい箇所がございます。議員に質問していただいて分かりましたこの末端行政組織という部分は、現代にはそぐわないような表現になっておりますので、これは適切な表現に変えさせていただきたいというのを発言させていただきます。内容につきましては、前回も議員からも御質問がありましたけれども、方向性はほとんど同じだと思っております。議員も、地域の活性化が村の活性化、地域の発展が村の発展につながるという面で、事務委託者あるいは自治会長はこういうことをしたらどうかという提案をいただいておりますので、多少、立場立場で少しニュアンスが違ったり、ずれが生じたりはしておりますけれども、方向性は同じだと思っておりますので、あとは話合いで、そこら辺はどういった形にしたほうがいいのかというのは、接点は見つけられるものだと思っております。詳しいことは、また総務課のほうでお答えいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（13時37分）

~~~~~

再 開（13時38分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠4の感染対策の取組についてですけれども、臨時の校長会、それから教頭会等について対策会議を行ってまいりました。30日までの宣言の延長に伴って、今日もこの後、臨時の校長会を持つ計画をしております。ワクチン接種を希望した幼、小、中、給食センター、教職員、100%の接種を終了しています。それから保護者へは体調不良や発熱がある場合には学校に行かさないように徹底してほしいと校長会議等で周知をしているところです。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 事務委託要綱の見直しについてお答えいたします。

御質問につきましては、事務委託者に対する教育、視察研修ということでございますが、前回の一般質問や今回の一般質問の通告内容から、自治会長に対する教育、研修として理解し、答弁いたします。自治会長に対し、自治会の活性化、地域づくりのためのアドバイスや参考になる事例の紹介、研修会の実施等について検討いたします。事務委託要綱は、御質問の中にもありますように、村政を円滑に運営するための委託について定められた要綱でございます。要綱の改正につきましては、必要な部分もあると考えておりますが、自治会の活性化、自治会長に対する研修制度等については、事務委託要綱に規定すべきものではないと考えております。

次に地域防災についてお答えいたします。近年、線状降水帯の発生で、ごく限られた地域において、長時間にわたる大雨により、地滑り、河川の氾濫など、大きな災害が発生しております。本村におきましても、中頭東部地区地滑り地帯に含まれていることから、土砂災害の危険



性の高い地域となっております。地滑り等のおそれのある箇所につきましては、沖縄県が毎月調査を行っており、その観測データが村へ提供されております。そのため、村としては調査を実施していません。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 それでは新垣善功議員、大枠2についてお答えします。

福祉において、避難困難者として位置づけられる要支援・要介護認定者、身体・知的・精神障害者の手帳取得者については、災害時要援護者台帳システムへ情報の取り込みを定期的に行っているところです。登録された避難困難者については、システムより抽出できる状態がありますが、取り込んだデータが既存データ、認定の決定、手帳取得に限られていることから、施設入所、入院等の状況や対象者の詳細な状態等については情報が不足している状況となっております。令和3年度の災害対策基本法の改正により、個別支援計画というものが市町村の努力義務とされました。今後、民生委員や自治会、消防、警察とも連携した体制を整備しつつ、避難困難者の個別支援計画の策定への対応を進めていく所存です。現在、地域包括支援センターや障害者相談支援事業において、これらの台風等の避難、継続支援を要する世帯2世帯に対しては、台風とかが来る前に声かけ、また福祉施設等の避難場所の調整や安否確認等の対応を行っております。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 新垣善功議員の御質問にお答えします。

大枠の3、8月31日現在の数字でお答えします。コロナ感染者数439人、回復者数392人、入院中の患者数6人、自宅療養者数23人、宿泊施設療養者数3人、調整中15人、死亡者数、県からの報告はありませんのでゼロ人。

大枠4番、防災無線や広報誌及びホームペー

ジ等において新型コロナウイルス対策に関する情報を提供し、感染症予防の周知を図っています。また、庁舎内では来庁者への検温の実施、営業活動の自粛、職員へマスクの着用、咳エチケット等における対策を行っております。ホームページ等で村における感染者数、年代別状況も定期的に情報提供し、注意喚起を行っております。さらに大城議員から提案のありました療養者数も公表し、さらなる注意喚起を行っていきたいと思います。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 大枠3の9月7日時点でのワクチン接種率は、65歳以上の1回目が89.08%、2回目は85.74%、全年代での1回目が50.93%、2回目が40.4%となっております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 では、上から順を追って再質問いたします。

この事務委託要綱ですが、前の答弁では課長は指導する立場にないという、あまりにも冷たい答弁でしたが、これから1つ1つやっていきます。村長も末端行政組織というのは訂正するということですが、この要綱第1条には末端組織として自治会ということであらわれているわけですね。その関係はどう皆さん方は考えているのか。その条文を、行政の下部組織ではないということも答弁してはいますが、それはどのように違うのか。ちゃんと要綱にはうたっているわけですが、それをどう解釈しているか。そして、事務委託者が契約内容を明らかに履行されていないという状況でない限り教育することはないと答弁がありましたけれども、履行しなければ教育するまでもなく、解約すべきだと私は思います。なぜそれができないか。そううたうんだったら、教育する必要はないですよ。もう辞めてもらうと。新しい人にボタンタッチしてもらわなければならないかと思うんですね。それについてはどう考えるか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

少し分かりづらいかもしれませんが、事務委託者と自治会長というのは、実際は同じ方が現在は契約しているところではありますが、事務委託者制度と自治会長とは別であるというふうなところを少し理解していただきたいと思えます。末端行政組織の件についてですけども、現在は下部組織ではないためにそれぞれの自治会は末端行政組織ではないというふうな考え方です。先ほど村長の答弁からもありましたように、村と地域とは対等の関係になりますので、何もこちらのほうから下部組織的な位置づけ、いわゆる末端行政組織という、そういう呼び方はふさわしくないということで改正したいと考えております。戦前においてはそういうことも一時期あったということはありません。しかし現代ではそういうことではないということで御理解をお願いしたいと思います。

それから、事務委託者が業務を履行しない場合に、その場合にももちろん村からは事務委託契約で例えばチラシであるとか広報誌であるとか、アンケート調査の配布と回収であるとか、そういうことを委託項目に掲げて委託をしているんですけども、そういうことがなされない場合はもちろん、最終的には契約解除というふうな方向になりますが、まずはそのことについてしっかり履行してくださいということでの注意、あるいは指導を通して、それでも守られないのであれば、それは最終的には解約の手続になるんだろうと考えております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 私はこんがらがってはいないですよ。私も自治会長と事務委託者は別と考えています。今、自治会長の話はしていませんよ。たまたま事務委託者をしているのが自治会長となっているからです。しかし、2つの身分があるけれども、自治会長は取り除い

て事務委託者としてのことを今質問しているわけですよ。そういう意味で理解してください。確かに自治会長に対してはそれはないかもしれないけれども、自治会長に対しての給料ではなくて、事務委託料として払っているわけですよ。たまたま同じ人物だということなんです。だからそれはこんがらがらないでください。私はあくまでも、事務委託者としての質問ですからね。そして、事務委託要綱の第4条にはこの事務委託の種類が24項目ありますが。その詳細についてはその都度指示するとなっているが、これまでどのような指示をしてきたか。そして、事務連絡会議は月2回開かれています、その記録は作成されているのかどうか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

事務委託者会議におきましては、毎月5日と20日の日に開催しているところです。委託項目の中の24項目で、そのほとんどが広報誌の配布、あるいはチラシの配布。さらにはアンケート調査の配布と回収というものが主なものです。ですから、今回の提案事項はこういうことですよというふうなことで、事務委託者の皆さんにはお示しをしているところです。それを配布してくださいということですから、これ以上のそこの話合いというのはございません。事務委託者会議終了後に自治会長会というのも同時に開催されます。その場におきましては、いろいろな村の自治会運営補助金、あるいは自治会活動活性化補助金のそれについての説明等は行っております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 それと、そういう事務委託処理を怠って、村長が不適任と認めたときに事務委託を解約するわけですが、そういう事例があったかどうか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

過去においてですけれども、少し記憶の範囲内でしか今答弁はできませんが、解約をしたのか、あるいは年度の最初で当初から契約をしなかったのか、その辺は定かではありませんが、一時期におきまして1つの自治会で契約がなされていない、そういう時期があったことは承知しております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 そのときに解約していたということがありますけれども、その解約した結果、村政運営に支障を来してきたかどうか。そしてどのように対応したか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

支障といいますと、事務委託契約をしている状況であれば事務委託者がチラシ等の配布を行います。契約をしていないために職員がその自治会に対してチラシを配布したと。そういうところがございました。対応としても同じような対応でございます。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 ということは支障がなかったということで理解していいですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

職員が配布をいたしましたので、そこも含めて支障はあったということでございます。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 結局は職員がやったら支障がなかったということなんです。じゃあ自治会長でなくてもいいと認識していますけれども、これはどうですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

先ほどの私の答弁としましては、支障があったということで答弁したつもりです。自治会長以外でもいいのかということですが、これは自治会から推薦される方ですので、自治会長でな

ければならないということではないです。委託要綱の中にもそのように記載しているところでございます。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 支障があったと言っただけけれども、どういう支障があったんですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

大分前のことですので、私も記憶の範囲内でしか答弁はできませんけれども、職員が勤務時間中にそのチラシ等を各家庭を回って配布をしたということですので、時間がその分、本来行うべき業務というのができなかった。そういうことでございます。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 今の答弁を聞いてみると、結局は事務委託はなくても職員で対応できるということで認識しますけれども、しかし私はその事務委託要綱を廃止せよとは言っていませんよ。ただ、もうちょっとこの事務委託の活用というのか、運用を見直すべきじゃないかということなんです。そして、この事務委託の種類を見たときに、ほとんどが職員がやるべき行政に関することが多いんですね。24項目を見た場合ですね。例えば統計調査とか、あるいは村税の収納率向上とか、たくさんあるわけですよ。ほとんどが各課にまたがっていますね。じゃあ各課からどういうことを委託しているか。ただ、今課長の答弁を聞いてみると、ほとんどがチラシ配り、広報とか議会だよりとか、そういうものですよ。だから私が考えているのは、もうちょっとこの要綱を見直して、5,000万円余りも毎年支出しているわけですので、本当に村政運営に、そして地域のためになるような要綱がつかれないものかどうか。これにはやはり事務委託者の資質向上が大事だと思うんです。人材育成ね。皆さん方は人材育成をよく口にされるけれども、じゃあどのようにやっていくか。

これを見た場合には、最初に事務委託する場合に講習などはやっているのか。事務委託者としての心構えとか、恐らくやっていないと思えますけれども、その辺はどうですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

まず講習の話から答弁します。講習は行っておりません。ただ、我々事務委託につきましては、本来役場がやる業務です。役場がやる業務を円滑に運営するために事務委託者と契約をしているわけです。議員の質問の中にもありましたように、本来役場がやる仕事じゃないか。全くそのとおりなんです。それを役場がやるよりは事務委託者にさせたほうがより円滑に運営ができるので、事務委託契約をしているということです。以上です。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 こういう24項目もあるわけです。それで24項目の最後に、その他村長が必要と認める事項に関することと、抽象的にうたわれているんですが、こういうものを何で活用できないかです。これは1番目にある、文書等の配布及び広報伝達に関すること。これのみが行われているのではないかと私は感じています。今回は村長も前にも答弁したようにコロナのワクチン接種については確かに助かったと思うんですね。もっと活用する方法があるんじゃないかと。地域の活性化のためにですよ。そのためにもやはりその事務委託者に対しては資質向上を図るべきだと私は思うんです。教育といたら上から目線で教育するのではなくて、やはり指導は必要じゃないかと思うんです。研修を受けさせたり、講習を受けさせたり、資質を上げることによって事務委託者の意識改革をやればもっともったいい中城村ができるのではないかと。そういう考えで私は質問しています。これで最後になります。これ以上はしませんから、もうちょっと考えてください。これ

は毎年5,600万円余の予算を使っていますから、費用対効果を考えてみてください。村長はよく費用対効果の話をしますが、本当に合っているかどうかです。それよりはシルバー人材センターに委託してビラ配りをさせたほうが安当りになると思います。再三言いますが、私はこの事務委託要綱を廃止せよとは言っていないですよ。誤解のないように。もうちょっといい活用があるのではないかと思います。費用対効果を見た場合に果たして合うかどうか。どうですか、課長。費用対効果はちゃんと出ていますか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

費用対効果については十分出ているものと考えております。議員が質問している内容と先ほど村長が答弁した内容とは全く同じで、村長のお言葉を借りますと、目指しているところは一緒で、議員も自治会がもっとよくなればいいし、村もそういうふうを考えています。その延長線上にあるのが村の活性化につながるんだろうなということで考えています。ですから、そのことを村としても答弁しているつもりですけども、表現を自治会長として表現しているだけのことでございます。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 趣旨は分かっているんだったらそれなりの答弁をしてほしいんですね。私が何を言わんとしているか。村長はその点は少しは分かっているような気がするんですが。前は真摯に受け止めてやりますと。しかしあなたは、すぐ門前払いみたいに指導する立場にはないと言うから、ちょっと熱くなりましたけれども。だから話合いでもうちょっとできないかということです。私は鹿児島島のいろいろな事例を出しましたが、そういう講演会を傍聴させて、そして事務委託者の質を上げることが大事だと思う。中城村が一番すばらしいということはどういうことですか。私は中城村がす

ばらしいとみんなが思うことは、そこに住んでいる村民がすばらしいから中城村はすばらしいんですよ。まずは人ですよ。それは景観もありますけれどもね、そういう意味ではしっかり検討してくださいね。できますか、村長。三役でもいいし、課長などを集めて、どうあるべきか、この事務委託要綱の在り方を検討する考えがあるかどうか。村長。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

先ほどからやり取りも聞かせていただいて、私も議員が今おっしゃったとおり、同じ話をしているような感じがして、ちょっとほくそ笑んでいたんですけども、要は目的、ゴールは一緒で、やり方の問題だというのは先ほど申し上げたとおりでございます。それとちょっとだけ、我々は地域と一緒にやってやらないといけませんし、また地域は先ほど同等という話がありましたので、しっかり敬意を払ってこういう方向と一緒に行きましょうというやり方でやるのが我々だと思っておりますので、そこら辺はそんなに違いはないと思っておりますので、ただ、先ほどから聞いていますと、要綱の見直しというの、そこにあまりこだわる必要もないんじゃないかという気はします。必要であれば何らかのものを入れるし、全部を網羅したものが先ほどお話がありました村長が必要と認めるときというものはもう全てに網羅できていると思いますので、その辺はまた話をしながら、先ほど議員がおっしゃったように話をしながら着陸点を見いだせば、そんなに難しい話ではないと思っております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 ひとつ検討していい方向に持っていくように、お互い村をいい方向に持っていかうとしている。やはり村もいいように持っていくのは人材育成ですよ。いい人材をつくるためにも5,000万円もお金を使ってい

るんだから、その辺の効果を出してください。課長は効果は出ていると言うけれども、私は出ていないと思うよ。それではもうこれは平行線をたどっていますので、次に移ります。

中城地域防災について。これは防災計画には年1回の防災会議を開くとなっているようですが、ちゃんとこの会議をやっているかどうか。課長からさっきの答弁ではこの地滑りの調査はしていない。しかし県がやっている。県から通知が来ているということですけども、じゃあ来たらそれでいいのかどうか。来たものについては現場を見て、さらに皆さん方、村が独自の調査をすべきじゃないかと思うんですけども、どうですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

最初のところの防災会議についてお答えいたします。防災会議につきましては、地区防災計画の見直しがあった場合に、防災会議のメンバーを招集し、防災会議を開催して地域防災計画への反映、そういうときに集まっているのが防災会議でございます。ですから、平成27年に一度改定はしていますけれども、それ以降の改定がございませんので、それ以降の防災会議は開催しておりません。それから、県からのデータにつきましては、村の105か所だったと思うんですけども、そこに伸縮計であるとか、そういう計測するための機器が取り付けられておまして、土砂の移動であるとか、あるいは地下水の状況であるとか、そういうデータを県において詳しく調査しておりますので、そのデータに基づいて村の、例えばもう災害が起きそうな状況にあるとか、そういうことを判断して、災害の避難行動につなげていっていると、現在はそういう状況でございます。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 こういうのは課長、毎年皆さん方は図上訓練ですか、机上の訓練な

んかはしていますか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

災害対策本部における図上訓練というのは行っておりません。コロナ禍で避難訓練等が中止を余儀なくされております。それが開催している場合は、村の災害対策本部を開催し、そこで今大雨の状況がどういう状況で土砂が崩れたと。そういうことを想定しながらの訓練は行っております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 課長、事が起きてからでは遅いですよ。前もって訓練はしておかないと。そして避難訓練だけではなくて、こういう災害が起きた場合にはいろいろなことがあるんです。それがちゃんと防災計画の中にはうたわれているわけですから。せめて年1回ぐらいは全庁でもって図上訓練もすべきだと思う。その点はちゃんとやってください。事が起きてからではもう遅いですよ。右往左往して、皆さん方は村民の生命財産を守る責務があるはずですから。そして避難困難者ですか、私は福祉課長ではなくて、防災計画の中でちゃんとやっているかどうか。防災計画の中でその避難困難者をどう補助して安全な場所に誘導するか。避難場所に。そういうのはちゃんと規定されていますか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

村の地域防災計画の中にも、避難計画というふうなことでうたわれてはおります。しかし、大まかにしかうたわれておりませんので、具体的になってきましたと、例えば避難困難者であれば福祉課と連携しながら、福祉課のシステムを活用しながら避難の誘導を行うと。そういうことでございます。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 これは、防災会議の

中でちゃんとまとめて、いつでも避難できるように。特に最近は全域に避難指示が出ますよね、テレビのテロップで。そのときに地滑りとか山崩れがする地域には、どのように対応しているか。自主防災組織のあるところはその自主防災組織の中で把握してやっていると思うんですけども、ないところが多いですよ。そういうところはどうなるのか。これもある意味、さっきの事務委託の中でもあると思うんですけども、この辺。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

現在、村内には5つの自主防災組織が組織化されております。村としましては災害が起きたときに、村が1番目に駆けつけて救助に当たる。あるいは避難活動の誘導をするというようなことは、災害の規模が大きければ大きいほど、それは困難であるということで考えています。ですから村としましては、自主防災組織の立ち上げを、現在のところは各自治会に対してですけどもお願いをしているところです。そのことについては、行政懇談会においても説明をし、ぜひ立ち上げてほしいというところはお願いしているところでございます。組織化されていないところにおきましても、それは災害が起きた場合は、自助が第一でありますよと。あるいは隣近所で助け合う共助が大事でありますよと。そういうことは今後も周知をしていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 今の答弁を聞くと何か責任放棄な感じがするね。しっかり地域でやりなさいと、この事務委託の中でも質問するのを忘れちゃったけれども、そういうものもしっかりやらしてもらわないと、それは防災組織のないところは村が責任を持ってやらないといけないと思いますよ。じゃあ自分の命は自分で守れということですよ。そういうことですから、

しっかり前もって訓練はしておかないと。いざというときにはできませんよ。地域防災計画を、もう一度読んでしっかりやってくださいね。図上訓練、これは金かかりませんよ。中城村でも平成4年と平成18年に大きな地滑りがありましたね。北上原の村道陥没とか、全国的に放映されましたよね、あのときは。そういうこともありますから、しっかり訓練はしてください。備えあれば憂いなしですよ。

それでは3点目に移ります。私は一番ここで大事なのは自宅療養者なんですよね。自宅で23名の方がいる。それに対して村としてどのような対応をしているのかが1つと、LINEとかホームページとか防災無線で広報していますよね。これは村長に前に提案しましたけれども、村長自ら防災無線のマイクを持って今日は感染者何名、そして重症者何名と具体的に放送すべきだと。これは北中城村の比嘉村長は毎日夕方やっていますよ。中部保健所管内ではなくて北中城村で今日は何名感染しましたと。しかし中城村の場合は、感染予防ということでやっているだけでしょう。何名の方が感染しましたとか、そういうのをやっていますか。詳細について。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 お答えします。

自宅療養者についての支援は現在行っておりません。県からの個人情報のため、氏名や住所、連絡先なども現在提供がありませんので、支援は現在行っておりません。今後県とも協議しながら各市町村、現在24市町村のほうで支援に取り組んでいる状況がありますので、情報交換しながら今後取り組んでいきたいと思えます。感染症対策については、現在一週間ごとに村内の感染者数、あとは年代別も公表しています。今後、入院患者数、自宅待機、施設療養者数も公表して、さらなる感染対策に努めていきたいと思えます。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 村長、村長がマイクを持ってやる考えはないかどうか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 適宜検討していきたいと思えます。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 適宜というのは何の状況か分かりませんが、北中城村の比嘉村長は一生懸命やっているんですよね。もうあれを聞いてびっくりしたんですが、詳細に夕方村民に防災無線でやっているものですから、ひとついいところを見習って実行していただきたいと思えます。

それと、広報誌にも載せるということで課長は言っていましたけれども、その広報というのは1か月に1回ぐらいですよ。それでは遅いんですから、すぐできるようにLINEとかホームページとかありますけれども、しかし高齢者についてはホームページとかLINEとか、若い人たちはいいですけども、高齢者の方たちはそれはできないと思えますので、せめて防災無線がありますので、それでやっていただきたいと思えます。その場合は、軽症者や重症者や重篤者をちゃんと具体的にやっていただきたい。課長、あなたは今日の新聞を見ましたか。ちゃんと6日に厚生労働省からは個人情報の例外的として出ていますよね。いまだに個人情報で逃げている。こういう緊急事態、今は非常事態ですよ。そういう場合は、中部保健所に行って聞いているんでしょう皆さん方は、本当は。全く教えないというのは、これは県も問題ですよ。副知事は、新聞を見ますと、こういう情報共有は不可欠ということでやりますということで、17市町村が今食料とか買物代行をやっていますでしょう。特にその中でもひとり暮らしですよ。沖縄県でもひとり暮らしで病院にも行けなくて亡くなっている。本当にそういう実態を皆さん方は把握しているかどうかですよ。どうですか。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 感染者個人情報については県のほうから連絡はありません。個人情報ですので県の感染症対策本部に問合せをしました。今、県の個人情報保護条例を調整しながら各市町村に情報提供できるように準備しているところですよという回答を得ています。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 17市町村はちゃんとやっていますよ。中城村はやってない。北中城、西原。宜野湾市はやっているけれど、それで、皆さん方は新聞を読んでいますか、職員の皆さん方。新報を取っているからタイムスは読んでいないという、そういう話ではないですよ。まず新聞を読んでから仕事をしてくださいよ。情報を取ってから、今どうなっているか。どうですか、これなぜ17市町村はできて中城村はできないか。他の市町村ができるのになぜできないか。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 先日の沖縄タイムスでは17市町村が支援をしているということでした。今日の琉球新報では24市町村に広がっております。この支援している市町村はホームページ等で募集をして、本人からの希望があれば食糧支援をしているということになります。中城村も関係機関と調整しながら、また物資を購入するための食料費が予算の確保が必要になりますので、その辺も調整しながら前向きに検討していきたいと思えます。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 村長、その件はしっかりやってくださいね。特に自宅療養者、恐らくひとり暮らしとかの方たちが大変だと思いますので、この新聞記事を読んだら分かると思いますので、お願いじゃなくてももうやるべきでしょうね。

それと前後しますけれども、都市建設課長、

皆さん方は道路パトロールはしていますか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 不定期ではありますが、行っております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 道路パトロール、これは地域防災の意味からも道路の亀裂、この前も議員から質問がありました道路の亀裂とか、あるいはわだちね、そういうものはしっかり把握しておく。そして大雨が降った後はそこを再確認すると。これは一つの例を言うと、平成4年ですか、北上原の道路陥没のときは。道路に亀裂が入っているのを自治会長が前もって分かっている、大雨のたびにちゃんと見てやった結果、大きな地滑りになりましたけれども、人畜には被害がなかった、前もってちゃんと関心を持っていただきたい。大雨の降る前、あるいは降った後、道路パトロールをしていただきたい。答弁は要らないです。

そして4点目のコロナ対策です。教育長、いろいろ言いましたけれども、私が皆さん方に質問したかったのは、いろいろ現場に指示を出していますね。その確認はしていますか。週に何回学校訪問をしていますか。今現在。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 週に1回は少なくとも行っています。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 教育長、行くようにしていますはいかんですよ。毎日手分けして、本当に自分たちが指示したコロナ対策を子供たちにやっているか、確認すべきで。学校現場の先生方を信用していないと思われても仕方がないんですが、しかしこれは信用しているしていないではなくて、指示したことが実施されているか確認すべきだと思うんですよ。報告待ちでは困ると思います。そうすることによって現場にも緊張感が走り、そして教育長も訪問してき



ているからということで緊張感が持てると思う  
んですよ。ただ指示だけでは、本当に自分の指  
示したとおり、それが実行されているかを確認  
すべきだと思います。学校でクラスターが発生  
したら大変なことになりますからね。その辺を  
肝に銘じて、毎日学校の先生と一緒に正門に  
立って、本当に実行されているかどうか確認す  
べきだと思います。その辺はできますか。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 私が週に1回は行くよう  
にしているということで話をしましたが、指導  
主事に関してはできるだけ毎日、学校現場に  
行って授業の指導助言等、今の感染対策等、そ  
れから電話では確実に確認をしながら行ってい  
るところです。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 電話確認ではいけな  
いですよ、現場をちゃんと見ないと。何事も現  
場主義でやってください。そして、こういう感  
染が広がらないようにひとつ頑張ってください。  
金城課長には、非常に前向きに先々を読んで対

策を取っているようですので、しっかり頑張っ  
てください。常にワクチン接種については先々  
を読んでやっていますから、その点は評価しま  
すよ、村長。ただ、この自宅療養者の件は健康  
保険課長、もうちょっとしっかりやってくださ  
いね。

以上で終わります。

○議長 新垣博正 以上で、新垣善功議員の一  
般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（14時27分）

~~~~~

再 開（14時42分）

○議長 新垣博正 再開します。

日程第2 意見書第14号 コロナ禍による厳  
しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求め  
る意見書を議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 それでは読み上  
げて提案します。

意見書第14号

令和3年9月2日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

提出者

中城村議会 総務常任委員会  
委員長 石原昌雄

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出する。

## 提案理由

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株も加わり我が国に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活へ不安が続いている。

このような状況において地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくため、地方交付税等の一般財源総額の確保及び充実を強く国に求めていくため。

## コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

## 記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方

に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月10日

沖縄県中城村議会

宛先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 経済産業大臣  
内閣官房長官 経済再生担当大臣

以上。

○議長 新垣博正 これにて提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第14号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第14号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第14号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第14号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第3 意見書第15号 米海兵隊による有機フッ素化合物(PFOS・PFOA)の汚水排出に対する意見書及び日程第4 決議第7号 米海兵隊による有機フッ素化合物(PFOS・PFOA)の汚水排出に対する抗議決議については、関連しますので一括議題としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、日程第3及び日程第4については、一括議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは読み上げて御提案申し上げます。

意見書第15号

令和3年9月2日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

提出者

中城村議会議員 大城常良

賛成者

中城村議会議員 新垣善功

中城村議会議員 比嘉麻乃

米海兵隊による有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）の汚水排出に対する意見書

上記議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由

中城村議会は村民、県民の生命・財産・自然環境を守る立場から、今回の有機フッ素化合物（PFAS）等の汚水排出に対し、厳重に抗議するとともに有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）を含む汚水排出の中止が速やかに実現されるよう強く要請するため

米海兵隊による有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）の汚水排出に対する意見書（案）

在沖米海兵隊が8月26日、米軍普天間飛行場に保管していた有機フッ素化合物PFOS（ピーホス）等を含む汚水、6万4千リットル（約ドラム缶320本分相当）を浄化して下水道に流した。汚水の処理方法については日米両政府で協議中の段階で結論はまだ出ていない。

海兵隊は処理計画が決まるまで排水しない考えを示していたが、一方的に放出を行い、しかも、日本側への連絡は排水の30分前である。県や宜野湾市は排水に反対し、焼却処分を求めている。身勝手な米軍の強行に強い不信感と激しい怒りを禁じ得ない。

PFOSなどは自然界でほとんど分解されない化合物で、蓄積することにより、自然界や人体に及ぼす悪影響は計り知れない。沖縄では水道水に混入しているPFAS等、大きな問題になっている中で、今度は下水道を通じて沖縄の豊かな海まで汚水を垂れ流すことは言語道断である。

『沖縄は米軍の廃棄物処理場』ではない。抑止力の名の下、占領意識丸出しで環境汚染を続ける米軍を県民、村民は決して許さない。

日本政府も米軍による事件・事故に対し、国として断固として抗議が出来ない異常な事態であり、戦後76年を経た今でも主権を行使できない日本政府は主権国家といえるのか。沖縄の自然環境や人権を軽視する「放置国家」と言わざるを得ない。

度重なる米軍による人権無視や環境破壊は断じて許されるものではない。

よって、本村議会は村民、県民の生命・財産・自然環境を守る立場から、今回の有機フッ素化合物（PFAS）等の汚水排出に対し、厳重に抗議するとともに下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

#### 記

1. 有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）を含む汚水の排出を中止すること。
2. 従来どおり米軍の責任において、基地内で焼却処理を行なうこと。
3. 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月10日

沖縄県中城村議会

宛先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 環境大臣 厚生労働大臣

外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣

外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長

続きまして、決議第7号を読み上げて御提案  
申し上げます。

決議第7号

令和3年9月2日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

提出者

中城村議会議員 大城常良

賛成者

中城村議会議員 新 垣 善 功

中城村議会議員 比 嘉 麻 乃

米海兵隊による有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）の汚水排出に対する抗議決議

上記議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由

中城村議会は村民、県民の生命・財産・自然環境を守る立場から、今回の有機フッ素化合物（PFAS）等の汚水排出に対し、厳重に抗議するとともに有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）を含む汚水排出の中止が速やかに実現されるよう強く要求するため

米海兵隊による有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）の汚水排出に対する抗議決議（案）

在沖米海兵隊が8月26日、米軍普天間飛行場に保管していた有機フッ素化合物PFOS（ピーホス）等を含む汚水、6万4千リットル（約ドラム缶320本分相当）を浄化して下水道に流した。汚水の処理方法については日米両政府で協議中の段階で結論はまだ出ていない。

海兵隊は処理計画が決まるまで排水しない考えを示していたが、一方的に放出を行い、しかも、日本側への連絡は排水の30分前である。県や宜野湾市は排水に反対し、焼却処分を求めている。身勝手な米軍の強行に強い不信感と激しい怒りを禁じ得ない。

PFOSなどは自然界でほとんど分解されない化合物で、蓄積することにより、自然界や人体に及ぼす悪影響は計り知れない。沖縄では水道水に混入しているPFAS等、大きな問題になっている中で、今度は下水道を通じて沖縄の豊かな海まで汚水を垂れ流すことは言語道断である。『沖縄は米軍の廃棄物処理場』ではない。抑止力の名の下、占領意識丸出しで環境汚染を続ける米軍を県民、村民は決して許さない。

日本政府も米軍による事件・事故に対し、国として断固として抗議が出来ない異常な事態であり、戦後76年を経た今でも主権を行使できない日本政府は主権国家といえるのか。沖縄の自然環境や人権を軽視する「放置国家」と言わざるを得ない。

度重なる米軍による人権無視や環境破壊は断じて許されるものではない。

よって、本村議会は村民、県民の生命・財産・自然環境を守る立場から、今回の有機フッ素化合物（PFAS）等の汚水排出に対し、厳重に抗議するとともに下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

記

1. 有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）を含む汚水の排出を中止すること。
2. 従来どおり米軍の責任において、基地内で焼却処理を行なうこと。
3. 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、決議する。

令和3年9月10日

沖縄県中城村議会

宛先

米国国防長官 米国国務長官 駐日米国大使 米インド太平洋軍司令官  
在日米軍司令官 普天間航空基地司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官  
在沖米国防総領事

以上、御提案いたします。

○議長 新垣博正 これでは提出者の趣旨説明を終わります。

これから意見書第15号及び決議第7号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第15号及び決議第7号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第15号及び決議第7号は、委員会付託を省略します。

これから意見書第15号に対する討論を行います。討論はありませんか。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは米海兵隊による有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）の

汚水排水に対する意見書、第15号に対して、賛成の立場から討論いたします。

在沖米軍施設内から、普天間飛行場内の有機フッ素化合物、PFOSなどを含む汚水を基地外、いわば県民、村民の生活居住環境の公共の下水道に一方的に放出したことは、県民感情を愚弄する行為で、決して許されるものではありません。発がん性が指摘されているPFOSを含む汚水を流せば、領土の自然環境破壊につながり、さらには命の源である飲み水を汚す要因にもなる。黒い水を流せばきれいな水も濁る。幼い子供でも分かる常識から逸脱し、県民、村民の安全を無視し、横暴で身勝手な行為であると言わざるを得ない。「米軍はよき隣人」は既に死語である。

日本政府は、繰り返す「遺憾」という言葉のみで、米軍に対しての制御能力がなく、まさに米軍を放置する日米共同放置国家とやゆされても当然の立場にあると言わざるを得ない。度重なる米軍の事故、事件に対し、県民、村民の立場に立って米軍に対し、全ての安全を守る立場

から相対峙することを望む。

県民、村民の生命、財産、自然環境を守る立場からこの意見書第15号に賛同し、意見いたします。

○議長 新垣博正 ほかに討論はありませんか。  
(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 これで討論を終わります。  
これから意見書第15号 米海兵隊による有機フッ素化合物(PFOS・PFOA)の汚水排出に対する意見書を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、意見書第15号 米海兵隊による有機フッ素化合物(PFOS・PFOA)の汚水排出に対する意見書は、原案のとおり可決されました。

続きまして、決議第7号に対する討論を行います。討論はありませんか。  
(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。  
これから決議第7号 米海兵隊による有機フッ素化合物(PFOS・PFOA)の汚水排出に対する抗議決議を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、決議第7号 米海兵隊による有機フッ素化合物(PFOS・PFOA)の汚水排出に対する抗議決議は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。  
本日は、これで散会いたします。ご苦労さまでした。

散 会 (15時02分)







## 令和3年第4回中城村議会定例会（第8日目）

|   |                 |                     |                                    |           |
|---|-----------------|---------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 令和3年9月6日（月）     |                     |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 令和3年9月13日（午前10時00分） |                                    |           |
|   | 散 会             | 令和3年9月13日（午後2時06分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）                           | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|   | 1 番             | 安 里 清 市             | 9 番                                | 比 嘉 麻 乃   |
|   | 2 番             | 新 垣 修               | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|   | 3 番             | 渡 嘉 敷 眞 整           | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|   | 4 番             | 屋 良 照 枝             | 12 番                               | 金 城 章     |
|   | 5 番             | 桃 原 清               | 13 番                               | 石 原 昌 雄   |
|   | 6 番             | 玉 那 覇 登             | 14 番                               | 伊 佐 則 勝   |
|   | 7 番             | 新 垣 貞 則             | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|   | 8 番             | 大 城 常 良             | 16 番                               | 新 垣 博 正   |
| 欠 席 議 員   |                 |                     |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 5 番             | 桃 原 清               | 6 番                                | 玉 那 覇 登   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 比 嘉 保               | 議 事 係 長                            | 根 間 忠     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | こ ども 課 長                           | 金 城 勉     |
|   | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 企 画 課 長                            | 比 嘉 健 治   |
|   | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | 都 市 建 設 課 長                        | 仲 村 盛 和   |
|   | 総 務 課 長         | 與 儀 忍               | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 欠 席       |
|   | 住 民 生 活 課 長     | 義 間 清               | 上 下 水 道 課 長                        | 知 名 勉     |
|   | 会 計 管 理 者       | 荷 川 取 次 枝           | 教 育 総 務 課 長                        | 我 謝 慎 太 郎 |
|   | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 生 涯 学 習 課 長                        | 稻 嶺 盛 昌   |
|   | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳               | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 宮 城 政 光   |
|   | 健 康 保 険 課 長     | 仲 松 範 三             |                                    |           |

## 議 事 日 程 第 6 号

| 日 程 | 件 名                                      |
|-----|--|
| 第 1 | 認定第1号 令和2年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について           |
| 第 2 | 認定第2号 令和2年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 第 3 | 認定第3号 令和2年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 第 4 | 認定第4号 令和2年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 第 5 | 認定第5号 令和2年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 第 6 | 認定第6号 令和2年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 7 | 認定第7号 令和2年度中城村水道事業会計決算認定について             |
| 第 8 | 認定第8号 令和2年度中頭地方視聴覚協議会一般会計歳入歳出決算の認定について   |

○議長 新垣博正 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 認定第1号 令和2年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは認定第1号 令和2年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第1号

令和2年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和2年度中城村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和3年9月6日 提出

中城村長 浜田京介

令和2年度

中城村一般会計歳入歳出決算書

歳入額 12,853,199,316 円

歳出額 12,471,291,875 円

差引残額 381,907,441 円

令和2年度 一般会計 歳入決算書

(歳入)

(単位：円)

| 款 | 項       | 予算現額          | 調定額           | 収入済額          | 不納欠損額     | 収入未済額       | 予算現額と収入済額との比較 | 備考                 |
|---|---------|---------------|---------------|---------------|-----------|-------------|---------------|--------------------|
| 1 | 村税      | 2,622,165,000 | 2,819,723,406 | 2,708,226,862 | 2,646,881 | 110,925,352 | 86,061,862    | 還付未済額<br>2,075,689 |
|   | 1 村民税   | 1,025,742,000 | 1,082,978,766 | 1,056,576,517 | 37,432    | 28,189,506  | 30,834,517    | 還付未済額<br>1,824,689 |
|   | 2 固定資産税 | 1,433,375,000 | 1,573,339,660 | 1,492,774,622 | 1,974,727 | 78,816,911  | 59,399,622    | 還付未済額<br>226,600   |
|   | 3 軽自動車税 | 79,874,000    | 86,084,750    | 81,555,493    | 634,722   | 3,918,935   | 1,681,493     | 還付未済額<br>24,400    |

| 款             | 項             | 予算現額        | 調定額         | 収入済額        | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|---------------|---------------|-------------|-------------|-------------|-------|-------|---------------|----|
| 1 村税          | 4 村たばこ税       | 83,173,000  | 77,320,230  | 77,320,230  | 0     | 0     | △5,852,770    |    |
|               | 5 特別土地保有税     | 1,000       | 0           | 0           | 0     | 0     | △1,000        |    |
| 2 地方譲与税       |               | 47,941,000  | 47,562,037  | 47,562,037  | 0     | 0     | △378,963      |    |
|               | 1 地方揮発油譲与税    | 11,701,000  | 11,040,000  | 11,040,000  | 0     | 0     | △661,000      |    |
|               | 2 自動車重量譲与税    | 33,178,000  | 32,123,000  | 32,123,000  | 0     | 0     | △1,055,000    |    |
|               | 3 特別とん譲与税     | 2,301,000   | 2,811,037   | 2,811,037   | 0     | 0     | 510,037       |    |
|               | 4 地方道路譲与税     | 1,000       | 0           | 0           | 0     | 0     | △1,000        |    |
|               | 5 森林環境譲与税     | 760,000     | 1,588,000   | 1,588,000   | 0     | 0     | 828,000       |    |
| 3 利子割交付金      |               | 1,068,000   | 1,073,000   | 1,073,000   | 0     | 0     | 5,000         |    |
|               | 1 利子割交付金      | 1,068,000   | 1,073,000   | 1,073,000   | 0     | 0     | 5,000         |    |
| 4 配当割交付金      |               | 3,622,000   | 3,211,000   | 3,211,000   | 0     | 0     | △411,000      |    |
|               | 1 配当割交付金      | 3,622,000   | 3,211,000   | 3,211,000   | 0     | 0     | △411,000      |    |
| 5 株式等譲渡所得割交付金 |               | 3,255,000   | 3,569,000   | 3,569,000   | 0     | 0     | 314,000       |    |
|               | 1 株式等譲渡所得割交付金 | 3,255,000   | 3,569,000   | 3,569,000   | 0     | 0     | 314,000       |    |
| 6 法人事業税交付金    |               | 10,806,000  | 10,630,000  | 10,630,000  | 0     | 0     | △176,000      |    |
|               | 1 法人事業税交付金    | 10,806,000  | 10,630,000  | 10,630,000  | 0     | 0     | △176,000      |    |
| 7 地方消費税交付金    |               | 335,265,000 | 383,221,000 | 383,221,000 | 0     | 0     | 47,956,000    |    |
|               | 1 地方消費税交付金    | 335,265,000 | 383,221,000 | 383,221,000 | 0     | 0     | 47,956,000    |    |
| 8 ゴルフ場利用税交付金  |               | 28,309,000  | 27,960,800  | 27,960,800  | 0     | 0     | △348,200      |    |
|               | 1 ゴルフ場利用税交付金  | 28,309,000  | 27,960,800  | 27,960,800  | 0     | 0     | △348,200      |    |
| 9 環境性能割交付金    |               | 3,100,000   | 3,058,000   | 3,058,000   | 0     | 0     | △42,000       |    |
|               | 1 環境性能割交付金    | 3,100,000   | 3,058,000   | 3,058,000   | 0     | 0     | △42,000       |    |

| 款  | 項             | 予算現額          | 調定額           | 収入済額          | 不納欠損額   | 収入未済額   | 予算現額と収入済額との比較 | 備考           |
|----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------|---------|---------------|--------------|
| 10 | 地方特例交付金       | 18,413,000    | 18,413,000    | 18,413,000    | 0       | 0       | 0             |              |
|    | 1 地方特例交付金     | 18,413,000    | 18,413,000    | 18,413,000    | 0       | 0       | 0             |              |
| 11 | 地方交付税         | 1,439,975,000 | 1,481,663,000 | 1,481,663,000 | 0       | 0       | 41,688,000    |              |
|    | 1 地方交付税       | 1,439,975,000 | 1,481,663,000 | 1,481,663,000 | 0       | 0       | 41,688,000    |              |
| 12 | 交通安全対策特別交付金   | 1,800,000     | 1,664,000     | 1,664,000     | 0       | 0       | △136,000      |              |
|    | 1 交通安全対策特別交付金 | 1,800,000     | 1,664,000     | 1,664,000     | 0       | 0       | △136,000      |              |
| 13 | 分担金及び負担金      | 1,671,000     | 2,142,009     | 2,142,009     | 0       | 0       | 471,009       |              |
|    | 2 負担金         | 1,671,000     | 2,142,009     | 2,142,009     | 0       | 0       | 471,009       |              |
| 14 | 使用料及び手数料      | 123,657,000   | 105,704,132   | 104,186,652   | 967,300 | 550,380 | △19,470,348   | 還付未済額<br>200 |
|    | 1 使用料         | 84,780,000    | 68,720,442    | 67,202,962    | 967,300 | 550,180 | △17,577,038   |              |
|    | 2 手数料         | 38,877,000    | 36,983,690    | 36,983,690    | 0       | 200     | △1,893,310    | 還付未済額<br>200 |
| 15 | 国庫支出金         | 4,433,319,000 | 4,373,554,759 | 4,373,554,759 | 0       | 0       | △59,764,241   |              |
|    | 1 国庫負担金       | 1,271,664,000 | 1,241,225,300 | 1,241,225,300 | 0       | 0       | △30,438,700   |              |
|    | 2 国庫補助金       | 3,154,649,000 | 3,122,590,570 | 3,122,590,570 | 0       | 0       | △32,058,430   |              |
|    | 3 委託金         | 7,006,000     | 9,738,889     | 9,738,889     | 0       | 0       | 2,732,889     |              |
| 16 | 県支出金          | 1,463,884,000 | 1,219,668,617 | 1,219,668,617 | 0       | 0       | △244,215,383  |              |
|    | 1 県負担金        | 570,703,000   | 555,134,828   | 555,134,828   | 0       | 0       | △15,568,172   |              |
|    | 2 県補助金        | 848,393,000   | 618,762,157   | 618,762,157   | 0       | 0       | △229,630,843  |              |
|    | 3 委託金         | 44,788,000    | 45,771,632    | 45,771,632    | 0       | 0       | 983,632       |              |
| 17 | 財産収入          | 223,932,000   | 224,104,769   | 224,104,769   | 0       | 0       | 172,769       |              |
|    | 1 財産運用収入      | 12,425,000    | 12,442,845    | 12,442,845    | 0       | 0       | 17,845        |              |
|    | 2 財産売払収入      | 211,507,000   | 211,661,924   | 211,661,924   | 0       | 0       | 154,924       |              |
| 18 | 寄附金           | 176,907,000   | 182,614,458   | 182,614,458   | 0       | 0       | 5,707,458     |              |
|    | 1 寄附金         | 176,907,000   | 182,614,458   | 182,614,458   | 0       | 0       | 5,707,458     |              |
| 19 | 繰入金           | 822,983,000   | 731,037,636   | 731,037,636   | 0       | 0       | △91,945,364   |              |
|    | 1 特別会計繰入金     | 62,358,000    | 62,473,000    | 62,473,000    | 0       | 0       | 115,000       |              |
|    | 2 基金繰入金       | 760,625,000   | 668,564,636   | 668,564,636   | 0       | 0       | △92,060,364   |              |

| 款            | 項             | 予算現額           | 調定額            | 収入済額           | 不納欠損額     | 収入未済額       | 予算現額と収入済額との比較 | 備考                |
|--------------|---------------|----------------|----------------|----------------|-----------|-------------|---------------|-------------------|
| 20 繰越金       |               | 207,743,000    | 207,743,968    | 207,743,968    | 0         | 0           | 968           |                   |
|              | 1 繰越金         | 207,743,000    | 207,743,968    | 207,743,968    | 0         | 0           | 968           |                   |
| 21 諸収入       |               | 299,949,000    | 346,949,255    | 346,831,712    | 0         | 117,543     | 46,882,712    |                   |
|              | 1 延滞金、加算金及び過料 | 3,667,000      | 3,272,219      | 3,272,219      | 0         | 0           | △394,781      |                   |
|              | 2 村預金利子       | 1,000          | 0              | 0              | 0         | 0           | △1,000        |                   |
|              | 3 貸付金元利収入     | 1,000          | 0              | 0              | 0         | 0           | △1,000        |                   |
|              | 4 雑入          | 296,280,000    | 343,677,036    | 343,559,493    | 0         | 117,543     | 47,279,493    |                   |
| 22 村債        |               | 777,075,000    | 771,063,000    | 771,063,000    | 0         | 0           | △6,012,000    |                   |
|              | 1 村債          | 777,075,000    | 771,063,000    | 771,063,000    | 0         | 0           | △6,012,000    |                   |
| 23 自動車取得税交付金 |               | 0              | 37             | 37             | 0         | 0           | 37            |                   |
|              | 1 自動車取得税交付金   | 0              | 37             | 37             | 0         | 0           | 37            |                   |
| 97 一時立替金     |               | 0              | 0              | 0              | 0         | 0           | 0             |                   |
|              | 1 一時立替金       | 0              | 0              | 0              | 0         | 0           | 0             |                   |
| 98 一時借入      |               | 0              | 0              | 0              | 0         | 0           | 0             |                   |
|              | 1 一時借入        | 0              | 0              | 0              | 0         | 0           | 0             |                   |
| 歳入合計         |               | 13,046,839,000 | 12,966,330,883 | 12,853,199,316 | 3,614,181 | 111,593,275 | △193,639,684  | 還付未済<br>2,075,889 |

令和2年度 一般会計 歳出決算書

(歳出)

(単位：円)

| 款     | 項           | 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額     | 不用額        | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|-------|-------------|---------------|---------------|------------|------------|---------------|----|
| 1 議会費 |             | 98,109,000    | 97,264,931    | 0          | 844,069    | 844,069       |    |
|       | 1 議会費       | 98,109,000    | 97,264,931    | 0          | 844,069    | 844,069       |    |
| 2 総務費 |             | 4,646,265,000 | 4,560,356,691 | 11,418,000 | 74,490,309 | 85,908,309    |    |
|       | 1 総務管理費     | 4,455,015,000 | 4,374,466,278 | 11,418,000 | 69,130,722 | 80,548,722    |    |
|       | 2 徴税費       | 111,184,000   | 107,765,424   | 0          | 3,418,576  | 3,418,576     |    |
|       | 3 戸籍住民基本台帳費 | 58,723,000    | 57,459,245    | 0          | 1,263,755  | 1,263,755     |    |



| 款        | 項       | 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額      | 不用額        | 予算現額と支出<br>済額との比較 | 備考 |
|----------|---------|---------------|---------------|-------------|------------|-------------------|----|
| 2 総務費    | 4 選挙費   | 11,361,000    | 10,791,555    | 0           | 569,445    | 569,445           |    |
|          | 5 統計調査費 | 8,531,000     | 8,430,887     | 0           | 100,113    | 100,113           |    |
|          | 6 監査委員費 | 1,451,000     | 1,443,302     | 0           | 7,698      | 7,698             |    |
| 3 民生費    |         | 3,578,626,000 | 3,519,686,896 | 0           | 58,939,104 | 58,939,104        |    |
|          | 1 社会福祉費 | 1,512,227,000 | 1,489,711,198 | 0           | 22,515,802 | 22,515,802        |    |
|          | 2 児童福祉費 | 2,066,399,000 | 2,029,975,698 | 0           | 36,423,302 | 36,423,302        |    |
| 4 衛生費    |         | 1,132,923,000 | 1,102,085,152 | 1,789,000   | 29,048,848 | 30,837,848        |    |
|          | 1 保健衛生費 | 582,149,000   | 553,856,210   | 1,789,000   | 26,503,790 | 28,292,790        |    |
|          | 2 清掃費   | 550,774,000   | 548,228,942   | 0           | 2,545,058  | 2,545,058         |    |
| 5 労働費    |         | 3,766,000     | 3,765,735     | 0           | 265        | 265               |    |
|          | 1 労働諸費  | 3,766,000     | 3,765,735     | 0           | 265        | 265               |    |
| 6 農林水産業費 |         | 241,857,000   | 234,386,012   | 2,511,000   | 4,959,988  | 7,470,988         |    |
|          | 1 農業費   | 183,096,000   | 178,449,415   | 2,511,000   | 2,135,585  | 4,646,585         |    |
|          | 2 林業費   | 1,410,000     | 1,407,544     | 0           | 2,456      | 2,456             |    |
|          | 3 水産業費  | 57,351,000    | 54,529,053    | 0           | 2,821,947  | 2,821,947         |    |
| 7 商工費    |         | 145,221,000   | 120,218,273   | 0           | 25,002,727 | 25,002,727        |    |
|          | 1 商工費   | 145,221,000   | 120,218,273   | 0           | 25,002,727 | 25,002,727        |    |
| 8 土木費    |         | 508,238,000   | 413,819,551   | 86,289,000  | 8,129,449  | 94,418,449        |    |
|          | 1 土木管理費 | 55,295,000    | 55,259,002    | 0           | 35,998     | 35,998            |    |
|          | 2 道路橋梁費 | 293,200,000   | 202,095,214   | 86,289,000  | 4,815,786  | 91,104,786        |    |
|          | 3 河川費   | 5,338,000     | 5,309,797     | 0           | 28,203     | 28,203            |    |
|          | 4 都市計画費 | 7,535,000     | 7,155,538     | 0           | 379,462    | 379,462           |    |
|          | 5 下水道費  | 146,870,000   | 144,000,000   | 0           | 2,870,000  | 2,870,000         |    |
| 9 消防費    |         | 294,545,000   | 291,775,000   | 2,012,000   | 758,000    | 2,770,000         |    |
|          | 1 消防費   | 294,545,000   | 291,775,000   | 2,012,000   | 758,000    | 2,770,000         |    |
| 10 教育費   |         | 1,868,369,000 | 1,601,514,585 | 205,165,900 | 61,688,515 | 266,854,415       |    |
|          | 1 教育総務費 | 410,719,000   | 396,143,000   | 0           | 14,576,000 | 14,576,000        |    |
|          | 2 小学校費  | 524,064,000   | 511,519,353   | 0           | 12,544,647 | 12,544,647        |    |
|          | 3 中学校費  | 71,791,000    | 60,484,008    | 0           | 11,306,992 | 11,306,992        |    |
|          | 4 幼稚園費  | 338,168,000   | 173,013,842   | 153,239,900 | 11,914,258 | 165,154,158       |    |
|          | 5 社会教育費 | 210,649,000   | 197,074,970   | 6,655,000   | 6,919,030  | 13,574,030        |    |

| 款        | 項             | 予算現額           | 支出済額           | 翌年度繰越額      | 不用額         | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|----------|---------------|----------------|----------------|-------------|-------------|---------------|----|
| 10 教育費   | 6 保健体育費       | 312,978,000    | 263,279,412    | 45,271,000  | 4,427,588   | 49,698,588    |    |
| 11 災害復旧費 |               | 7,165,000      | 7,150,000      | 0           | 15,000      | 15,000        |    |
|          | 1 農林水産施設災害復旧費 | 1,000          | 0              | 0           | 1,000       | 1,000         |    |
|          | 2 土木施設災害復旧費   | 7,164,000      | 7,150,000      | 0           | 14,000      | 14,000        |    |
| 12 公債費   |               | 519,372,000    | 519,269,049    | 0           | 102,951     | 102,951       |    |
|          | 1 公債費         | 519,372,000    | 519,269,049    | 0           | 102,951     | 102,951       |    |
| 13 諸支出金  |               | 1,000          | 0              | 0           | 1,000       | 1,000         |    |
|          | 1 普通財産取得費     | 1,000          | 0              | 0           | 1,000       | 1,000         |    |
| 14 予備費   |               | 2,382,000      | 0              | 0           | 2,382,000   | 2,382,000     |    |
|          | 1 予備費         | 2,382,000      | 0              | 0           | 2,382,000   | 2,382,000     |    |
| 歳出合計     |               | 13,046,839,000 | 12,471,291,875 | 309,184,900 | 266,362,225 | 575,547,125   |    |

歳入歳出差引残額 381,907,441 円

令和3年9月6日

中城村 村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(一般会計)

令和2年度

| 区 分                                |   | 金 額           |
|------------------------------------|---|---------------|
| 1. 歳 入                             | 総 額   | 12,853,199 千円 |
| 2. 歳 出                             | 総 額   | 12,471,292 千円 |
| 3. 歳 入 歳 出                         | 差 引 額   | 381,907 千円    |
| 4. 翌年度へ繰り越すべき財源                    | (1) 継続費通次繰越額                                  | 0 千円          |
|                                    | (2) 繰越明許費繰越額                                  | 31,039 千円     |
|                                    | (3) 事故繰越し繰越額                                  | 0 千円          |
|                                    | 計   | 31,039 千円     |
| 5. 実 質 収 支                         | 額   | 350,868 千円    |
| 6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 |   | 0 千円          |
| 備 考                                | ※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 |               |

ページを開いていただきまして、令和2年度中城村一般会計歳入歳出決算書。歳入額128億5,319万9,316円、歳出額124億7,129万1,875円、差引残額3億8,190万7,441円。

それでは令和2年度一般会計歳入歳出書を読み上げて、歳入のほうから款、項、予算現額、収入済額、比較の順に数字のみを読み上げて御提案申し上げます。

歳入、1款村税、1項村民税、10億2,574万2,000円、10億5,657万6,517円、3,083万4,517円。2項固定資産税、14億3,337万5,000円、14億9,277万4,622円、5,939万9,622円。3項軽自動車税、7,987万4,000円、8,155万5,493円、168万1,493円。4項村たばこ税、8,317万3,000円、7,732万230円、585万2,770円。5項特別土地保有税は費目存置。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1,170万1,000円、1,104万円、66万1,000円。2項自動車重量譲与税、3,317万8,000円、3,212万3,000円、105万5,000円。3項特別とん譲与税、230万1,000円、281万1,037円、51万37円。4項地方道路譲与税は費目存置。5項森林環境譲与税、76万円、158万8,000円、82万8,000円。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、106万8,000円、107万3,000円、5,000円。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、362万2,000円、321万1,000円、41万1,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、325万5,000円、356万9,000円、31万4,000円。

6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、1,080万6,000円、1,063万円、17万6,000円。

7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、3億3,526万5,000円、3億8,322万1,000円、4,795万6,000円。

8款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、2,830万9,000円、2,796万800円、34万8,200円。

9款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金、310万円、305万8,000円、4万2,000円。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1,841万3,000円、1,841万3,000円、比較はゼロ。

11款地方交付税、1項地方交付税、14億3,997万5,000円、14億8,166万3,000円、4,168万8,000円。

12款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、180万円、166万4,000円、13万6,000円。

13款分担金及び負担金、2項負担金、167万1,000円、214万2,009円、47万1,009円。

14款使用料及び手数料、1項使用料、8,478万円、6,720万2,962円、1,757万7,038円。2項手数料、3,887万7,000円、3,698万3,690円、189万3,310円。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、12億7,166万4,000円、12億4,122万5,300円、3,043万8,700円。2項国庫補助金、31億5,464万9,000円、31億2,259万570円、3,205万8,430円。3項委託金、700万6,000円、973万8,889円、273万2,889円。

16款県支出金、1項県負担金、5億7,070万3,000円、5億5,513万4,828円、1,556万8,172円。2項県補助金、8億4,839万3,000円、6億1,876万2,157円、2億2,963万843円。3項委託金、4,478万8,000円、4,577万1,632円、98万3,632円。

17款財産収入、1項財産運用収入、1,242万5,000円、収入済額1,244万2,845円、1万7,845円。2項財産売払収入、2億1,150万7,000円、2億1,166万1,924円、15万4,924円。

18款寄附金、1項寄附金、1億7,690万7,000円、1億8,261万4,458円、570万7,458円。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、6,235万8,000円、6,247万3,000円、11万5,000円。2項基金繰入金、7億6,062万5,000円、6億6,856万4,636円、9,206万364円。

20款繰越金、1項繰越金、2億774万3,000円、2億774万3,968円、968円。

21款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、366万7,000円、327万2,219円、39万4,781円。2項村預金利子、3項貸付金元利収入は費目存置のまま。4項雑入、2億9,628万円、3億4,355万9,493円、4,727万9,493円。

22款村債、1項村債、7億7,707万5,000円、7億7,106万3,000円、601万2,000円。

23款、97款、98款は割愛させていただきます。

歳入合計、予算現額130億4,683万9,000円、収入済額128億5,319万9,316円、予算現額と収入済額との比較1億9,363万9,684円でございます。

続いて歳出でございます。同じく款、項、予算現額、支出済額、比較の順で数字のみを読み上げて御提案申し上げます。

1款議会費、1項議会費、9,810万9,000円、9,726万4,931円、84万4,069円。

2款総務費、1項総務管理費、44億5,501万5,000円、43億7,446万6,278円、8,054万8,722円。2項徴税费、1億1,118万4,000円、1億776万5,424円、341万8,576円。3項戸籍住民基本台帳費、5,872万3,000円、5,745万9,245円、126万3,755円。4項選挙費、1,136万1,000円、1,079万1,555円、56万9,445円。5項統計調査費、853万1,000円、843万887円、10万113円。6項監査委員費、145万1,000円、144万3,302円、7,698円。

3款民生費、1項社会福祉費、15億1,222万7,000円、14億8,971万1,198円、2,251万5,802円。2項児童福祉費、20億6,639万9,000円、20億2,997万5,698円、3,642万3,302円。

4款衛生費、1項保健衛生費、5億8,214万9,000円、5億5,385万6,210円、2,829万2,790円。2項清掃費、5億5,077万4,000円、5億4,822万8,942円、254万5,058円。

5款労働費、1項労働諸費、376万6,000円、

376万5,735円、265円。

6款農林水産業費、1項農業費、1億8,309万6,000円、1億7,844万9,415円、464万6,585円。2項林業費、141万円、140万7,544円、2,456円。3項水産業費、5,735万1,000円、5,452万9,053円、282万1,947円。

7款商工費、1項商工費、1億4,522万1,000円、1億2,021万8,273円、2,500万2,727円。

8款土木費、1項土木管理費、5,529万5,000円、5,525万9,002円、3万5,998円。2項道路橋梁費、2億9,320万円、2億209万5,214円、9,110万4,786円。3項河川費、533万8,000円、530万9,797円、2万8,203円。4項都市計画費、753万5,000円、715万5,538円、37万9,462円。5項下水道費、1億4,687万円、1億4,400万円、287万円。

9款消防費、1項消防費、2億9,454万5,000円、2億9,177万5,000円、277万円。

10款教育費、1項教育総務費、4億1,071万9,000円、3億9,614万3,000円、1,457万6,000円。2項小学校費、5億2,406万4,000円、5億1,151万9,353円、1,254万4,647円。3項中学校費、7,179万1,000円、6,048万4,008円、1,130万6,992円。4項幼稚園費、3億3,816万8,000円、1億7,301万3,842円、1億6,515万4,158円。5項社会教育費、2億1,064万9,000円、1億9,707万4,970円、1,357万4,030円。6項保健体育費、3億1,297万8,000円、2億6,327万9,412円、4,969万8,588円。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費は費目存置。2項土木施設災害復旧費、716万4,000円、715万円、1万4,000円。

12款公債費、1項公債費、5億1,937万2,000円、5億1,926万9,049円、10万2,951円。

13款諸支出金、1項普通財産取得費は費目存置。

14款予備費、1項予備費、238万2,000円、支出済額はゼロでございますので、比較も同額で

ございます。

歳出合計、予算現額130億4,683万9,000円、支出済額124億7,129万1,875円、予算現額と支出済額との比較5億7,554万7,125円。

歳入歳出差引残額3億8,190万7,441円。令和3年9月6日、中城村長 浜田京介。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これ提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。まず、歳入については一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

次に、歳出について質疑を行います。

なお認定第1号は委員会付託を予定しておりますので、付託を予定している款、項、目については所属する委員は申合せのとおり、質疑を控えるようお願いいたします。

まず1款について質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

次に、歳出2款に対する質疑はありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 おはようございます。それでは歳出2款について質疑を行いたいと思います。今回、皆さんお手元にあると思うんですけども、成果説明書を持っておられると思うんですけども、そのほうをお願いします。今回は委員会資料つづりのほうもそれからもやりますので、ひとつ準備のほうをよろしく願います。

まず質疑をする前に、我々前もって皆さんから委員会資料を全ての課ごとにとってはあるんですけども、その中でいろいろ差替えとか、そして後はまた追加資料とか、そういうものは

今日配っている課もあるんですけども、やはり我々は今日の日いち、質疑応答、そして委員会付託というところまでですね、全てを読み込んで、そして今日の質疑に臨んでいるわけですので、こういった類のものはぜひ早めに今日提出されても、我々読み込む時間がないものから、そういったところはしっかりと追加資料あるいは、先ほど言ったページごとに変えるのがあればしっかりと3日前ぐらい前には提出していただかないと我々も読み込んでの質疑はできないという状況になりかねませんので、ぜひお願いしたいと思います。そして、あと1点は年々ですね、しっかりとこの各課から出されている資料というのは改善、改善としてしっかりと出されております。我々も読みやすい方向でやってはいるんですけども、ある一定程度の課のほうは前回よりもこの資料のほうは非常に読みにくくなってしまっていると、読んでいてもあまりにも字が小さくて、全然目が行き届かないというか、そういった類のものが見られますので、ぜひそこは次年度から今回はどうしてもできないものから、しっかり対策を整えて、資料というのは相手方がどれくらい読みやすいのかというのが一番の私は改善点で、それが資料だというふうに思っているものですから、いかにして読みやすいのかとそういうところはぜひ心がけて資料のほうの提出はお願いしたいというふうに思っております。それでは質疑に入らせていただきます。まず2ページですね、これは成果説明書の2ページになります。

2款1項4目の一番上のほうなんですけれども、防災体制整備事業、これが事業概要とか課題改善等が書かれておまして、その中で質問したいのは、令和2年度に避難所を開設した実績があるのかどうか。令和2年度に避難した人は何名なのか。人数のほう、そのほうを伺いたいと思います。2点目に、次の4ページになるんですけども、これは真ん中のほうですね、

2款1項5目のほうにふるさと納税業務推進事業があるんですけれども、これは件数のほうが1万2,636件と大幅に増えています。そこは私も担当課として高く評価しております。その中で歳入のほうは1億7,000万円余り入ってきておりまして、私が質問したいのはその業務委託料、これが1億7,700万円ぐらいの52%に当たる9,238万24円かかっているわけですね。それが一生懸命、中城村にふるさと納税していただいた1万2,000件余りの方々がそれはやはり我々もいろいろな贈答品とか、そういうのをやらないといけないという中で、やはりこれは課題改善の中で事業者や配送業者と調整し、返礼品の募集にかかる経費を抑えるというのがありまして、その点を今52%の返礼品やこれは事務費に対しての出費があるんですけれども、それをいかに抑えるか、その1点ちょっとお聞きしたいというふうに思っております。以上です。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

平成2年度における避難所の開設につきましては、4つの災害、これは台風とそれから大雨ですけれども、6か所避難所を開設しております。人数もでしたか。避難者については延べ5名でございます。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

議員が御指摘のとおり、やはり経費については多くかかる状況ではあります。ただし、返礼品については30%というのもありますし、サイトの運営管理についてもやはりインターネット等からの寄附を募ることが寄附額を増やすということになっておりますので、担当課として少し事業費を抑えることができないかというふうに考えているのが返礼品にかかる送料ですね、その部分についてがやはり現在、好まれる返礼品として、今オリオンビール関係の商品が多く出ていますので、重量等がありまして、少しか

かっている状況であります。その辺を少し検討していきたいというふうに考えています。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 令和2年度は6か所の開設で5名の方が避難をしているということで、それについて、その5名の方々、食料配付等は行われたのかどうか、あるいは自前で全部持ってきたのか。その点とやはりコロナ感染症対策ということで、県外ではあるんですけれども、ダンボールのベッドとか、仕切りそういうものが準備されているところが徐々に徐々に増えてはきているんですけれども、村としてはそういう場合、5名だから相当のスペースはあるんだろうというふうに思うんですけれども、そのあたりは例えば全村民が避難となった場合にそこら辺のお考えはあるのかどうか、その点はどうですか。4ページのほうですが、30%は贈答品というところで、これは仕方がないと思うんですけれども、やはり送料とか、そういったのをしっかり事業者とも相談しながら5%でも10%でも抑えることができるのであれば、やはりそれだけ村に入ってくる収入というものがあるものですから、そこはしっかりとまた今後ですね、対応して行ってください。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

食料につきましては、基本的には避難者が自分で持ってくるというのが基本でございます。過去におきましては、急に避難して食料を持っていないというふうなときもございましたので、そういう場合は役場から支給をするとそういうこともやっております。それから避難所での仕切りの件です。ダンボールでの仕切りは行っておりません。その備品として整備はしておりません。ただし、それ以上の避難所用の防災ルーム、テントを購入しております。平成2年度に10張購入してまして、1張につきましては車

椅子でも対応可能な若干大きめのテントでござ  
います。コロナ禍があって、そういう意味では  
ダンボール仕切りよりは防災テントのほうがよ  
り効果的であるというふうなことで考えており  
ます。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 これに関して、防災体  
制ということではしっかりと手当はできていると  
いうふうに今答弁で感じましたので、ぜひ大勢  
の方が入る場合にしっかりと対応できるように、  
その辺もひとつしっかりと手当してください。以  
上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
歳出2款に対する質疑……。

新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 それでは令和2年度の  
中城村一般会計歳入歳出決算書について質疑し  
ます。66ページを御覧になってください。そこ  
の18節ですね、66ページの18節自主防災組織補  
助金があります。そこで59万9,970円が出てい  
ます。その件について質問します。自主防災組  
織補助金、交付要綱ですね、第1条の趣旨とそ  
れから第5条の補助金の額ですね。どこの自治  
会にどういう補助金を交付しましたか、説明を  
お願いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

交付先につきましては、北浜自主防災会、そ  
れと中城サンヒルズタウン自主防災会に対して  
交付しております。交付補助金の種類としまし  
ては、資機材購入でございます。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今おっしゃったように  
自主防災補助金は北浜とサンヒルズ、自治会に  
交付されていますけれども、先ほど言いました  
ように資機材購入補助金は30万円だと思います。  
そこで2自治会に交付されたら合計では60万円  
だと思いますけれども、それで決算額は59万

970円の差がありますので、その差の理由を説  
明をお願いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

補助金は実績額に応じて交付するものでござ  
います。中城サンヒルズタウンにつきましては  
29万9,000円幾らかだったと、そういうことで  
差額が出ております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 ちょっと疑問に思っ  
たものですから補助金は30万円交付ですので、こ  
れは2自治会だから60万円になるはずが、なぜ  
なっていないかなということではちょっと疑問に  
思ったものです。それで役所の自主防災組織と  
いうのは非常に必要なものですから、自主防災  
が果たす役割は災害を軽減し、それが地域住民  
の安心安全な暮らしと防災対策を図る意味で非  
常に自主防災組織は重要。それで自主防災組織  
の普及を図るために講演会とか、勉強会を開催  
していますけれども、本村では21自治会のうち  
4団体ですよ。少ない現状ですけれども、こ  
ういった4団体しかないものですから、今後、  
講演会とか、勉強会以外にどういった対策を考  
えているかちょっとお願いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

令和3年度において、1自治会、南上原自治  
会のほうで自主防災組織を立ち上げております  
ので、村内は自治会単位で計算したときには21  
自治会の中の5自治会でございます。カバー率  
からしますと50%以上にはなっているところ  
です。普及のためにはまず令和元年から令和2年  
にかけて行政懇談会において、全自治会におい  
て自主防災組織の立ち上げについてお願いをい  
たしました。そういうところで興味を示してい  
ただいて、南上原自治会の自主防災組織の立ち  
上げに至っているところでございます。各自治  
会からさらにその自主防災組織に対する説明を

やってほしいという依頼がありましたら、ぜひこちらのほうから出向いて、説明をしたいなどというふうなことで考えております。村の職員のほかに气象台等からも職員を招聘いたしまして、講演会等を行っているところでございます。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

次に、歳出3款に対する質疑はありませんか。

3款2項(児童福祉費)1から2目児童福祉総務費、児童処置費については文教社会常任委員会に付託を予定しておりますので、質疑は控えるようお願いいたします。

質疑はありませんか。

休憩します。

休憩(10時34分)

~~~~~

再開(10時37分)

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 認定ということで各委員会からの資料もあるんですけども、先ほど大城議員からもありましたけれども、大城議員はこのある部署においてはというはずだけれども、私のほうから正直申し上げて、こども課、今回資料、これは認定をもらうということで資料をもらって、いろいろな補足資料ももらっていますよね。持ち帰ってこの資料を見ながら予算を併せながらできるだけこの決算認定において聞きたいところを探すというか、やるんですけども、今回、本当にこれが認定をやってほしいという内容というか、字も見えないし、数字も薄いし、これが本当に認定をしてくださいというふうなあれなのかなと、そういう疑問があって、今回、特にこども課のものに関して、これは文教社会が後でやると思うんですけど

も、これをずっと見ていたんですけども、望遠鏡を持ってこない限りは字も見えないし、やはりこれは去年、令和2年度も申合せでできるだけ見えやすいようにしてくれと。この予算を審査するときに補足事項が横に書いてあるんですけども、これを読むのにも一苦労で、これが本当にあれなのかというのがあって、今回、だから見るに堪えず投げたんですけども、これは自分が悪いかもしいないだけども、本来であればちゃんと望遠鏡でも持ってきてやるべきだと思うんですけども、決算認定に当たって、認定するわけですから。だけどその中で一つでも二つでも予算に対して聞き取りしたいのもあるんですけども、この状態ではあなた方の姿勢がやってほしいという姿も見れないし、どうぞ目をつぶって予算を通してくださいというような内容にしか私はなっていないと思うんですよ。次年度からその辺をちゃんと直していただいて、字ももうちょっと強調文字というか、それなりに見えるように出してもらえませんか。これは認定しようにもチェックしようにも多分、ほとんどができませんよ。あなた方はもしかしたら若いから目がいいかもしれないけれども、一応予算認定ということですので、これは今度の追加の姿勢で意見をします。以上。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 御指摘大変申しわけございません。これまでA3サイズで出したりとやってきてはいたんですけども、今回、出して見て私が目で確認して見えるというところで軽い判断でこのような資料を提供してしまったことに大変申しわけなく思っております。委員会がありますけれども、その前に皆様にもまたきちんとした見えるような資料に差し替えて御提供したいと思います。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑



を終わります。

続きまして、歳出4款に対する質疑はありますか。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは4款について質問いたします。

歳出ページは115ページ、116ページ、118ページにまたがります。衛生費の中の4款衛生費の中の保健衛生費ですね。補足資料でこれは委員会資料の健康保険課の資料4ページ、5ページ、それから6ページを元に質問させていただきます。まずは保健衛生費、2予防費、決算書116ページより支出済額1億1,434万5,933円のうちから決算資料のページの4、これはページの4の、予防費に関わる予算と6ページの保健衛生費の決算資料の予算について質疑します。まず健康診査事業、決算額1,310万3,932円の支出内訳と予防費の支出済額を対比したときに、この6ページの決算額に1,310万3,932円と予算がありますよね、決算額。6ページです。このうちのまずは7の報償費、それから17の備品購入費、19の補助費の金額は同額なんですけれども、予防費の合算額1,406万1,520円に対して、事業の決算額1,310万3,912円のこの需用費、役務費、委託、3項目、金額の差がありますよね。それをちょっと教えてほしいんですよ。事業費の中からその全体予算の中から、この事業決算を出しているわけですよ。と思うんですよ。この事業費の予算と合わせながらその差異があるので、それを教えてください。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 お答えします。

4款1項2目の予防費については、健康保険課の住民健診の検査費とこども課の予防接種ワクチンと一緒に予防費の中に入っています。この1億1,434万5,933円については、健康保険課とこども課の決算額であります。需用費に関してもこども課のワクチン接種、印刷製本とかも

入っていますので、それを分けた場合に分けて健康保険課の分として委員会資料には掲載していますので、合わない部分もあります。報償費と備品購入費については健康保険課だけの決算額でありますので、これは議員がおっしゃったとおり合ってはいますけれども、その中の需用費とかそういうものに関してはこども課と健康保険課の合算額でありますので、決算額と委員会資料は合いません。116ページの中の印刷製本費、真ん中の消耗品、印刷製本費、医薬材料費、実習材料費については健康保険課の決算額で、下の消耗品関係については消耗品（小児インフルエンザ）とかコロナワクチンとかがありますので、その辺の決算額はこども課の部分になります。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 これは私も全部計算して137万3,000円、それとこの資料の需用費137万円、これは合算して理解できたんですよ。数字が合っているものですから、仮に役務費、ここでは資料では168万3,800円になっていますよね、これでは。でも事業費ではこれが128万6,055円になる、その差額で残った40万円は別のところにいっているということ。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 分かりました。議員がおっしゃっている137万3,071円に、この委員会資料との差ですので、その中で委員会資料のほうでは健康増進に係るがん健診とか、住民健診の部分を表示しております。決算のほうの自主材料とか医薬材料とかは栄養教室とか、そういう材料費を表示していますよね。この部分には入れていません。このがん健診、住民健診のほうには入れてません。栄養教室ですので、そういう差は出てきています。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 これは決算書の118ページの備品購入費4万9,440円、資料にも4

万9,400円となっていると、これはこの事業費の後ろの6ページには使用料となっていますよね、項目は。備品購入費と使用料ってそのまた違い。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 すみません、訂正します。6ページの使用料は備品購入費に訂正をお願いします。転記ミスであります。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時50分）

~~~~~

再 開（10時50分）

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは4款について質疑を行います。

まず委員会資料のほうの9ページ、これで準備していますので、これで進めさせてください。まずは9ページですね、これは11節役務費、それから13節の使用料及び賃借料、17節の備品購入費、これは3つまとめてやりますので、不法投棄の廃棄物処理手数料ということで188万2,824円ありまして、13節のほうには使用料及び賃借料、これが396万6,250円、これは重機借上料、不法投棄廃棄物のやつですね。あとは車両リース料ということで、17節がこれは備品購入費ということで、デジタルカメラと不法投棄の監視カメラ6台というふうになっているもので、質疑のほうですね、11節、それから13節でこれはトータルで585万円の支出があるんですけども、これは前年比にしたら135万円ぐらい増になっているわけですね。これは今現在、監視カメラの設置台数は今何台になっているのか、そして不法投棄しているところを例えば現場ですね、それが監視カメラに映ったことがあるのかそれをお伺いします。あとはこれはまた成果説明書のほうになるんですけども、27

ページのこれは健康増進事業ということで、これは27ページなんですけれども、その中にアミノインデックスがんリスクスクリーニングがあるんですけども、これはやった当初は100名の枠があつて、約100名の方々が申請していたんですけども、年々少なくなってきておりまして、令和2年に関しては18名ということで、ものすごく少なくなっている。これの少なくなっている原因は何なのか。これは費用が今、トータルで3万円で、補助が1万5,000円ぐらいあると思うんですけども、そういう関係なのか、あるいはほかに何か問題があるのか、それをお伺いします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えをいたします。

今、令和2年度までの実績としましては、不法投棄の監視カメラ台数は13台でございます。詳細としましては平成30年度に6台、平成31年度・令和1年度に3台、令和2年度で4台、合計13台ということになっております。それではまたダミーカメラのほうですが、ダミーのほうは令和2年度までの実績としては12台でございます。

次に、監視カメラにその不法投棄されているような撮影がされたかどうかというところの御質疑でございますが、まず現時点ではまた監視カメラにそのような撮影はされてございません。それで継続的にパトロールをしながら現地に監視カメラを設置しているんですけども、現地に変化があれば監視カメラのデータを確認してですね、個人情報につながる情報等があれば警察と連携し、本人から事情を確認しながら対応をしております。しかし、実際、これまでのところ監視カメラを設置した箇所には不法投棄はされず監視カメラのないところに投棄されているのが実情でございます。以上です。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 お答えします。

アミノインデックスなんですけれども、令和元年度は67名の方が受けております。令和2年度は18名と急激に減少していますけれども、これはやはりコロナの影響で検査控え、その他、受診控えも大分ありますので、コロナの影響による減少だと大部分はそう思っております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 1点目のほうですね、これは対策のほうですね、恐らく監視カメラが毎年毎年増設されていると、あとは夜間パトロールとかパトロールを重点的にやっている。あとは看板の設置もそうですねよね。いろいろやれていると思うんですけども、そういったいっぱい頑張っている中で、毎年毎年不法投棄が増えていくと、これは反比例していっぱい担当課として頑張っているんだけど、しかし、不法投棄が増えていくと、13台あるカメラにも一切映っていないと。何かしら矛盾してしまうんですけどもね、これが。では設置場所が間違っているのか、あるいはパトロールするところが間違っているのか、しかし、不法投棄が増えていくということですね、やはりこれ法律にもあるとおり、5年以下の懲役あるいは1,000万円の罰金というのでも発生しているわけですよ、今日も朝テレビでやっていたんですけども、不法投棄している現場もしっかりと確認されて、いろいろ話はされていたんですけども、そういうところについて、やはり監視カメラの設置場所というのは十分に認識してダミーカメラが13台あるということなんですけれども、それも一つは力を発揮しているんだろうと思うんですけども、やはりこれは逐次不法投棄されている場所は設置をして、そしてまたこの不法投棄が多くなっていないかなというところもしっかり目視で監視しながらやっていかないと全然減る可能性がないというふうに思っているんで、やはり人が捨てる場所はその小さい山の

中とか、そういうところは担当課として全て知り尽くしていると思いますので、そこはじっくりやっていってください。あとは看板設置ということで、言われていたんですけども、やはり看板の設置も昨日の新聞でありまして、大変ユニークなごみ捨て防止笑って効果というところで、そういうところもぜひ担当課で文言の調整ですね、ただごみ捨てるなというだけではなくて、こういうところもいいところはどんどん採用して行って、この中にはごみ捨てたら学ばおじさんに言うからなとかさ、そうして例えば捨ててしまうような方々の心に残るような、例えばご先祖が見ているよとか、そういうのもいろいろと考えて担当課で、その看板を設置していくと。今までの看板が悪いわけではないんだけど、あまり心に響かないからどんどん同じところにどんどん捨てていく。そういうものがあると思うので、しっかりとそこは対応のほうをやっていってください。アミノインデックスのほうなんですけれども、やはりこれはコロナ禍これが一番コロナの受診控えというのが大きいというふうに思うんですけども、やはりこれは問題は1万5,000円の費用を個人で負担して、その中でこれは血液検査でがんのリスクを調べると。がんがあるということが例えばあるかもしれないですよという検査で、これが見つかればまたもう1回、新たに病院に行って精密検査をしないといけないというところで、そういうところも含めて若干また控えているのかなと。どうせそうであれば人間ドックに入って、同じ1万5,000円ぐらいであればしっかり調べるとそういうものが含まれているのであれば、担当課としてしっかりこの事業もどうしたら改善されていくのか、その1点ですね、よく協議して私はできれば100%の人が100名の方、あるのであれば100名が受けてほしいと。がんのリスクを早急に察知して、しっかり調べるというようなやり方が一番いいんではあるんですけど

ども、やはり費用が若干のネックになっているのかなというところも含めてですね、そこもまた担当課でしっかり調べて対応していただきたい。そういうふうになっております。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 住民生活課長、ちょうど質問が重複してしまうんですけども、まずはこの役務費、今年度予算が188万2,824円、決算出されていますよね。前年度対比幾らの金額の差異で何%ぐらい上がったのか、まずお願いします。これは令和2年度にも委員会の方にも質問状を送ったんですけども、先ほど大城議員の中で、カメラを大分設置したという。これは令和2年度予算でカメラを不法投棄に対する対策でカメラを十分設置するというふうになっていましたけれども、この効果がほとんど出ていないんじゃないかなというふうに思うんですよね。その不法投棄処理費で多分これ、添付資料の中に毎月の不法投棄の中でこれはオキセイ産業に出している分、これは県内外というのは多分、村内だと思っただけけれども、県内外という表示が間違っている。村内の処理費なのかな82万5,000円、188万円のうちの内の内訳ですよ。オキセイ産業に海岸清掃費で78万2,000円出していますよね。その分188万2,000円のうちのこの78万2,000円に対して、これは海岸の清掃だから、これは県とか幾らかの交付金とか、補助金は出ているのか、その2点ほど教えてください。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えをいたします。

まずは不法投棄監視カメラ台数を増やすことによって得られる成果、用途についての御質疑ということでお答えいたします。

まず監視カメラを増設することにより、確実に不法投棄の抑止にはつながっているものと認

識しております。令和元年度から監視カメラの運用が始まって、2年弱ですがすぐに効果は出ないと思っております。継続的に不法投棄、パトロールを実施しながら現地に変化があれば監視カメラのデータを確認しております。そして、個人情報につながる情報等があれば警察と連携し、本人から事情を確認しております。しかし、実際、監視カメラを設置した箇所には不法投棄はされず、監視カメラのないところに投棄されるのが実情でございます。看板の設置、不法投棄ごみへの警告板の設置、パトロール、警察との連携、地域住民からの情報提供、監視カメラの常設などを継続的に実施してまいりますが、どうしても現行犯の監視カメラの映像がなければ悪質な不法投棄者を押さえて、告発することができないことから監視カメラを増設して、不法投棄対策を強化していきたいと思っております。これを繰り返していくことで不法投棄者の減少につながっていくと考えております。

次に、オキセイ産業の御質疑についてなんですが、まずは先ほど海岸海浜に関するごみでございますが、これにおいては海岸管理者である沖縄県中部土木事務所から受託し、中城村の海岸浄化業務を行っております。海岸漂着物のごみ収集、そして積み込みして運搬、産廃への運搬ですが、その処理、産廃の処理費用として活用しております。令和2年度におきましては、委託金が補助金として176万円ございました。以上でございます。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時05分）

~~~~~

再 開（11時07分）

○議長 新垣博正 再開します。

住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えいたします。

不法投棄手数料ということで前年度と比較の

質疑なんです、ちょっと前年度の数字をちょっと私のほうで手元に数字の把握をしてごさいませんので、後でまた御報告させていただきます。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 今年度188万3,000円、前年度が135万4,000円で、その差額が大体約53万円ぐらい今年度不法投棄の手数料が上がったわけですよ。それをパーセントでいうと40%以上増えているわけですよ、前年対比でその前年度対比で4割も増えるということは、さっき言ったように課長が言うように監視カメラをいっぱいつけた。それとダミーもつけた。けどそういうように成果というか、映っていないと。全体的に考えると五十何万円も処理代が上がって、カメラをつける設備投資資金も予算から捻出しているけれど、さらに不法投棄のあれは上がっていると。これはやはりはた目から見ると効果はほとんどなされていないのではないかなというふうなことで効果は出ていないというふうに話をしたんですけれども、先ほど中部土木事務所から補助金で176万円、海岸清掃に対して出ているというふうに聞いていますけれども、実際、今年度は約80万円使っていますよね。176万円から180万円、残りの90万円の予算というのは、この不法投棄に関わる村内の不法投棄処理代が82万円、タイヤまで入れたら110万円ぐらいありますよね。そういったものにも回しているのか。それとも村内で発生している不法投棄あるいはタイヤとかの処理は一般財源で処理しているのか、その点を教えてください。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えいたします。

まずは海岸ごみについて、お答えします。まずは先ほどの海岸ごみについては説明したとおりでございますが、その中で沖縄県からの176万円の委託料に対し、これは海岸に漂着するご

みのごみを収集運搬、適正に処理する費用ということでございます。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（11時11分）

~~~~~

再開（11時12分）

○議長 新垣博正 再開します。

住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは資料の16ページということになると思いますが、それではお答えいたします。

令和2年度の中城村海岸海浜浄化業務ということで実績でございますが、ごみ収集量としましては、約5,860キログラム、それに対する収集運搬費が128万4,800円、その収集運搬をしてそれを産廃処理費としての処理費が78万2,122円、合計いたしまして206万6,922円、これが経費がかかりましたと。これに対して歳入のほうで沖縄県からの委託料として176万円が歳入として、その費用として与えられていますということで、この差額について単費予算ということになります。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 今、資料を見て、私は18しか見ていなかったものだから、それでは課長、海岸浄化業務、これは毎年データを取って、実際、毎年176万円に対して、約30万円から35万円ぐらい、2割弱は一般財源から出しているわけですよ。それをそういうのはデータを根拠化して、ちゃんとその場所もあるわけですから、それを県にちゃんとできるだけ満額に近い、それ以上、多分作業に関してもいろいろなボランティア等が出てやっているはずですので、その辺予算をちゃんと根拠化にして、もっと県のほうに予算の捻出を求めてほしいというふうに思います。さっきの対策、一般財源のほうからあとは村内のごみ不法投棄も成果が表れていないのではないかと私のほうの見方なんです

けれども、先ほど大城議員が言うように、いろいろなところでごみの不法投棄の看板とかがつくと、50万円も60万円も毎年上がっていったら、不法投棄が減らなければ一般財源からの持ち出しが多くなるものですから、さっき言ったように小学校、中学校、教育委員会とちょっと話をしながら、ユニークな看板を子供たちに不法投棄、幼少の頃から中城村内をきれいにしましょうという植え付けの一環でそういう標語看板、あるいは各自治会に標語看板を求めて、地域一帯で不法投棄をなくすようなそういう活動というか、それに予算をかけて取り組むのも一つの効果になるのではないかなと思いますので、その辺も一つ今後、検討していただいて、できるだけ次年度も効果が出るように努めてほしいと思いますので、以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出6款に対する質疑はありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは6款について質疑をさせていただきます。

これも資料になるんですけども、9ページのこれが6款1項3目になるとは思いますけれども、農業次世代人材投資事業補助金というのが1名、これは150万円……。決算資料は132ページです。質疑に移りますけれども、今150万円のこれは人材投資事業補助金ということで出ているんですけども、これは年間何人までの枠がありますかということです。そして、農業委員会へ担当課で可能性調査はやったことがありますかと。例えば一人が、例えば三、四名あるのであれば、今、一人か二人いつもやっているんですけども、それについて農業委員会とか担当課でこういう人がいないのか村内には、例えば可能性がある人、そういった人を探して今

やられているのか、この2点です。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 これは新規就農に対する支援で150万円ということになっておりますが、これは産業振興課としては、関係機関という農協とか、そういう方たちとの情報交換をしながらそういう新規の方がいらっしゃるのかという掘り起こしはやっております。産業振興課で目標としては年間、現段階では2人ぐらいを目標として考えております。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩 (11時19分)

~~~~~

再 開 (11時19分)

○議長 新垣博正 再開します。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 これは枠は考えていないということなんですけれども、これは補助金ですので、県あるいは国から何名以内ですとか、そういうものがあるのかどうか。村としてはたくさんやはり探して可能性があるんであればいっぱいさせたいということなんですけれども、やはり県、国としては「いや、年間これだけですよ。何名です」というのがあるのかちょっとお聞きします。やはりこれは縛りがあるものですから、45歳以下というような。そしていろいろ畑とかもあるものですから、それについてどうなのか、そのほうをお願いします。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 すみませんが、枠については県のこの新規就農者の枠については、私のほうでは理解しておりません。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 一人、二人と言わないでね、ぜひ農協、あるいは担当関係、そういうところの農業関係をしっかり把握していただいて、そういう方がいるのであれば、こちらからもアプローチしていくと、そして中城村の農業

活性化進行を図っていくという上でも、重要な新規就農の補助金ですので、これはすばらしい補助金なのは分かっているはずですので、しっかりやっていってください。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
金城 章議員。

○12番 金城 章議員 136ページの16節のちょっと説明をお願いします。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えします。

購入の部分は、令和2年度1筆の購入でございます。事業は北浜海岸の施設整備事業となりますが、この事業が継続事業という形で令和2年度については1筆しか購入できませんしたので、あと3筆ほど購入をして海岸の整備に県のほうで事業を進めていくのですが、そういうことで今後も地主との交渉を進めながら事業が展開されるように進めていきたいというふうに考えております。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

休憩します。

休憩（11時23分）

~~~~~

再開（11時35分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、歳出5款に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続きまして、歳出7款に対する質疑はありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは歳出7款について、質疑をいたします。

決算142ページ、資料は17ページです。委員会資料17ページ、決算資料は142ページ、この中の新たな情報発信体制構築事業委託料、12節の委託料の中に入っているんですけども、これが315万7,000円です。この事業のほうは、委託事業ということで、当初600万円が計上されていたというふうに思うんですけども、これが大幅に減額になった理由を伺います。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えします。

減額の理由はこれは当初、新たな情報発信ということで委託をしましてまいりましたが、委託している発信の段階で不適切な状況がございましたので、その精算と言いますか、途中で事業の見直しをいたしましたので、この精算で減額になっております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 この件は前も議会といろいろと担当課ともいろいろ話があつて、相当、中城村のイメージをダウンさせてしまったというところで議会からは賠償を求めるべきではないかというような話もございました。それで恐らく約半分ぐらいに減額は協議の中で事業者とやったんだろうというふうに思うんですけども、そういうところがこうして本来であれば私はもっと減額すべきではないかなというふうに感じておりますけれども、やはりこれは事業者である方々と村との間で相当詰めた話でこれだけの減額になったんだろうと、察してはいるものですから、こういうのがぜひ二度と起こらないように、各課そうなんですけれども、やはり事業をする場合にはしっかりと小さいお金でも大きい利益というのが前提にあると思いますけれども、その中でもしっかりと理解した上で事業を始めると、そういう後々、いろいろな問題が何度も起こらないようにしっかりと対応していただきたいというのが本音ですので、今後、しっかりと各課、こういうことを肝に銘じて事

業展開をしていただくようお願いしたいというふうに思って質疑を終わります。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出8款に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続きまして、歳出9款に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続きまして、歳出10款に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続きまして、歳出11款、12款、13款、14款は

一括して質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第1号 令和2年度中城村一般会計歳入歳出決算認定については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第2 認定第2号 令和2年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 認定第2号 令和2年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第2号

令和2年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和2年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和3年9月6日 提出

中城村長 浜田京介



令和2年度

中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

歳入額 2,431,556,125 円  
 歳出額 2,378,932,561 円  
 差引残額 52,623,564 円

令和2年度 国民健康保険特別会計 歳入決算書

(歳入)

(単位：円)

| 款          | 項            | 予算現額          | 調定額           | 収入済額          | 不納欠損額     | 収入未済額      | 予算現額と収入済額との比較 | 備考               |
|------------|--------------|---------------|---------------|---------------|-----------|------------|---------------|------------------|
| 1 国民健康保険税  |              | 375,314,000   | 442,935,893   | 384,679,715   | 3,491,689 | 55,721,499 | 9,365,715     | 還付未済額<br>957,010 |
|            | 1 国民健康保険税    | 375,314,000   | 442,935,893   | 384,679,715   | 3,491,689 | 55,721,499 | 9,365,715     | 還付未済額<br>957,010 |
| 2 一部負担金    |              | 2,000         | 0             | 0             | 0         | 0          | △2,000        |                  |
|            | 1 一部負担金      | 2,000         | 0             | 0             | 0         | 0          | △2,000        |                  |
| 3 使用料及び手数料 |              | 430,000       | 406,600       | 406,600       | 0         | 0          | △23,400       |                  |
|            | 1 手数料        | 430,000       | 406,600       | 406,600       | 0         | 0          | △23,400       |                  |
| 4 国庫支出金    |              | 5,928,000     | 5,792,000     | 5,792,000     | 0         | 0          | △136,000      |                  |
|            | 2 国庫補助金      | 5,928,000     | 5,792,000     | 5,792,000     | 0         | 0          | △136,000      |                  |
| 5 県支出金     |              | 1,668,254,000 | 1,656,380,830 | 1,656,380,830 | 0         | 0          | △11,873,170   |                  |
|            | 1 県補助金       | 1,668,253,000 | 1,656,380,830 | 1,656,380,830 | 0         | 0          | △11,872,170   |                  |
|            | 2 財政安定化基金支出金 | 1,000         | 0             | 0             | 0         | 0          | △1,000        |                  |
| 6 連合会支出金   |              | 1,000         | 0             | 0             | 0         | 0          | △1,000        |                  |
|            | 1 連合会補助金     | 1,000         | 0             | 0             | 0         | 0          | △1,000        |                  |
| 7 財産収入     |              | 1,000         | 0             | 0             | 0         | 0          | △1,000        |                  |
|            | 1 財産運用収入     | 1,000         | 0             | 0             | 0         | 0          | △1,000        |                  |
| 8 繰入金      |              | 314,379,000   | 314,377,350   | 314,377,350   | 0         | 0          | △1,650        |                  |
|            | 1 他会計繰入金     | 314,378,000   | 314,377,350   | 314,377,350   | 0         | 0          | △650          |                  |

| 款        | 項             | 予算現額          | 調定額           | 収入済額          | 不納欠損額     | 収入未済額      | 予算現額と収入済額との比較 | 備考              |
|----------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------|------------|---------------|-----------------|
| 8 繰入金    | 2 基金繰入金       | 1,000         | 0             | 0             | 0         | 0          | △1,000        |                 |
| 9 繰越金    |               | 62,584,000    | 62,583,854    | 62,583,854    | 0         | 0          | △146          |                 |
|          | 1 繰越金         | 62,584,000    | 62,583,854    | 62,583,854    | 0         | 0          | △146          |                 |
| 10 諸収入   |               | 5,463,000     | 11,131,185    | 7,335,776     | 0         | 3,795,409  | 1,872,776     |                 |
|          | 1 延滞金・加算金及び過料 | 1,617,000     | 2,462,798     | 2,462,798     | 0         | 0          | 845,798       |                 |
|          | 2 預金利子        | 1,000         | 0             | 0             | 0         | 0          | △1,000        |                 |
|          | 3 受託事業収入      | 1,000         | 0             | 0             | 0         | 0          | △1,000        |                 |
|          | 4 雑入          | 3,844,000     | 8,668,387     | 4,872,978     | 0         | 3,795,409  | 1,028,978     |                 |
| 11 村債    |               | 1,000         | 0             | 0             | 0         | 0          | △1,000        |                 |
|          | 1 村債          | 1,000         | 0             | 0             | 0         | 0          | △1,000        |                 |
| 97 一時立替金 |               | 0             | 0             | 0             | 0         | 0          | 0             |                 |
|          | 1 一時立替金       | 0             | 0             | 0             | 0         | 0          | 0             |                 |
| 98 一時借入金 |               | 0             | 0             | 0             | 0         | 0          | 0             |                 |
|          | 1 一時借入金       | 0             | 0             | 0             | 0         | 0          | 0             |                 |
| 歳入合計     |               | 2,432,357,000 | 2,493,607,712 | 2,431,556,125 | 3,491,689 | 59,516,908 | △800,875      | 還付未済<br>957,010 |

令和2年度 国民健康保険特別会計 歳出決算書

(歳出)

(単位：円)

| 款       | 項        | 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額 | 不用額        | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|---------|----------|---------------|---------------|--------|------------|---------------|----|
| 1 総務費   |          | 43,174,000    | 42,424,237    | 0      | 749,763    | 749,763       |    |
|         | 1 総務管理費  | 33,360,000    | 33,126,171    | 0      | 233,829    | 233,829       |    |
|         | 2 徴税費    | 9,766,000     | 9,278,066     | 0      | 487,934    | 487,934       |    |
|         | 3 運営協議会費 | 48,000        | 20,000        | 0      | 28,000     | 28,000        |    |
| 2 保険給付費 |          | 1,575,030,000 | 1,533,931,819 | 0      | 41,098,181 | 41,098,181    |    |
|         | 1 療養諸費   | 1,330,596,000 | 1,297,774,549 | 0      | 32,821,451 | 32,821,451    |    |
|         | 2 高額療養費  | 235,345,000   | 227,522,730   | 0      | 7,822,270  | 7,822,270     |    |
|         | 3 移送費    | 2,000         | 0             | 0      | 2,000      | 2,000         |    |
|         | 4 出産育児諸費 | 8,367,000     | 7,967,780     | 0      | 399,220    | 399,220       |    |

| 款                  | 項                | 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額 | 不用額        | 予算現額と支出<br>済額との比較 | 備考 |
|--------------------|------------------|---------------|---------------|--------|------------|-------------------|----|
| 2 保険給付費            | 5 葬祭諸費           | 620,000       | 620,000       | 0      | 0          | 0                 |    |
|                    | 6 傷病手当金          | 100,000       | 46,760        | 0      | 53,240     | 53,240            |    |
| 3 国民健康保険<br>事業費納付金 |                  | 704,058,000   | 704,054,569   | 0      | 3,431      | 3,431             |    |
|                    | 1 医療給付費分         | 511,643,000   | 511,641,944   | 0      | 1,056      | 1,056             |    |
|                    | 2 後期高齢者支<br>援金等分 | 134,326,000   | 134,324,409   | 0      | 1,591      | 1,591             |    |
|                    | 3 介護納付金分         | 58,089,000    | 58,088,216    | 0      | 784        | 784               |    |
| 4 共同事業拠出<br>金      |                  | 1,000         | 0             | 0      | 1,000      | 1,000             |    |
|                    | 1 共同事業拠出<br>金    | 1,000         | 0             | 0      | 1,000      | 1,000             |    |
| 5 財政安定化基<br>金拠出金   |                  | 1,000         | 0             | 0      | 1,000      | 1,000             |    |
|                    | 1 財政安定化基<br>金拠出金 | 1,000         | 0             | 0      | 1,000      | 1,000             |    |
| 6 保健事業費            |                  | 35,423,000    | 33,750,388    | 0      | 1,672,612  | 1,672,612         |    |
|                    | 1 特定健康診査<br>等事業費 | 17,890,000    | 16,641,685    | 0      | 1,248,315  | 1,248,315         |    |
|                    | 2 保健事業費          | 17,533,000    | 17,108,703    | 0      | 424,297    | 424,297           |    |
| 7 基金積立金            |                  | 1,000         | 0             | 0      | 1,000      | 1,000             |    |
|                    | 1 基金積立金          | 1,000         | 0             | 0      | 1,000      | 1,000             |    |
| 8 公債費              |                  | 51,000        | 0             | 0      | 51,000     | 51,000            |    |
|                    | 1 公債費            | 51,000        | 0             | 0      | 51,000     | 51,000            |    |
| 9 諸支出金             |                  | 64,784,000    | 64,771,548    | 0      | 12,452     | 12,452            |    |
|                    | 1 償還金及び還<br>付加算金 | 9,368,000     | 9,356,548     | 0      | 11,452     | 11,452            |    |
|                    | 2 延滞金            | 1,000         | 0             | 0      | 1,000      | 1,000             |    |
|                    | 3 繰出金            | 55,415,000    | 55,415,000    | 0      | 0          | 0                 |    |
| 12 予備費             |                  | 9,834,000     | 0             | 0      | 9,834,000  | 9,834,000         |    |
|                    | 1 予備費            | 9,834,000     | 0             | 0      | 9,834,000  | 9,834,000         |    |
| 歳出合計               |                  | 2,432,357,000 | 2,378,932,561 | 0      | 53,424,439 | 53,424,439        |    |

歳入歳出差引残額 52,623,564 円

令和3年9月6日

中城村 村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(国民健康保険特別会計)

令和2年度

| 区 分                                    |   | 金 額          |
|--|---|--------------|
| 1. 歳 入                                 | 総 額   | 2,431,556 千円 |
| 2. 歳 出                                 | 総 額   | 2,378,933 千円 |
| 3. 歳 入 歳 出                             | 差 引 額   | 52,623 千円    |
| 4. 翌年度へ繰り<br>越すべき財源                    | (1) 継続費逓次繰越額                                  | 0 千円         |
|  | (2) 繰越明許費繰越額                                  | 0 千円         |
|  | (3) 事故繰越し繰越額                                  | 0 千円         |
|  | 計   | 0 千円         |
| 5. 実 質                                 | 収 支 額   | 52,623 千円    |
| 6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金<br>繰入額 |   | 0 千円         |
| 備 考                                    | ※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 |              |

令和2年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。歳入額24億3,155万6,125円、歳出額23億7,893万2,561円、差引残額5,262万3,564円でございます。

同じく歳入歳出金額のみを読み上げて御提案申し上げます。

歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、予算現額3億7,531万4,000円、収入済額3億8,467万9,715円、比較が936万5,715円。

2款一部負担金、1項一部負担金は費目存置。

3款使用料及び手数料、1項手数料、43万円、40万6,600円、2万3,400円。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、592万8,000円、579万2,000円、13万6,000円。

5款県支出金、1項県補助金、16億6,825万3,000円、16億5,638万830円、1,187万2,170円。

6款連合会支出金、1項連合会補助金は費目存置。

7款財産収入、1項財産運用収入も費目存置。

8款繰入金、1項他会計繰入金、3億1,437

万8,000円、3億1,437万7,350円、650円。2項基金繰入金は費目存置。

9款、繰越金、1項繰越金、6,258万4,000円、6,258万3,854円、146円。

10款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、161万7,000円、246万2,798円、84万5,798円。

2項、3項は費目存置でございます。4項雑入、384万4,000円、487万2,978円、102万8,978円。

11款村債、1項村債は費目存置。

97款、98款は割愛させていただきます。

歳入合計、予算現額24億3,235万7,000円、収入済額24億3,155万6,125円、比較が80万875円でございます。

続いて、歳出、1款総務費、1項総務管理費、3,336万円、次は支出済額になります。3,312万6,171円、23万3,829円。2項徴税費、976万6,000円、927万8,066円、48万7,934円。3項運営協議会費、4万8,000円、2万円、2万8,000円。

2款保険給付費、1項療養諸費、13億3,059

万6,000円、12億9,777万4,549円、3,282万1,451円。2項高額療養費、2億3,534万5,000円、2億2,752万2,730円、782万2,270円。3項移送費は費目存置。4項出産育児諸費、836万7,000円、796万7,780円、39万9,220円。5項葬祭諸費、62万円、62万円、ゼロ。6項傷病手当金、10万円、4万6,760円、5万3,240円。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、5億1,164万3,000円、5億1,164万1,944円、1,056円。2項後期高齢者支援金等分、1億3,432万6,000円、1億3,432万4,409円、1,591円。3項介護納付金分、5,808万9,000円、5,808万8,216円、784円。

4款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金は費目存置。

5款財政安定化基金拠出金、1項財政安定化基金拠出金も費目存置。

6款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1,789万円、1,664万1,685円、124万8,315円。2項保健事業費、1,753万3,000円、1,710万8,703円、42万4,297円。

7款基金積立金、1項基金積立金は費目存置。

8款公債費、1項公債費、5万1,000円、ゼロ、5万1,000円。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、936万8,000円、935万6,548円、1万1,452円。2項延滞金は費目存置。3項繰出金、5,541万5,000円、5,541万5,000円、ゼロ。

12款予備費、1項予備費、983万4,000円、ゼロ、983万4,000円。

歳出合計、予算現額24億3,235万7,000円、支出済額23億7,893万2,561円、比較、予算現額と支出済額との比較5,342万4,439円。

歳入歳出差引残額5,262万3,564円。令和3年9月6日、中城村長 浜田京介。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは認定第2号について質疑をいたします。

決算書233ページです。議員の方々も成果説明書の72ページ、この中で特定健診・特定保健指導事業ということで、これは国保なんですけれども、特定健診受診率が32.7%ということで、これは令和2年度特定健診受診率32.7%は前年比にしたら14.1%の減になっておりまして、これがどういう原因なのか、ちょっと状況をお聞きしたいなと思っております。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 特定健診受診率が下がったということは、去年はコロナ禍で大分、受診健診控えがありまして、また、集団検診においても前半で5回の緊急事態宣言で5回の延期がありました。5回のうち後半でまたこの5回を調整したんですけれども、4回しか実施できなくて集団検診についても12回から11回に減少したと。受診控えにより1回当たり、大体多いときに80名を越す検診者がいたんですけれども、それも四、五十名に下がったと。そういう受診控えの影響により特定健診受診率も大幅に下がっております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 コロナ禍で受診回数も相当減ってしまったということと、やはりこれは国民健康保険の中では、この受診というのが村民の健康保険に加入している方の一番の受診機会だというふうに思って、課としても何もやっていないということではなくて、いろいろとはがきを送ったり、案内したりということで、やっているのは私も分かるものですから、それだけ14%も下がったのがちょっと気になるなというふうに思っていたものですから、これだけコロナ禍で5回も機会が失われたということで

すので、これは次年度、今年度以降はしっかりとまた体制を整えて、コロナ禍でも何かしらの受診の機会ができないかというところもしっかり今、人間を少しずつ減らしてでも、回数を増やしていくというようなやり方もあると思うので、しっかりとこれにまた対応して受診率の40%台を目指していただきたいと思います。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 決算書の198ページ、国民保険税の収入未済額が5,572万1,499円になっていますね。これは主にどういう方々なのか。そして、この未済額の回収の方法は今後、どのように考えているか。とりあえず不納決算も毎年349万円ありますけれども、これを解消する方法は考えているかどうか。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 収入未済額については平成11年度から令和2年度までで、5,500万円余りあります。徴収担当職員のほうが定期的に電話連絡したりして、保険証の切替と同時に納めてもらっているんですけども、まだそれに答えてくれない被保険者もいらっしゃいます。今後、また預金調査とか、それを重視して差し押さえを定期的実施して少なくしていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 これは貧困家庭なのか、それともお金は余裕はあるけれども、払わないという方もいらっしゃると思うんですよね。その辺に対して、どのようにこれを対処していくか。それとこの5,500万円というのは令和2年度だけでしょう。これまでの累計ではないですよ、累計。では令和2年度は幾らですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（11時56分）

~~~~~

再開（11時56分）

○議長 新垣博正 再開します。

新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 これは平成11年。令和2年度の方だけは幾ら。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（11時56分）

~~~~~

再開（11時57分）

○議長 新垣博正 再開します。

健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 困窮世帯とか、貧困世帯につきましては、その方を呼び出したしまして、状況調査を確認しております。中には住宅のほうに訪問して、そういう財産関係、あとは不動産関係を確認することもあります。そういう方々はまた生活保護に案内いたしまして、生活保護になれば不納欠損ということになります。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 これ去年の予算ですから現在、8月末現在、令和3年の今幾らぐらいのこれは未済額なの。

○議長 新垣博正 今、審査は令和2年の決算を審査しておりますので、令和3年については別でしていただけますか。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 令和3年の8月末現在、幾らこれは未済額が残っているかということですよ。平成11年からの累計でしょう。

○議長 新垣博正 累計の占めている部分、正確に教えてください。

健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 現在の収入未済額については正確な数字は私、今現在は分かりません。5,500万円よりは減っていることは事実であります。差し押さえ等をしておりますので、5,500万円よりは減っております。

- 議長 新垣博正 新垣善功議員。
- 15番 新垣善功議員 終わります。
- 議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
(「質疑なし」と言う声あり)
- 議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第2号は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

- 議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、認定第2号 令和2年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、総務常任委員会に付託することに決定し

ました。

- 議長 新垣博正 休憩します。

休 憩 (12時00分)

~~~~~

再 開 (13時30分)

- 議長 新垣博正 再開します。

続きまして、日程第3 認定第3号 令和2年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

- 村長 浜田京介 それでは認定第3号 令和2年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第3号

令和2年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和2年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和3年9月6日 提出

中城村長 浜 田 京 介

令和2年度

中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

|         |               |
|---------|---------------|
| 歳 入 額   | 171,103,784 円 |
| 歳 出 額   | 169,198,487 円 |
| 差 引 残 額 | 1,905,297 円   |

令和2年度 後期高齢者医療特別会計 歳入決算書

(歳入)

(単位：円)

| 款            | 項             | 予算現額        | 調定額         | 収入済額        | 不納欠損額 | 収入未済額     | 予算現額と収入済額との比較 | 備考               |
|--------------|---------------|-------------|-------------|-------------|-------|-----------|---------------|------------------|
| 1 後期高齢者医療保険料 |               | 118,262,000 | 121,869,093 | 119,241,968 | 0     | 3,231,556 | 979,968       | 還付未済額<br>604,431 |
|              | 1 後期高齢者医療保険料  | 118,262,000 | 121,869,093 | 119,241,968 | 0     | 3,231,556 | 979,968       | 還付未済額<br>604,431 |
| 2 使用料及び手数料   |               | 45,000      | 57,961      | 57,961      | 0     | 0         | 12,961        |                  |
|              | 1 手数料         | 45,000      | 57,961      | 57,961      | 0     | 0         | 12,961        |                  |
| 3 寄付金        |               | 1,000       | 0           | 0           | 0     | 0         | △1,000        |                  |
|              | 1 寄付金         | 1,000       | 0           | 0           | 0     | 0         | △1,000        |                  |
| 4 繰入金        |               | 45,023,000  | 45,021,349  | 45,021,349  | 0     | 0         | △1,651        |                  |
|              | 1 一般会計繰入金     | 44,247,000  | 45,021,349  | 45,021,349  | 0     | 0         | 774,349       |                  |
|              | 2 他会計繰入金      | 776,000     | 0           | 0           | 0     | 0         | △776,000      |                  |
| 5 繰越金        |               | 3,569,000   | 3,569,308   | 3,569,308   | 0     | 0         | 308           |                  |
|              | 1 繰越金         | 3,569,000   | 3,569,308   | 3,569,308   | 0     | 0         | 308           |                  |
| 6 諸収入        |               | 3,070,000   | 3,213,198   | 3,213,198   | 0     | 0         | 143,198       |                  |
|              | 1 延滞金、加算金及び過料 | 256,000     | 391,300     | 391,300     | 0     | 0         | 135,300       |                  |
|              | 2 償還金及び還付加算金  | 1,220,000   | 1,196,922   | 1,196,922   | 0     | 0         | △23,078       |                  |
|              | 3 預金利子        | 1,000       | 0           | 0           | 0     | 0         | △1,000        |                  |
|              | 4 雑入          | 1,593,000   | 1,624,976   | 1,624,976   | 0     | 0         | 31,976        |                  |
| 歳入合計         |               | 169,970,000 | 173,730,909 | 171,103,784 | 0     | 3,231,556 | 1,133,784     | 還付未済<br>604,431  |

令和2年度 後期高齢者医療特別会計 歳出決算書

(歳出)

(単位：円)

| 款     | 項       | 予算現額      | 支出済額      | 翌年度繰越額 | 不用額     | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|-------|---------|-----------|-----------|--------|---------|---------------|----|
| 1 総務費 |         | 5,786,000 | 5,599,150 | 0      | 186,850 | 186,850       |    |
|       | 1 総務管理費 | 2,634,000 | 2,549,109 | 0      | 84,891  | 84,891        |    |



| 款                | 項                | 予算現額        | 支出済額        | 翌年度繰越額 | 不用額     | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|------------------|------------------|-------------|-------------|--------|---------|---------------|----|
| 1 総務費            | 2 徴收費            | 3,152,000   | 3,050,041   | 0      | 101,959 | 101,959       |    |
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 |                  | 159,209,000 | 158,947,315 | 0      | 261,685 | 261,685       |    |
|                  | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 159,209,000 | 158,947,315 | 0      | 261,685 | 261,685       |    |
| 3 諸支出金           |                  | 4,675,000   | 4,652,022   | 0      | 22,978  | 22,978        |    |
|                  | 1 償還金及び還付加算金     | 1,220,000   | 1,197,022   | 0      | 22,978  | 22,978        |    |
|                  | 2 繰出金            | 3,455,000   | 3,455,000   | 0      | 0       | 0             |    |
| 4 予備費            |                  | 300,000     | 0           | 0      | 300,000 | 300,000       |    |
|                  | 1 予備費            | 300,000     | 0           | 0      | 300,000 | 300,000       |    |
| 歳出合計             |                  | 169,970,000 | 169,198,487 | 0      | 771,513 | 771,513       |    |

歳入歳出差引残額 1,905,297 円

令和3年9月6日

中城村 村長 浜田 京介

### 実質収支に関する調書

(後期高齢者医療特別会計)

令和2年度

| 区 分                                |                                               | 金 額        |
|------------------------------------|-----------------------------------------------|------------|
| 1. 歳 入                             | 総 額                                           | 171,103 千円 |
| 2. 歳 出                             | 総 額                                           | 169,198 千円 |
| 3. 歳 入 歳 出                         | 差 引 額                                         | 1,905 千円   |
| 4. 翌年度へ繰り越すべき財源                    | (1) 継続費遞次繰越額                                  | 0 千円       |
|                                    | (2) 繰越明許費繰越額                                  | 0 千円       |
|                                    | (3) 事故繰越し繰越額                                  | 0 千円       |
|                                    | 計                                             | 0 千円       |
| 5. 実 質                             | 収 支 額                                         | 1,905 千円   |
| 6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 |                                               | 0 千円       |
| 備 考                                | ※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 |            |

令和2年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。歳入額1億7,110万3,784円、歳

出額1億6,919万8,487円、差引残額190万5,297円でございます。

同じく読み上げて御提案申し上げます。

まず歳入、1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料 1 億1,826万2,000円、1 億1,924万1,968円、97万9,968円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 4 万5,000円、5 万7,961円、1 万2,961円。

3 款寄付金は費目存置。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金 4,424 万7,000円、4,502万1,349円、77万4,349円。2 項他会計繰入金 77万6,000円、ゼロ、77万6,000円。

5 款繰越金、1 項繰越金 356 万9,000円、356 万9,308円、308円。

6 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料 25 万6,000円、39万1,300円、13万5,300円。2 項償還金及び還付加算金 122 万円、119万6,922円、2 万3,078円。3 項預金利子は費目存置。4 項雑入 159 万3,000円、162 万4,976円、3 万1,976 円。

歳入合計、予算現額 1 億6,997 万円、収入済額 1 億7,110 万3,784 円、予算現額と収入済額との比較 113 万3,784 円。

続いて歳出でございます。歳出、1 款総務費、1 項総務管理費 263 万4,000 円、支出済額 254 万9,109 円、8 万4,891 円。2 項徴収費 315 万2,000 円、305 万41 円、10 万1,959 円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金 1 億5,920 万9,000 円、1 億5,894 万7,315 円、26 万1,685 円。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金 122 万円、119 万7,022 円、2 万2,978 円。

4 款予備費、1 項予備費 30 万円、ゼロ、30 万

円。

歳出合計、予算現額 1 億6,997 万円、支出済額 1 億6,919 万8,487 円、予算現額と支出済額との比較 77 万1,513 円。

歳入歳出差引残額 190 万5,297 円。令和 3 年 9 月 6 日、中城村長 浜田京介。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第 3 号は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第 3 号 令和 2 年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 4 認定第 4 号 令和 2 年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 認定第 4 号 令和 2 年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第 4 号

令和 2 年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定に基づき、令和 2 年度中城村公共下

水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和3年9月6日 提出

中城村長 浜 田 京 介

令和2年度

中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入 額 296,333,648 円

歳 出 額 295,580,789 円

差 引 残 額 752,859 円

令和2年度 公共下水道事業特別会計 歳入決算書

(歳 入)

(単位：円)

| 款            | 項                 | 予算現額        | 調定額         | 収入済額        | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|--------------|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------|-------|---------------|----|
| 1 使用料<br>手数料 |                   | 54,312,000  | 56,447,860  | 56,447,860  | 0     | 0     | 2,135,860     |    |
|              | 1 使用料             | 54,252,000  | 55,983,860  | 55,983,860  | 0     | 0     | 1,731,860     |    |
|              | 2 手数料             | 60,000      | 464,000     | 464,000     | 0     | 0     | 404,000       |    |
| 2 県支出<br>金   |                   | 47,770,000  | 47,770,000  | 47,770,000  | 0     | 0     | 0             |    |
|              | 1 県補助<br>金        | 47,770,000  | 47,770,000  | 47,770,000  | 0     | 0     | 0             |    |
| 3 繰入金        |                   | 146,870,000 | 144,000,000 | 144,000,000 | 0     | 0     | △2,870,000    |    |
|              | 1 一般会<br>計繰入<br>金 | 146,870,000 | 144,000,000 | 144,000,000 | 0     | 0     | △2,870,000    |    |
| 4 繰越金        |                   | 4,600,000   | 4,599,976   | 4,599,976   | 0     | 0     | △24           |    |
|              | 1 繰越金             | 4,600,000   | 4,599,976   | 4,599,976   | 0     | 0     | △24           |    |
| 5 諸収入        |                   | 3,000       | 115,812     | 115,812     | 0     | 0     | 112,812       |    |
|              | 1 預金利<br>子        | 1,000       | 1,000       | 1,000       | 0     | 0     | 0             |    |
|              | 2 雑入              | 2,000       | 114,812     | 114,812     | 0     | 0     | 112,812       |    |
| 6 村債         |                   | 43,400,000  | 43,400,000  | 43,400,000  | 0     | 0     | 0             |    |
|              | 1 村債              | 43,400,000  | 43,400,000  | 43,400,000  | 0     | 0     | 0             |    |

| 款        | 項       | 予算現額        | 調定額         | 収入済額        | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|----------|---------|-------------|-------------|-------------|-------|-------|---------------|----|
| 97 一時立替金 |         | 0           | 0           | 0           | 0     | 0     | 0             |    |
|          | 1 一時立替金 | 0           | 0           | 0           | 0     | 0     | 0             |    |
| 98 一時借入金 |         | 0           | 0           | 0           | 0     | 0     | 0             |    |
|          | 1 一時借入金 | 0           | 0           | 0           | 0     | 0     | 0             |    |
| 歳入合計     |         | 296,955,000 | 296,333,648 | 296,333,648 | 0     | 0     | △621,352      |    |

令和2年度 公共下水道事業特別会計 歳入決算書

(歳出)

(単位：円)

| 款        | 項        | 予算現額        | 支出済額        | 翌年度繰越額 | 不用額       | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|----------|----------|-------------|-------------|--------|-----------|---------------|----|
| 1 公共下水道費 |          | 166,223,000 | 165,050,782 | 0      | 1,172,218 | 1,172,218     |    |
|          | 1 公共下水道費 | 166,223,000 | 165,050,782 | 0      | 1,172,218 | 1,172,218     |    |
| 2 公債費    |          | 130,532,000 | 130,530,007 | 0      | 1,993     | 1,993         |    |
|          | 1 公債費    | 130,532,000 | 130,530,007 | 0      | 1,993     | 1,993         |    |
| 3 予備費    |          | 200,000     | 0           | 0      | 200,000   | 200,000       |    |
|          | 1 予備費    | 200,000     | 0           | 0      | 200,000   | 200,000       |    |
| 歳出合計     |          | 296,955,000 | 295,580,789 | 0      | 1,374,211 | 1,374,211     |    |

歳入歳出差引残額 752,859 円

令和3年9月6日

中城村 村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(公共下水道事業特別会計)

令和2年度

| 区 分             |               | 金 額        |
|-----------------|---------------|------------|
| 1. 歳 入          | 総 額           | 296,333 千円 |
| 2. 歳 出          | 総 額           | 295,580 千円 |
| 3. 歳 入 歳 出      | 差 引 額         | 753 千円     |
| 4. 翌年度へ繰り越すべき財源 | (1) 継続費 繰越額   | 0 千円       |
|                 | (2) 繰越明許費 繰越額 | 0 千円       |
|                 | (3) 事故繰越し 繰越額 | 0 千円       |
|                 | 計             | 0 千円       |

|                                    |                                               |
|------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 5. 実 質 収 支 額                       | 753 千円                                        |
| 6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 | 0 千円                                          |
| 備考                                 | ※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 |

同じくページを開いていただき、令和2年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。歳入額2億9,633万3,648円、歳出額2億9,558万789円、差引残額75万2,859円でございます。

同じく読み上げて御提案申し上げます。

歳入の1款使用料手数料、1項使用料、予算現額から収入済額、比較の順でございます。5,425万2,000円、5,598万3,860円、173万1,860円。2項手数料6万円、46万4,000円、40万4,000円。

2款県支出金、1項県補助金4,777万円、4,777万円、ゼロ。

3款繰入金、1項一般会計繰入金1億4,687万円、1億4,400万円、287万円。

4款繰越金、1項繰越金460万円、459万9,976円、24円。

5款諸収入、1項預金利子は費目存置。2項雑入2,000円、11万4,812円、11万2,812円。

6款村債、1項村債4,340万円、同額、ゼロ。

97款、98款は割愛させていただき、歳入合計、予算現額2億9,695万5,000円、収入済額2億9,633万3,648円、予算現額と収入済額との比較62万1,352円。

続いて歳出、1款公共下水道費、1項公共下水道費1億6,622万3,000円、次は支出済額1億6,505万782円、117万2,218円。

2款公債費、1項公債費1億3,053万2,000円、1億3,053万7円、1,993円。

3款予備費、1項予備費20万円、ゼロ、20万円。

歳出合計、予算現額2億9,695万5,000円、支

出済額2億9,558万789円、予算現額と支出済額との比較137万4,211円。

歳入歳出差引残額75万2,859円。令和3年9月6日、中城村長 浜田京介。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第4号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第4号 令和2年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第5 認定第5号 令和2年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 認定第5号 令和2年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第5号

令和2年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和2年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和3年9月6日 提出

中城村長 浜田京介

令和2年度

中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

|      |              |
|------|--------------|
| 歳入額  | 117,277,112円 |
| 歳出額  | 116,897,526円 |
| 差引残額 | 379,586円     |

令和2年度 土地区画整理事業特別会計 歳入決算書

(歳入)

(単位：円)

| 款          | 項       | 予算現額       | 調定額        | 収入済額       | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|------------|---------|------------|------------|------------|-------|-------|---------------|----|
| 1 使用料及び手数料 |         | 1,609,000  | 1,623,370  | 1,623,370  | 0     | 0     | 14,370        |    |
|            | 2 使用料   | 1,609,000  | 1,623,370  | 1,623,370  | 0     | 0     | 14,370        |    |
| 2 繰入金      |         | 95,484,000 | 95,484,000 | 95,484,000 | 0     | 0     | 0             |    |
|            | 1 基金繰入金 | 95,484,000 | 95,484,000 | 95,484,000 | 0     | 0     | 0             |    |
| 3 繰越金      |         | 12,866,000 | 12,864,901 | 12,864,901 | 0     | 0     | △1,099        |    |
|            | 1 繰越金   | 12,866,000 | 12,864,901 | 12,864,901 | 0     | 0     | △1,099        |    |
| 4 諸収入      |         | 50,000     | 47,543     | 47,543     | 0     | 0     | △2,457        |    |
|            | 1 雑入    | 50,000     | 47,543     | 47,543     | 0     | 0     | △2,457        |    |

| 款    | 項                 | 予算現額        | 調定額         | 収入済額        | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|------|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------|-------|---------------|----|
| 5    | 保留地処分金            | 7,257,000   | 7,257,298   | 7,257,298   | 0     | 0     | 298           |    |
|      | 1 南上原区画整理事業保留地処分金 | 7,257,000   | 7,257,298   | 7,257,298   | 0     | 0     | 298           |    |
| 歳入合計 |                   | 117,266,000 | 117,277,112 | 117,277,112 | 0     | 0     | 11,112        |    |

令和2年度 土地区画整理事業特別会計 歳出決算書

(歳出)

(単位：円)

| 款    | 項              | 予算現額        | 支出済額        | 翌年度繰越額 | 不用額     | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|------|----------------|-------------|-------------|--------|---------|---------------|----|
| 1    | 土地区画整理事業費      | 117,265,000 | 116,897,526 | 0      | 367,474 | 367,474       |    |
|      | 1 南上原土地区画整理事業費 | 117,265,000 | 116,897,526 | 0      | 367,474 | 367,474       |    |
| 3    | 予備費            | 1,000       | 0           | 0      | 1,000   | 1,000         |    |
|      | 1 予備費          | 1,000       | 0           | 0      | 1,000   | 1,000         |    |
| 歳出合計 |                | 117,266,000 | 116,897,526 | 0      | 368,474 | 368,474       |    |

歳入歳出差引残額 379,586 円

令和3年9月6日

中城村 村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(土地区画整理事業特別会計)

令和2年度

| 区 分                                | 金 額          |      |
|------------------------------------|--------------|------|
| 1. 歳 入 総 額                         | 117,277 千円   |      |
| 2. 歳 出 総 額                         | 116,898 千円   |      |
| 3. 歳 入 歳 出 差 引 額                   | 379 千円       |      |
| 4. 翌年度へ繰り越すべき財源                    | (1) 継続費通次繰越額 | 0 千円 |
|                                    | (2) 繰越明許費繰越額 | 0 千円 |
|                                    | (3) 事故繰越し繰越額 | 0 千円 |
|                                    | 計            | 0 千円 |
| 5. 実 質 収 支 額                       | 379 千円       |      |
| 6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 | 0 千円         |      |

|    |                                               |
|----|-----------------------------------------------|
| 備考 | ※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 |
|----|-----------------------------------------------|

令和2年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書。歳入額1億1,727万7,112円、歳出額1億1,689万7,526円、差引残額37万9,586円でございます。

同じく読み上げて御提案申し上げます。

歳入の1款使用料及び手数料、2項使用料160万9,000円、162万3,370円、1万4,370円。

2款繰入金、1項基金繰入金9,548万4,000円、9,548万4,000円のゼロ。

3款繰越金、1項繰越金1,286万6,000円、1,286万4,901円、1,099円。

4款諸収入、1項雑入5万円、4万7,543円、2,457円。

5款保留地処分金、1項南上原区画整理事業保留地処分金725万7,000円、725万7,298円、298円。

歳入合計、予算現額1億1,726万6,000円、収入済額1億1,727万7,112円、予算現額と収入済額との比較1万1,112円。

続いて歳出でございます。歳出、1款土地区画整理事業費、1項南上原土地区画整理事業費、予算現額1億1,726万5,000円、支出済額が1億1,689万7,526円、比較で36万7,474円。

3款予備費は費目存置。

歳出合計、予算現額1億1,726万6,000円、支出済額1億1,689万7,526円、予算現額と支出済額との比較36万8,474円。

歳入歳出差引残額37万9,586円。令和3年9月6日、中城村長 浜田京介。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 土地区画整理事業の決算について質疑させていただきます。

278ページ、歳入の使用料及び手数料の道路占有使用料が入っていますけれども、内容を説明してもらいたい。あと諸収入のほうも一緒に内容の説明をお願いしたいと思います。

それから区画整理事業について基金があると思うのですが、基金残高についてもお願いします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それではお答えいたします。

まず使用料及び手数料のほうは、道路占有料になります。これが162万3,370円というふうになっております。それから諸収入です。それが自動販売機の手数料になります。4万7,543円。

それと令和2年度末の基金の残高4億4,958万1,448円になります。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 道路占有使用料があるのですが、どういう形で、使用料の種類といいますか。額ではなくて、種類のほうを教えてください。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 ガスの埋設と、あと電力の電柱が主なこの使用料になっております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 区画整理事業はもうそろそろ終わりますよという説明がなされますけれども、この基金が残ってきます。今後この基金はどのようにっていくのかというと、これは区画整理事業の中での道路使用とか使用料ですけれども、こういうのは事業が終わったら一般会計に戻るのかどうか。



○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まず、基金の残りで換地処分業務というのがまだ残っておりますのでそれとか、あと記念誌でありますとか、そういった費用に充てていくものと考えております。それからこの事業が完了すれば、そういった占用料は一般会計のほうに移っていくものと思っております。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第5号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第5号 令和2年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第6 認定第6号 令和2年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 認定第6号 令和2年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第6号

令和2年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和2年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和3年9月6日 提出

中城村長 浜田京介

令和2年度

中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算書

|      |            |
|------|------------|
| 歳入額  | 3,464,159円 |
| 歳出額  | 2,555,824円 |
| 差引残額 | 908,335円   |

令和2年度 汚水処理施設管理事業特別会計 歳入決算書

(歳入)

(単位：円)

| 款          | 項       | 予算現額      | 調定額       | 収入済額      | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|------------|---------|-----------|-----------|-----------|-------|-------|---------------|----|
| 1 使用料及び手数料 |         | 2,606,000 | 2,914,890 | 2,914,890 | 0     | 0     | 308,890       |    |
|            | 1 使用料   | 2,605,000 | 2,914,890 | 2,914,890 | 0     | 0     | 309,890       |    |
|            | 2 手数料   | 1,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | △1,000        |    |
| 2 寄附金      |         | 1,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | △1,000        |    |
|            | 1 寄附金   | 1,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | △1,000        |    |
| 3 繰入金      |         | 1,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | △1,000        |    |
|            | 1 基金繰入金 | 1,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | △1,000        |    |
| 4 繰越金      |         | 550,000   | 549,269   | 549,269   | 0     | 0     | △731          |    |
|            | 1 繰越金   | 550,000   | 549,269   | 549,269   | 0     | 0     | △731          |    |
| 5 諸収入      |         | 2,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | △2,000        |    |
|            | 1 預金利子  | 1,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | △1,000        |    |
|            | 2 雑収入   | 1,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | △1,000        |    |
| 歳入合計       |         | 3,160,000 | 3,464,159 | 3,464,159 | 0     | 0     | 304,159       |    |

令和2年度 汚水処理施設管理事業特別会計 歳出決算書

(歳出)

(単位：円)

| 款           | 項           | 予算現額      | 支出済額      | 翌年度繰越額 | 不用額     | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|-------------|-------------|-----------|-----------|--------|---------|---------------|----|
| 1 汚水処理施設管理費 |             | 3,021,000 | 2,555,824 | 0      | 465,176 | 465,176       |    |
|             | 1 汚水処理施設管理費 | 3,021,000 | 2,555,824 | 0      | 465,176 | 465,176       |    |
| 2 予備費       |             | 139,000   | 0         | 0      | 139,000 | 139,000       |    |
|             | 1 予備費       | 139,000   | 0         | 0      | 139,000 | 139,000       |    |
| 歳出合計        |             | 3,160,000 | 2,555,824 | 0      | 604,176 | 604,176       |    |

歳入歳出差引残額 908,335 円

令和3年9月6日

中城村 村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(汚水処理施設管理事業特別会計)

令和2年度

| 区 分                                    |                                               | 金 額      |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------|----------|
| 1. 歳 入                                 | 総 額                                           | 3,464 千円 |
| 2. 歳 出                                 | 総 額                                           | 2,556 千円 |
| 3. 歳 入 歳 出                             | 差 引 額                                         | 908 千円   |
| 4. 翌年度へ繰り<br>越すべき財源                    | (1) 継続費逓次繰越額                                  | 0 千円     |
|                                        | (2) 繰越明許費繰越額                                  | 0 千円     |
|                                        | (3) 事故繰越し繰越額                                  | 0 千円     |
|                                        | 計                                             | 0 千円     |
| 5. 実 質                                 | 収 支 額                                         | 908 千円   |
| 6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金<br>繰入額 |                                               | 0 千円     |
| 備 考                                    | ※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 |          |

令和2年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算書。歳入額346万4,159円、歳出額255万5,824円、差引残額90万8,335円。

同じく読み上げて御提案申し上げます。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、260万5,000円、291万4,890円、30万9,890円。2項手数料は費目存置。

2款寄附金、3款繰入金も費目存置。

4款繰越金、1項繰越金55万円、54万9,269円、731円。

5款諸収入、1項預金利子は費目存置。両方も、雑収入も費目存置。

歳入合計、予算現額316万円、収入済額346万4,159円、予算現額と収入済額との比較30万4,159円でございます。

続いて歳出でございます。1款汚水処理施設管理費、1項汚水処理施設管理費302万1,000円、255万5,824円、46万5,176円。

2款予備費、1項予備費13万9,000円はそのままでございます。

歳出合計、予算現額316万円、支出済額255万5,824円、予算現額と支出済額との比較60万4,176円。

歳入歳出差引残額90万8,335円。令和3年9月6日、中城村長 浜田京介。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは認定のほうについて質疑をいたします。

295ページです。委員会資料では6ページになります。汚水処理施設管理事業組合です。この中で右側の備考の一番下のほうに汚水処理施設管理事業基金ということで54万9,269円と書いているのですけれども、これは基金積立て状況ということで説明のほうにはあるのですけれども、これが現在718万7,365円基金としてやっ

ているのですけれども監査委員報告の中に、やはりこれは前年も前々年もそうなのですけれども、この汚水処理施設は築30年以上が経過しており、老朽化による改築更新の建設費は避けては通れないと、そういうふうに書かれているのですけれども、これは今700万円というのは、たしか維持管理、あるいは修繕が発生した場合に、これを取り崩してやっていくという、私はそういうふうには思っているのですけれども、新しく、例えば10年後ぐらいに建築が必要だと。老朽化が激しくて、もう建て替えしないといけないという状況になった場合に、その積立てというのは今からでも少しずつやっていったほうがいいのではないかと思っているのですけれども、それについて、例えば1億円ぐらいかかるという予想があったのですけれども、それを一括して、その場になってやるという判断でやっていくのか。その件はどうですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（13時54分）

~~~~~

再 開（13時54分）

○議長 新垣博正 再開します。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 この基金については、では先ほど言った修繕、あるいはそういった類いのものでやっているのか。その一点なのか。それともずっと積み立てていく、その予定はないのかどうか。その一点、お願いします。

○議長 新垣博正 上下水道課長 知名 勉。

○上下水道課長 知名 勉 お答えします。

令和2年度の積立額が54万9,269円で、令和2年度末では627万9,030円でございます。基金については維持管理で使っている状態で、今後ともこれから老朽化していく施設ではあるのですが、日々の維持管理を徹底して、できるだけ長寿命化を図りたいと考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 恐らくあと10年以上はもつのだろうというふうに思っているのですけれども、やはり先々を考えていって、先ほど言った点も十分留意して、これから取り組んでいただきたい。そういうふうに思っています。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第6号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第6号 令和2年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第7 認定第7号 令和2年度中城村水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 認定第7号 令和2年度中城村水道事業会計決算認定について御提案申し上げます。

認定第7号

令和2年度中城村水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、令和2年度中城村水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和3年9月6日 提出

中城村長 浜 田 京 介

令和2年度中城村水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

(単位：円)

| 区分         | 予 算 額       |             |   |             | 決算額         | 予算額に比べ<br>決算額の増減 | 備 考                              |
|------------|-------------|-------------|---|-------------|-------------|------------------|----------------------------------|
|            | 当初<br>予算額   | 補 正<br>予算額  | 地方公営企業法第24条<br>第3項の規定による支<br>出額に係る財源充当額 | 合 計         |             |                  |                                  |
| 第1款 水道事業収益 | 526,564,000 | △2,042,000  | 0                                       | 524,522,000 | 554,567,132 | 30,045,132       |                                  |
| 第1項 営業収益   | 478,483,000 | △22,042,000 | 0                                       | 456,441,000 | 483,240,818 | 26,799,818       | (うち、仮受消費税及び地方消費税<br>43,260,559円) |
| 第2項 営業外収益  | 48,079,000  | 20,000,000  | 0                                       | 68,079,000  | 68,806,655  | 727,655          |                                  |
| 第3項 特別利益   | 2,000       | 0           | 0                                       | 2,000       | 2,519,659   | 2,517,659        |                                  |

支 出

(単位：円)

| 区分         | 予 算 額       |            |            |            |   |             |   | 決算額         | 地方公営<br>企業法第2<br>6条第2<br>項の規定<br>による繰<br>越額 | 不用額        | 備 考                              |
|------------|-------------|------------|------------|------------|---|-------------|---|-------------|---|------------|----------------------------------|
|            | 当初<br>予算額   | 補 正<br>予算額 | 予備費<br>支出額 | 流 用<br>増減額 | 地方公営<br>企業法第<br>24条第3<br>項の規定<br>による支<br>出額 | 小 計         | 地方公営<br>企業法第2<br>6条第2<br>項の規定<br>による繰<br>越額 |             |   |            |                                  |
| 第1款 水道事業費用 | 521,725,000 | 0          | 0          | 0          | 0   | 521,725,000 | 0   | 521,725,000 | 479,694,103                                 | 42,030,897 |                                  |
| 第1項 営業費用   | 513,425,000 | 0          | 0          | △5,000,000 | 0   | 508,425,000 | 0   | 508,425,000 | 468,088,348                                 | 40,336,652 | (うち、仮払消費税及び地方消費税<br>30,355,943円) |
| 第2項 営業外費用  | 7,199,000   | 0          | 0          | 5,000,000  | 0   | 12,199,000  | 0   | 12,199,000  | 11,601,245                                  | 597,755    |                                  |
| 第3項 特別損失   | 101,000     | 0          | 0          | 0          | 0   | 101,000     | 0   | 101,000     | 4,510                                       | 96,490     | (うち、仮払消費税及び地方消費税<br>410円)        |
| 第4項 予備費    | 1,000,000   | 0          | 0          | 0          | 0   | 1,000,000   | 0   | 1,000,000   | 0   | 1,000,000  |                                  |

(2) 資本的収入及び支出

(単位：円)

収入

| 区分           | 予 算 額      |           |            |  |                          | 決算額        | 予算額に比べ<br>決算額の増減 | 備 考 |
|--------------|------------|-----------|------------|--|--------------------------|------------|------------------|-----|
|              | 当初<br>予算額  | 補正<br>予算額 | 小 計        | 地方公営企業法<br>第26条の規定に係<br>る繰越額に係る<br>財源充当額 | 継続費通次繰越<br>額に係る財源充<br>当額 |            |                  |     |
| 第1款 資本的収入    | 50,501,000 | △500,000  | 50,001,000 | 0  | 0                        | 50,000,000 | △1,000           |     |
| 第1項 補助金      | 49,000,000 | 0         | 49,000,000 | 0  | 0                        | 49,000,000 | 0                |     |
| 第2項 出資金      | 1,500,000  | △500,000  | 1,000,000  | 0  | 0                        | 1,000,000  | 0                |     |
| 第3項 固定資産売却代金 | 1,000      | 0         | 1,000      | 0  | 0                        | 0          | △1,000           |     |

(単位：円)

支出

| 区分           | 予 算 額       |           |           |             |                                      | 決算額         | 翌年度繰越額           |                                      | 不用額        | 備 考                      |
|--------------|-------------|-----------|-----------|-------------|--------------------------------------|-------------|------------------|--------------------------------------|------------|--------------------------|
|              | 当初<br>予算額   | 補正<br>予算額 | 流用<br>増減額 | 小 計         | 地方公営<br>企業法第<br>26条の規<br>定による<br>繰越額 |             | 継続費<br>通次繰<br>越額 | 地方公営<br>企業法第<br>26条の規<br>定による<br>繰越額 |            |                          |
| 第1款 資本的支出    | 195,457,000 | △500,000  | 0         | 194,957,000 | 0                                    | 120,877,714 | 8,965,000        | 0                                    | 65,114,286 |                          |
| 第1項 建設改良費    | 185,834,000 | △500,000  | 0         | 185,334,000 | 0                                    | 112,255,759 | 8,965,000        | 0                                    | 64,113,241 | (うち、仮払消費税<br>9,347,465円) |
| 第2項 企業債償還金   | 8,622,000   | 0         | 0         | 8,622,000   | 0                                    | 8,621,955   | 0                | 0                                    | 45         |                          |
| 第3項 その他資本的支出 | 0           | 0         | 0         | 1,000       | 0                                    | 0           | 0                | 0                                    | 1,000      |                          |
| 第4項 予備費      | 1,000,000   | 0         | 0         | 1,000,000   | 0                                    | 0           | 0                | 0                                    | 1,000,000  |                          |

資本的収入額が資本的支出額に不足する額70,877,714円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,802,001円及び過年度分損益勘定留保資金66,075,713円で補填した。

2ページのほうから読み上げて御提案申し上げます。

2ページの(1)収益的収入及び支出の収入の欄からです。予算額、第1款水道事業収益、第1項営業収益、当初予算額4億7,848万3,000円、決算額4億8,324万818円、予算額に比べての増減2,679万9,818円。第2項営業外収益4,807万9,000円、決算額が6,880万6,655円、増減で2万7,655円。第3項特別利益は当初予算額2,000円、決算額が251万9,659円、増減が251万7,659円。

続いて支出でございます。支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用、当初予算額5億1,342万5,000円、決算額が4億6,808万8,348円、不用額4,033万6,652円。第2項営業外費用、当初予算額が719万9,000円、決算額1,160万1,245円、不用額59万7,755円。第3項特別損失、当初予算額10万1,000円、決算額4,510円、不用額9万6,490円。第4項予備費は100万円のままでございます。

次に(2)資本的収入及び支出の収入のほうから、第1款の資本的収入、第1項補助金、当初予算額4,900万円、決算額4,900万円、増減はゼロ。第2項出資金、当初予算額150万円、決算額は100万円、増減ゼロ。これは補正があつてのゼロでございます。第3項固定資産売却代金は費目存置。

支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費、当初予算額1億8,583万4,000円、決算額1億1,225万5,759円、不用額6,411万3,241円。第2項企業債償還金、当初予算額862万2,000円、決算額862万1,955円、不用額45円。第3項その他資本的支出は費目存置。第4項予備費、100万円のままでございます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額7,087万7,714円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額480万2,001円及び過年度分損益勘定留保資金6,607万5,713円で補填した。以上でございます。

令和2年度中城村水道事業損益計算書  
(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：円)

|              |                  |                    |
|--------------|------------------|--------------------|
| 1 営業収益       |                  |                    |
| (1) 給水収益     | 431,636,222      |                    |
| (2) その他の営業収益 | <u>8,344,037</u> | 439,980,259        |
| 2 営業費用       |                  |                    |
| (1) 原水及び浄水費  | 241,906,174      |                    |
| (2) 配水及び給水費  | 50,767,310       |                    |
| (3) 総係費      | 46,888,951       |                    |
| (4) 減価償却費    | 92,303,688       |                    |
| (5) 資産減耗費    | <u>5,866,282</u> | <u>437,732,405</u> |



|                 |                  |                  |                          |
|-----------------|------------------|------------------|--------------------------|
| 営業利益            |                  |                  | 2,247,854                |
| 3 営業外収益         |                  |                  |                          |
| (1) 受取利息        | 4,010            |                  |                          |
| (2) 他会計補助金      | 20,000,000       |                  |                          |
| (3) 雑収益         | 152,482          |                  |                          |
| (4) 長期前受金戻入     | 46,088,708       |                  |                          |
| (5) 引当金戻入       | <u>2,568,962</u> | 68,814,162       |                          |
| 4 営業外費用         |                  |                  |                          |
| (1) 支払利息        | 2,043,645        |                  |                          |
| (2) 雑支出         | <u>1,529,922</u> | <u>3,573,567</u> | <u>65,240,595</u>        |
| 経常利益            |                  |                  | 67,488,449               |
| 5 特別利益          |                  |                  |                          |
| (1) 過年度損益修正益    | <u>87,341</u>    |                  |                          |
| (2) その他特別利益     | <u>2,432,318</u> | 2,519,659        |                          |
| 6 特別損失          |                  |                  |                          |
| (1) 過年度損益修正損    | <u>4,100</u>     | <u>4,100</u>     | <u>2,515,559</u>         |
| 当年度純利益          |                  |                  | 70,004,008               |
| 前年度繰越利益剰余金      |                  |                  | <u>8,498,847</u>         |
| その他の未処分利益剰余金変動額 |                  |                  | <u>0</u>                 |
| 当年度未処分利益剰余金     |                  |                  | <u><u>78,502,855</u></u> |

令和2年度 中城村水道事業剰余金計算書  
 (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：円)

|             | 資本金           | 剰余金        |             |           |             |            |             |                             |             |               |  | 資本合計 |
|-------------|---------------|------------|-------------|-----------|-------------|------------|-------------|-----------------------------|-------------|---------------|--|------|
|             |               | 資本剰余金      |             |           |             |            | 利益剰余金       |                             |             |               |  |      |
|             |               | 受贈財産評価額    | 補助金         | その他資本剰余金  | 資本剰余金合計     | 減價積立金      | 建設改良積立金     | 未処分利益剰余金                    | 利益剰余金合計     |               |  |      |
| 前年度末残高      | 1,112,137,983 | 23,011,901 | 124,073,537 | 9,253,369 | 156,338,807 | 98,081,112 | 337,188,343 | 58,498,847                  | 493,768,302 | 1,762,245,092 |  |      |
| 前年度処分額      | 0             | 0          | 0           | 0         | 0           | 0          | 50,000,000  | △50,000,000                 | 0           | 0             |  |      |
| 議会の議決による処分額 | 0             | 0          | 0           | 0         | 0           | 0          | 50,000,000  | △50,000,000                 | 0           | 0             |  |      |
| 前年度純利益      | 0             | 0          | 0           | 0         | 0           | 0          | 50,000,000  | △50,000,000                 | 0           | 0             |  |      |
| 法令による処分額    | 0             | 0          | 0           | 0         | 0           | 0          | 0           | 0                           | 0           | 0             |  |      |
| 前年度純利益      | 0             | 0          | 0           | 0         | 0           | 0          | 0           | 0                           | 0           | 0             |  |      |
| 処分後残高       | 1,112,137,983 | 23,011,901 | 124,073,537 | 9,253,369 | 156,338,807 | 98,081,112 | 387,188,343 | 8,498,847<br>(繰越利益剰余金)      | 493,768,302 | 1,762,245,092 |  |      |
| 当年度変動額      | 0             | 0          | 0           | 0         | 0           | 0          | 0           | 70,004,008                  | 70,004,008  | 70,004,008    |  |      |
| 資本金組入       | 0             | 0          | 0           | 0         | 0           | 0          | 0           | 0                           | 0           | 0             |  |      |
| 資本剰余金受入     | 0             | 0          | 0           | 0         | 0           | 0          | 0           | 0                           | 0           | 0             |  |      |
| 当年度純利益      | 0             | 0          | 0           | 0         | 0           | 0          | 0           | 70,004,008                  | 70,004,008  | 70,004,008    |  |      |
| 当年度末残高      | 1,112,137,983 | 23,011,901 | 124,073,537 | 9,253,369 | 156,338,807 | 98,081,112 | 387,188,343 | 78,502,855<br>(当年度末処分利益剰余金) | 563,772,310 | 1,832,249,100 |  |      |

令和2年度 中城村水道事業剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

|              | 資本金              | 資本剰余金         | 未処分利益剰余金                 |
|--------------|------------------|---------------|--------------------------|
| 当年度末残高       | 1, 112, 137, 983 | 156, 338, 807 | 78, 502, 855             |
| 議会の議決による処分数額 | 0                | 0             | △70, 000, 000            |
| 減債積立金の積立     | 0                | 0             | 0                        |
| 建設改良積立金の積立   | 0                | 0             | △70, 000, 000            |
| 処分後残高        | 1, 112, 137, 983 | 156, 338, 807 | (繰越利益剰余金)<br>8, 502, 855 |

令和2年度中城村水道事業貸借対照表

（令和3年3月31日）

資 産 の 部

（単位：円）

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

|             |                          |                         |                  |
|-------------|--------------------------|-------------------------|------------------|
| イ 土 地       |                          | <u>47, 769, 530</u>     |                  |
| ロ 構 築 物     | 3, 609, 522, 753         |                         |                  |
| 減価償却累計額     | <u>△1, 673, 785, 399</u> | <u>1, 935, 737, 354</u> |                  |
| ハ 機 械 装 置   | 235, 256, 263            |                         |                  |
| 減価償却累計額     | <u>△187, 657, 951</u>    | <u>47, 598, 312</u>     |                  |
| ニ 車 輛 運 搬 具 | 2, 201, 704              |                         |                  |
| 減価償却累計額     | <u>△2, 091, 618</u>      | <u>110, 086</u>         |                  |
| ホ 器 具 備 品   | 46, 703, 272             |                         |                  |
| 減価償却累計額     | <u>△42, 086, 865</u>     | <u>4, 616, 407</u>      |                  |
| ヘ 建 物       | 66, 149, 719             |                         |                  |
| 減価償却累計額     | <u>△24, 357, 087</u>     | <u>41, 792, 632</u>     |                  |
| ト リ ー ス 資 産 | 0                        |                         |                  |
| 減価償却累計額     | <u>0</u>                 | <u>0</u>                |                  |
| チ 建 設 仮 勘 定 |                          | <u>77, 785, 199</u>     |                  |
| 有形固定資産合計    |                          |                         | 2, 155, 409, 520 |

(2) 無 形 固 定 資 産

|              |                |                      |
|--------------|----------------|----------------------|
| イ 電話加入権      | <u>123,100</u> |                      |
| ロ リース資産      | <u>0</u>       |                      |
| 無形固定資産合計     |                | <u>123,100</u>       |
| (3) 投資その他の資産 |                | <u>66,995,663</u>    |
| 固定資産合計       |                | <u>2,222,528,283</u> |

## 2 流動資産

|             |                    |
|-------------|--------------------|
| (1) 現金預金    | <u>725,413,275</u> |
| (2) 未収金     | <u>42,138,540</u>  |
| (3) 貸倒引当金   | <u>△50,000</u>     |
| (4) 貯蔵品     | <u>285,800</u>     |
| (5) その他流動資産 | <u>0</u>           |

流動資産合計 767,787,615

資産合計 2,990,315,898

## 負債の部

### 3 固定負債

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| (1) 企業債   | <u>92,370,751</u> |
| (2) リース債務 | <u>0</u>          |
| (3) 引当金   | <u>9,111,701</u>  |

固定負債合計 101,482,452

### 4 流動負債

|             |                   |
|-------------|-------------------|
| (1) 未払金     | <u>31,139,528</u> |
| (2) 前受金     | <u>0</u>          |
| (3) 預り金     | <u>6,331,340</u>  |
| (4) その他流動負債 | <u>0</u>          |
| (5) 企業債     | <u>8,785,727</u>  |
| (6) リース債務   | <u>0</u>          |
| (7) 引当金     | <u>3,182,000</u>  |

流動負債合計 49,438,595

5 繰延収益

(1) 長期前受金 1,941,658,219

(2) 長期前受金収益化累計額 △934,512,468

繰延収益合計 1,007,145,751

負債合計 1,158,066,798

資本の部

6 資本金

(1) 資本金

イ 固有資本金 40,841,872

ロ 繰入資本金 121,331,192

ハ 組入資本金 949,964,919

資本金合計 1,112,137,983

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 国庫補助金 124,073,537

ロ 受贈財産評価額 23,011,901

ハ 保険差益 93,318

ニ 工事負担金 9,160,051

資本剰余金合計 156,338,807

(2) 利益剰余金

イ 減債積立金 98,081,112

ロ 建設改良積立金 387,188,343

ハ 当年度未処分利益剰余金 78,502,855

|         |                      |
|---------|----------------------|
| 利益剰余金合計 | <u>563,772,310</u>   |
| 剰余金合計   | <u>720,111,117</u>   |
| 資本合計    | <u>1,832,249,100</u> |
| 負債資本合計  | <u>2,990,315,898</u> |

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第7号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第7号 令和2年度中城村水道事業会計決算認定については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第8 認定第8号 令和2年度中頭地方視聴覚協議会一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 認定第8号 令和2年度中頭地方視聴覚協議会一般会計歳入歳出決算の認定について御提案申し上げます。

#### 認定第8号

#### 令和2年度中頭地方視聴覚協議会一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法施行令（昭和22年政令第16号）第5条第3項の規定に基づき、令和2年度中頭地方視聴覚協議会一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和3年9月6日 提出

中城村長 浜田京介

令和2年度

中頭地方視聴覚協議会一般会計歳入歳出決算書

|          |             |
|----------|-------------|
| 歳入済額     | 6,851,573 円 |
| 歳出済額     | 6,763,447 円 |
| 歳入歳出差引残高 | 88,126 円    |

歳入款別表

【単位：円】

| 款  | 科目  | 予算現額      | 調定額       | 収入済額      | 予算現額と収入済額との比較 | 収入率(%)  |
|----|-----|-----------|-----------|-----------|---------------|---------|
| 1款 | 負担金 | 3,700,000 | 3,700,000 | 3,700,000 | 0             | 100.00% |
| 2款 | 補助金 | 1,000     | 0         | 0         | △1,000        | 0.00%   |
| 3款 | 繰越金 | 3,151,000 | 3,151,559 | 3,151,559 | 559           | 100.02% |
| 4款 | 諸収入 | 1,000     | 14        | 14        | △986          | 1.40%   |
| 合計 |     | 6,853,000 | 6,851,573 | 6,851,573 | △1,427        | 99.98%  |

歳出款別表

【単位：円】

| 款  | 科目  | 予算現額      | 支出済額      | 不用額    | 執行率(%) | 備考 |
|----|-----|-----------|-----------|--------|--------|----|
| 1款 | 会議費 | 10,000    | 4,283     | 5,717  | 42.83% |    |
| 2款 | 総務費 | 6,768,000 | 6,732,185 | 35,815 | 99.47% |    |
| 3款 | 事業費 | 51,000    | 26,979    | 24,021 | 52.90% |    |
| 4款 | 予備費 | 24,000    | 0         | 24,000 | 0.00%  |    |
| 合計 |     | 6,853,000 | 6,796,447 | 89,553 | 98.69% |    |

ページを開いていただきまして、決算書、歳入済額が685万1,573円、歳出済額が676万3,447円、歳入歳出差引残高8万8,126円。

もう1ページ開いていただきまして、歳入款別表、1款負担金、予算現額370万円、収入済額370万円、比較はゼロ。

2款補助金は費目存置。

3款の繰越金315万1,000円、収入済額315万1,559円、比較が559円。

4款諸収入、予算現額1,000円、収入済額14円、986円。

歳出のほうです。1款会議費、予算現額1万円、支出済額4,283円、不用額で5,717円。

2款総務費、予算現額676万8,000円、支出済額673万2,185円、不用額が3万5,815円。

3款事業費、予算現額5万1,000円、支出済額2万6,979円、不用額で2万4,021円。

4款予備費は2万4,000円のみまでござい

ます。

合計、予算現額685万3,000円、不用額8万9,553円。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第8号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、認定第8号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第8号 令和2年度中頭地方視聴覚協議会一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、認定第8号 令和2年度中頭地方視聴覚協議会一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会 (14時06分)







## 令和3年第4回中城村議会定例会（第22日目）

|   |                 |                     |             |           |
|---|-----------------|---------------------|-------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 令和3年9月6日（月）     |                     |             |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |             |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 令和3年9月27日（午前10時00分） |             |           |
|   | 閉 会             | 令和3年9月27日（午後0時03分）  |             |           |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）                           | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号     | 氏 名       |
|   | 1 番             | 安 里 清 市             | 9 番         | 比 嘉 麻 乃   |
|   | 2 番             | 新 垣 修               | 10 番        | 安 里 ヨシ子   |
|   | 3 番             | 渡 嘉 敷 眞 整           | 11 番        | 仲 松 正 敏   |
|   | 4 番             | 屋 良 照 枝             | 12 番        | 金 城 章     |
|   | 5 番             | 桃 原 清               | 13 番        | 石 原 昌 雄   |
|   | 6 番             | 玉 那 覇 登             | 14 番        | 伊 佐 則 勝   |
|   | 7 番             | 新 垣 貞 則             | 15 番        | 新 垣 善 功   |
|   | 8 番             | 大 城 常 良             | 16 番        | 新 垣 博 正   |
| 欠 席 議 員   |                 |                     |             |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 5 番             | 桃 原 清               | 6 番         | 玉 那 覇 登   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 比 嘉 保               | 議 事 係 長     | 根 間 忠     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | 健 康 保 険 課 長 | 仲 松 範 三   |
|   | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 企 画 課 長     | 比 嘉 健 治   |
|   | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | 教 育 総 務 課 長 | 我 謝 慎 太 郎 |
|   | 総 務 課 長         | 與 儀 忍               |             |           |
|   |                 |                     |             |           |
|   |                 |                     |             |           |
|   |                 |                     |             |           |
|   |                 |                     |             |           |

## 議 事 日 程 第 7 号

| 日 程  | 件 名  |
|------|--|
| 第 1  | 認定第1号 令和2年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について   |
| 第 2  | 認定第2号 令和2年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について                                   |
| 第 3  | 認定第3号 令和3年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について                                  |
| 第 4  | 認定第4号 令和2年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について                                  |
| 第 5  | 認定第5号 令和2年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について                                 |
| 第 6  | 認定第6号 令和2年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について                               |
| 第 7  | 認定第7号 令和2年度中城村水道事業会計決算認定について   |
| 第 8  | 議案第25号 令和2年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について                                     |
| 第 9  | 請願第2号 南上原地区交番設置を求める請願書   |
| 第 10 | 陳情第9号 陳情書（国道329号線 泊交差点について、安全性・利便性確保のため信号機の設置等のお願い）                    |
| 第 11 | 陳情第14号 コロナ禍のもとで子どもたちおよび女性の健康と学習権を守るため、学校等公的施設のトイレに生理用品を配備し、その予算化を求める要請 |
| 第 12 | 陳情第15号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情書                                   |

## 議 事 日 程 第 7 号 の 追 加

| 日 程 | 件 名                          |
|-----|------------------------------|
| 第 1 | 議案第34号 令和3年度中城村一般会計補正予算（第4号） |

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

お諮りします。

村長から議案第34号 令和3年度中城村一般会計補正予算(第4号)が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認め、議案第34号 令和3年度中城村一般会計補正予算(第4号)を日程に追加し、追加日程第1を議題とします。

追加日程第1 議案第34号 令和3年度中城村一般会計補正予算(第4号)を議題とします。休憩します。

休憩(10時01分)

~~~~~

再開(10時01分)

○議長 新垣博正 再開します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは議案第34号 令和3年度中城村一般会計補正予算について、御提案申し上げます。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>議案第34号</p> <p style="margin-top: 20px;">令和3年度中城村一般会計補正予算(第4号)</p> <p style="margin-top: 20px;">令和3年度中城村一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。</p> <p style="margin-left: 20px;">(歳入歳出予算)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105,499千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,454,361千円とする。</p> <p>2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p style="margin-top: 20px;">令和3年9月27日 提出</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">中城村長 浜田京介</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

| 款        | 項       | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|----------|---------|-----------|--------|-----------|
| 15 国庫支出金 |         | 2,142,807 | 32,023 | 2,174,830 |
|          | 2 国庫補助金 | 794,343   | 32,023 | 826,366   |
| 16 県支出金  |         | 1,252,405 | 1,125  | 1,253,530 |
|          | 3 委託金   | 41,071    | 1,125  | 42,196    |

| 款       | 項       | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|---------|---------|------------|---------|------------|
| 19 繰入金  |         | 342,277    | 490     | 342,767    |
|         | 2 基金繰入金 | 299,184    | 490     | 299,674    |
| 21 諸収入  |         | 135,122    | 71,861  | 206,983    |
|         | 4 雑入    | 131,082    | 71,861  | 202,943    |
| 歳 入 合 計 |         | 10,348,862 | 105,499 | 10,454,361 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款       | 項       | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|---------|---------|------------|---------|------------|
| 2 総務費   |         | 1,783,672  | 8,986   | 1,792,658  |
|         | 1 総務管理費 | 1,570,795  | 7,861   | 1,578,656  |
|         | 4 選挙費   | 9,899      | 1,125   | 11,024     |
| 4 衛生費   |         | 1,131,395  | 490     | 1,131,885  |
|         | 1 保健衛生費 | 748,066    | 490     | 748,556    |
| 7 商工費   |         | 93,301     | 84,000  | 177,301    |
|         | 1 商工費   | 93,301     | 84,000  | 177,301    |
| 10 教育費  |         | 1,958,464  | 12,023  | 1,970,487  |
|         | 1 教育総務費 | 328,285    | 12,023  | 340,308    |
| 歳 出 合 計 |         | 10,348,862 | 105,499 | 10,454,361 |

それでは歳入歳出ともに款項、補正前の額、補正額、合計の順に数字のみを読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入の15款国庫支出金、2項国庫補助金、7億9,434万3,000円、3,202万3,000円、8億2,636万6,000円。

16款県支出金、3項委託金、4,107万1,000円、112万5,000円、4,219万6,000円。

19款繰入金、2項基金繰入金、2億9,918万4,000円、49万円、2億9,967万4,000円。

21款諸収入、4項雑入、1億3,108万2,000円、7,186万1,000円、2億294万3,000円。

歳入合計、補正前の額103億4,886万2,000円、補正額1億549万9,000円、合計で104億5,436万1,000円でございます。

続いて歳出でございます。歳出、2款総務費、1項総務管理費、15億7,079万5,000円、786万1,000円、15億7,865万6,000円。4項選挙費、989万9,000円、112万5,000円、1,102万4,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、7億4,806万6,000円、49万円、7億4,855万6,000円。

7款商工費、1項商工費、9,330万1,000円、8,400万円、1億7,730万1,000円。

10款教育費、1項教育総務費、3億2,828万5,000円、1,202万3,000円、3億4,030万8,000円。

歳出合計、補正前の額103億4,886万2,000円、補正額1億549万9,000円、合計で104億5,436万1,000円でございます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これでは提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは議案第34号令和3年度中城村一般会計補正予算（第4号）について質疑させていただきます。

まず予算の歳入の6ページのほうから行きます。雑入でプレミアム付商品券に充てるという解釈をするのですけれども、過年度分が786万1,000円あります。令和2年度の多分コロナ給付金に対しての余ったお金だと思うのですけれども、この786万1,000円を令和2年度に消化しきれなかったということで、プレミアム付商品券のほうに回して、事業を行うということなのか、まず一つ聞きたいです。

7ページの返還金、ここに償還金利子及び割引料となっていますが、これの細目というか、中身を細かく教えてください。

3点目に、交付金過年度分の786万1,000円、これは多分令和2年度の3月31日付でのコロナ給付に関する予算残のものを、今回補正予算で組んでプレミアム付商品券を発券しようという形と捉えての質疑になりますけれども、これをもたらるのが金曜日だったものですから、なぜ今なのかと。このプレミアム付商品券は今年に入って、5月、6月、7月から新聞報道で宜野湾市、西原町、うるま市いろいろなところからプレミアム付商品券を市民、村民、あるいは県民に配っているという情報は皆さん捉えていたと思うのです。もしこれが仮に過年度分の予算が余ったから何か事業に使いたいという思いつきなのか、本来であればそういう予算というのは思いやり予算を持って、村民のために事細かく計画をして、本来であれば9月の頭にも、補正予算ではなくて、9月の一般の議案にでも上げることができなかったのではないかと

思うのですが、その辺の流れを教えてください。

4点目に、プレミアム付商品券は令和2年度には同じくプレミアム付商品券で、これは貧困世帯に約8,000万円の予算だったのか、1億円の中で8,000万円を企画して、その前に平成27年度、平成28年度にも1億3,000万円、1億円を投入して商工会を窓口として同じようにプレミアム付商品券を発行したのを記憶しているのですけれども、今回のプレミアム付商品券はどこが窓口になって、どういう発券内容にするのか、同じく商工会を窓口とするのか、それとも観光協会にするのか、それとも直接産業振興課でやるのか、対象は村民のどのような対象の人にそのプレミアム付商品券を購入してもらうというのか、その事業内容。そういうのをどこまで細かく精査しているのか、以上、その分教えてください。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時10分）

~~~~~

再 開（10時11分）

○議長 新垣博正 再開します。

企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは新垣 修議員の御質疑にお答えします。

私のほうからは全体の流れということで、令和2年度に消化しきれなかった過年度分ではないかということではありますが、その分については違いました、まず令和3年度においてもコロナ交付金の交付があります。その分を活用して、今回実施するというので、プレミアム付商品券及び教育総務課における学習塾の塾代の助成事業を実施する流れとなっております。令和3年度の予算を活用して実施するというのであります。過年度分ではありません。私のほうからはまず地方創生臨時交付金の返還金、これについては歳入の6ページと歳出が7ページ、786万1,000円、同額となっております、この

部分については令和2年度に事業を予定していましたが中北消防の感染症防止の資機材等の事業となっております、これが繰越し事業となっております。そのことで交付金、令和2年度に一度交付されておりますが、繰越しということになりまして、計上の調整が発生したため、一度令和3年度にまず歳出として返還します。その部分を歳入として改めて、令和3年度の雑入として受け入れるという調整が出たために、今回補正を計上しております。以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時13分）

~~~~~

再 開（10時14分）

○議長 新垣博正 再開します。

副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 商品券事業がなぜ今になったのかという理由なのですが、これは担当課のほうで調整をしていたのですが、5月をめぐりに調整をしている中で、なぜ今の時期なのかという部分は、5月の段階で感染が拡大されている中で、これから年末に向けて感染が弱くなるだろうということで、今回の補正予算につながっております。

あとプレミアム付商品券の事業主体窓口をどこにするかということですが、先ほど議員からもあったように、要するに商工会なのか、観光協会なのか、産業振興課の窓口なのかということなのですが、今、調整中ということで、今、予算の段階ですので、まだ決定をしております。調整の中で、商工会、観光協会、産業振興課の窓口の中で決定をしていくというふうに考えております。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時16分）

~~~~~

再 開（10時18分）

○議長 新垣博正 再開します。

副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 答弁漏れがございましたので、答弁いたします。

対象者については全村民になります。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時18分）

~~~~~

再 開（10時18分）

○議長 新垣博正 再開します。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 副村長に確認します。まず冒頭に言っておきますけれども、プレミアム付商品券を反対とか何とかではないのです。先ほど副村長に9月の議会に上程しようというふうに調整していたけれども、感染症対策とか、そういった拡大のあれでできなかったというのだけれども、この6,400万円の予算というのは5月頃には予算的には把握できていたのではないかと思うのです。そうであればその事業を村民に返す、還元するというのであれば、先ほど言ったように4月、5月、6月の時点で、今言うように、産業振興課なら産業振興課にそういう事業を与えて、計画して、どういうふうに取り扱いをするかというのを事細かく決めることができたのではないかという前提で質疑しているのです。なぜ今なのかという質疑に対しては、副村長が言うように、調整していたけれども、今になったというのだけれども、先ほど言ったように、これは年末に向けて、年末というと12月の頭ぐらいか正月とか、買い物をするときに確かに必要と思います。そうであれば全村民を対象に、それを購入してもらうのであれば、村民がどういう生活圏で購入しているのか、そういうのも市場調査しながら、もっと細かく、今から調査するという話をしていますけれども、調整中、窓口も調整中、産業振興課で扱うのか、商工会で扱うのか、今から調整中。10月、11月に調整して、前回と同じように、何と言います



か、プレミアム付商品券を印刷したり何やかんやして1か月ぐらいかかるとか、それをもっと事前にできなかったかという疑問なのです。大きな事業でも。

もう一つは、これをやるに当たって、この予算書から見たら6,400万円、7,000万円で実際8,000万円ぐらいのあれだったから、20%還元になっているのかと予測するのです。まず購入して、何%還元のをプレミアム付商品券を発行する予定なのか。先ほど言ったように、これから窓口を調整する。そしてこれを全村民にプレミアム付商品券をどういう方法で情報を提供して、どういう方法で販売する。その計画は今、どういうふうにお考えなのですか。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 遅れた理由というのは、先ほどもあるのですが、これは事業所、企業の消費拡大という部分も含めておりますので、その辺で以前にもやりましたが、商工会に、全事業所にお配りしたという3万円の事業者支援、それも含まれておりますので、いろいろ検討している中で遅れたということで、御理解をいただきたいと思います。

あと商品券のプレミアム率といいますが、25%になります。1セット4,000円、プレミアム付商品券を使ったら5,000円になるということです。

広報等、村民への情報提供になりますが、予算が可決して、10月に要項等の制定、それから加盟店の募集、その加盟店への説明会等が行われます。その中で先ほどもあった販売事業の委託を、この10月中には決定いたします。あとは先ほど議員がおっしゃった商品券の印刷等も含めて、そのように進めて、12月中旬ぐらいからプレミアム付商品券の販売をしていくという段取りで今、考えております。プレミアム付商品券の利用可能な期間になりますが、12月末ぐらいから2月末までを利用期間という形で今、考

えております。3月に商品券の精算をしていくという段取りのスケジュールで計画をやっております。以上です。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 まず副村長、これは25%となっておりますけれども、これは村内の商工会、大型施設、それから小売業者、商工会に問い合わせして大体100社ぐらいいるのです。その100社のうち大型店舗というのが、今、ユニオンとか、そういう大型店舗が1割にも満たないのです。あとコンビニがいっぱいあると。あと村内に小売業者、そば屋とか、これは一律25%というのか、今これを考えるべきではないかと思うのです。本来はそれをもっと前に考えてほしかったというのがあるのです。大きいところで25%、村内で食堂とか、25%、大きいところにみんな行くと思うのです。これは今言うように、こういった地方創生資金を使って、財源を充てるというのであれば、コロナで本当に困っている村内の小さな小売店というか、中小企業というのはいっぱいいると思うのです。それを同じように充てるというのが、これは先ほど言ったように、ただの思いつきの考え方ではないですかというのはそこだったのです。もうちょっと思いやりを持って予算を考えたときに、村内の小売店とか、そば屋とか、そういったところでは40%でもいいし、50%でもいいわけです。大きいところは、コンビニとかは潰れるわけです。こういった失礼だけれども、コンビニは大手資本です。そこは15%でもいいと思うし、大型店舗だったら20%とか、そういうふうは何といたしますか。格差を考えて、そういうプレミアム付商品券とか、そういうのも検討してほしいかという点から、なぜ今なのですかという疑問なのです。今、10月に予算を通すということで、通したときに、はい、そのまま通ったからすぐ25%でいこうということになってしまいます。今言うように、商工会にそれだけのマン

パワーがありますかと。前回、去年やったときに産業振興課で貧困世帯、子育て世代にプレミアム付商品券をやりました。そのときの発券、プレミアム付商品券の対象数20%しか使われていないのです。産業振興課でその情報を提供したとしても、20%の人にしかプレミアム付商品券はっていないわけです。5年前、平成27年か平成28年の商工会のときは逆に足りなくて、そのときは5万円の冊で作ったと思うのですが、そのときは一人の重複者がいて、最後には買えなかったという人もいたわけです。その辺の反省も踏まえて、今回細かく計画してほしいということなのです。これは平成27年、平成28年に商工会を窓口にして、多分記憶にあると思いますが、1億円のプレミアム付商品券。そのほうにも改善点とか、見直し点とか、あるのですけれども、その辺も踏まえて商品券の販売方法とか、それから取扱い店舗とか、そういったのも全部踏まえて、見定めて、できれば村民に還元するような思いやり予算にしてほしいというところからの質疑なのです。その辺を踏まえて、どういうふうに判断しますか。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えいたします。

先ほど大型店舗の話がございましたが、このプレミアム付商品券の販売ということで、まず1セット10枚という形で販売していくのですが、この1セットのうちの4枚は大型店舗でも使えるような方法、あとの6枚は大型店舗以外でも使えるように考えて今、進めています。あと改善点については、事務のほうでは今、理解をしております。あと今回についても予算の範囲内で進めたということで、時期的な部分も含めて、この予算の範囲内で進めているという状況でございます。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時32分）

~~~~~

再 開（10時33分）

○議長 新垣博正 再開します。

副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 プレミアム率が25%ということでお答えしましたが、現段階ではこの25%の中で、要するに大型店舗で使える枚数、それ以外の店舗で使える枚数を分けて進めていくという考え方です。一律でやります。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは議案第34号補正予算について、質疑をいたします。

まず9ページのほうからです。9ページの予防費、18節新型コロナ陽性者支援事業補助金49万円、これは新聞等にも載っていたのですが、一時的な食料支援ということになって、これは生活の負担軽減の一助ということなのですが、これは収入が減少した方々というふうに書かれていたのですが、これは減収証明書とか、そういうものがなくなってくるのか、あるいは村民であれば誰でももらえるのかどうか、その1点と、あとはこの事業をするに当たっての周知計画はどうなっているのか。村民に対して、どういうふうに発信していくのか、そのほうを伺いたいと思います。

あと10ページです。今、修議員からあったとおり、プレミアム付商品券の事業交付金というのは私はいい案だと思って入るのですが、やはりこうして補正予算を出すのであれば、しっかり中身まで詰めて、これからやります、あるいはどこでやるのか、それもまだ決まっていない。販売も今からやって、12月上旬からしか始めないというところではなくて、やはり補正予算を出す時点で、しっかり中身を詰めて、我々が聞いたことに対してしっかり対応できるようにやっていただかないと、我々は何もしないで、ただ頑張ってくださいというだけにしかならないものですから、そういうところはしっかり詰

めていただいて、提案をしていただきたい。それはひとつ重々頭に入れて、提案のほうはよろしくお願ひします。期間的に時間がないからそういうふうにしたのだというのであれば、やはりもっと前から準備をしていって、先ほど言ったように、なぜ今かというところで、これはコロナのあれが弱くなっているということではあるのですけれども、それなりに担当課では進められたはずなのです。その事業自体がどういうふうに行っているのか。そういうところはしっかりと踏まえてください。先ほど副村長は全村民が対象と言われたのですけれども、これは例えば家族一人一人が対象なのか、あるいは世帯別で行っていくのか。今まではほとんどが世帯別のやり方でやられていたものですから、それはどうなのかというところをひとつ聞きたいと思っております。先ほどの話を聞いていたら、方法も今からしか詰めないということですので、そのあたりのことも、先ほど答弁したとおり、そこが今までの進行中だということであれば、それでいいですので、取りあえず世帯別の分を教えてください。

11ページです。事務局費の中で12節委託料、19節の扶助費、これは学習支援委託料で無料塾、それから塾代助成事業というのがあるのですが、これは令和2年度もしっかり行われておまして、子供たちも大変有意義な時間を過ごして、一生懸命勉強したと思うのですけれども、その中の支援期間と、それから受講人数、これは委託の無料塾と、それから下の塾代助成事業、この2点は同じように支援期間と人数のほうをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 お答えします。

村民への周知に関しましては、21日の事務委託者会議で事務委託者に全世帯へのチラシ配布をお願いしております。あとはホームページ、LINE等で周知しております。減収世帯の貸

付けについては、社会福祉協議会が福祉貸付金、特例貸し付けというのを行っておまして、困窮世帯、その件数が1,000件を超えております。その対象者の名簿を基にチェックするというのを聞いております。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 それではお答えします。

準備が遅れたということは申し訳なく思っております。これからはそういう準備を万端にして提案していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

あとは世帯なのか、個人なのかということで、村民を対象としておりますので、世帯の人数を、1世帯で幾らということではなくて、個人で何枚という形で考えております。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大城常良議員の御質疑にお答えいたします。

無料塾の支援事業の委託については、支援期間が令和3年11月から令和4年3月を期間としております。対象者は30人を予定しております。学習塾の受講料助成事業につきましては、同じく令和3年11月から令和4年3月分の塾代を助成いたします。人数の根拠につきましては、村内の中学3年生の人数249名から、現在中城中学校で塾に通っていない62名を差し引いた187名分を予定して予算を計上しております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは9ページのほうからです。自治会長に21日をお願いして、各戸に配布していると。ということは、社協に貸付け1,000人分の名簿をというふうなことになるのですが、それとどういう整合性があるのか。例えば先ほど言った収入が減少している方々はこの1,000人に当たるのか。先ほど言った社協が取り扱っている1,000人の名簿というものに当たるのか。これは全世帯に配布

しているということは、全世帯が対象ということになるのか、それともコロナにかかった人と濃厚接触者というふうに私は見ているのですが、これは全世帯に配ったというのはどういうやり方で配ったのか、どういう意図があつてですね、それをお願いします。

副村長にも、これは全村民が対象ということで、個人で何枚も買えるということで、これは上限があるのかどうか、1人幾らまでというものがあるのか。これは例えば3人家族だったら、その上限を全部買ってやるということか。我々が心配しているのは、低所得者の方々が果たしてこの4,000円、あるいは8,000円を出して、1万円分の商品券を買うようなことができるのかどうか。これは家族が5名いたとして、その人数分だけ買えるのか。あるいは低所得者を中心にしたプレミアム付商品券のやり方がもう少しないだろうかというのもあるのですが、先ほど言ったお金のある方が全部買ってしまって、あとは足りないという状況にもなりかねないようなことは過去に発生している。そういうものを含めて、やはり低所得者にどういうふうに行き渡らせていくのかというのが疑問に思っているものですから、その点を答えられるのであれば、ひとつ答えていただきたいと思います。

無料塾と学習塾の塾代助成事業というのは、これは令和2年度もしっかり行われておりまして、私は大変いい事業だと思っております。これをぜひ高校受験182名の子供たちと30名の塾に通っている子供たちの方々がぜひ全員高校受験をして、そしてしっかり高校に行けるようにやっていただきたい。その中でちょっとお聞きしますが、令和2年3月時点での子供たち受験生の例えば塾に通った人たちが全て高校受験したと思うのですが、その合格率というのか、そういうところのものを、これは過去と示し合わさないと分からないと思うのですけれども、その点でどれぐらい上がったのか。これは急な

質疑で厳しいかと思いますが、分かる範囲内で結構ですので、お願いしたいと思います。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 対象者に関しましては、コロナに感染し、自宅療養している方、また濃厚接触者となり自宅待機している方、あとは困窮世帯ということで実施しています。これからまたコロナに感染する濃厚接触者もあり得ますので、全世帯にチラシを配布しております。直接福祉貸付金を借りている方だけにといいくのではなくて、申請があれば食料品を配布するということを聞いております。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 御質疑にお答えいたします。

無料塾に通っている子供たちの中で、令和2年度の実績23名受講しております。その中のお一人が一次試験が不合格になりまして、二次試験を受けておりません。同じく塾代助成事業につきましても、160名に塾代の助成を行ってきました。うちお一人が一次試験不合格になり、二次試験を受けておりません。計2名は進学していないことになっています。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 この事業自体は今回出された補正予算、私は全て村民の負担軽減、それから村民の生活、暮らしを守っていくという中では非常にいい事業だという認識はしております。しかし、その中でも先ほど言ったしっかりとした補正予算の枠組み、それをどういうふうにかこの事業を展開していくのか、そういうところはしっかりと詰めていっていただいて、我々が言わんとしていることは分かるはずですので、その中身のほうをぜひ徹底的に詰めて、それから今後補正を出していただきたいと思っております。あとはコロナの陽性者の支援事業もしっかりとまた村民の利益になると思っておりますので、それは社協と連携して進めてください。以

上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 それでは今2名の議員が質疑をしましたがけれども、この交付金は地元の事業を支援するためということですが、困窮者の支援もこの予算でできるのかどうか。そして10枚のうち4枚は大型店舗で使用できると。その大型店舗というのは村内に何店舗あるのか。そして先ほども個人購入で1人幾ら分まで購入できるのか、個人で購入する場合、何枚まで、1人で100万円分とか買われたら困りますよね。そういうのがあるかどうか。そして使えるのは居酒屋とか、飲食店、コンビニでも使えるのかどうか。まずは困窮者支援に充てられないのかどうかです。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えします。

今回のプレミアム付商品券事業については、困窮世帯を対象としてはございません。幅広い業種の消費を拡大するということでの事業の趣旨となっております。1人当たりの限度額といえますか、2万円を限度として、商品券の販売をしております。大型店舗が何店舗ありますかということなのですが、規模というのを十分把握してございませんので、いろいろな店舗が先ほど修議員からもあったように、どれがどの店舗が大型に該当するのかというのは自分は把握しておりません。今回のコロナの影響で冷え切った経済を回復しようということですので、村内の飲食店、それから小売業などの幅広い業種を対象に募集をし、使える店舗等を決定していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております

議案第34号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第34号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第34号 令和3年度中城村一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第34号 令和3年度中城村一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩（10時53分）

~~~~~

再 開（11時12分）

○議長 新垣博正 再開します。

日程第1 認定第1号 令和2年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 それでは委員会審査の報告をいたします。

令和3年9月27日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

総務常任委員会

委員長 石原昌雄

委員会審査報告書

認定第1号 令和2年度中城村一般会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された令和2年度中城村一般会計歳入歳出決算は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

なし

2 不当と認める事項

なし

3 特に留意すべき事項

なし

4 監査委員の審査意見に対する意見

なし

5 その他

下記事項における意見を付け、令和2年度中城村一般会計歳入歳出決算認定を認定すべきものと決定した

記

・住民生活課

不法投棄監視カメラについては、年次ごとに増設を検討すること。画像の解析を行われてな

い現状を改善すること。抑止効果を高める上でもカメラの効果を検証すること。

・健康保険課

アミノインデックス検査は毎年受診人数が減って、不用額が出ているので新規の事業として例えば、40歳未満の人間ドック健診の補助金に回すなどの検討をすべきである。

・教育総務課

中城村学力向上モデル事業については、最終年度を向かえていることから事業の総合評価、方向性の根拠を示すこと。

・共同調理場

児童生徒数の増により、毎年度食数も増加することに伴い、安心・安全な給食を提供するうえで正職員の採用及び機械化の導入による負担軽減を図ること。

以上です。

○議長 新垣博正 これで、委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第1号 令和2年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、認定第1号 令和2年度中城村一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第2 認定第2号 令和2年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 それでは委員会審査の報告をいたします。

令和3年9月27日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

総務常任委員会  
委員長 石原昌雄

委員会審査報告書

認定第2号 令和2年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された令和2年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

- 1 違法と認める事項  
なし
- 2 不当と認める事項  
なし
- 3 特に留意すべき事項  
なし
- 4 監査委員の審査意見に対する意見  
なし
- 5 その他  
なし

以上であります。

○議長 新垣博正 これで、委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありません

か。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第2号 令和2年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。

この決算は、委員長報告のとおり認定するこ



とに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、認定第2号 令和2年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第3 認定第3号 令和2年度中城村後

期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 それでは委員会審査の報告をいたします。

令和3年9月27日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

総務常任委員会

委員長 石原昌雄

#### 委員会審査報告書

認定第3号 令和2年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された令和2年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

- 1 違法と認める事項  
なし
- 2 不当と認める事項  
なし
- 3 特に留意すべき事項  
なし
- 4 監査委員の審査意見に対する意見  
なし

5 その他  
なし

以上であります。

○議長 新垣博正 これで、委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第3号 令和2年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

を採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、認定第3号 令和2年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第4 認定第4号 令和2年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲松正敏。

○建設常任委員長 仲松正敏 報告いたします。

令和3年9月27日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

建設常任委員会

委員長 仲松正敏

委員会審査報告書

認定第4号 令和2年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された令和2年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

なし

2 不当と認める事項

なし

3 特に留意すべき事項

なし

4 監査委員の審査意見に対する意見

なし

5 その他

令和2年度末での下水道整備率が55.9%（前年度比+3.6%）水洗化率も59.9%（前年度比+3.3%）に達しており、今後も生活環境の改善、公用水域の保全に向けて引続き、接続率の向上に努めるよう取り組んでいただきたい。

以上です。

○議長 新垣博正 これでは、委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第4号 令和2年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、認定第4号 令和2年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第5 認定第5号 令和2年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲松正敏。

○建設常任委員長 仲松正敏

令和3年9月27日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

建設常任委員会

委員長 仲松正敏

委員会審査報告書

認定第5号 令和2年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された令和2年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

なし

2 不当と認める事項

なし

3 特に留意すべき事項

なし

4 監査委員の審査意見に対する意見

なし

5 その他

今後、法務局の登記、地番の変更、清算金の徴収交付事務を速やかに行うこと。

以上です。

○議長 新垣博正 これで、委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第5号 令和2年度中城村土地  
区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定につ  
いてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。

この決算は、委員長報告のとおり認定するこ  
とに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、認定第5号 令和2年度中城村土  
地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定につ  
いては、認定することに決定しました。

日程第6 認定第6号 令和2年度中城村汚  
水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定  
についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲松正敏。

○建設常任委員長 仲松正敏 報告いたします。

令和3年9月27日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

建設常任委員会

委員長 仲松正敏

#### 委員会審査報告書

認定第6号 令和2年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された令和2年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

なし

2 不当と認める事項

なし

3 特に留意すべき事項

なし

4 監査委員の審査意見に対する意見

なし

5 その他

今後、汚水処理施設使用料が大きく増収することが見込めません。そのため、汚水管渠や汚水処理施設の長寿命化のために点検・継続管理に努めるよう指摘する。

以上です。

○議長 新垣博正 これでは、委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第6号 令和2年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、認定第6号 令和2年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第7 認定第7号 令和2年度中城村水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲松正敏。

○建設常任委員長 仲松正敏 報告いたします。

令和3年9月27日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

建設常任委員会

委員長 仲松正敏

## 委員会審査報告書

### 認定第7号 令和2年度中城村水道事業会計決算認定

本委員会に付託された令和2年度中城村水道事業会計決算は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

なし

2 不当と認める事項

なし

3 特に留意すべき事項

なし

4 監査委員の審査意見に対する意見

なし

5 その他

村民に安心・安全な水道水を供給するために、水道施設の新設や老朽化施設の更新、耐震化等整備を進めていくよう指摘する。

以上です。

○議長 新垣博正 これ、委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これ

で討論を終わります。

これから認定第7号 令和2年度中城村水道事業会計決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第7号 令和2年度中城村水道事業会計決算認定については、認定することに決定しました。

日程第8 議案第25号 令和2年度中城村水

道事業未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本案について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲松正敏。

○建設常任委員長 仲松正敏 報告いたします。

令和3年9月27日

中城村議会議長 新垣博正 殿

建設常任委員会

委員長 仲松正敏

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

| 事件の番号  | 件名                          | 審査の結果 |
|--------|-----------------------------|-------|
| 議案第25号 | 令和2年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について | 原案可決  |

以上です。

○議長 新垣博正 これでは、委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第25号 令和2年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第25号 令和2年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり可決されました。

日程第9 請願第2号 南上原地区交番設置を求める請願書を議題とします。



本件について委員長報告を求めます。  
総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 それでは報告します。

令和3年9月10日

中城村議会議長 新垣博正 殿

総務常任委員会  
委員長 石原昌雄

請願審査報告書

本委員会に付託された請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

| 受理番号 | 付託年月日         | 件名               | 審査の結果 | 委員会の意見 |
|------|---------------|------------------|-------|--------|
| 2    | 令和3年<br>6月11日 | 南上原地区交番設置を求める請願書 | 採択    | 下記事項   |

記

なお、交番を設置するにあたり、中城村内にある現在の駐在所は地域住民と各学校、PTAと地域に根ざした安心・安全な駐在所なので残すこと

以上であります。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（11時39分）

~~~~~

再開（11時39分）

○議長 新垣博正 再開します。

総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 訂正します。審査の意見ではありません。審査の結果、採択です。

○議長 新垣博正 これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 それでは質疑いたします。

審査の経緯について説明を求めます。それと付帯決議、意見書を付けた理由を教えてください。

○議長 新垣博正 総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 お答えします。

審査の経緯については、前回の委員会で継続審議になりました。その間、警察署などに状況

を聞きにいきまして、交番の設置については、地域の要望とか、村の要望とかは受付けしていると。ただ、その中で、駐在所についてはどうなのかについても確認しましたがけれども、即答では駐在所が残せるとか、なくなるとか、はっきりさせられないということがありましたので、意見として、中城村においては広範囲な面積もあるし、地元駐在所もそのままありますので、駐在所は残せるなら残してほしいと。もちろん交番を設置するにこしたことはないけれども、駐在所があればさらに地域が安心、安全であるということで、委員会ではこのようにまとめをしました。以上です。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 私が聞いているのは、審査の経緯です。何月何日どこへ行って調査した。何月何日どこへ行って調査したと。時系列に説明を求めていきます。そして意見書、これは駐在所を残すべきだということは、これは当然私も賛成ですけれども、その意見は委員会の中で出たのか。その辺を説明願います。

○議長 新垣博正 総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 調査については、日付がはっきりはしませんけれども、調査には行っております。そして交番を残す意見についても、委員会の委員の中からも出ましたので、このように記載しております。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時42分）

~~~~~

再 開（11時43分）

○議長 新垣博正 再開します。

総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 訂正します。

駐在所は残してほしいという意見が委員の中でもありましたので、このような意見をして、駐在所は残してほしいという意見書になっております。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時43分）

~~~~~

再 開（11時44分）

○議長 新垣博正 再開します。

総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 審査の経緯については、委員会として8月3日に委員会を持っております。そして8月16日に県警の方と面談をして、情報を得ております。それを踏まえ、8月27日に委員会で報告書をまとめております。以上です。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 警察本部には行って調査したけれども、皆さん方は宜野湾署には行っていないのか。私の情報では、宜野湾署には行っていないと。そして警察本部に調査に行く場合、委員5人が行くべきではないかと思うんですけれども、3人行った。ほかの2人についてはどういう理由で行けなかったのか。それと駐在所を残すということは私も賛成です。しかし、それは本当に住民の意見を聞いたかどうか、下地区の。例えば下地区の自治会長何名かを集めて、そういうことでどうかと。しかし、これは交番を設置するから下地区の駐在所がなくなるという、ひとり歩きしているのではないかと思うんです。これはいろいろ情報収集してみたら、交番設置と駐在所をなくすなくさないは別の問題だという判断を警察のほうではしているらしい。そこら辺皆さん方は調査する場合の経緯というのはしっかりやってもらわないと、ただその意見を、しょっちゅう前からその意見が出ているわけです。そこら辺どのようにやったか。なぜ3人行ったか、2人の方にはどういう連絡をしたか。

○議長 新垣博正 総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 8月16日については、私と副委員長と金城委員が一緒に行きま

したけれども、大勢でなくてもいいということもあって、取りあえ3名で情報を確認して、それを持ち帰って議論するという方向で、3人で行きました。宜野湾署については、向こうの県警の方々の話を聞く中で、要請は県警のほうを確認してもできると。宜野湾署が最終的には方針を出すのですけれども、そのようなことも合わせて宜野湾署のほうもこの情報は届いていると。というのは、中城村においては、南上原の交番設置については、平成21年でしたか、平成21年にもう既に要請書が出されておきまして、宜野湾署もこれは把握しているということを確認しておりますので、ただ、今回は行政が請願書についてどう採択すべきかということ踏まえた場合、聞き取りした状況とその意見をつけることでいいということで、委員会ではまとまりました。以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時49分）

~~~~~

再 開（11時53分）

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから請願第2号 南上原地区交番設置を求める請願書を採決します。

この請願書に対する委員長報告は採択です。この請願は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、請願第2号 南上原地区交番設置を求める請願書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第10 陳情第9号 陳情書（国道329号線 泊交差点について、安全性・利便性確保のため信号機設置等のお願い）を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 それでは報告します。

令和3年9月27日

中城村議会議長 新垣博正 殿

総務常任委員会

委員長 石原昌雄

#### 委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 番 号   | 付託年月日        | 件 名                                          | 審査の結果 |
|-------|--------------|----------------------------------------------|-------|
| 陳情第9号 | 令和3年<br>9月6日 | 陳情書（国道329号線 泊交差点について、安全性・利便性確保のため信号機設置等のお願い） | 採択    |

○議長 新垣博正 これでは、委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第9号 陳情書（国道329号線 泊交差点について、安全性・利便性確保のため信号機の設置等のお願い）を採決します。

この陳情書に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第9号 陳情書（国道329号線 泊交差点について、安全性・利便性確保のため信号機の設置等のお願い）は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第11 陳情第14号 コロナ禍のもとで子どもたちおよび女性の健康と学習権を守るため、学校等公的施設のトイレに生理用品を配備し、その予算化を求める要請を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 大城常良。

○文教社会常任委員長 大城常良 それでは読み上げて御報告いたします。

令和3年9月27日

中城村議会議長 新垣博正 殿

文教社会常任委員会

委員長 大城常良

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定

により報告します。

記

| 番 号    | 付託年月日        | 件 名                                                             | 審査の結果 |
|--------|--------------|-----------------------------------------------------------------|-------|
| 陳情第14号 | 令和3年<br>9月6日 | コロナ禍のもとで子どもたちおよび女性の健康と学習権を守るため、学校等公的施設のトイレに生理用品を配備し、その予算化を求める要請 | 採択    |

○議長 新垣博正 これで、委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第14号 コロナ禍のもとで子どもたちおよび女性の健康と学習権を守るため、学校等公的施設のトイレに生理用品を配備し、その予算化を求める要請を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。こ

の陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第14号 コロナ禍のもとで子どもたちおよび女性の健康と学習権を守るため、学校等公的施設のトイレに生理用品を配備し、その予算化を求める要請は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第12 陳情第15号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情書を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 大城常良。

○文教社会常任委員長 大城常良 それでは読み上げて御報告いたします。

令和3年9月27日

中城村議会議長 新垣博正 殿

文教社会常任委員会

委員長 大城常良

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

### 記

| 番 号    | 付託年月日        | 件 名                               | 審査の結果 |
|--------|--------------|-----------------------------------|-------|
| 陳情第15号 | 令和3年<br>9月6日 | 公営住宅の入居に保証人を不要とする<br>条例改正等を求める陳情書 | 採 択   |

○議長 新垣博正 これで、委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第15号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第15号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本定例会においての議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで、本定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会 (12時03分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 新 垣 博 正

中城村議会議員 桃 原 清

中城村議会議員 玉那覇 登

